

593
8

593-8



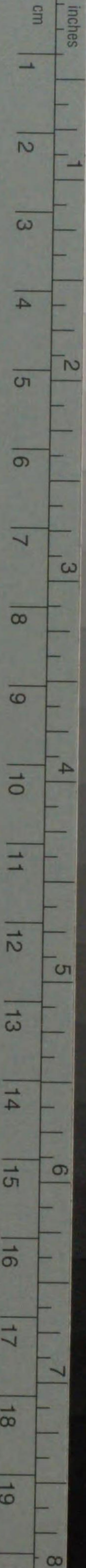
1200501526700

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

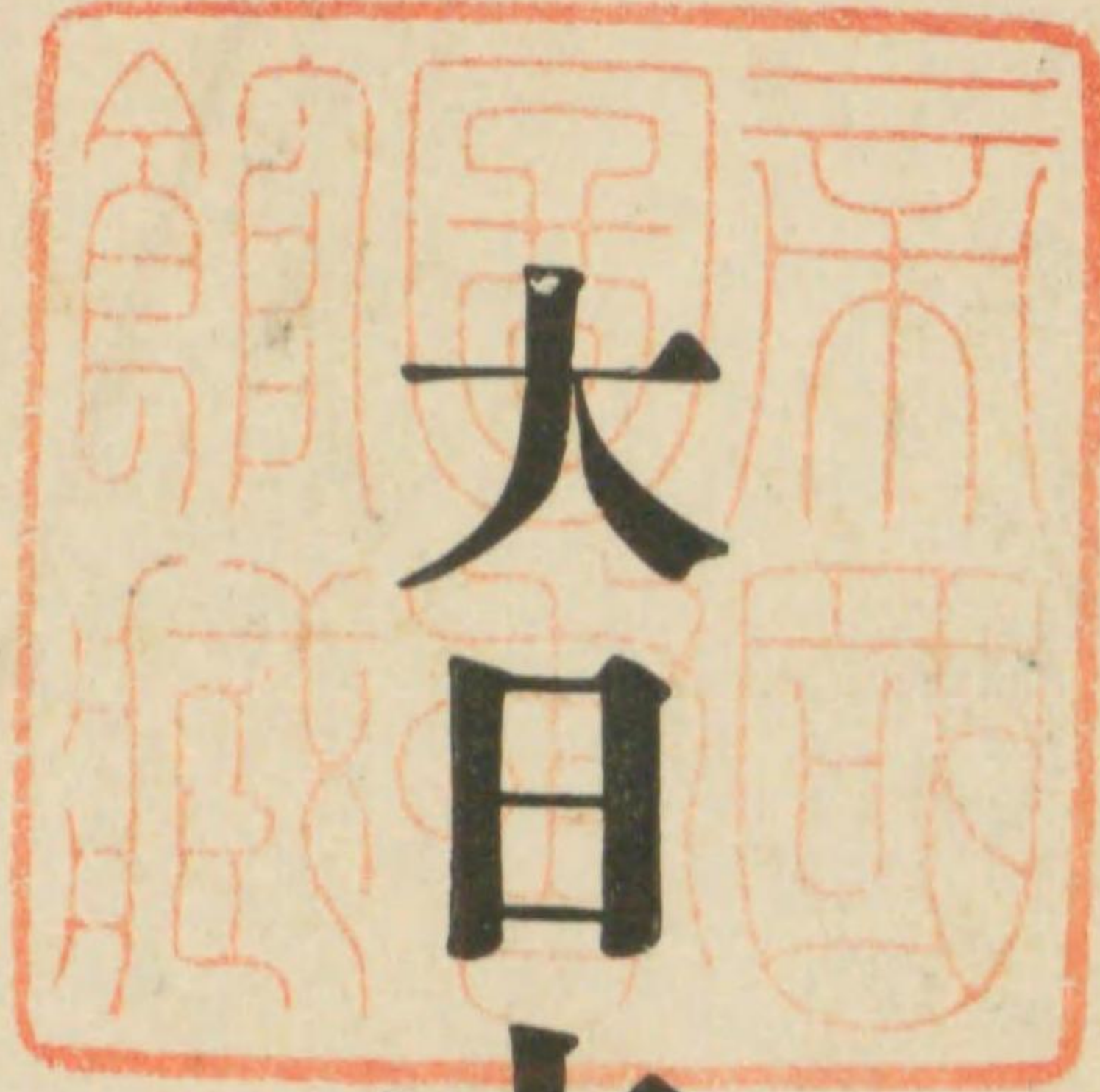


32.2.26

蘆田伊人編

大日本地誌大系

三國地志上



雄山閣版

593-8
~~594~~

大日本三國地志例言

- 一 本卷には、三國地志壹百拾貳卷の中、首卷及卷之壹より卷之五十六までを収めた。
- 一 三國地志は、伊賀上野城代藤堂元甫の編纂に係る。元甫幼名は千之助、藤堂元光の六男にして、延寶五年を以て生る、幼にして聰明、才文武を兼ね、好みて史籍を讀む。嘗て藩内地誌の完きものなきを慨し、藩士富治林正直、伊勢の人萱生由章及其門下川口維言等を補佐とし、自から群書を涉獵し、政務の餘暇専ら編輯に従ふ。爾來稿を改むること凡四回、寶曆十年勢志二國の志先づ成り、尋て伊賀の志亦稿を脱せんとするに當り、偶病を得、翌十二年九月六日終に歿す。享年八十有六。
- 一 嗣子華川子、遺志を繼ぎて業を督し、其翌十三年茲に本書を完成したり。
- 一 本書は、伊賀阿拜郡立圖書館の藏本を以て底本とし、傍ら東京帝國大學史料編纂掛の藏本を參酌し、且つ書中の引用文は、概ね其原書に依りて校訂を加へたり。
- 一 而して阿拜郡立圖書館本は、もと著者藤堂家傳來の藏本にして、文化九年八月、三

例言

一

笑翁興彦と云ふ人によりて、新に淨寫せられしものに係り、著者の自筆本にはあらざれども、頗る良本なり。

一 凡そ龍頭の註を設け、且つ書名には【】の括弧を附したるが如きは、凡て既刊地誌大系の例に據れるものなり。

一 本書の目録は、極めて簡なり。故に今讀者の便をはかり、記事中特に著名のものを摘出し、新に要目を編して、之を卷末に附收したり。

一 本書を刊行するに當り、伊賀阿拜郡立圖書館並に東京帝國大學史料編纂掛及著者の遺族保田熊造氏、伊賀上野の人村治圓次郎氏、伊勢津の人田所登氏、友人深澤徳吉氏等は多大の便宜を與へられたり、茲に謹みて謝意を表す。

一 本卷は舊刊地誌大系所收のものを再刊せるものなり。

昭和四年九月

蘆田伊人識

三國地志序

癸酉秋、

君侯自巡伊藩歸、高文上謁、

座間有一大笈、

公顧曰、司城滕元甫所編三國地志矣、因曰、本邦從古乏地理書、駿雲豆參之外、寥寥不過數州耳、後人纂輯、足供韻人墨卿之資、無由經濟之用、外之則仙佛陳跡、凡僧杜撰、紕謬膚淺、固不足言、夫幅員之難窮也、以朝權未可斯成于旦夕、故五畿上梓後、輟不復講焉、寡人嘗讀常陸志、心竊慊我藩之無載、但恐事涉支離、或害百姓、所以思而未發也、今也元甫舉一如寡人意、吁元甫齒踰古稀、膺州務繁、

既非易事、况留情篇籍、文章華國乎、乃疆壯間局孰能憊之、古所謂、仕而優者、元甫其庶幾乎、可謂懋矣、汝宜披閱一過、而後再有說、文唯々受而畢業、他日又曰、書佳否、謹答曰、徵古正確、考索精微、誰不嗟稱、曰、寡人曾涉獵通篇、其略近詳遠、清雅可悅、雖然世道代謝、昨是今非、安知目擊山川、千秋萬歲之後、何等沿革、至不可復尋、及今不載、惜乎遂爲白璧之微瑕、汝諭以寡人之意、令加潤色、有二三標目未穩、復命圖書監劉奕南、劄記以授文、文謹傳

命、翁感戴猛起、折衷改竄、已經數歲、一日寄書曰、我蚤歲好地理、每聞土俗之說、便稽古書、或涉小說者、漫錄備遺忘、不圖汚

電覽、賞譽過情、既不堪慚懼、至於彙別郡邑、兼舉新古、則庸才所不敢任、雖然謙讓未遑、則嫌于自持乖恩、欲從之、則頽齡逼桑榆、奈力

不足、且伊勢郡村、與諸侯封疆、犬牙相入、乃至神祠浮堵、亦通聲于各縣、質問審明、不知其幾往返、而所載者、實九牛一毛耳、即眎諸識者、豈得無漏脫之譏乎、夫以散漫未成書、謬瀆

高聽、寔懷惕若、望煩區處、文乘燕間誦之、

公笑曰、舉爾所知、爾所不知、人其舍諸、文以告翁、翁決意、董督繕寫、囑文作序、文猥劣何足以讚不朽盛業、聊述其顛末、以塞責而已矣、

寶曆乙亥上巳日

洞津滕高文謹撰

三國地志自叙

天運循環、

神祖勃興、時屬昇平、文物斯盛、才士藝人、濟々焉斌々焉、且神祠佛閣之巨麗、侯邸民寰之稠密、未嘗前聞也、然都邑郡縣、世多沿革、山川土宜、時異名稱、古蹟湮沒、殆爲不少、豈可不慨嘆哉、予常好地理方輿之書、因謂本邦古昔、國有風土之記、省有圖帳之設、然典章久散逸、則方今之世、詳悉萬方之地理固難矣、然四海文明、列國不乏博古君子、儻使每州記其風土名勝、而集大成之、則豈不一大舉哉、於是予竊不自揣、欲作勢伊志々多歲、訊遺蹤於村老、事多不經、不足以徵、校舊跡於古典、邊鄙固陋、所闕不少、百計哀輯、日積月累、易稿數四、稍成編帙、庸劣之才、鹵莽之撰、固難免識者之譏笑、然勢伊二州、君侯之封國、

宗社之所在、而志州本勢州之所分也、吾曹世祿、霑恩波之渥、因浪禿兔毫、以償區々之志、若夫闕誤者、俟後人補正云爾、寶曆紀年、中冬穀旦、好問齋源元甫自叙、

三國地志跋

風土之有記邈焉保平以降兵燹遍邦畿典籍散逸稽古之士憾焉伊城好問源君以弓馬餘力潛心地理夙著勢伊志誌一百卷方志輿記無不涉獵聞藏書有家搜索乞貸不遠百里取足徵祛可疑改竄補緝至老不輟尙以從政暇日手親校正寶曆辛巳齡及八旬上勢志二州誌于

公庫大賜賞贊本州誌淨書未竣功其明年罹病々中喃喃語皆係斯書事嗣大夫華川君奉遺囑督其事今茲癸未騰寫告成門五惟正目次整然令余跋卷後嗚呼余布衣受知四十年所于今時已示藁本深知君之苦心則附名于其尾不敢請而已固所願也時寶曆癸未夏五三角奧田士亨拜書

三國地志標目

建置沿革 州名郡名附

疆域 官道 間道附

形勝

風俗

祥異

租稅

城邑

公署 小牙附

堡寨

鄉名

村里

神祠

山川
關梁
學校
亭舍
陵墓
梵刹
古蹟
土產
氏族
流寓
女流
僧侶

製造附

三國地志凡例

一王者之治天下也，其制有三矣，曰封建，曰郡縣，上古創業之時，其制未考，至文武帝中興，沿襲漢唐郡縣之治稱之，任國之政，率由不違，五百有餘載于茲，源平並馳之後，武斷用事，朝綱不振，守介王人之外，別置守護職，或割地食其將士，自此而來，任國之典漸廢，至天正文祿之際也，儼然封建矣，而朝廷之號令尚如故，以故制度實有沿革，而無沿革，辭命徒有任國之稱，而無土地之可以施焉，今時操觚者，往往難于脩辭，此篇紀事不能雅馴者，職此之由，沿革條所載，亦不得明辨于此際，讀者察焉，某每讀國典，遇三州牧守及介掾目事跡，必抄出之，其無傳者，單錄姓名，以備考證之一端，今附諸沿革條末，其餘或汎以國名稱，不系郡村者，亦槩在此例。

一古今地誌，體制不同，及明一統志出，此方言地理者，莫不喜模倣，此篇亦爾也，但以典刑之異，風俗之差，不能無取捨，明之所謂州者，此方國也，其縣者，此方郡也，一統志紀縣之事，悉皆屬州，不須每縣分錄，此方近來所有地理之書，皆各郡立目，無一國統載者，豈風俗所使然歟，抑由輿地之不甚廣也，今不欲獨違衆，自沿革至租稅凡六，則汎舉一州之體制，城邑

公署以下各郡分錄，然而三國形勢各有小差，目錄不能悉焉，遇事設制，不敢強牽同調，說具左方。

- 一 明之制，以州統縣，置布政司，兼督數州，本朝之制，古今無此例，則布政司之目，在所不取。
- 一 疆域及租稅祥異三款，雖一統志所不載，以舊典時籍有文，亦錄之。
- 一 明室諸王，享封就藩，不理其邑政，徒食租稅耳，異于此方，今時邑侯，是故不由藩封之目，易以城邑名，書于其郡首，但如伊賀上野，志摩鳥羽，今時總鎮全州，不可限以郡邑，因錄之沿革之次，目云州城。
- 一 伊勢有東朝之田，置務所制其政，曰之公署，固其所也，其餘則列侯及將士采邑，身在東都，置吏督賦稅，曰之小牙。
- 一 陪臣土著之地，總稱之堡寨，以別于城邑。
- 一 一統志有郡名目，本志州名郡名，附沿革條中，更立鄉名之目，此和名集所載，雖非今日能所辨，而以此推彼，可髣髴上古之制。
- 一 村里，亦一統志所不有矣，蓋以其篇籍浩繁省之也，此篇僅志三國，非甚煩重，因次之鄉名，有其見史載者，標出于各條下，其餘則一例單書，以俟再考。

- 一 一統志設祠廟之目于宮室之次，思吾朝從古尊崇神明，今秩之鄉名之下，聊欲見其意，因改曰神祠，伊勢皇廟天朝所敬祀，乃不例一國統割，錄之建治沿革前，以准京城大廟。
- 一 渡會郡，有林崎宮崎文庫，講經明道以爲常，是以伊勢獨立學校之目。
- 一 一統志，宮室條，亦載紳縉處士亭堂，今倣之，錄東朝御殿邑主茶屋之類，改曰亭舍。
- 一 一統志，有寺觀，此方素無道觀，改曰梵刹。
- 一 後世武辨之家，承命土著者，載之各郡下，室町微弱，海內豪傑，割據郡邑，不知復有朝廷，不得與牧守之列，亦併錄于此，目曰氏族條，或不係土生者，附載其城邑堡寨之下，不別立傳。
- 一 一統志所謂名宦人物列女者，蓋以才德得名，此方古人多不詳其傳，僅僅存姓名，後世何以辨淑慝，今易以氏族女流。
- 一 本邦古來仙跡少聞，今改仙釋之目，曰僧侶。

戊寅仲秋念七日代好問翁識滕子撰

三國地志惣目

序目	第一	伊勢	神宮	神宮	神宮
第二	三	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第三	四	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第四	五	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第五	六	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第六	七	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第七	八	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第八	九	通國	建置沿革	建置沿革	建置沿革
第九	十	桑名郡	城邑	村名	村名
第十	十一	桑名郡	城邑	村名	村名
第十一	十二	桑名郡	城邑	村名	村名
第十二	十三	桑名郡	城邑	村名	村名
第十三	十四	桑名郡	城邑	村名	村名
第十四	十五	桑名郡	城邑	村名	村名
第十五	十六	桑名郡	城邑	村名	村名
第十六	十七	桑名郡	城邑	村名	村名
第十七	十八	桑名郡	城邑	村名	村名

第十九	第二	三重郡	古蹟	土產	製造附
第二十	第三	河曲郡	城邑	村名	村名
第二十一	第四	河曲郡	城邑	村名	村名
第二十二	第五	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十三	第六	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十四	第七	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十五	第八	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十六	第九	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十七	第十	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十八	第十一	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第二十九	第十二	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十	第十三	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十一	第十四	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十二	第十五	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十三	第十六	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十四	第十七	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十五	第十八	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十六	第十九	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十七	第二十	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十八	第二十一	鈴鹿郡	城邑	村名	村名
第三十九	第二十二	鈴鹿郡	城邑	村名	村名

第四十 壹志郡 土產 流寓 女流 僧侶 氏族
 第四十一 飯高郡 山城 村名
 第四十二 飯高郡 關梁 陵墓 村名 古蹟 氏流
 第四十三 飯野郡 土產 製造 氏流 古蹟
 第四十四 飯野郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第四十五 多氣郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第四十六 多氣郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第四十七 多氣郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第四十八 多氣郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第四十九 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十一 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十二 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十三 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十四 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十五 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第五十六 度會郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 已上五十六卷伊勢國篇

第六十 阿拜郡 神祠
 第六十一 阿拜郡 神祠
 第六十二 阿拜郡 山川
 第六十三 阿拜郡 山川
 第六十四 阿拜郡 山川
 第六十五 阿拜郡 山川
 第六十六 阿拜郡 山川
 第六十七 阿拜郡 山川
 第六十八 阿拜郡 山川
 第六十九 阿拜郡 山川
 第七十 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十一 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十二 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十三 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十四 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十五 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十六 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十七 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十八 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第七十九 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十 山田郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟

第八十一 名張郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十二 名張郡 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 已上廿六卷伊賀國篇
 第八十三 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十四 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十五 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十六 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十七 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十八 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第八十九 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第九十 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 第九十一 通國 關梁 陵墓 氏流 古蹟
 已上九卷志摩國篇
 第九十二 公案
 第九十三 公案
 第九十四 公案
 第九十五 公案
 第九十六 公案
 第九十七 公案
 第九十八 公案
 第九十九 公案

第一百 舊案
 第一百一 舊案
 第一百二 舊案
 第一百三 舊案
 第一百四 舊案
 第一百五 舊案
 第一百六 舊案
 第一百七 舊案
 第一百八 舊案
 第一百九 舊案
 第一百十 舊案
 第一百十一 舊案
 已上廿卷別錄
 通計百十二卷

三國地志

引書目

日本書紀	續日本後紀	律式	延喜式	日本紀略	西宮抄	玉海	管見	薩戒	山槐	元長	神皇正統記	公卿補任	本朝御抄	禁秘御抄	公事根源							
續日本紀	文德實錄	令義解	類聚三代格	扶桑略	北山抄	長秋抄	百練抄	左經抄	兵範記	康富記	姓氏錄	倭名類聚	本朝事始	年中行事	水鏡							
日本後紀	三仁實錄	弘聚國史	類聚國史	西宮別記	台記	中右記	政事略	朝野群載	親長記	園太長曆	皇胤紹運錄	本朝文粹	世朝樞覽	日中行事	大鏡							
增鏡	江談抄	職原抄	古事記	元集	大同本	舊事紀立義	二月堂神名帳	萬葉集	萬葉集	古今灌頂口傳	拾遺集	詞華集	新勅撰集	續拾遺集	續後拾遺集	新拾遺集	新宮雜例集	神宮雜事集	御鎮座本紀	御鎮座次第記	神祇本源	
江家次第	水語拾遺	古語拾遺	神皇實錄	長寬勸文	麗氣記	樋川上天淵記	萬葉仙覺抄	古今顯注密勸	後拾遺集	千載集	續後撰集	玉葉集	風雅集	新後拾遺集	延曆儀式帳	倭姬命世記	御鎮座本緣	古老口實傳	神道瑚璉集			

神鳳抄	弘安元年勅使記	神宮先規錄	神鏡廣博記	御饌殿本紀	伊勢風土記	薦河風土記	准后伊賀記	源氏物語	岷江入楚	袋草紙	綺語抄	童蒙抄	七帖抄	伊勢抄	草菴集	井蛙抄	歌枕名寄	風葉和歌集	古今著聞集	士佛參詣記
安東郡專當沙汰文	石窟本緣	外宮物忌記	禰宜補任次第	嘉祿山口祭記	伊勢島風土記	筑後風土記	伊勢物語	紫式部日記	榮花物語	奧儀抄	袖中抄	梁塵愚案抄	無名抄	長明海道記	續草菴集	和歌藏玉集	藻山かつの記	椿葉記	堯孝參詣記	
皇字沙汰文	神宮古記録	嘉曆勅使記	瑞柏傳記	文保記	伊賀風土記	民部省圖帳	大和物語	花鳥餘情	清少納言枕草子	八雲御抄	梁塵秘抄	漢語抄	四季物語	四季木集	十樂菴記	能因歌枕	關東海道記	いせの道の記	俊乘參詣記	
弘安參詣記	皇后宮下野家集	經國家集	躬恒家集	忠岑家集	丹後守家百首	白川殿七百首	天文十一年千首	弘長元年百首	四季百首	月清集	雪玉集	八雲口傳	碧玉集	現存六帖	柳葉日記	弘安禮節	異制庭訓	明衡消息	名目抄	
菅家御詠集	隆俊家集	長明家集	堯孝家集	正中二年百首	建保三年名所百首	堀川百首	神祇百首	寶治百首	五社百首	玉吟集	春夢草	拾遺愚草	濱出記	西上談	伊勢物語髓	親元日記	庭訓往來	新猿樂記	官職難義	
爲頼家集	俊頼家集	齋宮家集	國永家集	師兼千首	正治百首	堀川後度百首	文應元年百首	戀百首	新六帖	雲葉集	源氏青表紙	續門葉集	一字抄	白鷹記	伊勢二門極理灌頂	拾芥抄	尺素往來	精進魚鳥物語	催馬樂	

女房官品	東大寺本要錄	元亨釋書	人丸赤人秘傳記	善隣國寶記	宗長路の記	落書露顯	春の曙	建武二年記	浪合記	承久物語	保元物語	源平盛衰記	太平記	足利家當參衆帳	信長記	將軍家譜	織田眞記	三河後風土記	蒲生軍記	續太平記
大安寺資財流記	懷橘談	安元行事記	和歌二聖傳	燈菴主袖下集	永閑伊賀名所記	壺囊抄	黃葉和歌集	東鑑	上月記	應仁記	平治物語	元弘日記裏書	信濃宮傳	江源武鑑	太閤記	家忠日記	甲陽軍鑑	老人雜話	本朝武林傳	
西大寺資財流記	熱田寛平緣起	松島日記	散木奇歌集	名所方角	紹巴道の記	あつまの道の記	峯相記	室町日記	諸家紋盡	明德記	平家物語	難太平記	南朝紀傳	若狹國守護職次第	叔井日記	元寛日記	參州實錄	蒲生氏郷記	武家補任	
北條九代記	武邊咄聞書	北島物語	長島記	前太平記	明智軍記	蒲氏系譜	山室系圖	渡邊勘兵衛覺書	續花押藪	太平一統史	舟木系圖	つれく野槌	兼好家集	壬辰集	丙辰紀行	和論語	七夕歌合	文治六年歌合	後鳥羽院御巡禮記	
北條五代記	廣島分限帳	伊勢兵亂記	雜々拾遺	武將判鑑	諸家大系圖	大原系圖	永明禪寺祠堂帳	大友興廢記	紀君言行錄	太平記大全	沙石集	徒然古今抄	阿佛家集	篠枕	身延の道の記	人國記	建久元年良子内親王家歌合	職人盡歌合	伽藍開基記	
北條盛衰記	多氣國司分限帳	伊勢軍記	中古日本治亂記	殘太平記	大系圖	伊勢氏系圖	關東兵亂記	花押藪	琵琶法師傳	參考太平記	つれく草	徒然參考	歌林良財	都の霞	三代一覽	長久元年歌合	建長八年百首歌合	有馬地志	寶物集	

平家物語評判	平家物語八坂本	古今二箇秘授
春日社記	春夜神記	大八洲記
古事談	續古事談	神社考
保元四年大間	正應四年大間	鈴鹿宮傳記
稻生社緣起	多度社記	垂加
松葉集	日本人物志	國朝諫諍錄
神祇秘抄	日本逸史	源氏爪印
みの、道の記	油日緣起	本朝年代記
和漢合運	諸城變遷記	主圖合結
梯本集	御裳濯集	新名所歌合
古來百首	拾玉集	諸抄
文明十二年御屏風詩歌	輔親家集	なくさめ草
古今鍛冶次第	名所和歌	一宮巡詣記
觀音寺緣起 <small>和田村</small>	白子觀音寺緣起	大福田寺古記
東大寺古文書	今昔物語	懷中抄
神代卷口訣	舉白集	神皇系圖
神拜記	文明三年內宮遷宮沙汰文	
建久遷宮記	寬正遷宮記	公卿勅使記
類聚大補任	三會定一記	芝山傳奏日記
諸社根元記	本朝高僧傳	延寶傳燈錄
手鑑	齋宮石名取歌合	內宮年中行事

信明家集	簡禮集	大日本史
齋宮記	神領給人引付	
宋史	武備志	兩朝平壤錄
全浙兵制日本風土記	五燈會元續略	萬寶全書
海道諸國記		

三國地志引書目 終

三國地志卷之一

伊州司城 藤堂元甫修
伊州富治林正直校
勢州萱生由章校

伊勢國

伊勢大神宮

○內宮 【延喜大神宮式】曰、大神宮三座在度曾郡宇治天照大神一座、相殿神二座、

【垂仁紀】曰、二十五年三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐稻姬命、託于倭姬命、爰倭姬命求鎮坐大神之處、而詣菟田篠幡、更還之入近江國、東廻美濃到伊勢國、時天照大神誨倭姬命曰、神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可恰國也、欲居是國、故隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴河上、是謂磯宮、則天照大神始自天降之處也、

一云、天皇以倭姬命爲御杖、貢奉於天照大神、是以倭姬命以天照大神、鎮坐於磯城嚴櫃之本而祠之、然後隨神誨、以丁巳年冬十月甲子、遷于伊勢國渡邊宮、【神名帳頭注】曰、

伊勢度邊郡大神宮相殿二座、手力雄、榜幡姬、舊記曰、大神宮已前筑紫日向天降座、神武帝已後九帝宮中座、崇神天皇奉遷大和宇陀郡、人皇十一代垂仁廿五年、鎮座伊勢、是謂磯宮、同廿六年丁巳十月甲子、遷于度邊宮、按、始自天降のこと、神宮秘奥の説あるよし、こゝにもらしぬ。

【延曆儀式帳】曰、天照坐皇大神、所稱天照意坐左方、稱天手力、神靈御形、坐坐右方、稱萬幡豐秋津姬命也、此皇孫之母靈御形、御坐地、度會郡宇治里伊鈴河上之大山中、四至、神堺、以東石井嵩、赤木嵩、朝熊嵩、黃楊山嵩、尾垂峯等爲山堺、以北比奈多島、砥島、志婆崎、酒龍島、阿婆良岐島、大島、屋島、歌島、都久毛島、名島、牛島、小島等爲海堺、以南志摩國鷓高錦山坂並爲山堺、以西伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堺、常入參大神宮、驛使館口壘、飯野郡磯部河、稱神近堺、以北海限、

【長寬勘文】引【日本紀私記】曰、今天照大神者、是諸神之最貴者也、【延喜御記】中有大神宮與豐受宮如君臣之文、豐受宮猶然、況餘社哉、【本朝事始】曰、神宮、以伊勢之神宮爲濫觴也、但御鎮座以後有神宮之號、【安人御禊之日記】曰、成務三年癸酉九月十一日、定大神宮之尊稱、亦豐受神宮尊稱者、始仁賢二年己巳九月十六日、

按、宇治郷宇治に坐す、天照皇大神宮と稱す是也。又五十鈴宮・朝日宮・伊勢宮・櫻宮とも云。

○外宮 【延喜大神宮式】曰、度會宮四座、在度會郡沼木郷山田豐受大神一座、相殿神三座、【神名帳頭注】曰、度遇宮豐受大神也、相殿三座、兒屋根・太玉・瓊々杵、舊記云、雄略廿一年、依大神託、從丹波與謝郡魚井原奉迎之、朝夕御饌自外宮參內宮、人皇四十五代聖武帝神龜六年正月十日、於途中有汚穢於外宮御饌殿備進内外宮御饌也、【珊瑚集】曰、相殿神事、外宮大左皇孫尊小天上玉杵尊、私記、左天上玉杵命、輒不及外聞之間、世無知之、右天兒屋命・太玉命、

【古事記】曰、登由宇氣神、此者坐外宮之度會神者也、【弘安參詣記】曰、豐受大神の御事は、皇大神宮の天降給後、四百八十四年に至りて祝奉れり。内宮より西を去る七里となん。

【式】又には載たり、雄略天皇十七年癸巳、天照大神の御託宣に云、我御食津の神、丹後國與謝郡眞名井原に御座す、早彼神を迎て、我朝の御食夕の御食をかり調備云給へり。依之彼眞名井原より奉迎、伊勢國度會郡沼木郷山田原大宮奉鎮座、今の豐受宮と號是也。其後又皇大神宮の御託宣云、彼宮の禰宜には、天村雲命末孫を、別に定置てかて儘やと云給。即度會神主是也。依て託宣に任朝御饌、夕御饌、調備天村雲命氏禰宜毎日令持指皇大神宮參り向ふ、其時大神宮禰宜天

見返命末孫荒木田氏禰宜、請領して供奉せらる、例也。

按、山田に坐す、豐受大神宮と稱す是也。又度會宮・豐受宮・豐宮・度會齋宮とも云。

○齋宮 離宮 磯宮 【垂仁紀】曰、隨大神教、其祠立於伊勢國、因興齋宮于五十鈴川上、是謂磯宮、倭姫命世記曰、垂仁天皇廿六年丁巳冬十月甲子、奉遷于天照大神於度遇五十鈴河上、興齋宮于宇治縣五十鈴河上大宮際、令倭姫命居焉、即建八尋機屋、令天棚機姫神孫八千々姫命、織大神御衣、譬猶在天上之儀焉、謂宇治磯宮也。一名磯宮也。

【續古今集】曰、實治元年九月十首歌合に、社頭祝

神風やいす、の川のいそのみや、とこ世の波の音

そのとけき

皇后宮大夫師繼

浪風に濱邊の蘆の枯るころ、いその宮人袖や寒らん

按、古へ宇治、郷大宮と鳥居の間川の上りにあり。倭姫御一世の齋宮也。初 皇大神伊蘇國磯宮に遷幸、今の磯宮、夫より五十鈴川の上に御鎮座、故に其號を以て齋宮の名とし、磯宮と云。

○龜田別宮又曰離宮院 【風土記】曰、龜田別宮、雄略天皇二十二年戊午七月、從丹後國與謝郡魚井原豐受大神、假鎮

(社神原河高)

座于此宮、卜宮所三月、九月廿八日遷渡會郡山田原、圭田三百六十三束三畝三字田、【御鎮座本紀】正由氣曰、次遷幸渡相沼木平尾、興于行宮天、今號高河原三箇月坐焉、號今處、名離宮、

【神宮雜事記】曰、延曆四年九月以十八日所奉遷也、即齋內親王參仕、件以十九日離宮豐明奉仕、

按、園太曆離宮院、元在高河原云、全文下に出、離宮は舊龜田別宮なり。今の高河原神社是なり。

○離宮院 【園太曆】曰、古記稱、離宮院事、在度會郡湯田郷宇羽西村、件院元在高河原、而依延曆十六年八月三日宣旨、被移立彼宇羽西村、造宮使大中臣豐庭、以大同二年任大宮司也、同時中臣氏神社、自筒岡奉遷鎮彼院坤方也、【神宮雜例集】曰、離宮院、延曆十六年丁丑八月三日官府、從度會郡沼木郷高川原、移造於同郡湯田郷宇羽西村畢、造宮使大中臣、下院【日本後紀】曰、淳和天皇長元年九月乙卯、詔曰、天皇詔旨、爾坐掛畏、大神乃大前仁申、給閉申サ久多氣乃齋宮大神宮止、離遠天每事仁無便、因茲天度會乃離宮、下院定天常齋宮止、須倍岐狀申出事、乎恐、美恐、美申給止、續日本後紀曰、淳和天皇長元年九月、依多氣齋宮遠離大神宮、每事無便、卜定度會離宮、以爲齋宮焉、今依火災、卜定多氣宮地、可爲常齋宮之狀、同令此使祈申於大神宮、按、離宮は、齋王驛使の離宮也。延曆十六年より廿八年後、

天長元年多氣齋宮を止て、十六年の間此離宮を以て常の齋宮とし、又承和六年多氣に復す。宇羽西村今小俣と云。宮川の上森内に古跡あり。

○玉串又曰太玉串 【延喜大神式】曰、著木綿賢木、是名太玉串、【奥儀抄】曰、たまくしとは、さかきを云也。大神宮の風俗也。

【顯注密勘】云、伊勢國には、昔をば渚菰といひ、亦さか木を玉くしと申。【八雲御抄】に云、榊、伊勢にはたまくしの葉といふ。【袖中抄】云、顯昭云、たまくしとは、伊勢大神宮の風俗には、榊を玉くしといへりと。云云。

【新古今集】曰、入道前關白家百首歌よみ侍けるに

神風や玉くしの葉をとりかさし、内外の宮に君を

こそいのれ

俊 惠 法師

【續後撰集】曰、神祇の心をよませ給ける

光をば玉くしの葉にやはらげく、神の國とも定て

しかな

土御門院御製

【續古今集】曰、伊勢にくたり侍ける、顯季卿のもとにつかはしける

とへかしな玉くしの葉に、みかくれて鴟の草くき

めちならすとも

源 俊 頼 朝臣

【延曆儀式帳】曰、山向物忌父職掌太玉串、【釋日本紀】引私記曰、眞坂樹八十玉籤、問曰、玉籤者、何物乎、是坂樹也、玉

尊貴之名也、用此坂樹刺立於地、爲祭神之木、故謂之籤耳、
按、神を玉串と云こと、神宮の習なり。玉串の内人・玉串
の御門等の稱、皆上古八十玉籤の名義による、たとひ自
餘の官社に在いて、玉串を以神を稱するものありとも、
皆神宮の舊を襲ふものなり。其名稱のをほろけならざる
ことを存せんがために、しはらくこゝに附するのみ。

○公卿勅使 【拾芥抄】曰、勅使 伊勢或抄云、天平十四年十二月三日、右大臣藤原元為勅使、被甲可被造東大寺云云、同日十月五日、有御夢事、仁和三年、參詣天慶四年、長保三年、參詣後、按、【神皇先規錄】云、天平十年五月、聖武御宇勅使、位攝諸兄伯名代、中臣神祇

○臨時奉幣使 【本朝事始】曰、六十二代邑上天皇、康保二年乙丑八月廿一日、奉幣於十六社、止雨、蓋伊勢・石清水・賀茂上松尾・平野・稻荷・春日・大原野・大神・石上・大和・廣瀨・龍田・住吉・丹生・木船、一條院正曆二年辛卯六月廿四日、依祈雨之勅願奉幣、加吉田・廣田・北野、爲十九社、正曆五年至祈穀之時、加梅宮爲廿社、長德二年乙未二月廿五日、被奉臨時之官幣之日、加祇園爲廿一社、後朱雀院長曆三年己卯八月十六日、被奉官幣之日、加日吉爲二十二社、被宣下於住吉之次梅宮上、【拾芥抄】曰、二十二社、伊勢渡會郡五十餘川、大神宮、大神宮内宮、齋部一人、勅使齋宮外宮也、

自午時迄于未二點、五色雲立、天照坐皇大神宮鎮座、即宇治五十鈴河上乃宇治山之峯頂、懸連利即禰宜内人等注具狀申於宮司、即宮司水通録子細言上神祇官、隨即官奏、仍神祇官陰陽寮等勸申云、奉爲公家又爲天下、甚最嘉之瑞相也者、即依彼嘉瑞之雲、可被改元之由、被下宣旨、以同年八月廿日、改神護慶雲、又曰、元年丙午、件嘉雲之由、被祈申於二所大神宮、勅使中納言從三位藤原卿、令奉二宮種々神寶等給、記、其不又禰宜等叙正五位下畢、

按、【延喜祥瑞式】云、慶雲狀、若烟若雲非雲、大瑞とあり、
【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜三年八月甲寅、異常風雨、拔樹發屋、卜之、伊勢月讀神爲祟、於是、徒度會神宮寺於飯高郡度瀨山房、又云、十一年二月丙申、神祇官云、伊勢大神宮寺、先爲有祟、遷建他處、而今近神郡、其祟未止、除飯野郡之外、移造便地者、許之、
按、度瀨山房は、飯高郡にあらず。飯野郡神宮寺山、これ其故趾、十一年紀に遷建他處と云もの、即ち此地。神山を距ること北へ十町餘。
又曰、天應元年春正月辛酉朔、詔曰、以天爲大、則之者聖人、以民爲心、育之者仁后、朕以寡薄、忝承寶基、無益萬民、空歷一紀、然則惠澤墜而不流、憂懼交而彌積、日愼一日、念茲在茲、比有司奏、伊勢齋宮所見美雲、正合大瑞、彼神宮者、國家

所鎮、自天應之、吉無不利、抑是朕之不德、非獨臻茲、方知凡百之寮、相諧攸感、今者正々告曆、吉日初開、宜對良辰共悅喜祝、可大赦天下、改元曰天應、又曰、延曆十年八月辛卯、夜有盜、燒伊勢大神宮正殿一字、財殿二字、御門三間、瑞垣一重、壬寅、詔遣參議紀古佐美、參議神祇伯大中臣諸魚、神祇少副忌部人上於伊勢大神宮、奉幣帛、以謝神宮被焚、又遣使修造之、【續日本後紀】曰、承和六年十一月癸未日、災于伊勢齋宮、燒官舍一百餘宇、遣左衛門佐從五位下田口朝臣房富、賣絹百疋・綿三百屯・調布五十端、存問齋内親王、十二月己酉朔、庚戌、遣參議從四位上行春宮大夫兼右衛門督文室朝臣秋津、奉珍幣於伊勢大神宮、以齋宮燒損也、【弘安參詣記】曰、貞觀十五年八月十三日、大風洪水に依、豐受大神宮の重々御垣御門既以顛倒、中外院の殿舎・御倉迄、同流失し給へりしに、正殿のめぐり一丈斗水不流、奇地の底に涌入る、正殿の内更濕損し給はず、不思議とも申許なし。内宮は火によりて威を顯し、外宮は水によりて德をしめす。陰陽は不替といへとも、靈驗よし有者か、【日本紀略】曰、應和二年七月廿七日壬午、右大將藤原朝臣奏造伊勢大神宮、使大中臣善道申、新宮心柱寄傍奉立、同八月十五日庚子、奏祭主神祇大副大中臣元房申、伊勢新宮心柱立誤、禰宜内人等進申文過狀云、仰大神宮司慥勘申之、同廿八日癸丑、神祇官勘申

大神宮新宮心柱違例立之、判官内人等罪文、仰依定申令、同九月十三日戊辰、奉神幣幣於大神宮、兼謝申新宮正殿心柱誤立之由、須以十一日奉遣、而依穢及今日、【百練抄】曰、長元七年九月卅日、祭主輔親猷碧珠一顆、是去八月於神宮祈請之間、於寶前松實中所得云、令諸卿定申之、安置内殿、十一月有報奏、又曰、長曆四年七月廿六日、大風、伊勢豐受大神宮正殿、並東西寶殿、瑞垣悉以顛倒、八省會賀同顛倒、延曆神宮炎上之時、神體懸木、今度有顛倒之事、但御體不動傾、奉渡膳殿、【扶桑略記】曰、治曆二年丙午、五月十三日、丙寅、伊勢神宮及齋宮寮、雨雹、大如雞子、【世世樞覽】曰、後冷泉天皇治曆二年丙午、六月三日、伊勢大神宮言上、去月十三日神宮並齋宮寮、降大雹、【水左記】曰、承保三年丙辰、夏四月九日甲午、軒廊下、伊勢神宮百枝松倒、【世世樞覽】曰、白河天皇承曆三年乙未、二月十一日、伊勢祭主輔經言上、去十八日未時、大神宮内外院六十餘宇、拂地燒亡、【扶桑略記】曰、寬治六年八月三日甲寅、大風、伊勢大神宮寶殿一字、並四面垣等、皆爲大風顛倒、【百練抄】曰、寬治六年八月四日、大風、大神宮西寶殿、豐受宮東西寶殿等顛倒、【長秋記】曰、天永四年九月六日、伊勢大神宮瑞垣御門顛倒事、去五日頭辨參仕、奉下調度文書等、者明後日可令定申給日來、内大臣奉行、而於是尙可奉上下薦之由、院宣候也云、又曰、去八月四日、大

風雨、内宮瑞垣御門・蕃垣・山垣・四御門、凡別宮・月讀宮・伊雜宮悉有破損、云、又曰、長承元年六月三日、壬辰時、伊勢大神宮忌尾有二死鼠、卜處有公家御煩也、但其中上皇御煩重歎、【山槐記】曰、永曆二年四月十八日庚申、今日被發遣伊勢幣云、傳聞、是去年大神寶欲奉納、開御戶、更不令開給、于今猶不令開給、御之故云、件御祈也、彼神寶納東實殿云、

【康富記】曰、仁安元年九月十六日、權中納言藤原卿參入、被行軒廊御下、是豐受大神宮正殿御經木、並に棟覆木共指北方低傾事也、【百練抄】曰、仁安三年十二月廿一日、日本紀略集注作廿五日、伊勢大神宮内宮燒亡、正殿東西殿門及内外院殿舍悉爲灰燼、御體奉取出之、【吾妻鑑】曰、治承五年十月廿日癸亥、昨日、大神宮權禰宜度會光倫、自本宮參著、是爲致御祈禱也、今日武衛對面給、光倫申云、去月十九日、依平家申行、爲東國歸往祈請、任天慶之例、被奉金鏡於神宮、奉納以前、祭主親隆卿嫡男神祇少副定隆、於伊勢國一志驛家頓滅、又件甲可被奉納事、同月十六日於京都有御沙汰、當于其日、本宮正殿棟木蜂作巢、雀小蛇生子、就是等之怪、勸先蹤、輕朝憲、危國土之凶臣、當此時可敗北之條、置而無疑者、云、

【康富記】曰、安貞元年八月三日、祭主能隆卿言上、豐受大神宮正殿千木並に覆板泥障、板御經木低傾、【先規錄】曰、永享

元年七月十三日、神人與神役人合戰、白砂血流、御殿射立矢、件射者悉蒙神罰畢、【南朝紀傳】曰、嘉吉元年春三月廿三日、將軍伊勢へ參宮、大雨降、ものゝけあり、まつ興に入らるる劍髪切紙あやまりてとももの也、草津に至り是を見付驚き、飯尾肥前守を都に歸し、實の劍を取寄、水口に至りて是を奉る、此大刀將軍家常に身をはなち玉はず、是を忘るいふかし、又曰、同九月廿八日、去廿三日夜大神宮の神馬、御むまやを出走りめぐり、あせを流し、又御厩に歸り入の旨、禰宜神官奏狀を捧く、是南軍大内へ參入の夜、刻限相同し、又曰、嘉吉三年三月十七日、江州柿御園葦莊池脇新坊と云者、十七人ともなひ伊勢へ參宮、内外宮の間にて天狗に逢、行方を知らず、伊勢は天下宗廟なり、天下の物怪と云とや、

【康富記】曰、嘉吉三年十一月、伊勢一社奉幣事、十三日甲子、晴、伊勢一社奉幣使被發遣之、去九月廿三日内裏燒亡之夜、神宮之櫪之御馬、放出御厩給有休徵之由、禰宜並祭主卿次第注進到來、神宮職事權右中辨俊秀也、傳奏日野新大納言資房卿也、奏聞之處、叡慮被感思食之間、被謝申者也、又曰、享德元年八月廿九日、軒廊御下、是去月十二日豐受宮正殿千木打落、宮中震動之由、禰宜等言上之故也、【南朝紀傳】曰、享德三年春、伊勢子良、年十にして子を産む、【康富記】曰、豐受大神宮神主、注進、可早被經次第上奏速被達天聽、去月十

二日未刻、當宮正殿之千木二枝、經木七覆左右板頽落、言語道斷之次第、神慮之恐不少間事、右去月十二日未刻、當宮正殿之千木、經木頽落之條、非常事哉、仍御假殿漏濕及于數箇所、殊者御座之板上、御裝束御神寶等、令濕損之間、誠銘于心肝、神慮之恐叵測、只是御作事輕微之御殿之間如此、然早被經次第上奏、被急御事始之營作、奉遷御神體之條、爲預嚴密之御勅定、粗注進言上如件、以解、享德三年九月日、大内人正六位上度會神主弘富上、【神宮舊記】延德二年曰、去年八月十八日夜、天火降、古殿燒亡畢、今年九月十四日子刻、亦天火降、假殿回祿、希代珍事也、【外宮物忌記】曰、延德二年九月十四日、丑冠、亦外宮正殿假殿炎上、于時禰宜等爲祭禮、齋宮馳走奉拜見之處、御船代蓋開御坐之條、奇惟珍事也、【雜々拾遺】曰、中ころ伊勢の國に、村上掃部助家時といへるあふれ者あり、幾内大亂の砌、勢州神領もさはかしく、神宮禰宜等私に弓矢を取て、合戦さらによむときなし、天文三年國司北畠晴具卿、大軍をかたらひ神領の一揆をせめしが、村上家内數千の假武者をすゝめ、此時又別に合戦を企つ、すてにして宮川を大手として、數千の旗をひるかへしけるか、國司右の大勢川をわたして、平押にせめける、村上兵ことごとく打まけ、にけうせぬ、村上終に狂夫となり、大神宮の拜殿に入て火をはなち燒死す、五六日を経て、國司の士卒

數百人疫病に打ふす、安倍氏これをうらなふに、村上か怨靈のしはさなきはまりぬれば、やかて奏聞をへて、村上を大明神にいはいひけり、これよりやまひしつまりて、人損せすといへり、

按、【伊勢軍記】しるすところ略同し、但し長官常政流刑のことによつて、神詠木葉にあらはれ、其罪を宥めらるることを載せ、說怪誕にちかし、故にこゝに略す、

【玉海】曰、治承五年八月廿一日、傳聞之、獻胃於大神宮之勅使神祇大副定隆隆子於途中頓死去、未曾有事也、【康富記】曰、嘉吉二年十月七日、飯尾美濃守貞元、布施民部大夫貞基、松田八郎左衛門尉氏秀等、爲使節下向伊勢國云、國司被打入神三郡、又神人與神役人右一揆霍執弓矢事、可和睦之由、管領被仰之歎云、

三國地志卷之二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

神宮附

○兩宮遷宮 【寶基本紀】曰、天武天皇朱雀三年己酉九月十日、二所大神宮之御遷宮事、廿年一度所被造加也、【延喜大御式】曰、凡大神宮廿年一度造替、正殿、寶殿及外幣殿、【弘安參詣記】曰、廿年に一度の御宮うつしに、二度あひ侍ぬれども、其由來をもつまひらかにせず。是縁にあはざるか故也。此宮うつしより始りける事にか。俗云、神明の御事は、ことの恐あるによりて、神代本記をもひらかず、是本縁を輒申侍らぬによりて也。只宮中の雜事などには、秘藏に不及事なり。天武天皇十四年乙酉秋九月十日、始て伊勢皇大神宮に神寶廿一種を奉らる、其時官府に、皇大神宮殿舎・御門・御垣等破損の時は、宮司をして修補せしむるは承前の例也、自今以後は、廿年に一度新宮を造替して、遷御し奉るべし、宜永例とすへしと也。それより此方東西に宮地を定

置て、廿年を限りて造改奉る所也。亦中外院の御殿舎・御倉・四面重々御門・鳥居等は、始て造加らる、由侍にや。其後持統天皇四年庚寅、東の宮を造始て遷御あり。延暦四年乙丑九月、内宮御遷宮の時は、大風洪水の難によりて、恒例式日に遷御なくして、同十八日を以てうつし奉りける、外宮は、持統天皇十六年壬辰、始て東の宮所に移し奉る。【園大曆】曰、應和二年九月七日、伊勢廿年一度遷宮、神寶使祭遣辨官觸穢神祇伯懷古王以下所司自神祇官進發行事左中辨文範朝臣、按、【神宮記】云、白鳳元年壬申、二所大神宮御遷宮、天武天皇朱鳥四年庚寅九月十八日、内宮御遷宮、持統天皇自此御宇造替遷宮被定置廿年、但し大友皇子謀反之時、依天武天皇之御宿願也、自白鳳元年及十九年・朱鳥六年壬辰、外宮御遷宮、神寶記に云六年云是より後、内外宮二十年を以て年限とす、以下こゝに略す。

○祭主 【倭姫命世記】曰、一書曰、天照大神、自美濃國廻到安濃藤方片樋宮坐、于時、安佐賀山有荒神、百往人者亡五十人、四十往人者亡廿人、因茲倭姫命、不入座度會郡宇遲村五十鈴川上之宮奉齋藤方片樋宮、于時阿佐賀荒惡神爲行乎倭姫命遣中臣大鹿島命・伊勢大若子命・忌部玉櫛命、奏聞天皇、天皇詔、其國者大若子命先祖、天日別命所平山也、大若子命祭平其神、令倭姫命奉入五十鈴宮、即賜種々幣而、返遣大若

子命、祭其神、○【職原鈔】曰、垂仁天皇御宇、天照大神鎮座伊勢國度會郡五十鈴川上之時、命中臣祖大鹿島命爲祭主、其後業代々爲祭主、○【神宮雜事記】曰、景行天皇即位三年、始令祀神祇、仍定置祭官職一人、今職祭按大鹿島命は兒屋命より十世、祭主の職こゝに始り、今藤波家に至り、歴世相續し玉ふ、【雜事記】に、始令祀神祇の説、恐くは誤ると云へし。

○大神宮司 【類聚三代格】曰、弘仁十二年八月廿二日、太政官符、承前之例文、大神宮司檢納伊勢國多氣・度會兩郡神田租、及七處神戶田等租、支用祭祀從來尙矣、【三代實錄】曰、貞觀十二年八月十六日丙申、加置伊勢大神宮司一員、又云、元慶五年八月丁丑朔、廿六日壬寅、制定伊勢大神宮司一員、正六位上階、少宮司一員、正七位上階、先是、神祇官言、大神宮司、元置從六位階一員、而去貞觀十二年、加置一員、大小無別、職掌不分、同稱受領、交爲爭論、望請定置大小員、遷代之日、分付受領、一准長官任用者、勅聽之、【延喜大御式】曰、凡大神宮司二員、大宮司一員、正六位上階、少宮司一員、正七位上階、其季祿以神稅給之、【類聚大補任】云、延喜二年、大中臣文通、始加任權大司、按、【儀式帳】云、孝謙御宇、中臣香積連須氣、神祇司後御詞と稱し又大神宮司と稱す、とすると、是大神宮司の始なり。大神宮司離宮院の神政を總管すること、國司の府政を專裁するに同じ。大宮司・大司・宮司の稱、詳略ありといへとも、並に

大神宮司の事なり。中葉大朽・村山・大家・津島・高良比・摺宜・菅原・管生等の諸氏を補す。中臣比登寶龜元年の奕世中臣氏の專職となりて、他姓を任せず。延暦五年に年限六年を定めらる。然りといへとも善能のものは重任し、任にたゑざるものは年限をまたずして改替せらる。貞觀十二年に二員となり、元慶五年二員にわから任せらる。權大司は唯補任に在いて見るのみ。然れば權司は、或は任し、或は闕く、時宜によるにや。大少二員、嘉曆の比までの記文に見るといへとも、一員をやめられたるはいつれの時代なることを詳にせず。今二員の名あつて、當職は一人のみ。又按に、齋衡三年政印を鑄て宮司に賜り、離宮院の調御倉に藏られしこと【雜例集】に見はる。今宮司家御政印と稱して、これを小祠に崇め置く。

○大神主 【大同本記】曰、倭姫命、戴奉天、度會宇治五十鈴宮、爾令入坐、鎮理玉吃爾、度會神主等先祖大若子命乎、大神主止定玉天、倭姫命世記、奉遷止由、泊瀬朝倉宮、大泊瀬稚武天皇、廿二年戊午秋七月、依勅宣以大佐々命、兼行二所大神宮大神主職仕奉、按、兩宮大神主の權輿なり。大佐佐命は、即大若子命の弟、乙若子命五世の孫なり。天武の御宇に止む。○禰宜 【禰宜補任】曰、禰宜外少初位上神主兄虫、右神主二門、御氣一男也、天武天皇即位元年壬申、以神主志已夫、補任大神宮禰宜、以兄虫任豐受大神宮禰宜、大神主御

氣依老耆辭讓故也。按、志已夫は大若子命より十世、兄虫は十一世也。○天武の御宇停大神主、被定置禰宜職各一員於二宮、是兩宮禰宜の始也。後其員を加へ補せらる。後二條帝(師御)に至て、二宮各十員を置かる。具さに「禰宜補任」及「至要集例文」等に見はる。後世御師の俗稱は、御詔か師・御禱師の省語なり。

○大内人・小内人 【延曆儀式帳】大神 曰、宇治大内人、無位宇治土公磯部小繼、内人、外正八位上荒木田神主家守、内人無位神主廣川、又云、職掌雜仕四十三人、内禰宜一人、大内人三人、物忌十三人、物忌父十三人、小内人十三人、又豐受曰、職掌禰宜物忌事、合貳拾一人、禰宜一人、大内人三人、物忌六人、物忌父六人、小内人五人、○又云、大内人無位神主御受、大内人無位神主牛主、大内人無位神主山代、諸小内人等、按内人の始るところ詳ならずといへども、古昔大田命の奉導によつて、御鎮座ましますは、是時宮中の事、固よりあづかりはかり給ふへし。然れはまた内人の號はあらずといへども、其始る處はこゝにあるべし。されば其後裔、歷世宇治土公玉串の大内人の職を襲ひ、今に至て絶ず。但別宮の内人は今廢す。

○大物忌 【延曆儀式帳】曰、初大神乎頂奉齋、倭姫内親王朝庭還參上時、今禰宜神主公成等先祖、天見通命乃孫川姫

命、倭姫乃御代仁大物忌爲氏、以川姫命大神乎令傳奉氏、從其時始、大神專手附奉、傳奉、今從齋内親王大物忌者、於大神近傳奉、晝夜不避、迄今世最重、仍大物忌元發由如件、亦父毛子共忌慎、供奉具顯月記條、【御鎮座傳記】云、倭姫命與大田命諸穢惡事乎定、忌言詞物忌之名此緣也、【大同本記】曰、大神主爾仕奉氏人等、以女子乃未夫婚、物忌止爲天、令供奉、【朝野群載】勅使祿法條曰、大神宮正員、禰宜六人、權任三十四人、六位十二人、館母一人、子等十人、豐受大神宮正員、禰宜六人、中物忌子四人、館母二人、【御鎮座本紀】曰、御炊神水沼道主、今世號御炊物忌其緣也 丹波道主貴、今世號大物忌其緣也 爲御杖代神嘗也、又云、丹波道主貴苗裔、八小童女、寶殿御鑰賜天、水沼道主供進奉、今號御炊物忌父子其緣也、春女炊女是也、按古昔父子相任、故に物忌子物忌父の稱あり。又【古老口實傳】云、母良、嘉祿山口祭祀】云、副廻兩宮物忌員、世によつて違あり。

○行事上卿 【薩戒記】曰、應永卅三年八月廿五日、丙戌、天晴、或人曰、造大神宮上卿事、德大寺大納言舉之云、其日可尋、後聞此事浮説也、廿七日、戊子天晴、今日依召右頭中將基世朝臣參入、付予申其由、仰云、可被定仰大神宮行事上卿辨等、基世朝臣神宮奉行也

○傳奏觸穢 【薩戒記】曰、應永卅三年九月十二日、壬寅天晴、依當番自早且參院宿侍、上皇被仰云、吉田大納言家息女

爲喝食在大聖寺 今日頓死、家中忽觸穢、彼大納言者大神宮傳奏也、役夫工之時節、殊難治事也者、勅定趣爲大神事之身、無左右觸穢不□□由也、尤可恐之、

○官符請印 【薩戒記】曰、應永卅三年十月十九日、己卯天晴、卯一尅許地震、已忽陰雨即晴、傳聞、今日有請印政、上卿初度行雨儀政事雖有例不應幾事歟 造伊勢大神宮、山口并木本祭官符請印也、唯光行事大 上卿藤大納言神宮上卿也、少納言可尋、辨不參敷、次上卿已下參陣、同兩祭日時定、請印以前先可被行日時定也、而上卿已下爲内文兩度參内、依有如此且延文例也 并内文等行之云、辨左中辨房長朝臣、神宮行參陣敷、委可尋

○神事立札 【薩戒記】曰、應永卅三年十月十九日、己卯天晴、卯一尅許地震、已忽陰雨即晴、傳聞、今日有請印政、可夕始神事浴沐、立神事札於門口、自今日不念誦、伊勢神事皆如此、札云大神事也、僧尼并重輕服輩不可入來、按、行事錄する所、牧擧するに違あらず、今略之。

○日本武尊拜神宮 【景行紀】曰、四十年冬十月壬子朔癸丑、日本武尊發路之、戊午枉道拜伊勢神宮、

○太子拜神宮 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜九年冬十月丁酉、皇太子向伊勢、先是皇太子寢疫久不復、至是親拜神宮、所以賽宿禰也、

○源義滿參宮 【將軍家譜】曰、義滿、明德四年九月辭左大臣、大神宮參詣、

○源義持 【南朝紀傳】曰、應永十六年六月、將軍家伊勢へ

參宮、【將軍家譜】曰、義持、應永十六年六月、將軍家大神宮參詣、

○源義教 【將軍家譜】曰、義教、永享三年二月、大神宮御參詣、

○源義政 【將軍家譜】曰、義政、文正元年三月、大神宮御參詣、【應仁記】云、文正元年の春三月に、伊勢御參宮、又伊勢御參宮の奔走は、旅宿の爲に白木黒木の御所を構へ、道すからは飯の山をつき、酒の海を湛へて御供衆を賞す。

○將軍家母堂 【將軍家譜】舊曰、文明十一年九月、將軍家御母堂參詣大神宮、

○釋行基 【元亨釋書】曰、天平十三年、勅行基法師授佛舍利一粒、詣勢州獻皇大神宮、基、於内宮南門大杉下、縛廬而居、期七日持念、按、行基、神宮に詣る一たひにあらざるへし。諸説多しといへども、事怪誕にわたるを以て茲に略す。

○【山家集】曰、伊勢にまかりたりしに、大神宮にまいりてよめる、神葉に心をかけんゆふして、思へは神も佛なりけり、「かしまるしてに涙のかゝる哉、又いつかはとおもふあはれに」按、此歌集に擧る、皆西行の歌也。

○【なくさめ草】曰、京へのほりにしかは、すへてしる人もなし。さらばこゝより伊勢のかたへと、心さして、大神宮に參詣し侍しそかし。按、此草紙は、沙門正徹か所作也。人物

志云云。
○【伊勢大神宮參詣記】曰、康永元年十月十日あまりの頃、大神宮參詣。按、此記は、土佛所作也。土佛は十佛か子にして、傳は【本朝醫考】に見はる。

○【關東海道記】明應八年五月曾土原雅康作曰、十六日大神宮に代官の人まいらせけるに、よみてたてまつりける、「五十鈴川ふかくいはら白濃海、かへりくまてに浪たつなゆめ」按、【海道記】は、明應八年五月飛鳥井雅康卿、富士遊覽の時の記なり。親詣にあらざれとも、文にあらはるゝを以てこゝにあくるのみ。

○【舊事女義】序曰、元弘第二從三位常良於是有參詣禪客、ト瑞籬之縁邊、爲二宮法樂、講法華之圓意、按、慈遍は、卜部兼顯の子にして兼好か兄なり。女義の書成るを以、神宮にをいて法樂をなすとみえたり。

○【續門葉集】曰、公家御いのりのために、大神宮にまうて、宸筆御告文をよみたてまつるとて、伊勢の國は、とこよのなみのしきなみよする國也、人のいのちもなかゝるへしと、御託宣ありける事を思ひ出て「やそちまて祈る心は伊勢の海や、とこよの浪の數にまかせて」按、此歌は、前權僧正通海、勅を奉して神宮を拜する歌也。

○【東大寺衆徒參詣伊勢大神宮記】曰、文治二年歲次丙午、

仲春二月中旬之比、當寺勸進聖人重源後乘房爲祈申造大佛殿事、參詣大神宮、

三國地志卷之二終

三國地志卷之二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

建置沿革

【神代紀】曰、猿田彦大神對曰、天神之子、則當到筑紫日向高千穗穗觸之峯、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、因曰、發顯我者汝也、故汝可以送我而到之矣、天鈿女還詣、報狀、皇孫於是脫離天磐座、排分天八重雲、稜威道別道別而、天降之也、果如先期、皇孫則到筑紫日向高千穗穗觸之峯、其猿田彦神者、則到伊勢之狹長田五十鈴川上、即天鈿女命隨猿田彦神所乞、遂以待送焉、【伊賀風土記】天平本曰、伊賀國伊賀郡猿田彦神、始此之國、屬伊勢加佐波夜之國時、二十餘萬歲知此國矣、【萬葉集抄】引【伊勢風土記】曰、伊勢國者、天御中主尊之十二世孫天日別命之所平治、天日別命、神倭磐余彦天皇、自彼西西宮、征此東州之時、隨天皇到紀伊國熊野村、于時隨金鳥之導、入中州而到於菟田下縣、天皇敕大伴日臣命曰、逆黨膽駒長髓宜早征罰、迺天日別命曰、國有天津之方宜平其國、早

賜標劍、天日別命奉敕東入數百里、其邑有神名伊勢津彦、天日別命問曰、汝國獻於天孫哉、答曰、吾竟此國居住日久、不敢聞命矣、天日別命發兵欲戮其神、于時畏伏啓曰、吾國悉獻於天孫、吾不敢居矣、天日別命令問曰、汝之去時、何以爲驗、啓曰、吾以今夜起八風吹海水、乘波浪將東入、此則吾之却由也、天日別命整兵窺之、比及中夜、大風四起、扇舉波瀾、光曜如日、陸海共朗、遂乘波而東焉、古語云、神風伊勢國、常世浪寄國者、蓋此謂之也、天日別命壞築此國、復命天皇、天皇大歡詔曰、國宜取國神之名、號伊勢、爲天日別命之村地、因賜宅地于大倭耳梨之村焉、按、本國建置の起源詳ならずといへども、上世猿田彦命の啓行の功を賞し、近侍の宮女天鈿女命に猿女君の姓を授け、是を猿田彦に賜り、俱に伊勢に到らしむ。蓋その土著の地に封せられしものなり。これよりして其神孫歷世此國に住給ひて、今に至りて尙宇治土公と稱するも、上古司牧の遺稱成へし。神武の朝に至りて、皇綱解紐の餘をうけて、四方の向背をたし、東方を一洗し玉ふにより、猿田彦の後葉伊勢津彦をうつすの類、數世磐居の主を改め封し玉ふなるべし、【風土記】伊勢津彦にをいて追討の如く書なせるは、恐くは然らし。扇舉波瀾光曜如日とは、數多の群從を引つれ船上る行裝の華美を擧るのみ、其府とする處何の地なることを詳にせずといえとも、王命を受て一たび

其地をひらき、其後やはり北伊勢の地に止り玉ふとみえたり。又垂仁の朝に至て、皇大神宮御鎮座の時、猿田彦の神孫太田命神幸を迎へ奉り、倭姫命に答て、吾國は佐古久志呂宇治之國とあれば、太田命は因襲して其地をたもち、伊勢津彦は同宗にして別支なるにや、今考へからずといへとも、桑名・河曲・鈴鹿の諸郡に、猿田彦の由縁多く、八風社など全く伊勢津彦遷居の事實に起る名なり。且度會にしては宇治土公ありて、南北ともに猿田彦神孫の滋蔓占め玉ふなるべし。此神の事蹟處々數ふるに暇あらず。是を以て自古開國の神とするも、亦宜ならずや。

○天日鷲命 【舊事本紀】曰、以天日鷲命爲伊勢國造、即伊賀・伊勢國造祖。

○天日別命 【倭姫命世記】引一書曰、征此東州復命、天皇大歡詔曰、宜取伊勢國、即爲天日別命之村地。

○建日方命 【延曆儀式帳】曰、垂仁天皇即位十四年乙巳、伊勢國造遠祖建日方、倭姫命世記云、國造建日方命、

○大若子命 【倭姫命世記】曰、垂仁天皇即位十四年乙巳、國造大若子命、一名大幡主命

○三宅連石床 【天武紀】曰、元年六月、至伊勢鈴鹿、爰國司守三宅連石床、【大日本史】云、三宅石床爲伊勢守、壬申之役降于天武、位至小錦下、八年卒、贈大錦下日本

○高橋朝臣島麻呂 【續日本紀】曰、文武天皇二年秋七月癸未、以直廣肆高橋朝臣島麻呂爲伊勢守、

○佐伯宿禰石湯 【續日本紀】曰、文武天皇大寶二年十一月乙酉、伊勢國守從五位上佐伯宿禰石湯續日本紀云

○引田朝臣廣目 【續日本紀】曰、文武天皇大寶三年六月乙丑、以從五位上引田朝臣廣目、爲齋宮頭兼伊勢守、

○當麻真人櫻井 【續日本紀】曰、文武天皇慶雲二年九月丁酉、以從五位上當麻真人櫻井爲伊勢守、

○大市王 【續日本紀】曰、文武天皇慶雲三年十一月戊申、從五位下大市王爲伊勢守、

○大宅朝臣金弓 【續日本紀】曰、元明天皇和銅元年三月丙午、以正五位下大宅朝臣金弓爲伊勢守、

○津島朝臣眞鎌 【續日本紀】曰、元明天皇和銅七年冬十月丁卯、以從五位下津島朝臣眞鎌爲伊勢守、

○門部王 【續日本紀】曰、元正天皇養老三年秋七月庚子、伊勢國守從五位上門部王、

○佐伯宿禰毛人 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十七年二月壬子、以從五位下佐伯宿禰毛人爲伊勢守、

○藤原魚名 【類聚國史】曰、魚名至從四位下伊勢守、
○藤原朝臣小黒麻呂 【續日本紀】曰、廢帝天平寶字八年冬十月癸未、從五位下藤原朝臣小黒麻呂爲伊勢守、【日本後紀

纂】小黒麻呂傳云、小黒麻呂者、贈太政大臣房前之孫、從五位下鳥養二男、母正四位下伴宿禰道足女、天平寶字八年十月丙寅授從五位下、甲戌任伊勢守、天平神護三年三月己巳爲式部少輔、神護景雲二年二月任安藝守、

○阿倍朝臣東人 【續日本紀】曰、稱德天皇神護景雲元年八月戊子、伊勢守從五位下阿倍朝臣東人、

○伊勢朝臣老人 【續日本紀】曰、稱德天皇神護景雲二年六月戊寅、以勳四等伊勢朝臣老人爲本國國造、

○藤原朝臣楓麻呂 【續日本紀】曰、稱德天皇寶龜元年八月辛亥、從四位下藤原朝臣楓麻呂爲伊勢守、

○阿倍朝臣毛人 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜二年五月己亥、從四位上阿倍朝臣毛人爲伊勢守、

○百濟王理伯 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜二年秋七月丁未、從四位下百濟王理伯爲伊勢守、

○藤原朝臣鷲取 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜五年三月甲辰、從五位下藤原朝臣鷲取爲伊勢守、

○大伴宿禰家持 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜七年三月癸巳、從四位下大伴宿禰家持爲伊勢守、又云、十一年二月、伊勢守正四位下大伴宿禰家持爲參議、

○石川朝臣名足 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜十一年二月丁酉、參議從四位下石川朝臣名足爲伊勢守、又名足傳云、中

納言從三位兼兵部卿皇后宮左京大夫大和守石川朝臣名足薨、名足、御史大夫正三位年足之子也、寶字中授從五位下除伊勢、【公卿補任】曰、參議左大辨名足、天平寶字七年正月伊勢守、

○多治比真人長野 【續日本紀】曰、光仁天皇天應元年三月戊申、以從四位下多治比真人長野爲伊勢守、【公卿補任】云、天應元年四月己巳、伊勢守、又曰、桓武天皇延曆三年三月乙酉、從四位上多治比真人長野爲伊勢守、按再任職

○紀朝臣作良 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆元年六月辛未、從五位下紀朝臣作良爲伊勢守、

○藤原朝臣崇嗣 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆五年正月乙卯、以從五位下藤原朝臣崇嗣爲伊勢守、

○藤原朝臣今川 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆九年秋七月戊子、從五位下藤原朝臣今川爲伊勢守、

○賀茂朝臣人麻呂 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆十年春正月癸未、齋宮頭從五位上賀茂朝臣人麻呂爲兼伊勢守、

○菅野朝臣眞道 【日本後紀纂】曰、桓武天皇延曆十六年、春正月甲午、以從四位下左兵衛督菅野朝臣眞道爲伊勢守、又眞道傳云、眞道、其祖百濟人山守之男、延曆十六年正月兼伊勢守、二月己巳加從四位上、依【續日本紀】勢也、三月丁酉爲左大辨、七月廿三日歷伊豫守、

○藤原朝臣仲成 【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇大同四年八月戊戌、以北陸道觀察使從四位下藤原朝臣仲成爲伊勢守、又曰、五年八月丁酉、任官參議從四位下藤原朝臣仲成爲伊勢守、【公卿補任】曰、大同四年八月任伊勢守、九月十日遷佐渡權守、五年七月戊午任近江守、八月廿九日任伊勢守、

○吉備朝臣泉 【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇大同五年春正月壬子、南海道觀察使正四位下吉備朝臣泉爲兼伊勢守、

○藤原朝臣眞夏 【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇大同五歲秋七月甲寅、參議正四位下藤原朝臣眞夏爲兼伊勢守、

○吉備眞備 【公卿補任】曰、吉備、弘仁元年任參議、歷兼伊勢、武藏守、左衛門督、五年薨、年七十二、

○坂上田村麻呂 【類聚國史】曰、坂上田村麻呂、弘仁中歷右近衛少將兼伊勢守、

○藤原朝臣眞 【類聚國史】曰、弘仁七年、參議從四位上行皇后大夫兼伊勢守藤原朝臣眞、

○安倍朝臣寬麻呂 【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇弘仁九歲春正月壬辰、任官正五位下伊勢權守安倍朝臣寬麻呂、【公卿補任】云、弘仁四年八月一日伊勢權守、齋宮頭如元、

○藤原朝臣藤成 【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇弘仁十三年五月癸巳、伊勢守從四位下藤原朝臣藤成、日本後紀略、

○藤原朝臣吉野 【日本後紀纂】曰、淳和天皇天長三年春正月

月戊子、任官從五位上左少辨藤原朝臣吉野爲兼伊勢守、

○長田王 【續日本後紀】曰、仁明天皇天長十年三月辛亥、從五位下長田王爲伊勢守、

○和氣朝臣眞綱 【類聚國史】曰、天長十年四月壬戌、從四位下行伊勢權守和氣朝臣眞綱、

○丹墀真人清貞 【續日本後紀】曰、仁明天皇承知元年正月癸亥、從五位上丹墀真人清貞爲伊勢守、又云、六年春正月丙子、伊勢守從四位下丹墀真人清貞卒、

○和氣朝臣仲世 【續日本後紀】曰、仁明天皇承和六年九月乙酉、從四位下和氣朝臣仲世爲伊勢守、

○三原朝臣春上 【續日本後紀】曰、仁明天皇承和六年冬十月癸酉、參議正四位下三原朝臣春上爲兼伊勢守、又云、七年冬十月戊午、爲兼彈正大弼、伊勢守如故、

○長峯宿禰高名 【續日本後紀】曰、仁明天皇承和十年春正月辛丑、正五位下長峯宿禰高名爲伊勢守、文德實錄、

○藤原仲緣 【公卿補任】曰、從四位上藤原仲緣、承和十三年正月日兼伊勢守、

○豐前王 【續日本後紀】曰、仁明天皇承和十五年春正月甲戌、從五位上豐前王爲伊勢守、

○藤原朝臣仲統 【續日本後紀】曰、仁明天皇嘉祥二年春正月戊辰、從五位上藤原朝臣仲統爲兼伊勢守、左近少將如故、

○藤原朝臣長良 【續日本後紀】曰、仁明天皇嘉祥三年春正月甲午、參議從四位下藤原朝臣長良爲兼伊勢守、左衛門督如故、【公卿補任】曰、嘉祥四年辛未、參議正三位藤原長良、左衛門守、十一月廿六日正三位、

○源朝臣融 【公卿補任】曰、嘉祥四年辛未、源融、從三位右衛門守、八月兼伊勢、

○文德實錄曰、齊衡元年秋七月庚辰、源朝臣融爲伊勢守、右衛門督如故、

○紀朝臣有常 【文德實錄】曰、天安元年五月甲辰、從五位上紀朝臣有常爲伊勢權守、【陽成實錄】有常傳云、有常、左京入正四位下名虎之子也、天安元年自左近少將遷爲伊勢權守、同年除少納言兼侍從、明年遷肥後權守、

○菅原朝臣是善 【文德實錄】曰、天安二年春正月己酉、從四位下菅原朝臣是善爲伊勢守、文章博士如故、

○成康親王 【文德實錄】曰、聖明成康親王、天安二年爲信濃守、遷伊勢守、

○源朝臣多 【文德實錄】曰、天安二年六月癸卯、參議從四位上源朝臣多爲伊勢守、左兵衛督如故、【公卿補任】云、源多、六月一日兼伊勢權守、【清和實錄】云、天安二年八月廿七日乙卯、左兵衛督兼伊勢守源朝臣多、

○伊勢守繼蔭 【諸家大系圖】曰、日野繼蔭、大和伊勢守、

○惟恒親王 【文德實錄】曰、皇惟恒親王、相國正五位下伊

勢守、

○源朝臣冷 【清和實錄】曰、貞觀三年春正月十三日戊子、散位從四位上源朝臣冷爲伊勢守、又云、貞觀六年春正月戊子朔十六日癸卯、從四位上行伊勢守源朝臣冷爲播磨權守、

○高階真人岑雄 【清和實錄】曰、貞觀三年五月廿日癸巳、從四位下行丹波守高階真人岑雄爲伊勢權守、

○源朝臣興 【清和實錄】曰、貞觀六年春正月戊子朔十六日癸卯、從四位上行右近衛中將源朝臣興爲伊勢守、

○藤原朝臣宜 【清和實錄】曰、貞觀七年春正月廿七日己酉、散位從五位上藤原朝臣宜爲伊勢權守、

○多治真人貞峯 【清和實錄】貞峯曰、多治貞峯者右京人也、齊衡·天安元年爲伊勢守、不之任、又曰、貞觀十年春正月十六日辛亥、從四位下行右中辨多治真人貞峯爲伊勢守、

○藤原朝臣廣守 【清和實錄】曰、貞觀十年冬十月廿八日戊子、伊勢國司從五位上行權守藤原朝臣廣守、

○藤原朝臣有蔭 【清和實錄】曰、貞觀十一年春正月十三日辛未、散位從五位下藤原朝臣有蔭爲伊勢權守、又有蔭傳云、十一月十一日甲子、以散位從五位下藤原朝臣有蔭爲伊勢權守、

○基棟王 【清和實錄】曰、貞觀十六年九月五日庚寅、從四位上行伊勢守基棟王、

○源長猷 【一代要記】曰、清和源長猷伊勢權守、
 ○人康親王 【大日本史】曰、仁明天皇人康親王、元慶中兼伊勢守、三代實錄補任仁和中兼伊勢權守、補任職事補任
 ○藤原朝臣諸藤 【陽成實錄】曰、元慶二年八月十四日丁丑、從五位上守大藏大輔藤原朝臣諸藤爲伊勢權守、又云、十一月廿五日庚辰、授正五位下、
 ○源朝臣興基王 【陽成實錄】曰、元慶四年二月八日壬辰、左京人從四位上行左馬頭兼伊勢守興基王、賜姓源朝臣、興基人康親王之子也、【光孝實錄】曰、仁和三年二月十七日辛酉、正四位下行左近衛權中將源朝臣興基爲伊勢權守、
 ○藤原朝臣興世 【陽成實錄】曰、元慶七年春正月七日甲戌、授正五位下行伊勢守藤原朝臣興世從四位下、
 ○安倍朝臣興行 【光孝實錄】曰、元慶八年三月九日庚午、伊勢權守從五位上安倍朝臣興行爲上野介、
 ○藤原朝臣有文 【光孝實錄】曰、元慶八年三月九日庚午、散位從五位下藤原朝臣有文爲伊勢權守、又云、十一月廿五日壬午、授勅解由次官、
 ○藤原諸藤 【扶桑略記】曰、元慶八年冬十月、伊勢守藤原諸藤、
 ○藤原朝臣繼蔭 【光孝實錄】曰、仁和三年二月二日丙午、散位從五位上藤原朝臣繼蔭爲伊勢守、

○源是恒 【大日本史】曰、光孝源是恒、歷從四位上伊勢守、分系圖
 ○源友貞 【大日本史】曰、光孝源友貞、叙從四位上爲伊勢守、皇朝通鑑源友貞、按一代要記作伊勢守、源氏系圖
 ○三位藤原高藤 【公卿補任】曰、參議從三位藤原高藤、寬平三年三月九日兼伊勢權守、
 ○十世王 【公卿補任】曰、延喜四年甲子、十世王、宮内卿伊勢權守
 ○源湛 【公卿補任】曰、延喜六年丙寅、源湛、刑部卿伊勢守
 ○源悅 【公卿補任】曰、延喜廿年庚辰、源悅、正月廿日兼伊勢守
 ○伴保平 【公卿補任】曰、從五位上伴保平、延喜廿三年正月十二日伊勢守、
 ○源是茂 【公卿補任】曰、正四位下源是茂、延長六年六月廿九日兼伊勢權守、
 ○藤原守義 【公卿補任】曰、從四位下藤原守義、承平三年十月二日伊勢守、
 ○伊扶 【西宮記】曰、承平四年四月十六日、伊勢守伊扶、
 ○平貞盛 【大日本史】曰、平貞盛、與平致賴、源賴信、藤原保昌齊名、世稱四天王、歷上野・常陸介、伊勢・陸奥・出羽・伊豆・下野・佐渡等守、系圖
 ○源正明 【公卿補任】曰、從四位上源正明、承平六年正月廿九日兼伊勢權守、同七年三月八日兼紀伊守、天慶四年三

月廿八日兼伊勢守、
 ○藤原朝忠 【公卿補任】曰、從四位上藤原朝忠、天慶五年正月卅日左中將、同六年正月十一日兼伊勢權守、
 ○大江朝綱 【公卿補任】曰、從四位上大江朝綱、天曆三年正月廿四日兼伊勢權守、
 ○保衡 【日本紀略】曰、應和二年五月廿六日、伊勢守保衡、
 ○源重光 【公卿補任】曰、康保二年乙巳、源重光、宮内卿五月十一日
 ○源延光 【公卿補任】曰、安和元年戊辰、從四位上源延光、十一月兼伊勢守
 ○伊勢守藤原朝臣倫寧 【日本紀略】曰、貞元元年三月廿日丁亥、伊勢守藤原倫寧朝臣、天日本史云、系圖補中納言長良玄孫伊勢守倫寧
 ○衆望 【公卿補任】曰、貞元二年丁丑、從四位下源伊勢母從四位下伊勢守衆望一女、
 ○源經房 【公卿補任】曰、正四位下源經房、長德元年十月三日兼伊勢權守、
 ○平惟衡 【扶桑略記】曰、一條院寬弘三年三月十九日辛酉、伊勢守平惟衡、六月十三日癸未、任上野介
 ○中原致時 【紫式部日記】曰、伊勢のかみむねときのはかせ、
 ○平直材 【公卿補任】曰、長和四年乙卯、從二位平親信、從

四位下行伊勢守直材二男、
 ○伊勢守濟家朝臣 【日本紀略】曰、長元三年七月廿日辛未、前伊勢守濟家朝臣、
 ○藤原孝忠 【日本紀略】曰、寬德元年甲申、大僧都教圓、伊勢守藤原孝忠
 ○藤原義孝 【神宮雜事記】曰、康平三年八月三日、伊勢守義孝、
 ○藤原忠高 【神宮雜事記】曰、康平五年六月、伊勢權守藤原忠高、
 ○源義綱 【大日本史】曰、源滿仲義綱叙正四位下、歷陸奥・伊勢・甲斐・美濃等守、系圖
 ○伊勢守平惟衡 【日本紀略】曰、寬治三年六月十三日癸未、除目、以前伊勢守平惟衡任上野介、
 ○卜部兼弘 【中右記】曰、保延三年丁巳正月卅日、除目、伊勢守卜部兼弘、記
 ○源雅賴 【公卿補任】曰、正四位下源雅賴、保元三年正月廿九日兼伊勢權守、
 ○伊藤五景綱 【平治物語】曰、伊藤武者かけつな、伊勢の守に補す、藤原五景綱伊勢守
 ○平忠盛 【大日本史】曰、忠盛歷事白河・堀河・鳥羽三朝、叙正四位上、任播磨・伊勢・備前等守、爲檢非違使左衛門大

尉系圖

- 惟宗重能 【玉海】曰、治承三年春除伊勢權守從五位下惟宗朝臣重能
- 藤原清綱 【玉海】曰、治承三年冬除伊勢守藤原清綱
- 大中臣忠清 【玉海】曰、治承三年九月伊勢守大中臣忠清
- 平盛俊 【東鑑】曰、平盛俊清盛之族父也、父盛國歷伊勢守、爲檢非違使
- 平宗盛 【百練抄】曰、宗盛、養和元年正月爲畿内及伊賀・伊勢・近江・丹波等總管監裏記
- 藤原資廣 【明月記補】曰、嘉祿三年十月五日、伊勢守資廣
- 平親繼 【公卿補任】曰、從三位平親繼、寛喜二年九月五日兼伊勢守
- 行範 【百練抄】曰、曆仁元年三月九日、伊勢守大夫判官行範

三國地志卷之三終

三國地志卷之四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

建置沿革

- 山内經俊 【東鑑】曰、文治元年十月廿三日、山内瀧口三郎經俊僕從、自伊勢國奔參申云、伊豫守稱宣旨被催近國軍兵、此間爲誅經俊、去十九日被圍守護所、定不遁歟云、經俊者、所被補置勢州守護也
- 平賀朝政 【東鑑】曰、元久元年五月十日、伊勢平氏等追討賞事、有其沙汰、廣元朝臣、問注所入道等奉行、朝政補任伊勢國守護職
- 大佛晴房 【東鑑】大佛相模守晴房曰、承久四年三月三日、相州賜伊勢國守護職御下文、是去年依合戰賞拜領之處、彼狀燒失之由依被申之、重所被成下也
- 高師秋 【太平記】曰、高土佐守左衛門尉師行伊勢の守護に成て下向しけるが云、【南朝紀傳】云、曆應元年十一月、北朝に於て親王御禊大嘗會、尊氏高師秋を伊勢の守護とす

○北畠顯能 【太平記】曰、住吉に十八日御逗留有て、閏二月十五日天王寺へ行幸なる。此時伊勢國司中院右衛門督顯能伊賀・伊勢勢三千餘騎を率して馳參られけり。【王代一覽】曰、曆應元年八月、北畠大納言源親房、南帝の輔佐たり。親房は顯家の父なり。博識才學ありて、書を多くあらはせり。其子顯信奥州國司に任せらる。其次の子顯能伊勢國司に任せらる。【日本治亂記】曰、顯信弟顯能を被補伊勢國司、任亞相北畠大納言と申けり。其後伊賀・伊勢の兩國にて、尊氏・義詮二代の間數度合戦ありしかとも、終に戦負さりけり。勢州雲出川より西方を管領し、壹志郡多藝郡に住給しかは、時の人多藝御所とは云けるなり。正平七年の春、南帝後村上天皇上洛座ける。是は南帝と義詮將軍と御和睦ありし故也。此時も北畠顯能は承大將軍、伊賀・伊勢兩國の勢を引率し、父親房入道相共に山城の京に入洛して、朝政を司る。按北畠の稱號、權大納言雅家卿に始る。故を以て此卿を伊勢國司の始とするは誤りなり。又親房卿を以伊勢國司とする説あれとも、これ亦誤なり。北畠家の伊勢國司となれるは、顯能卿にはしまれり。

○北畠顯泰 【關城書】曰、天授二年北畠顯雄内大臣に任せらる。源守親・輝泰など大納言に轉し、源顯泰權中納言に任して、伊勢の國司ときこへし。【南朝紀傳】云、天授二年

三月、源顯泰卿權中納言に任し、伊勢の國司たり。【日本治亂記】曰、顯能の息男北畠顯泰、後小松院に奉仕、任大納言、國々所々の所領悉安堵したり。先南伊勢には、壹志・飯高・飯野・多藝・渡會此の五郡、其外大和に宇多郡合六郡、侍九千人、其内騎馬の輩千餘、小人六千餘人、都合一萬五千人の大將なり。但國中の與力を除き數には不入。去は皇統漸く衰微の後は、公家の大名には此北畠一人也。【南朝紀傳】曰、元中九年、北朝の明德三年にあたる、閏十二月、伊勢の國司北畠顯泰卿、所領元の如く安堵を給ふ。又南朝元中六年、北朝康應元年にあたる、春二月、一色詮範に伊勢の國をたまふ。又云、詮範仁木滿長・長野二郎は伊勢の國司顯泰を襲ふ云、○按、詮範は義滿より守護とするものならん。

○北畠滿雅 【南朝紀傳】曰、應永九年十月北畠顯泰逝去、息滿雅伊勢の國司に任す。【日本治亂記】曰、抑此伊勢の國司多藝の御所北畠大納言滿雅と申は、村上天皇の後、中院の一家にて、幕紋にも割菱と梧桐を被付。又曰、小倉殿も滿雅の勢あるを憑て、嵯峨の奥より逃下り、義兵を揚させ給ひしかとも、義滿將軍の御時より、天下悉く靜謐、義持將軍御治世まで、世上無爲の化に屬し、日本國中の武士悉く將軍の武威に伏しければ、北畠與力の外は相從勢なく、剩滿雅

さへ討れければ、南方小倉殿も心細く被覺ける、此滿雅は北畠大納言顯能には孫、北畠大納言顯泰長男なり。

○一色滿範 【南朝紀傳】曰、應永廿年春一色滿範、伊勢の守護たり。

○世保持頼 【南朝紀傳】曰、應永廿七年春、世保持頼伊勢守護たり。按【應仁記】世保を世安に作る。孰か是なることをしらす。

○北畠教具 【南朝紀傳】曰、永享十二年秋七月、此時節伊勢國司滿雅實卒去の後、息男中將顯雅大河内の城に有。少將教具多氣の城に有。南帝に數代忠功を盡すといへとも、南帝の威勢をとるへ、國司獨立しかた、將軍義教頻りに和睦の儀を調へしたし、深く熱情を盡して是をまねく。顯雅かなしみながら將軍に隨ふ。將軍是をよろこび、世保か伊勢の守護職を止て國司に給ふ。南朝の官加階もとの如し。世保長野關一黨以下、又將軍に屬す。依之伊勢の國中分領を定む。先神領は神三郡并諸郡中之外、神戸・御厨等元弘建武以來武家押領す。度會郡山田三保・宇治六郷・多氣郡齋宮寮・飯野郡相河の庄等なり。神領又國司奉行なり。【治亂記】云、滿雅討れし後は、城忽に落へしと寄手大に悦ふに、子息教具更に雌伏せず、後和睦となりて、父滿雅卿の本領に於て聊相違なく安堵し參らすへしと、京都より起請文を

以て申送られ、遂に權大納言に任し、本領安堵の後彌一家繁昌す。

按、中古、伊勢國司顯能卿より具教卿に至るまで、連綿相續の中に、高・一色・世保の類守護となるものは、南北相軋の際足利家より補するものなり。其事體の詳なることをしらす、直に年次によつて記文をあぐるのみ。

○北畠政具 【日本治亂記】曰、教具の息男政具、勢州の國司として大石の御所と申けり。

○北畠材親 【勢陽軍記】曰、伊勢の國司多藝の御所北畠政具卿の子息材親卿、權威ことに重し。大石の御所と申はこれなり。

○北畠晴具 【勢陽軍記】曰、天文三年甲午春正月廿日、國司北畠晴具卿、南方の諸軍勢に下知して神領を責らる。

○北畠具教 【勢陽軍記】曰、南方國司北畠中納言源具教卿、其武威既に伊勢・伊賀・大和・紀州・志摩の五ヶ國におほふ、數か所其幕下に屬するゆへ、北方工藤家と度々合戦にをよぶ。【日本治亂記】曰、具教國司の家督を續て、大河内の御所とも又三瀬の御所とも申けり。其子を北畠左中將信意と云。永祿年中具教隱居し家督を信意に譲り、剃髮して不智入道と云へり。其頃織田信長と國司父子たびく合戦し、信長利を失ふを以て和を請ひ、次男信雄を以て信意の養子とし

て、一家の好をなさんとありしかば、國司父子是を實と心得和睦し、信雄を勢州へ迎取、北畠中將信雄と名乗せ、家督を讓。然とも信長猶國司父子の心底を疑ひ、殺害せんと思ひ、天正四年十一月廿五日に、具教の討手には藤方刑部少輔・奥山常陸介・瀧川三良左衛門尉・長野左京亮を遣す。然るに奥山は虛病して途中より歸る。藤方は家人桂野左京進を差越て不智入道を害す。信意を土方勘兵衛尉・立木久内・津川源三郎・日置大膳亮・足助十兵衛尉・森清三郎等行向て害しぬ。是に於て北畠大納言の正統十一代にして國司の家斷絶す。

按、國造・國司・國守・守護世によつて名を異にすと云へとも、其職略同し。但國造は國魂の祭祀を主とす、其職掌のくはしきこと今考ふる處なし。神武の朝に始り、成務の朝に至てこれを諸國にをく。皇極の朝に國造を以て國司とす。國司は國の大中下によつて公廨を給する差あり。文武の朝に國司を改て國守とし、介掾目も此時にはしまる。守の任國司に同し。國政一切のことを掌る。國造は其掌る處少しく異なるにや。後國司・國造並舉ることあり。鎌倉幕府より國司守護を諸國に並へをき、其國の政務を掌とらしむ。國司は朝廷よりをき、守護は幕府よりをくと云。

勢州分領

【伊勢軍記】曰、勢州分領事、近來伊勢國者、諸家凡四分而守護之、南五郡者國司北畠之領地也、北八郡者工藤一家關一黨、其外北方諸侍之領地也、但南方渡會郡山田三保・宇治六郷等者、天照大神宮之御領也、是守護不入之地也、神三郡者多氣・渡會・答志云、大當國司奉行之、其外國中神領在諸所、昔者諸國中有神領、號之神戶也、日本者天照大神之御國也、依本朝之中國、垂跡於勢州云。

【信長記】曰、永祿十二年、尾州西方長島城に、北伊勢五郡を相添、瀧河左近將監に下したまふ。

【伊勢軍記】曰、國司養子事、此時信長卿以次男茶筌丸爲北畠家之養子、生年十二歲也、次織田掃部助爲南方之奉行、又曰、一國平均事、信長卿之武威震天下、今治勢州一國、以次男茶筌丸守大河内城、國司分與力之、以三男三七丸守神戸城、關分與力之、以舍弟上野介守安野津城、工藤分與力之、以家臣瀧川家守長島城、北方分與力之、一益始致檢地、改諸侍之領知矣、其後諸家習之諸國入檢地云、故一頃信雄與信兼改勢州南北之堺時、以雲出川欲定、然或老人進出曰、古歌

「風早の池の流のした、りは、安濃と壹志の堺成けり」依此歌其相論治定云、又曰、信雄分領事、信孝之分領岐阜城給池田勝入也、同伊勢國神戸分・峰分・國府分者付信雄也、其外瀧

川分長島城皆付信雄也、但龜山分給蒲生家、鹿伏兔分、稻生分者給織田上野介信兼也、信雄以神戶城給家長林與五郎、爲北伊勢奉行、又以峰城給佐久間甚九郎也、以長島城給天野周防守也、以薦野城給土方河內守也、北方諸侍各與力之、或依瀧川一味沒收之輩數多也、此時勢州南北共爲信雄之領、又曰、勢州守護事、羽柴秀吉震武威、治信雄之領國、天正十二年夏頃、諸家分給之、北伊勢神戶城給生駒雅樂頭也、并賜峯・千草・國府・楠・宇野部・赤堀・南部・加用等也、南伊勢木造小倭分小森上野分等、給織田上野介信兼也、其外南方松島城蒲生氏鄉給也、並南方田丸城給田丸中務少輔具直也、同北方龜山城給關長門守一政也、又曰、勢州北郡守護尾張內大臣平信雄公、天正十二年冬和睦、同十三年之夏秀吉四國退治之後、生駒雅樂頭給讚岐國之故、神戶分又給信雄公、北郡一統而神戶城給瀧川下總守也、又曰、勢州中郡守護織田侍從平信兼朝臣、天正十二年屬秀吉公、其後入道而號老賢、此時分部左京亮等被召出、給別保上野城一萬石也、其後德川家被召御世之時、織田老賢依御味方、給丹波國篠山之城三萬六千石也、嫡子民部少輔給勢州林城一萬石也、又曰、南郡守護蒲生宰相氏鄉、天正十二年給國司之領知、故欲爲北島之名跡、秀吉公不許之、

【蒲生氏鄉記】曰、天正十二甲申年、羽柴飛驒守氏鄉、南伊勢

五郡十二萬石被下て、六月下旬入部せらる。
 【諸城變遷記】曰、伊勢十三郡高五十六萬八千石餘、中古當國者、國司北島代々領、依之諸城彼一族領之、天正二年秋より同十年迄、勢州一國北島右中將信雄卿、神戶にも信孝、織田上野介信直、瀧川左近將監一益四大將守之、

三國地志卷之四終

三國地志卷之五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

建置沿革

○三輪子首 【天武紀】曰、元年六月至伊勢鈴鹿、爰介三輪君子首、又云、五年卒、贈內小紫位、仍諡曰大三輪眞上田迎君、
 ○笠眞足 【續日本紀】曰、廢帝天平寶字二年八月癸卯、以從五位下笠朝臣眞足爲伊勢介、
 ○日置道形 【續日本紀】曰、稱德天皇神護景雲元年八月戊子、授伊勢介正六位下日置道形外從五位下、
 ○神土生 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜元年十月辛亥、主殿頭從五位下神眞人土生爲兼伊勢介、又曰、三年夏四月丁丑、以主殿頭從五位下美和眞人土生、爲兼伊勢員外介、
 ○伊勢老人 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜二年春正月辛巳、中衛員外中將從四位上伊勢朝臣老人爲兼亮、
 ○大中臣子老 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜二年五月己亥、從五位下大中臣朝臣子老爲伊勢介、又云、五年九月庚子、外

從五位下伊勢朝臣子老爲造宮少輔、

○藤原鷲取 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜二年五月己亥、從五位下藤原朝臣鷲取爲伊勢員外介、又曰、三年夏四月庚午、從五位下藤原朝臣鷲取爲伊勢介、
 ○紀古佐美 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜五年三月甲辰、從五位下藤原朝臣鷲取爲伊勢守、從五位下紀朝臣古佐美爲介、【日本後紀纂】云、紀朝臣古佐美者、大納言磨之子、寶龜五年三月甲辰歷伊勢守、【公卿補任】云、紀古佐美、大納言磨之孫、正六位上宿奈磨之子、天平寶字五年三月甲辰伊勢守、按【後紀】【補任】並に伊勢守とし【補任】又天平寶字に作る、恐くは皆謬なるべし。故にこゝにあく。
 ○吉田斐太麻呂 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜九年二月辛巳、典藥正外從五位下吉田連斐太麻呂、爲兼伊勢介、
 ○藤原宗繼 【續日本紀】曰、光仁天皇寶龜十一年三月壬午、從五位下藤原朝臣宗繼爲伊勢介、
 ○田中淨人 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆八年夏四月丙戌、從五位下田中朝臣淨人爲伊勢介、
 ○藤原今川 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆九年三月丙午、從五位下藤原朝臣今川爲伊勢介、
 ○麻田眞淨 【續日本紀】曰、桓武天皇延曆元年三月壬辰、外從五位下麻田連眞淨爲伊勢介、又曰、十年十二月丙申、外

從五位下麻田連眞淨爲助教、伊勢介如故、

○安倍寬麻呂【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇弘仁五歲秋七月丙午朔、以從五位下齋宮頭安倍朝臣寬麻呂、爲伊勢權介、
〔公卿補任同之〕

○大伴國道【日本後紀纂】曰、嵯峨天皇弘仁七歲春正月丙子、大伴宿禰國道爲伊勢介、
〔日本通史同之〕

○大伴繼人【大日本史】曰、大伴繼人、左大辨古麻呂子也、
〔續日本紀〕弘仁中歷陸奧權介、伊勢介、宮內、民部少輔、
〔續日本紀〕與白河人

○橘百枝【文德實錄】曰、散位從四位下橘朝臣百枝卒、從四位上綿裳之子也、天長七年正月叙從五位上、爲伊勢介、

○惟良春道【續日本後紀】曰、仁明天皇承和四年正月丙子、從五位下惟良宿禰春道爲伊勢介、

○惟貞貞道【續日本後紀】曰、仁明天皇承和六年春正月甲子、從五位下惟良宿禰貞道爲兼伊勢介、又曰、八年三月辛卯、從五位下惟良宿禰貞道爲兼伊勢介、圖書頭如故、又曰、十三年春正月乙卯、從五位下惟良宿禰貞道爲兼伊勢介、

○長岑高名【文德實錄】曰、正四位下右京權大夫兼山城守長岑宿禰高名卒、高名者右京人也、承和六年冬十月除伊勢權介、七年春正月叙正五位下、所行政事頗合民望、八月別有勅召爲嵯峨院別當、俄而除山城守、

○菅原善主【續日本後紀】曰、仁明天皇承和七年八月乙丑、

從四位下菅原朝臣善主爲伊勢權介、又曰、八年九月甲子、伊勢權介從五位下菅原朝臣善主爲介、又曰、九年十二月甲戌、從五位下菅原朝臣善主爲伊勢介、
〔文德實錄〕云、勘解由次官從五位下菅原朝臣善主、從三位清公第三子也、承和八年爲伊勢介、十四年爲越前介、

○在原行平【續日本後紀】曰、仁明天皇承和十五年春正月甲戌、從五位上在原朝臣行平爲兼伊勢介、右近衛少將如故、

○藤原冬緒【續日本後紀】曰、仁明天皇嘉祥二年春正月戊辰、從五位下藤原朝臣冬緒爲伊勢介、

○藤原恒雄【文德實錄】曰、嘉祥三年十一月壬寅、從五位下藤原朝臣恒雄爲伊勢介、

○藤原眞冬【文德實錄】曰、齊衡元年春正月辛丑、從五位下藤原朝臣眞冬爲伊勢介、

○藤原本雄【文德實錄】曰、齊衡元年秋七月甲辰、從五位上藤原朝臣本雄爲伊勢權介、刑部大輔如故、

○清原長統【文德實錄】曰、天安元年六月癸巳、從五位下清原眞人長統爲伊勢介、

○藤原有貞【清和實錄】曰、天安二年八月廿七日乙卯、從五位上守右近衛少將兼行伊勢權介藤原朝臣有貞、又有貞傳云、有貞者、右大臣贈從一位三守朝臣之第七子也、天安二年加從五位上、遷右近衛少將、未幾兼伊勢權介、貞觀六年授正

五位下、七年爲讚岐權介、

○三統眞淨【清和實錄】曰、貞觀三年春正月十三日戊子、從五位上行皇太后宮亮三統宿禰眞淨爲伊勢介、本官如故、

○藤原良近【清和實錄】曰、貞觀三年春正月十三日戊子、散位從五位下藤原朝臣良近爲伊勢權介、又云、五月廿日癸巳、爲右少辨、又良近傳云、良近者、大宰員外帥正三位吉野之第四子也、貞觀二年冬授從五位下、三年正月爲伊勢介、假裝就路有詔召還、拜右少辨、四年遭母喪解職、服紀未終、詔以本官赴之、五年轉左少辨、八年加從五位上、十年二月爲越前權守、

○藤原是繩【清和實錄】曰、貞觀五年二月十日癸卯、從五位下藤原朝臣是繩爲伊勢介、又云、六年三月八日甲午、爲信濃權介、

○藤原宗枝【清和實錄】曰、貞觀六年三月八日甲午、從五位下內匠頭藤原朝臣宗枝爲伊勢介、又云、九年春正月十二日癸丑、爲右衛門佐、

○藤原廣守【清和實錄】曰、貞觀八年二月十三日己未、豐後守從五位下藤原朝臣廣守爲伊勢權介、

○藤原諸藤【清和實錄】曰、貞觀九年二月十一日辛巳、藤原朝臣諸藤爲伊勢介、

○藤原諸蔭【清和實錄】曰、貞觀十年春正月七日壬寅、授

齋宮頭兼伊勢介藤原朝臣諸蔭從五位上、

○良岑晨茂【清和實錄】曰、貞觀十五年五月五日戊辰、從五位下行伊勢介良岑朝臣晨茂、

○平季長【陽成實錄】曰、元慶二年八月廿日癸未、兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長、爲後次第司長官、

○惟長高尙【陽成實錄】曰、元慶七年春正月九日丙子、授勘解由次官兼伊勢權佐惟長宿禰高尙從五位上、
〔光孝實錄〕云、八年二月廿三日甲寅、授從五位上、十一月廿五日壬午授正五位下、

○南淵興世【光孝實錄】曰、元慶八年十一月廿五日壬午、授伊勢介南淵朝臣興世從五位上、

○小野千里【光孝實錄】曰、仁和二二年二月廿一日辛未、從五位下行山城介小野朝臣千里爲伊勢權介、又云、三年三月八日壬午、爲因幡權介、

○藤原直行【光孝實錄】曰、仁和三三年五月十三日丙戌、從五位下行伊勢介藤原朝臣直行、

○源溫【光孝實錄】曰、仁和三三年五月十三日丙戌、侍從從五位下源朝臣溫爲伊勢介、
〔大日本史〕云、源勤子溫、侍從伊勢介、按〔系圖〕作伊豫守恐誤、

○惟宗成俊【玉海】曰、安元二年春除目、伊勢介正六位上惟宗朝臣成俊、

○藤原範俊 【玉海】曰、安元二年春除目、伊勢權介正六位上藤原朝臣範俊、

三國地志卷之六

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

州名

○伊勢國 【伊勢二門極理灌頂】曰、伊勢の二門を尋るに、家集に書置所は伊は女也、勢は男也。伊弉冉は女也、伊弉諾は男也。伊弉諾・伊弉冉とは男女の名也。亦伊勢は男女の儀也、伊と云は開の字也、口あきていはる口内聲の文字也。勢は合の字也、齒内聲の文字也。又曰、此いさなきいさなみとことにはれし衛國の王と成て、今まで百王と成たる也。かしこを伊勢と云こと、此所に人王の始め、かしこよりをこりし御門をして、國王と成、男女彼國の阿子根浦はしまりし間、伊勢國と名付る也。此故垂仁天皇御時、垂仁元年二月十七日、天照大神夢に此義をしめして、彼國五十鈴川上にあらはれ給。此男女のなからひをしめして夢にしめして、垂仁天皇の第三の姫宮通子内親王、齋宮にすへ奉りし代より以來、いまたたゆる事なし。此伊勢の二門也。
(伊勢の二門)

三國地志卷之五終

【伊勢物語髓腦】に曰、萬象皆伊勢なれば、萬さうみな一に成。伊勢と云は男女也。男女の名をわかつ事は、しばらく迷のため也。た、まきはいにによりて、男女の名立たり。た、天下の萬象皆一つ、まきはいになり。いせといふはまきはひとつの名ある也。幸今此敷島に生れて、滋春も此伊勢の二つの悟を得たる事、嬉哉哀哉、其悟のつなを打はへて、末世にくつる事、迷闇をひるかへしてはる、昔のあとまで尋みれば、あめわかみこしたてるひめいさなきいさなみの、たねをまきたねをおさめし、古への阿古根の浦のめくみのなみひろく、素盞烏尊のは永くつたはりて、ならのみかとのみもすそ川の清き流を汲て、五十鈴川の水上絶へす、伊勢の二の宮柱をたてしより、住吉の神さひたりし松の葉のちりうする事なく、みとりふかくいやとしさかへて、此悟を得たる事、在原業平我たらちね也。按、伊勢の名義前にもある如く、皇孫降臨の時已に伊勢狭長田五十鈴河上の語あり。神武東征のとき、神風伊勢の海の御謠あれば、伊勢の國號其始るところひさし。然るに【風土記】に、伊勢津彦よりはしまる名とする、誤なるへし。伊勢津彦・伊豫津彦など、皆其國を領するより、人の名とするものにして人の名よりして國の名となるにあらす。且伊勢の訓意詳ならず。婦女の詞に、衣服を縫ふとき黻をよせることをいせると云ふことあれば、【垂仁

紀】に神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也と云を以、波いせるの略語にせいせと云か。然とも浪よせる國はいせにもかきるへからされは、をほつかなし。或はいせは妹背の中略と云ひ又歌に五十瀬渡ると讀る如く、五十瀬にして猿田彦命よりはしまり、則五十鈴の瀬の略語、土金自然の國號なりとも云ひ、いつれか是なるをしらす。【灌頂】【髓腦】等の説は、あやしむへしといへとも、歌學者流のもてはやす處なれば、其ま、あけをくのみ。
○神風伊勢國 【神武紀】曰、擊八十梟帥於國見丘破斬之、是役也。天皇志存必克、乃爲御謠之曰、伽牟伽能伊齊能于瀨能、於費異之理夜、異波臂茂等倍屢、之多震瀨能、之多儂瀨能、阿誤豫、阿誤豫、之多太瀨能、異波比茂等倍離、于智氏之夜養務、（舊事紀）古事【雄略紀】十二年伊勢、曰、柯武柯能伊制能、（下）【萬葉集】曰、大津皇子薨之後、大來皇女從伊勢齋宮上京之時、御作歌、神風之伊勢能國爾母有益乎、奈何可來計武君毛不有爾、（是集歌、神風伊勢之詞不、能因歌此曰、神かせ、とは伊勢を云、）【八雲御抄】曰、國名伊勢、かみか、能因歌此曰、神かせ、【袖中抄】曰、心みにこれを思ふに、神の御めくみひろくかきりなしおほ空を吹風のおまねくして、きはまりなきかことし、帝徳のかきりなきをも、風にたとへて風化といへり。これも同事也。大神のあまくだりまします所なれば、神風伊勢とはよみつゝくるなるへし。只

神のめくみとばかりにては、風の字いはれなし。又曰、私云、神かせと云義は、師頼卿なども申されけれど、神風とのみ【日本紀】にも【萬葉集】にもかきて、神か瀬と書事一所も見へざる也。【和歌藏玉集】曰、神風とは、伊勢に限りていふへき事也。垂仁天皇と申す帝の御宇に、見くらいつき給ふとしより二十五年と申す三月に、倭姫の帝の仰を蒙り給ひて、天照御神の詔宣まし〜て、此神風の伊勢の國はとこ世のなみのしきなみよする國也。かたくにのうまし國なれば、この國にゐたまはんとて、つるに宮を作りしより、神風の國と申す云。【詞林采要抄】曰、神風の伊勢は、先達【打開】【髓腦】等に被勘置上は、未學淺智之魯愚雖難探拾、【日本紀】【萬葉】之詞粗載之者也、當集第四卷、菴檀越往伊勢國留妻作歌云、一神風の伊勢の濱萩をりふせて、旅ねやすらんあらし濱へに、又曰、健御名方神は、伊勢の國より神風とともに、信濃國諏訪郡へ遷玉、然は風神は伊勢、伊勢の國より神風と云ことは、神風と云こと、阪方にも可宜也。按、神風の伊勢と云ことは、神宮にをいて深奥の秘説もありとなん。爾來冠辭として、御裳濯川・五十鈴川、神風度會櫻宮、内外宮朝日宮、天照す二つの宮なと歌に讀合せ、神宮を主として云へる詞多し、古來この國にかうふらしむるも此旨なるへし。【綺語抄】に、通宗つくしの安樂寺にて神風とよみたりけるを、人の嗤ひけり

とあれば、此國に限る詞にて、【采要抄】の説なとはすへて信しかたきこと、もなり。健御名方の説を取誤りたるなるべし。

○加佐波夜之國 【倭姫命世記】曰、往昔大神誓願給^天豐葦原瑞穗國之内、伊勢加佐波夜之國^{有美宮處}見定給^此。按、【伊賀風土記】にも、伊勢加佐波夜之國云、建置の部に、出ず。壹志郡戸木村に風早の池の名ありといへとも、未だ其所由をしらす。

○比賀古止乃伊勢 【袋草紙】曰、【伊勢物語】和歌二百五十首、業平朝臣所爲也、偏非彼人作歌耳、古今之間歌有與之書載歟、又不論自佗、隨便同人哥樣書列之、若是密事を令混之故歟、【萬葉集】多入之、又其名目有二義、有密事之故爲構僻事之由、號伊勢物語、諺伊勢は僻と云故也、一齋宮事爲詮、故號伊勢、是正義歟、泉式部本以齋宮事最先書云、按、伊勢は、日神御鎮坐の地なる故、ひかことは日之事にして、其國人なれば其神事につかふまつることを云なれし詞ならん。【枕草子】に、行成卿の方より少納言の許へ文をやられしを、あやしういせの物かたりなるやとて見ればとあるも、實情には有まし、なふり文ならんとの意に用ひたるより、後世その意をうけて、伊勢人はひかことしけりつしまよりと云類、往々其詞によりて其意を轉して、僻事とは云

なせるものなり。然れども伊勢に日とつゝくる詞、所謂いせ人のひかこと、伊勢武者氷魚威の類、もと日にちなみたる詞なり。氷魚威も日威に作るを故實とす。僻事となへは、立言の本意にはあらずとなん。

郡名

○管十三 【和名鈔】曰、伊勢國管十三、桑名久波員辨倍奈朝明阿佐三重美河曲加波鈴鹿須賀菴藝阿武安濃乃壹志伊知飯高伊比多氣竹飯野伊比度會和多良比良比按、【拾芥抄】十二郡として、壹志を脱するもの恐くは非なり。

○桑名郡 【風土記】曰、桑名郡東西拾二里、南北九里、河海多而少山林、五穀多而民戸富盛、雜色多、陽年大魚少、陰年樹木貧、而土地出名竹、按、東は海を限とし、南は朝明郡、西は員辨郡、北は美濃・尾張の國界に至る。領郷五、統村八十七、其田畠四萬千七百七十二石三升九合。

○員辨郡 【風土記】曰、員辨郡東西七里、南北八里、海河多而山林出樹木、神社十八座、土地豊饒也、但不出大竹、魚鳥禽獸不少、按、東は桑名郡を限とし、南は朝明郡に至り、西は近江の國界に達し、北は美濃國に至る。領郷六、統村九十八、其田畠四萬三千九百廿三石六斗五升三合。

○朝明郡 【歌枕名寄】曰、一冬寒みあさけの氷とちぬれば、

岩間の水の音ぞ絶ぬる、按、東は海を限とし、南は三重郡に至り、西は近江の國界に至る。北は桑名郡及び員辨郡にいたる。領郷六、統村五十七、其田畠二萬七千七百七十七石九斗九升九合。

○三重郡 【古事記】曰、倭建命幸到三重村之時、亦詔云、吾足如三重勾而甚疲、故號其地謂三重、【神宮雜例集】曰、員辨・三重・朝明謂之道前三郡、【東鑑】曰、建永元年五月廿四日、爲前大膳大夫奉行、能隆卿之所申被尋下于光員之處、陳申云、伊勢國道前郡政所職者、爲祭主恩顧之間、所從其成敗也、按、東は海を限り、南は河曲郡及び鈴鹿郡にいたる。西は近江國界に至る。北は朝明郡にいたる。領郷五、統村八十三、其田畠五萬六千四百四十八石六斗九升九合。

○河曲郡 按、【儀式帳】に、河曲次鈴鹿、【日本紀】に鈴鹿郡川曲坂下などあるを以てみれば、鈴鹿溪の裔流河曲と云の義歟。東は海を限り、南は菴藝郡、西は鈴鹿郡、北は三重郡にいたる。領郷八、統村三十四、其田畠二萬九千六百四十一石六斗八升。

○鈴鹿郡 按、【儀式帳】及【倭姫世記】味酒鈴鹿國とありて、味酒すゝるの冠詞とす。【續日本紀】に鈴郡、【梁塵抄】鈴之河【江次第】鈴川とあるを以てみれば、舊鈴郡にして、鹿は之の字のかり字、或は香の字を用ひ助語とす。郡域、東は三重郡

及ひ河曲郡に至り、南は奄藝郡・安濃郡、西は伊賀・近江の兩國界に達す。北は三重郡に至る。領郷五、統村八十四、其田畠五萬三千三百二十七石一斗二升五合。

○奄藝郡 按【拾芥抄】奄治郡に作り【童蒙抄】【俊頼家集】並にあふきの郡に作る。郡域東は海を限り、南は阿濃郡に至り。西北は鈴鹿郡及び河曲郡にいたる。領郷六、統村五十一、其田畠五萬四千八百七石一斗九升四合。

○安濃郡 【惣國風土記】曰、安濃郡或阿乃東限建部浦、西限長野嶽、南限岫田川、北限狹屋社、【萬葉集】曰、久佐可氣乃、安努奈由可武等、波里之美知、阿努波由加受氏、阿良久佐太知奴、按【舊事紀】云、阿努建部君【萬葉集】【儀式帳】【世記】等に草蔭阿野に作り、冠詞とす。【神鳳抄】安東・安西の二郡とす。郡域、東は海、南は一志郡、西は伊賀國界に至る。北は鈴鹿郡及奄藝郡にいたる。領郷九、統村八十二、其田畠五萬八千二百四十五升。

○一志郡 按、郡域、東は海を限り、西は伊賀國界に達し、南は飯高郡、北は安濃郡に至る。領郷十、統村百廿七、其田畠九萬四百六十六石九斗三合。

○飯高郡 【倭姫命世記】曰、意須比飯高國止白倭姫命飯高志白事貴止悅賜支按【儀式帳】に忍飯高云、をしは食にして、飯といはんの冠詞歟。又考、をし飯高は角飯強飯の名によ

るものか。郡域東北は海を限とし、南は飯野郡及び多氣郡、西北は大和・伊賀の兩國界に至り、北は一志郡にいたる。領郷七、統村百六、其田畠三萬八千七百四十八石七斗三升三合。

○飯野郡 【大同本紀】曰、難波長柄豊前宮御宇、飯野・多氣・度相總一郡也。以己酉年始立度相郡、【延曆儀式帳】曰、天智天皇甲子年、多氣郡四箇郷申割氏、立飯野高宮村屯倉、按、東南は多氣郡、西北は飯高郡にいたる。領郷六、統村三十八、其田畠二萬三千二百廿九石一合。

○多氣郡 按【倭名抄】多氣の訓竹とす。【神祇式】竹佐々夫江神社、又【儀式帳】竹首吉比古、【倭姫命世記】多氣連等祖吉彦とありて、多氣・竹通用す。竹は本字にして、多氣は國字也。【大和物語】云、伊勢の國に前齋宮のをはしましけるときに、つゝ、みの中納言勅使にくたり給ふて、「くれたけの世々のみやこときくからに、きみはちとせのうたかひもなし」御返しはきかず。彼齋宮のをはします所は、たけの宮となんいひけると云。又竹河の歌に、色もかはらぬ竹川のよ、をはとも讀めり。近世の書に、多藝に作りて、たけと濁るは轉訛せるものなり。郡域東北は海を限り、南は度會郡にいたる。西は大和國に達し、北は飯高郡及び飯野郡にいたる。領郷七、統村百十六、其田畠三萬六千七百九石四斗八升八

合。

○度會郡 【倭姫命世記】引【風土記】曰、夫所以號度會郡者、畝傍檀原宮御宇、神倭磐余彦天皇、詔天日別命資國之時、度會加利佐嶺火氣發起、天日別命親云曰、北小佐居歟、禮使迷命見、使者還來申曰、有大國玉神、賀利佐到、于時大國玉神遣使、奉迎天日別命、因令造其橋、不堪造畢、于時到令以梓弓爲橋而度焉、爰大國玉神、資彌豆佐々良比賣命參來、迎相土橋郷岡本村、申天日別命歎地出之、參會日刀自爾度會焉、因以爲名也、【釋日本紀】曰、百傳度會縣、兼方案之、百傳者、天照大神鎮坐五十鈴宮之以前、遷坐于大和國以下處々、故云百傳也、號度會郡、蓋又度會之義也、【夫木集】曰、後京極、幾代へぬこ、に神風わたらひの、郡のうち宮居せしより、【躬恒家集】曰、延喜十七年、伊勢のさい宮の御れうに、國々の名ある所く、を書せ給へる御屏風のうた、めしありしかは、わたらひ、玉くしけふたみの浦に住あまの、わたらひくさのみるめなりけり、按、東は志摩國界、南は海を限り、或は紀伊國界に至る。西は多氣郡に至り、北は大湊の海を限る。領郷十三、統村百七十六、其田畠四萬三千九百九十六石二斗。

三國地志卷之六終

三國地志卷之七

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

疆域

按、東海に至り、西濃・江・伊の三州界に至り、南和・紀・志の三州界に至り、北は尾州に至る。東西六・七里或十里、十五里、南北二十里餘。

○大神宮神堺神郡 【延曆儀式帳】曰、神堺、以東石井嵩・赤木嵩・朝熊嵩・黃楊嵩・尾垂峯等爲山堺、以北比奈多島・施島・志婆崎・酒瀧島・阿婆良岐島・大島・屋島・歌島・都久毛島・石島・牛島・小島等爲海堺、以南志摩國鵜飼嶺・錦山坂並爲山堺、以西伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堺、常入參大神宮、飯野郡磯部河稱神近堺、以北海限、神宮雜例集同 【延喜格】曰、太政官符應置伊勢大神宮神郡檢非違使事、右依神祇官奏狀備、大神宮司解備、檢非違使雖在國內、非卜食者無入神郡、因茲管度會・多氣・飯野三箇神郡諸人、或犯禁忌、或好濫惡、訴訟之輩、日々不絕、司勤神事無違巡禮、望請、神民之中撰轉事

者、充檢非違使、一向令糺犯罪之人、但不給俸料、准大内人把笏從事者、官錄解狀謹請天裁者、權大納言正三位兼行右近衛大將民部卿中宮大夫菅原朝臣宣、奉 勅依請、又云、太政官符、應以伊勢國飯野郡寄大神宮事、右郡依去仁和五年三月十三日勅、一代之間奉寄彼宮、大納言正二位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣、奉 勅、自今以後永以奉寄、仍須貢物官舍等之類、准弘仁八年十二月廿五日格行之、寬平九年九月十一日、【扶桑略記】云、醍醐天皇寬平九年九月十一日、奉例幣於伊勢大神宮、以飯野郡寄大神宮、被申兵亂可平之由云、【日本紀略】同之、【延曆儀式帳】曰、初神郡度會、多氣、飯野三箇本記行事、右從纏向珠城朝廷以來、至于難波長柄豐前宮御宇、天萬豐日天皇御世、有爾鳥墓村、造神序氏、爲雜神政行仕奉支、而難波朝廷天下立評給時仁、以十鄉、分度會乃山田原立屯倉、新家連阿久多督領、磯連牟良助督仕奉支、以十鄉分竹村立屯倉、麻績連廣背督領、磯部眞夜手助督仕奉支、同朝廷御時爾初大神宮司所稱、神序司中臣香積連須氣仕奉支、是時仁度會山田原造御厨、改神序名氏、號御厨、即號大神宮司支、近江大津朝廷、天命開別天皇御代仁、以甲子年、小乙中久米勝麻呂仁、多氣郡四箇鄉申割、立飯野高宮村屯倉、評督領仕奉支、即爲卿之、右元三箇郡攝一處、大神宮仕奉、所割分由顯如件、【神宮雜例集】曰、伊

勢國神郡八郡事、弘仁十二年八月廿二日格云、令伊勢大神宮司檢納神郡田租、度會郡・多氣郡、本記云、皇大神御鎮座之時、大幡主命、物乃部八十友諸人等率、荒御魂宮地乃荒草木根刈掃、大石小石取平天、大宮奉定支、爾時大幡主命白久、已先祖天日別命、賜伊勢國內磯部河以東、神國定奉、飯野多氣、即大幡主命神國造并大神主定給支、又云、難波長柄豐前宮御世、飯野・多氣・度相總一郡也、其時多氣之有爾鳥墓立郡、時爾以己酉年、始立度相郡、以大建冠神主奈波任督造、以少山中神主針間任助造、皆是大幡主命末葉、度會神主先祖也、太政官符、伊勢大神宮司、多氣・度會二箇郡界內、授受寺田并王臣位田及他郡百姓口分田事、上件三色田、割出神郡、應授他郡田、但爾宜祝位田者不在此限、二箇神郡逃走百姓口分田地子、國司徵納混合官稻事、上件田地子稻應收神稅、右二條事、國司依件施行、勘問大神宮禰宜、祝・内人・物忌等犯過雜穢、以應科祓事、右一條事、專使勘問、準犯科祓清二箇神郡、以前得神祇官解備、今月廿日供奉御卜、所崇事條、如件者、被右大臣宣、奉勅、宜依狀施行者、國并司宜承知、依宣施行、符到奉行、從五位上行右少辨當麻呂人永嗣、左大史正六位上會賀臣眞繼、寶龜五年七月廿三日、飯野郡、仁和五年三月十三日、太政官符、應以伊勢國飯野郡寄大神宮事、右郡依去仁和五年三月十三日勅、一代之間奉寄彼宮、大納

言正三位兼行左近衛大將藤原朝臣時平宣、奉勅、自今以後永以奉寄、仍須貢物官舍等之類、准弘仁八年十二月廿五日格行之、寬平九年九月十一日、已上、謂之神三郡、又云、道後、封戶九百七十二烟、度會郡四百七十七烟、多氣郡三百五十五烟、飯野郡二百二十烟、烟別所當濟例祭料、二見烟一石八斗、沼木鄉七斗二升、餘鄉三斗六升、員辨郡、天慶三年八月廿七日符二百烟、太政官符民部省、應奉加寄伊勢大神宮壹郡并封戶事、同國員辨郡封戶參拾戶、尾張國拾戶、參河國拾戶、遠江國拾戶、右從三位守大納言兼右近衛大將行陸奧出羽按察使藤原朝臣實賴宣、奉勅、件一郡并封戶宜奉加寄彼大神宮者、省宜承知、依宣行之、仍須、件員辨郡官物官舍之類、准弘仁八年十二月廿五日格行之、符到奉行、右少辨正五位下兼行內藏頭源朝臣、右大史正五位上大窪宿禰、天慶三年八月廿七日、三重郡、應和二年二月廿三日符、二百一烟、安濃郡、天祿四年九月十一日符、三百八十九烟、例幣宣命辭別云、辭別申給久、踐祚乃初利一郡乎寄奉止、御心乃中爾令祈申左、給岐、因茲天、今以安濃郡天寄奉給布、皇大神重天平久聞食天、實位無動久、護助介奉給比、天長久地久支、御寓止惠幸倍賜倍、又月來天變物怪妖言等、頻仁出來古、有利、此乎恐御坐古無限之、如此乃事仁、依天可有加良、災難乎、未兆仁、攘却給天、朝廷平安爾、天下豐饒仁、令有給止、恐美、恐美、申賜、申、天祿四年九月十一日、朝明郡、寬仁三年九月十一日符、員辨・三重・朝明、謂之道

前二郡、安濃謂之東西郡、飯高郡、文治元年九月九日符、【日本紀略】云、應和二年二月廿七日乙卯、天皇幸八省、奉幣伊勢大神宮、奉寄伊勢國三重郡、叙禰宜一階、又云、天延元年九月十一日、伊勢例幣、天皇行幸八省院、以伊勢國安濃郡奉寄之、按、多氣・度會を二箇神郡と云、飯野を加へて神三郡と云、或道後三郡と云、員辨・三重・朝明を道前美備三郡と云、安濃を東西郡と云、飯高を合せて神八郡と云、今悉く廢して神領宮河を限り、【續日本紀】曰、廢帝天平寶字三年冬十月戊申、去天平勝寶五年、遣左大辨從四位上紀朝臣飯麻呂、限伊勢大神宮之界、樹標已畢、而伊勢・志摩兩國相爭、於是遷尾垂刺於葦淵、遣民部卿從三位巨勢朝臣關麻呂、神祇大副從五位下中臣朝臣毛人・少副從五位下忌部宿禰皆麻呂等、奉幣帛於神宮、○豐受宮神塚、【神宮雜例集】曰、外宮并内宮、神祇官符伊勢大神宮司、可定置豐受大神宮四至事、近四至、去神宮大垣外四方各肆拾丈、遠四至、東限赤井樋手調、南限宮山、西限粟尾岡并山、北限宮河、右得宮司去十一月廿七日解狀備、彼宮神主解狀備、謹檢案內、大神宮四至、東・南・西深山無有人宅、北限宇治川者、其程去宮一里餘、此內不住人宅、禁制尤嚴、此則爲禦穢事也、此宮四至未被定置、但去寬平五年十一月廿七日符備、宮近居住百

姓之宅有火失事、殆及宮内、自今以後、任格條、自宮四方、各冊丈之内、居住人宅、一切禁斷、若不擯出、科違格罪、見任解却、曾不寬宥者、自爾以來、爲近四至也、又依古老傳、件遠四至内、神宮神主領來尙矣、又宮閑地等、諸人構公檢地爭作、于時、以去延喜十九年九月十三日言上被判傳、宮四至内、不可有公檢私地、宜早勸制者、而猶詐作不止、又遠四至内、南方限山、無有人宅、東西去宮二三町程、此内居住百姓、或時產穢、或時死穢、舉哀葬送、此則可禁制之狀、司符度々亦々畢、爰去延喜十九年以往、穢事不糾之意、屢被勸當宮司神主等、望請准大神宮例、將被定置遠近四至、但汚穢之時、郡司行事出四至外者、司加覆勸、所申有實、仍言上如件、望請官裁依件定、以嚴神事者、官依解狀、下符如件、宮司宜承知、立彼四堺勝示、不可令致汚穢、符到奉行、伯大中臣朝臣安則、大祐齋部、大副大中臣朝臣與生、少祐大中臣正廉、少副大中臣利世、大史直助鑿、少史戶、延長四年四月十一日、左辨官下伊勢大神宮司(左辨官以下恐撰入)【南朝紀傳】曰、嘉吉元年春三月廿三日、將軍義持參宮の後、勢州の堺目を改めらる。

伊勢路

【八雲御抄】曰、伊勢路【信濃宮傳】曰、一品宮は十餘年の春秋を、上野・信濃の間に送りむかへさせ給ひ、正平二十四年の夏、民部卿光資を信濃に留置たまひて、尾張國犬山へ出させまし、同じ國羽豆崎より御船にめされ、伊勢路を歴て芳野に御上りあり。又曰、尹良王は、天授五年に芳野へ上らせたまひて、二品親王の宣下を蒙らせたまひぬ。主上北朝と御合體の後も、猶南方に隠れ留りたまひしが、應永四年二月、伊勢國へ出させたまひ、それより駿河國富士谷宇津峯に移り、田貫左京亮が家に入らせたまひける。

路程

按、津より京師に至る廿五里。江戸に至る百一里二十三町。南都に至る二十一里。大坂に至る廿九里。鳥羽に至る十一里廿九町。

官道

○東國路 按、鈴鹿峠江州國界坂下より關に至る一里廿四町所歴曰小野曰香掛曰新茶屋曰奈良乃木曰一之瀬曰新所關より龜山に至る一里十八町所歴曰小野曰落針曰野尻亦龜山より莊野に至る二里所歴曰和田曰河合曰關善寺曰小田曰泉曰西富田曰中富田亦森下曰波能古曰野村

間道

○堂坂越 按、朝熊より此に至り、志州答志郡堅神村に至り、夫より鳥羽に至る。
○大坂越 按、志摩國界答志郡より原村へ至る。
○山原越 按、志州英虞郡鹽屋村へ至る。
○八鬼山越 按、田丸より數里を歴て、紀州牟婁郡錦浦に至る。
○荷坂越 按、度會郡梅筒谷より峠に至る十四町。峠より紀伊國界に至ること廿四町。
○大杉越 按、大杉より峠に至る二里五町。和州吉野郡鹽奈に至る三里卅町。
○舟戸越波瀨郡高見峠 按、舟戸より峠の鳥居に至る廿二町。是大和國界
○御取越 按、波瀨の草鹿野より此峠に至る廿四町。是大和國界
○志良加美越 按、波瀨より此に至る一里十八町。是大和國界
○三子越 按、富長より此峠に至る十二町。これ大和の國界。
○杉平越 按、和州宇陀郡神末村に至る三十二町餘。國界に至る十六町。
○太郎生越 按、和州宇陀郡神末村に至る一里四町餘。

川莊野より石藥師に至る廿七町所歴曰高宮原曰生柳曰上野石藥師より四日市に至る二里廿五町所歴曰大谷曰小谷曰清水谷曰杖突曰采女曰小古會曰退分曰泊曰日永曰赤堀曰新莊曰瀧田四日市より桑名に至る三里八町所歴曰三屋曰羽津曰八幡曰茂福曰東富田曰西富田亦南部曰時田曰松寺曰掃曰小向曰日纏生曰安永曰大福曰矢田通計十一里三十町。自桑名至尾州熱田、海路七里、至佐屋三里。

○神宮道の發程を記す

按、松坂に至る四里所歴曰八幡曰藤方曰垂見曰小森曰小森上野曰松坂より小俣に至る四里所歴曰垣鼻曰上川曰伊賀町亦各橋田小俣より外宮に至る三十町所歴曰中川原曰堤剛坂曰齋宮曰明皇曰有爾外宮より内宮に至る五十町所歴曰古市曰島曰下中野曰辻曰二俣曰宇良口曰上中此より内宮に至る五十町場曰山古市曰中地曰牛谷曰浦田所歴曰古市曰中切曰岡田曰今在家通計九里三十町。

○京師道 按、窪田に至る一里十八町所歴曰部田曰窪田より椋本に至る二里所歴曰野崎椋本より楠原に至る一里所歴曰中楠原より關に至る一里所歴曰古馬屋曰木崎自津至此通計五里十八町。

○江戸道 按、上野に至る二里所歴曰部田曰根上曰中山曰中瀬曰小川上野より白子に至る二里所歴曰中根山曰小別保白子より神戸に至る二里六町所歴曰打越曰玉垣曰矢橋曰肥田神戸より四日市に至る三里十八町所歴曰多加岡曰小治田曰遠分通計九里廿四町。

○伊賀道 按、片田に至る二里所歴曰八町曰南小片田より北長野に至る三里所歴曰五百野曰足坂曰栗原曰新開曰南長野峠伊賀國境に至る一里十町餘。通計六里十町餘。

- 櫻峠越 按、伊州伊賀郡高尾村津本に至る一里廿二町餘又八知谷中村より高尾村古田へ至る十二町
- 鹽見峠越 按、伊州伊賀郡霧生村に至る一里卅二町餘
- 大原越 按、伊州伊賀郡奥鹿野村に至る一里十一町餘
- 垣内越 按、伊州伊賀郡伊勢地村に至る二里九町
- 鬼窟越 按、一の坂より伊州山田郡坂下村に至る二里十六町
- 河内谷越 按、伊州山田郡阿波村に至る。樂箇野より二里卅町
- 長野越 按、上に出す。
- 蝙蝠峠越 按、加太中在家より伊州山田郡阿波村子日に至る。
- 加太越 按、北在家より伊州阿拜郡柘植に至る、一里廿三町餘。是大和路の宮道なり。
- 安樂越 按、江州甲賀郡黒川村に至る。
- 大川原越 按、小岐濱村より江州甲賀郡小屋に至る。
- 水澤越 按、山房村より江州甲賀郡木地に至る四里。
- 薦野越 按、江州甲賀郡大河原に至る五里。
- 千草越或云津越 按、江州蒲生郡根平に至る三十一町餘。
- 八風越或云田光越 按、江州蒲生郡根平に至る三十一町餘。

- 打出けり。按、切畑より江州愛知郡ゆつりを至る二里三十町。(越田治)(越畑切・光田)
- 君畑越或云治田越 按、江州愛知郡君か畑に至る。
- 燒屋越 按、野尻村より江州犬上郡大君畑に至る。
- 山口越 按、濃州石津郡草鞋畑に至る一里卅一町。
- 土岐多羅越 【太閤記】曰、秀吉小姓馬廻弓鐵炮一萬五千の着到にて、正月廿三日江南に着陣し、惣軍勢七萬餘騎を三手に分給ひ、土岐多羅口より亂入し給ふ。按、山口村より美濃國界に至る一里十六町。篠立村より同郡土岐へ三十五町。
- 河原越 按、濃州石津郡若宮村に至る。
- 小原越 按、濃州石津郡福田村に至る。
- 太田越 按、抽井村より濃州石津郡太田村に至る。

航路

按、江戸に至る百五十六里餘。大坂に至る百廿二里餘。熱田に至る十七里。大野に至る九里。濱佐に至る十三里。諸崎に至る十里。篠島に至る十六里。吉田に至る廿六里。伊良古に至る十六里。田原に至る廿一里。鳥羽に至る十二里。神島に至る十五里。自餘の湊諸州に通ず。此に略す。

形勝

- 【人國記】曰、伊勢は大底海濱つ、きなり。但南西は一面に山なり、川も亦多し、寒暑暖氣おほく、溫和なる地なり。
- 常世國 【神名秘書】曰、常世國云仙宮也、伊勢島與常世國、其境未遠、故常世之浪重浪寄來國也、因以號重浪之國也、故則當國魚類海草珍美也、又柑類菓茂昌此之緣也、(國の浪重)
- 傍國可恰國 【垂仁紀】曰、神風伊勢國、則常世之浪重浪歸國也、傍國可恰國也。
- 鹽氣能味香乎禮流國 【萬葉集】曰、神風乃伊勢能國者、與津藻毛摩足波爾、鹽氣能味香乎禮流國爾、味凝文爾【八雲御抄】云、しほけのむまいかほれる國とは、伊勢の國也。
- 敷浪七保國 【倭姬命世記】曰、朝日來向國、夕日來向國、浪音不聞國、風音不聞國、弓矢輶音不聞國、打摩伎志賣留國、敷浪七保國之吉國、神風伊勢國。
- 鳳凰可來之地 【桑家漢語抄】曰、鳳登里加良 鳳登里加良 可書雄唐禽、雌唐禽【秘授抄】云、鳳凰者非國家鳥、故曰唐鳥、雖然非其義、【大和日記】并【神國本記】之中、日本有鳳凰來遊之所、見若聖人、豈隔夷狄中國矣、然亦本朝者中華之美國、而天照大神守中和之德、盡中臣之神禮、居神風伊勢之國、鳳凰可

相來之地

風俗

【人國記】曰、伊勢國之風俗は、南伊勢・北伊勢とて有之、同國の中にも南伊勢の作法は、諸人の心入、土にて作りたる器を漆を以て能ぬり、其上を金銀を以て色どりたるに不異、誠に每物詞の體はしほらしく、柳の枝に雨折れなしといふ心にて、山城の人同前なれども、心底は飽まで欲深く、親は子をたはかり、子は親を謀る事を以て本とす。實少なし。心萬事に付てきたなき意地にして、侍も心入きたなく、下々を情なくつかひ、愛する心は微塵も是なし。亦下々は、主を當座の光陰送る爲に頼ぬるとのみ思ひて、主下の法を不辨は、偏に意地のきたなきより發たる事なり。諸事頼無之也。諸亦北伊勢の風儀は、南伊勢とは替りて、人の心、能き所も多し。これも譬を以て是を云に、雜木を以て萬器を作り、其上を漆を以て莊ひたるに不異。然者土を以て作りたる器を以て、莊ひたるよりは、はるか違たるもの也。是因て侍之風儀もしほらしくありて、義理も知りたれども、根性の所は雜木を以て作たる器の如くなれば、根のとくる人鮮し。都て上方の内、別して京伊勢の風儀、女人の形莊最

善、男は心不定して頼みすくなし。亂世の時は、昨日味方たりし人も今日は敵となり、主は被官に被見放子は親を捨て敵となるの類は、南伊勢の風俗なり。北伊勢は、約して違ふ事あれば赤面をなす意地あれば、義を以て是を可看。南伊勢は、違亂威光嚴を以て是をしめさは、即時に可傾也。鬩斗海羅は天下に名高し。但し口傳。

【善隣國寶記】引揚文曰、國中專奉神道、多祠唐、伊州有大神、或託三五歲童子、降言禍福事、【陽成實錄】曰、元慶二年六月廿一日乙酉、勅令東海東山兩道諸國、簡擇勇敢輕銳者、須待出羽國奏請、應機奔赴伊勢二十人、【古今集重蒙鈔】曰、大歌所御歌、すへて諸國の風俗、神樂・催馬樂の歌曲つかさとの所なり。又云、いせうた、その國の民の口遊より出來れり。故に所の風景をよみ、又こひのころもあるへき事相違なし。是等を大歌所にしるしつたへたるなり。

【沙石集】曰、後嵯峨の法皇の御熊野詣有ける時、伊勢の國の夫の中に、本宮の音無川と云所に、梅の花の盛りなるを見て讀ける、

「おとなしにさきそめにける梅の花、にははさりせはいかてしらまし」夫か歌にはいみしき秀歌なるへし。此事を御下向の時、道にて自然にきこしめして、北面の下郎に仰て召れけり。馬にてあちこち打めぐりて、本宮にて歌よみた

りける夫はいつれそと問に、それこそ件の夫にて候へと、そはにて人申ければ、仰や參るへしと云ければ、返事に「花ならば折てそ人の問へきに、なりさかりたる身こそつらけれ」さて返事にも及はず、おめくと馬よりおりて具て參りぬ。事の子細きこしめされて、御感有て何事にても所望申せと仰下さる。云甲斐なき身にて候へは、何事の所望か候へきと申上ければ、なと分にしたかふ所望なかるへきと仰ければ、母にて候ものを養ふ程の御見こそ望所に候へと申ければ、百姓なりけるを彼か所帶公事一向御免有て、永代を限りて、子孫も違亂あるまじき由の御下文給てそ下ける。わりなき勸賞にこそ。百姓か子やけれとも、兒たちにも和歌の道心得たりけるとそ人申侍りし。【全浙兵制日本風土記】曰、時令 新正、名曰少完之、云云 元宵、名曰點之、壽五、例不興燈、但街道鄉村兒童、年及五十八九已上者、各取柳枝去皮、雕成木刀、以皮復外纏于刀上、用火燒黑去皮、以分黑白之花、名曰荷花蘭密、再取荆棘之條、挿拱香火、神前次集、各童手執木刀、隊閑于途、凡有婚久無子之婦、將木刀遍身打之、口念荷花蘭密、必便是婦當年有孕、生男每驗、襲爲常例、告人婦、喜悅如聞其聲、讓持立于門衆童則善舞之、若避之不欲、率衆擊門而入、瓦婦挨擠亂打、縱致傷命亦不厲法、云云(き) 按、鈴鹿郡一之瀬村に此風俗あり。俗呼て婦た、きと云、餘

郡にも又此風あり。

三國地志卷之八

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國

祥異

【天武紀】曰、白鳳九年辛巳、伊勢獻白茅鴟、
【持統紀】曰、六年九月癸巳、朔辛丑、伊勢國司獻嘉禾二本、
按、【延喜式】云嘉禾或異畝同類或連或一種二米也
【熱田寬平緣起】曰、天命開別天皇七年戊辰、新羅沙門道行盜此神劍將移本國、竊祈入于神祠、取劍裏袈裟、逃去伊勢國、一宿之間神劍脫袈裟、還著本社、天智紀云七年沙門道行盜草種劍還向新羅而中路風雨甚遠歸
【伊勢國風土記】曰、伊勢國桑名郡橫山、文武天皇二年戊戌三月、此山自燃數日夜、爾來諸木減少矣、
【續日本紀】曰、文武天皇慶雲元年八月戊午、伊勢國蝗、
【伊勢風土記】曰、桑名郡藤澤山、此山多諸鳥、和同三年出黃鳥、大勝諸鳥、其後時々出之、
【續日本紀】曰、聖武天皇天平十二年十一月庚戌、賜伊勢國高年百姓、百歲已下八十歲已上者大稅、各有差、按、是歲十

三國地志卷之七終

月藤原廣嗣反逆に依て、一志郡關宮に行幸の後なり。

【續日本紀】曰、聖武天皇天平十三年九月乙卯、大養德、伊勢等國供奉行宮之郡、勿收今年之調、又曰、聖武天皇天平十九年二月戊辰、伊勢國飢饉因加賑恤、又曰、廢帝天平寶字四年三月丁亥、伊勢國疫、賑給之、又曰、同六年五月壬午、伊勢國飢、遣使賑給之。

【伊勢風土記】曰、昌辨郡光森、神護二年秋七月、森中鳴動而有異香清光、隔三日而土民牛馬、遭疫疾而失命、故民戶祭之稱光宮、今絕而無再造。

【續日本紀】曰、稱德天皇神護景雲三年五月癸未、伊勢國員辨郡人猪名部文丸獻白鳩、賜爵二級當國稻五百束、又曰、八年春正月甲戌、從三位飯高宿禰諸高、年登八十、勅賜純八十疋絲八十約、調布八十端庸布八十段、又曰、同年六月辛酉、伊勢國言、今月十六日己酉巳時、鈴鹿關西內城大鼓一鳴、又曰、同三月乙酉、伊勢國言、今月十六日午時鈴鹿關西中城門大鼓自鳴三聲、又曰、同五月甲戌、伊勢國言、鈴鹿關城門並守屋四間、始十四日至十五日、自響不止、其聲如以木衝之、又曰、延曆八年秋七月乙卯、伊勢國飢賑給之、又曰、大同四年五月庚午、伊勢國獲白鳥、又曰、弘仁元年十一月庚子、詔曰、伊勢國頃年多事百姓勞擾云、宜今年田租悉免勿徵、(此項悉據入)【日本後紀】曰、嵯峨天皇弘仁二歲十一月庚子、詔曰、伊勢國

頃年多事百姓勞擾云、宜今年之田租悉免勿徵。

【續日本後紀】曰、仁明天皇承和元年二月戊申、伊勢國賑給之、(天日本紀作六月二十九日戊申)又曰、同年五月壬子、伊勢國飢賑給之、(天日本紀作二月乙卯)又曰、同三年二月戊戌、伊勢國飢賑給之、又曰、仁明天皇承和十三年二月壬申朔己卯、伊勢國言、鈴鹿郡枚田郷戶主川保縣造藤繼戶口、保茂麻呂妻川保縣造藤繼女產男、其體自胸以上、兩頭分裂、二人相對、四手相具、面貌美麗、頭髮甚黑、自腹以下、同共一體、生而一日死焉。

【清和實錄】曰、貞觀三年六月廿日癸亥、伊勢國朝明郡人六人、三箇年間給以公限、又曰、六年甲申二月二十一日戊寅、伊勢言木連理、又曰、秋七月二十七日辛亥、重敕五畿及伊賀、伊勢、志摩、遠江、相摸、上總、修飾諸社、又曰、同八年六月甲戌朔、伊勢國飢疫賑給之、又曰、同年秋七月四日丙午、遣使伊勢、賑多氣、度會二郡飢、又曰、貞觀十二年秋七月九日己未、從四位下行伊勢守多治真人貞峯獻蓮一莖二花、又曰、貞觀十六年八月丁巳朔、伊勢國上言、有蝗蟲食稼、其頭赤如丹、背青黑、腹斑駁、大者一寸五分、小者一寸、種類繁聚、一日所食四五町許、其所一過、無有遺穗、十三日己巳、遣從五位下守玄番頭弘道王於伊勢大神宮、奉幣禱去災蝗、從此以後蝗蟲或化蝶飛去、或爲小蜂所刺殺、一時消盡矣、又曰、同十七年

十一月廿八日丁未、勅免伊勢國去年田租八分、風水爲災也、【陽成實錄】曰、元慶三年閏十月廿三日己酉、伊勢國言、木連理生鈴鹿郡山中、

【西宮抄】曰、元慶八年九月廿五日壬午、伊勢國言、朝明郡生連理樹一、九年春正月丁巳朔、先是山城、伊勢、尾張、遠江、上總、美濃、信濃等國上言、木連理、是日奏於庭焉、

【扶桑略記】曰、小松天皇元慶九年乙巳正月朔、先是伊勢國言木連理、

【光孝實錄】曰、仁和元年正月丁巳朔、伊勢國上言木連理、按

【延喜式】云、木連理、仁木也、異本同枝、或枝旁出上更適合

【光孝實錄】曰、仁和元年乙巳二月二十一日丁未、其改元慶九年爲仁和元年、免除伊勢、備前兩國百姓去年調庸、其卜食郡免田租、

【伊勢奉幣使雜例】曰、宇多天皇寬平四年壬子六月、伊勢大水、

【古今著聞集】曰、伊勢國別保といふ所へ、前刑部少輔忠盛朝臣くたりたりけるに、浦人日ごとに網を引きけるに、ある日大成魚を取、かしらは人のやうにて有ながら、ははこまかにてうをにたがはず、口さし出て猿ににたりけり、身はよのつねの魚にてありけるを、三喉ひきいたしたりけるを、二人してにひたりけるか、尾なほつちにおほくひかれてけ

り。人のちかくよりければ、たかくおめくこゑ人のことし、又なみだをながすも人にかはらず。おとろきあさみて、二喉をは忠盛朝臣のもとへもて行、一喉を浦人にかへしてければ、浦人みな切くらいてけり。され共あへてことなし。そのあじはひ、ことによりけりとそ。人魚といふなるはこれい物の物なるにや。按、別保村は海濱なり。忠盛當國に流寓のこと、往々舊記に見えたり。【魚名苑】云、人魚、一名鱈魚、身人面者也、

【世世樞覽】曰、今上皇帝後宇多弘安二年己卯十月、熊野神輿一基、依訴訟有入洛之企、依寄伊勢國阿濃津、

【風土記】曰、桑名郡中村山在神、名中村社、所祭事代主命、猿田彦命、木花開耶比咩尊也、秋九月草木黃葉之時、年々山上鳴動多日也、以此時祭神也、近來以九月中子日、或初子日祭之也、

租稅

【延喜式】曰、伊勢國正稅公廩各卅萬束、國分寺料一萬束、修理池溝料四萬束、救急料四萬束、俘囚料一千束、

【拾芥抄】曰、東海道十五箇國伊勢以十二郡云、田萬九千二十四町、

【延喜神祇式】曰、凡諸國所進神交易雜物、並伊勢國度會・多氣・飯野三郡浪人調庸等者、校此官、諸司出納、又神日、九月祭、大神宮神酒廿三石、伊勢十五石、度會宮神酒廿三石、小稅二百卅束、以一把爲束、神麻績一百束、大稅一百八十束、以五把爲束、神麻績八十束、飯野郡封戶十束、小稅一百廿束、神麻績四十束、大稅八十束、神麻績三十束、凡大神宮、年限滿應修造者、遣使、使判官注典判官任中臣、孟冬始作之、神宮七院社十二處、朝熊社、園相社、湯田社、須麻呂社、佐那社、梅田社、其使供給充用神稅、丁匠役封戶人夫、糧食使用神稅、若神稅不足用正稅、自餘諸社宮司修理、

(田神) 神田 伊勢國四十二町一段、（舊名、鈴鹿郡各一町、安濃郡各三町、飯野郡十一町、度會郡十町、五段、二町四段、大神宮三町、度會宮）令當郡司營種、收獲苗子、供用大神宮三時並度會宮、朝夕之饌、自餘依當土估賃租充供祭料、

(戶封) 封戶 當國度會郡・多氣郡・飯野郡・飯高郡卅六戶、壹志郡廿八戶、安濃郡卅五戶、鈴鹿郡十戶、河曲郡卅八戶、桑名郡五戶、

(宮領) 凡頓宮者、近江國國府・甲賀・垂水、伊勢國鈴鹿・壹志、摠五所、並國司依例營造、所須稻近江一萬五千束、伊勢二萬三千束、鋪設雜器及供給、摠用此內、

凡齋內親王到國、初年割正稅七百束供用年料之膳、當郡每月春送寮家、後年用供田稻、其供田二町一町在多氣郡、外供田

四町三町在多氣郡、壘田二十七町八段一百十七步、（十七町七十一步、在多氣郡、十町、在飯野郡）其外供田地子稻者、勸納寮家、充供御之闕乏、壘田准鄉土估賃租、充寮家雜用、

凡諸國送納調庸、並請受京庫雜物、積貯寮庫支配雜用、絹純七百疋、（伊勢三履三十兩、紙一千張、筆二百二十八管、伊勢一庸米一千六百六十七石五斗、伊勢四百七十石、春米一千三百三十四石八斗、伊勢五百三十四石八斗、就中黑米三百九十一石）又中務、曰、其齋寮家女孺等季祿者、准時沽價、以伊勢國正稅給之、

又內藏、曰、水銀小四百斤、伊勢國絲四千七百七十四兩、調三千八百八十兩、白絲二千八百八十兩、（二千兩、伊勢國所進、八百八十兩、伊勢國所進）交易一千五百九十四兩、（伊勢伊勢各二合）

又曰、凡大神宮司及齋宮官人季祿者、便以伊勢國神稅給之、凡諸家封戶各爲三分、一分充輪繩國、二分輸布國、但伊賀・伊勢・中略等國不得充封、凡伊勢齋宮任丁四十八人、以神郡並神戶百姓等充之、凡志摩國司不充事力、其職田五町以伊勢國田給之、凡志摩國百姓口分田便班授伊勢・尾張兩國、唯伊勢神郡者不在授限、年料春米、伊勢國大炊一千七十石、糴卅石、右以正稅春運、白米送大炊寮、黑米送省及內藏寮、其運送僦夫並給路根、凡諸國春米運京者、伊勢・中略等國、二月卅日以前、（中略）並送納訖、若有未進者、准數奪專當郡司

職田直、若不足者、亦沒國司公廩、

(穀租納別) 年料別納租穀 伊勢國四千五百斛、右別納租穀內、隨官符到、充位祿季祿衣服等料、

(物雜貢別) 年料別貢雜物 伊勢國筆百管、紙麻一百十斤、右別貢雜物並依前件、自餘雜藥見典藥式、其運送僦夫、各給路根、

(蘇貢) 諸國貢蘇番次 伊勢國十八壺、七口各大一升、十一口各小一升、右八箇國爲第一番、（年丑未）

(易交) 交易雜物 伊勢國白絹十二疋、絹三百疋、水銀四百斤、樽二合、鹿角菜二石、青苔五十斤、海松五十斤、凝草卅斤、（赤力）於胡菜卅斤、烏坂苔五斤、海藻根十斤、那乃利會五十斤、右以正稅交易進、其運功食並用正稅、

(調) 凡貢夏調絲者、伊勢八百八十兩、（白）並七月卅日以前納訖、伊勢國日下二日調、兩面十疋、一窠綾・二窠綾各十六疋、三窠綾六疋、蓄徽綾四疋、帛二百疋、白絹百疋、白絲八百八十兩、（夏赤）引絲百十兩、神服絲一百兩、御調絲廿兩、自餘輪絹・鹽・庸・韓

(庸) 櫃廿三合、（漆漆着銀八合、白木十五合）自餘輪米・鹽・中男作物、紙・木綿・麻・紅花・茜・胡麻油・櫻椒油・雜魚脂・煮鹽・年魚・雜魚・滑海藻、

凡齋內親王向伊勢者、造頓宮並雜用料稻、伊勢國二萬二千束、

凡檢損不堪佃田賑給疾死等使程限、山城・河內・攝津・伊勢・中略等國損田百日、不堪佃田八十日、賑給疾死、並准不堪

佃田、

(價祿) 祿物價法 伊賀・伊勢・志摩・相模四箇國、絹六十束、絲十束、綿六束、調布卅束、庸布廿束、鐵三束、鐵七束、

(秣飼國) 凡國飼馬秣米者、畿內外國共起十月迄三月、正別日四升、起四月迄九月二升、（中略）牽走馬夫者、畿內及近江・丹波起四月廿五日、伊勢・美濃等國起同月廿一日迄五月七日、並給食、

(馬驛) 驛馬直法 伊勢・美濃二國、上馬三百五十束、中馬三百束、下馬二百束、

(仗器) 驛馬死損 山城・河內・攝津・和泉・伊賀・伊勢・中略等五十國、十分許損二分、凡伊勢國度會郡驛馬有死損者、國司准例損數、充直令大神宮司買備莫責其死馬皮、

(費御) 諸國器仗 伊勢國甲六領、橫刀二十口、弓六十張、征箭六十具、胡籙六十具、右每年所造具依前件、其樣仗者、色別一箇、附朝集使進之、

(費御) 諸國例貢御費 伊勢稚子・螭・磯磯、右諸國御費、並依前件、省即檢領各付所司、例貢御費、直進內裏、（中略）諸國省與返抄、諸國貢進菓子 伊勢國稚子二檐、右依前件、（其數隨地）隨到檢收附內膳司、但甘葛煎直進藏人所、

銀治戶 伊勢國三烟、右銀治戶、每年當國計帳進官、官先下主計寮全計損益、然後下寮、即從十月一日至二月三十日、爲

番役使、凡五畿内及伊賀・伊勢 中略 等國、鍛冶戸百姓調庸徭分者、附貢調使送之、

(藥雜) 諸國進年料雜藥 伊勢國五十種、前胡一斤四兩、梨蘆二斤四兩、王不留行六斤、獨活卅五斤、菟苳卅二斤、牛膝八斤、桔梗九斤四兩、高粱薑十一斤、葛蒲一斤、恒山十斤、藍漆一斤、龍膽三斤四兩、苦參卅三斤、人參二斤八兩、莖茄十六斤六兩、躑躅花十斤、杜仲十五斤、白芷卅四斤、細辛十一斤、栝樓十九斤、木斛廿斤、白薇一斤四兩、松脂十六斤、大戟五斤四兩、地榆十五斤十兩、榆皮五斤、厚朴十九斤八兩、茯苓十一斤十兩、蜂房一斤十二兩、升麻卅九斤二兩、當歸四斤八兩、黃耆十一斤、葛根十斤、秦皮三斤十二兩、夜干卅五斤、橘皮五斤、牡丹七斤十兩、桑螵蛸一斤、白蠟蠶十兩、芮草十一斤、馬刀七斤、蘇子一斤、兔絲子五斤、胡麻子二升、胡桃子二斗、半夏六升、牡蠣一斗九升、水銀十八斤、雄黃四斤、右依前件、附貢調使送寮、檢收訖、即與返抄、

(寶御進貢) 諸國貢進御贄 伊勢國鯛春酢二擔二十籠二度、鯨年魚二擔四壺二度、蠣磯蠣、右諸國所貢、並依前件、仍收贄殿擬供御、
(但獲赤魚 收司家)

【神風鈔】曰、伊勢國河曲郡神戶、御神酒三缶、副米九斗、祭料并造酒米二石、懸力稻卅束、一有織字 御衣一匹、荷前御調絹二匹、筵十枚、薦卅枚、

【朝野群載】康和五年 御體御下 曰、坐伊勢國大神宮御領、中略 河曲神戶預多氣郡司等、依遇穢神事崇給、遣使科中祓可令祓清奉事、
【見稻簿】曰、米三十五萬七千八百石八斗

三國地志卷之八終

三國地志卷之九

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國桑名郡

城邑

○桑名城 【太閤記】天正十二年 秀吉出勢 曰、桑名の城は坂井左衛門尉石川伯耆守在城たり、【あつまの道の記】廣光 曰、桑名の城をうしとらに見る、行着て惣構の門西に向ひ、堀の面十二三間あり、門を入て二の門まで、五町はかりあらむにや、本丸の内へはかたのことくの船南へまはりて入也、東吳萬里の船をつなくといひしも、ふと思ひ出らる、城に入橋東西なり、橋すめに西向の門あり、五歩一樓十歩一閣と見へたり、北は木曾川の東南は海なり、海上へ壁の手十五町ばかり、北おもてに西より東へつきたり、長島は三十町斗北すこし西(島長) によらんか、【家忠日記】曰、慶長五年八月、桑名の城は、逆徒氏家内膳正是を守る、又曰、慶長六年辛丑二月、大神君領知を諸將に賜ると云云、上總國大多喜の城十萬石を轉して、勢州桑名の城食邑十萬石本多中務大輔忠勝云云、

按、桑名城は天正十九年、右近一柳俊治初て築く所なり、文祿四年、守建 内膳正氏家貞和城主となる、石田三成に與し没收、慶長六年、中務大輔本多忠勝萬石 守る、其男美濃守忠政繼て守る、元和二年、隱岐守松平定勝、遠州掛川よりこゝに移る、萬石 其男隱岐守定行繼て守る、寛永十二年、越中守松平定綱、濃州大垣よりこゝに移る、其男攝津守定長、定長男越中守定重繼て主たり、寶永七年下總守松平忠雅移る、

郷名

○野代和名乃之 今廢 按、今村名に存す、
○桑名和名久波 今廢 按、今驛名に存す、
○額田和名沼加 今廢 按、今村名に存す、
○尾津和名乎都 今廢 按、今村名に存す、
○熊口和名久未久 今廢 按、今所在詳ならず、
已上【和名鈔】に出る處なり、
○香取五箇郷 【東鑑】曰、文治元年乙巳十一月十二日辛卯、今日河越重頼所領等被收公、是依爲義經緣者也、其内伊勢國香取五箇郷大井兵三次郎實春賜之、按、今村名に存す、五箇は香取・南・松木・上逆手・下逆手なり、今松木以下長島に

屬す。
○深矢部郷 按、【大系圖】に出る、今村名に存す。

村里

- 桑名
- 小泉
- 大門
- 野田
- 桑部
- 稗田
- 西別所
- 上野
- 大夫
- 小貝須
- 江場
- 大福
- 東金井
- 能部
- 蓮華寺
- 北別所
- 西金井
- 泉
- 安永

○矢田神鳳抄 按、御厨【神鳳抄】に見はる。桑名驛につゞく官道なり。

○増田益田 按、【大系圖】益田、【異本親元日記】に益田莊と云。

○野田 按、建武三年院宣大雲寺領の内、伊勢國野代庄と云、其文【門跡譜】に出る。

○西別所 【織田真記】曰、元龜四年冬十月八日、信長軍于北伊勢東別所、按、東別所は今云北別所のことならん

○上野 按、此村の土俗太々神樂と稱して、音曲の風流をなし諸州に經廻す。故に大夫の名ある歟。

○西方

○田宮戸以下

○大山田新田

○梯塚

○下深谷部神祇式作深江、家紋様作深矢部

○溝野舊名御衣野 按、舊領守越中守松平定重、御衣野の文字に復す。今又溝野に作る。

○中猪飼神鳳抄 按、御厨【神鳳抄】に見はる、今に至りて小山・戸津・猪飼の三を御厨と稱して多度の神役に出る。

○力尾猪飼支郷

○野代一名下野代、式作野志里 按、建武三年院宣大雲寺領の内、伊勢國野代庄と云、其文【門跡譜】に出る。

○今鳥

○大鳥居 按、古昔此處に多度社云野の鳥居あり、故に云。【信長記】に、大鳥居の寄手と云此地なり。

○中津

○上脰江

○香取信長記 按、桑名より太田への路程、市中利用の地なり。

○戸津神鳳抄作東宮津、舊名尾津 按、御厨【神鳳抄】に見る。

○尾津神社 【景行紀】曰、二十八年、日本武尊移伊勢而到尾津、昔日本武尊向東之歲、停尾津濱而進食、是時解一劍置於松下、遂忘而去、今至於此劍猶存、故歌曰、鳥波利理、多陀珥霧伽幣流、比苦菟麻菟、阿波例比等菟麻菟、比苦珥阿利勢磨岐農岐勢摩之場、多知波開摩之場、【古事記】曰、倭建命到坐尾津前、一松之許、先御食時、所忘其地御刀、不失猶有、爾御歌曰、袁波理邇、多陀邇牟邇幣流、袁都能佐岐那流比登都麻都阿勢袁、比登都麻都、比登邇阿理勢婆、多知波氣麻斯袁、岐奴岐勢麻斯袁、比登都麻都阿勢袁、按、戸津村神鳳抄作東宮津に坐す、俗天王と稱す。【舊事紀】に、稚武彥命尾津君祖とあるに

よらば、日本武尊と稚武彥王と二座を祀る歟。

○小山神社 按、小山村に坐す。祭神詳ならず。

○野志里神社 【延曆儀式帳】大神宮曰、伊勢桑名野代宮坐只其宮坐時、爾、伊勢國造遠祖建夷方乎、汝國名何問賜、曰、久、神風伊勢國止白支、即神御田并神戶進支、【倭姫命世記】曰、垂仁帝十四年乙巳、遷幸于伊勢國桑名野代宮、四年奉齋、于時

神祠

- 小山
- 多度萬葉集作田戶、元和舊案作田戶
- 柚井
- 福永
- 東平賀
- 油島新田
- 石垣
- 東福永
- 古敷
- 上江
- 西平賀
- 江内

○桑名神社二座 按、桑名驛に坐す。春日・三崎の兩明神を并せ祀る。今正殿二字、北は建雷經津主、是稱南、大日賣天兒屋禰、是稱初め三崎神、桑名驛三崎にあり、今其地を三崎寶殿と云。【桑名舊記】に垂仁朝、天照大神野代宮に遷幸、景行元年三崎明神と崇め奉ると詳ならず。三崎は元地名、古昔北に磯馭盧洲崎、西に唐洲崎、東に粟か州崎あり。故に云へり。是即當社の御手洗川なり。古昔流れ違ひ今の町屋川となる。本社の來由、恐くは天兒屋禰命、和州へ渡御の時、尾州熱田よりの行宮にして、初桑名神社と稱するならん。春日社號は後世なり。【和歌藏玉集】云、天護屋根命神護景雲二年、常陸國より尾張吾陽村伊賀の中山を經給と云に合す。

蓋吾陽村は市の字脱するか、神代卷云、尾張國吾陽市村、今熱田に吾陽市の地名あり 後、白河院の御宇、勅を奉て

國造大若子命、一名大參相御供仕奉、國內風俗令白支、又國造建日方命參相支、汝國名何問給白久、神風伊勢國止白、進舍人弟伊爾方命、又地口神田並神戶、御鎮座本緣曰、垂仁天皇即位十四年乙巳秋九月一日、遷幸于伊勢國桑名野代宮、椋杜三株之中現神靈、坐四年奉齋、

【神祇百首】曰

荒木田元長

(宮大)

董菜生る野代の宮のあたりとて、摘人なしに過る春哉
按、野代村に坐す、俗大宮と稱す。神明・山王・天王・白山・春日の五社を并せ祀る。野志里、野代相通す。

○多度神社名神【延喜臨時式】曰、桑名郡多度神社一座、伊勢國【續日本紀】曰、桓武天皇延曆元年冬十月庚戌朔叙伊勢國桑名郡多度神從五位下【續日本後紀】曰、仁明天皇天長十年夏四月庚辰、奉授伊勢國從五位下多度大神正五位下、又曰、承和六年十二月丁巳、奉授伊勢國正五位下多度大神正五位上、又曰、同十一年六月丙辰、奉授伊勢國正五位上多度神從四位下、【清和實錄】曰、貞觀元年己卯春正月廿七日甲申、奉授伊勢國從三位多度神正三位、二月十七日癸卯、授伊勢國正三位多度神從二位、十九日乙巳遣正五位下守右中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人、向伊勢國多度神社、奉神位記財寶、又曰、同五年六月廿六日丁巳、進伊勢國從二位多度神階、加正二位、又曰、光孝天皇仁和三年夏四月六日己酉、遣使者、奉幣

伊勢國多度明神社【文德實錄】曰、嘉祥三年九月甲申、詔以伊勢國多度大神列於官社、冬十月癸丑、以伊勢多度神列於官社、按、官社に列すの文重復するものは、本社と一目連の事ならん。【左經記】曰、寛仁元年九月廿日乙卯、依可被定一代一度奉幣、早且退出、風聞頭右中辨於攝政殿御所書定文、云、東海道使原季忠十月二日丁卯巳刻許、右大辨被參、八省東廊被行大祓、是依京畿七道諸神一代一度幣用神寶等被奉也。神寶支配事 東海道伊勢國多度社、尾張國熱田、駿河國淺間、伊豆國三島、下總國香取、常陸國鹿島、自餘畿内六道略之、已上卅八所、被奉紫綾蓋一蓋、四角有金銅鈴 平文野劔一腰、入赤漆赤漆御弓一張、筋平文鉞一本、有身、五寸鏡一面、有平文、平文麻桶一口、平文線柱一本、奉除伊勢兩所并宇佐香椎等之外者、皆被奉御幣一捧、各編五正繩一也、一兩以藤葉之。【和論語】曰、多度大明神、神託伊勢國吾國の人の心直なれば、外また直なり。その心まがわは、外又まかれり。心は體、外はかけなり。影のまがれるにはちて、あめの神のをしへをまもるへし。出口延佳【元祿六年本社考】云、本殿天津彦根命、新宮・内母の兩神を左右の相殿とす。眞野時綱【多度本緣略記】云、謹據舊記文、則本宮一院別宮四社者、即五所一體別稱而其神緣尤微矣、其神者國常立尊、其隱名變化神奉稱一目連、而當社地主神也、本宮之號謂一宮大明神、今稱權現、【延喜神名式】曰、伊勢國桑名郡

多度神社、名神又同式名神祭章、伊勢多度神社一座云、然今本宮神扉有三前者抑後傳也、又【一宮御鎮座傳】曰、當山大權現者天照大神第一臣神也、天照大神坐當郡野代宮之時、權現開此地也、其後、豐受大神移度會郡沼木郷山田之時、權現自奉送、八百萬神自其自飯入多度山、神集九十餘座之屬神、住于此、自以號一宮明神、又謂北伊勢鎮守神云、又云、天照大神之臣神、而稱大昔日命、亦曰大幡主命云、子按此說尤不勸、後輩誤神傳必矣、或問、御扉三前而又稱權現者何、曰、按式文本宮者一座也無相殿也、然今御扉有三前者、後世乎、是則釋行基、擬熊野三所權現、奉崇之、一目連亦鎮座同所、所謂所見薩埵者、今愛宕權現是也云、據此說、後世永誤之、且有權現之稱也、或又問、天照大神遷幸野代宮之時、開當山、而豐受大神鎮座山田原之時、送八百萬神飯座、率九十餘座之屬神、卜宮地於此處、記文又天照大神第一之臣神之說、共訝似孟浪無據之說者何哉、曰是也、情案、當社者是國常立尊之變神也、然天照大神坐野代宮時、先現而以開當山、外宮御鎮座之時、送八百萬神等諡其宮地者、微有故乎、內宮御鎮座四百餘年之後、雖外宮御鎮座、既天照大神坐丹後與佐之時、國常立尊亦降座于一處、合光齊德、其不測可被思、以故按、內宮御鎮座之靈所亦豫所知之、山田原亦先御鎮座卜荒魂之鎮所者也、然則天照大神變作與玉命、

先其御鎮座二百八萬歲、如在五十鈴川上、國常立所化一目連神、亦在外宮御鎮座下當山而後山田原御鎮座之後、現當山者、其幽契如彼與玉命之例、亦不可知、是固國常立尊之變神也、又所問所謂稱天照大神之臣神、且爲大若子命之謬傳者、人皇十一代垂仁天皇十四年乙巳秋九月朔、野代宮御遷宮于此、四年奉齋、次鈴鹿奈具波志忍山神宮造、奉令幸行、六箇月奉齋、于時大若子命一名大參相御供仕奉、又進舍人乙若子命、以故誤當社之神、爲大若子命、甚以不勸之至也、今按舊記又當宮若宮乙若子命云、大若子命者、天御中主尊十二世孫天日別之裔、而垂仁帝朝兼任伊勢國造大神主職、佗後崇其神、其祠稱大開社、在山田原、【禰宜補任】曰、大若子命一名大幡主命、久良爲命子也、越國荒振凶賊阿彥、在、不從皇化、取平仁罷止詔天、標劔賜遣支、即幡主罷往取平天返事、時天皇垂仁歡給天、大幡主名加給支、皇大神宮鎮座伊勢五十鈴河上之時、御供仕奉爲大神主云、由是看之也、前所謂舊記文之謬差、以可知之、【倭姬世記】曰、詔曰天照大神與豐受大神者、惟祖惟宗、尊無二、自餘諸神等乃子乃臣、孰能敢抗、云、然則宗廟社稷之神階而理之常也、當社必非實之臣品、外宮同體分化神者也、宜哉世朝家之尊崇異他神焉、吾子其思之、或又問、雖外宮對天照大神、則有爲君臣之文、此事舊記之說所見有之、曰、有此言無此理、尤非本說也、大神宮秘傳問答詳折之、

以外宮稱宗廟社稷神，故姑有這箇之疑惑，普通大概如是宮，國常立，瓊々杵二尊爲宗廟，以相殿天兒屋根・太王二神，爲社稷神，此說尙非是也，度會延佳神主云，外宮國常立尊者，卽一氣水德神也，土地者自一氣而成，故社神也，五穀者自水德而生，故稷神也，故曰宗廟社稷神，又云【長寬勘文】延喜御記中有大神宮與豐受宮如君臣之文，云是豐受宮者，五神御鎮座也，天兒屋根命・太玉命亦爲相殿，其五神之內，故對天照大神，可有如君臣之文，【延喜御記】又，其全文未見之，則雖強巨解，以大祖國常立尊，謂天照大神之臣神，決非理之至也，云就案，二所皇大神者，諸神君父之神也，以故自餘諸神，自是有乃子乃臣之理，故倭姬命亦有此聖諭也，然則除天照大神與國常立尊之外者，爲乃子乃臣神尤分曉也，雖他所御鎮座，何爲以國常立尊謂天照大神之臣神耶，吾子其圖之，又問云，舊記所謂一宮者，卽當國之一宮也哉，曰否，其說前云舊記注分明也，唯是神代第一世之御神者也，而當國一宮者，稱都波岐作或稱神社，在河曲郡，其神者【一宮記】爲猿田彥命，吾未知其是非矣，或又問，嘗見古宗年代私記，後光嚴院貞治五子曆，勢州多度權現顯現神木，御飯座八月十二日云，自貞治五年至元祿十一年凡三百廿八年許，然則年曆相近，曰此記文者兵燹之時，姑當宮移他所，而後飯座之謂也乎，於鎮座者，甚以不中，何者神宮寺尙久，況當宮之鎮座乎，○新宮一區宮御此社

者第一之別宮也，舊傳以此神爲相殿，是則前所謂擬野三社，存御扉三前之故乎，而本宮一院之中，別處有此神祠，而遷宮之每度用假殿，則非相殿謬傳尤明矣，雖然舊記欠其神號不可知之，千歲之今也，測量雖可憚之，以本宮國常立尊號，奉類推之，則恐可爲天御中主尊歟，何者舊記新宮之注，亦一宮一體異名也，記文有也，而五座，同體之其一座，而餘社如此之社例，未聞之奇哉，夫國常立尊者，諸神之祖，一神分化成八百萬神，八百萬神亦歸此二神，況當山本主之攝末神乎，○內母神社一區宮御此社亦第二之別宮也，本宮一院之中有別殿，然今稱本宮右相殿者，新宮同故之後，傳擬熊野三社之謂也，舊記此社亦欠其神號，唯奉稱內母姬明神而已，予私據五所同體之社例，而倩按之，本宮爲國常立尊，則一氣所化之神而尤無母神，雖然【舊事記】國常立尊以往，有天讓日天狹霧國禪月國狹霧尊，其神名猶云陰陽合一之元氣神，雖巨分陰陽二柱神，亦據神皇錄則聊似有似以下○一目連神社一區宮御按此第三之別宮也，其神號者本宮御同神，而地主隱名之一例也，其社在本宮前，無御扉，而有御幌，有透戶，其所由一秘之社傳也，舊記云，一目連者往昔自成劫爲地主，而本有覺王不動王也，尋垂跡和光之源旨，則一宮大明神是卽以國常立尊奉崇之，云云又一目連本傳云，抑此神者在高天，則金輪星是也，天地未分，當如浮膏之時，乘天浮雲，降臨于當嶽焉，

然則當山地主其源旨微哉，本地不三寸不動而則大日如來之垂跡也，權其神號稱一目連，在高天則奉天目，四海納掌，飛行自在神態也，或問，國常立尊之化現，何爲自初不稱直號，而假一目連之名耶，曰夫物皆有初生熟成之漸，本邦開闢之初，國常立尊當三極神人之位，化生而最生，因一葦之萌芽化成神人，神代諸神此例尤多矣，加旂天照大神勢州御鎮座之初，變化神猿田彥大神其裔太田命，先御鎮座二百八歲，或八歲萬時至運熟御鎮座之後，先神隱身字與玉神【畧記辨】正直云攷索頗詳，雖然記中大抵，由以國常立尊爲大元初祖神，毫釐之差遂爲胡越，本社所祀無復辨明，後世雖猥知其統緒，舊記散逸，已無足徵者，姑舉所聞，以備後攷，其辨如左○本宮一院，別宮四社，卽五所一體別稱，云云此條稱國常立尊者，乃是猿田彥大神別號也，舊記云，猿田彥大神訓曰，吾是天下之土君也，故號國底立神，蓋國常立國底立同神之稱，而猿田彥大神肇造國家，其德自合開闢神，故稱曰國底立神，是猶亭毒則天稱高皇產靈尊也，按，本國定爲大社名神者二，一則一志郡阿射加神社，一則本社也，阿射加神社亦祀猿田彥大神，記又舊記云，與玉社衛神五十鈴原地主神也，據是說則五十鈴原，本是猿田彥大神所占之地，而五十鈴之名始起于此，遂爲一州之名，五十鈴卽五十鈴瀨之謂，而五十鈴則中土渾沌之位，鈴則中虛渾沌之象，而猶有深旨，瀨是水流沙上風漣

生數者，又縫衣因織綿者，有似水數，俗謂之伊世留，故緣語相乘謂神風五十瀨國也，神風者稱五十瀨之序語，而猶曰大神之流風遺音也，古有道之士，就州名以著渾沌風化被于四方，其源實在于茲也，所謂存道於物而示其義者也，由是觀之則諸郡大社奉鎮此神，或稱國底立神，或稱北伊勢大神宮，或稱伊勢鎮守神，或稱一宮大明神，或稱地主神，闔國翕然欽崇之者，良有以矣哉，又【一宮御鎮座傳】曰，當山大權現者天照大神第一臣神也，中略自以號一宮明神，【神代紀】曰，天孫之子當到筑紫日向高千穗穗觸之峯，吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上，云云按，猿田彥大神當天造草昧之時，奉迎乘輿於晦冥之衢，以高千穗五十鈴之說，明君臣之名分，遂率八十萬神，以衛護皇極，定鼎之議頓決焉，其濟屯發蒙之功，惟是萬古一神，加之垂仁朝皇大神宮遷幸之時，夫神孫太田命田彥命從祖先之遺訓，豫定鎮御之地，與倭姬命戮力奉鎮皇大神宮於五十鈴宮，萬世孝治之基於是乎定，其忠勳之盛則已如是，忠誠延世祖孫一轍，八十萬神孰能得比，爲皇大神宮第一臣，不亦宜乎，又按，本國稱一宮者三，一則河曲郡都波岐神社，一則鈴鹿郡椿神社，一則本社也，所謂一宮者一國一宮耳，何二三之有，然本國三所稱一宮，皆祀猿田彥大神者，以本國地主開國元勳第一神，故自古所在皆稱一宮，不必可以他國一宮之例視之也，【延喜御記】中有大神宮

與豐受宮如君臣之文、云云、是辨、雖如不與於本社、因略記之說旁及于此 畧記本以豐受宮爲國常立尊、又以本社、自古相傳爲國常立尊、乃與、豐受宮爲同神、是以參錯舊記、回護鑿說勾棘難通、蓋外宮乃豐受神也、而外宮祠官欲與內宮等對、爲造私說、曰、外宮國常立尊、即與天御中主尊同神異名、又曰御饌津神、主國常立尊則爲宗廟、主天御中主尊則爲社稷、是所以外宮爲宗廟社稷神也、誣妄尤甚、其辨委見于【皇字沙汰文】等、舊古一記、又孫降臨條、舉屬從神名、曰次豐受神此坐外宮度會神、謹按至外宮鎮坐之說甚有至意、非賤劣所敢議也、但至祀初祖國常立尊之說、斷非本旨、然如以豐受神配地祇、與內宮相並、朝廷崇敬之重於是可見、故御記之文、曰如君臣耳、雖然未嘗聞以外宮爲宗廟神也、已是稷神、則二宮等差不待辨而明矣、舊記曰、一目連者往古自成劫云云、按、一目連亦猿田彥大神別號也、【神代紀】曰、口尻明耀眼如八咫鏡、而赫然似赤酸醬也、即遣從神往問、時有八十萬神、皆不得目勝相問、云【古事記】云、居天之八衢、而上光高天原、下光葦原中國之神、於是有云、蓋猿田彥大神峻德明容、衆神不敢得與之抗問、其高見遠識通徹于上下者、後世稱之曰一目連、又曰夫神明瑩徹、精采射人、如一目貫穿萬衆、故稱一目連、二義各通、或以天目一箇神、爲一目連者、適以神號之相近、強爲之說耳、恐非是一目連社、南面無扉、豈關四門、明四日

之意歟、抑示弗忘歸向于五十鈴宮歟、別宮社志亡失之後、別宮奉鎮、亦不可得而詳、而髡徒習合之說、攪亂本傳、大失其真、今以所散見於舊記考之、則五所一體別稱之說、最爲得真、凡大德之神、功烈之靈、因其功德以奉名稱、分祀于各社、以崇不朽之德、大社名神之末社其例不少、五所一體之說、正謂此也○新宮、按、自古昔有新魂・荒魂・改魂之別、稷謂之荒魂也、蓋新宮即猿田彥大神荒魂也、○一目連社說見于上、○內母社、按、內母猶言土君也、夫土者萬物之母、而位于中、其數五、蓋崇齋土君之德、故謂之內母社也、凡所論辨、非有舊記之明證、真因殘缺之文、攷釋以明其理耳、一俟博洽之是正云爾、

受宥神社 一區

所攝神社

伊津久之女 一區 八王子社 一區 藤浪天王社 一區

八幡宮 一區 稻荷神社 一區 一拳神社 一區

末社

伊之子神社 一區 林崎神社 一區 大森神社 一區

天之社 一區 大暗 一區 藤島神社 一區

今岡神社 一區 阿賀陀大人社 一區 梅宮 一區

壠下神社 一區 篠尾神社 一區 鹽瀨干神社 二區

童子神社 一區 長男夫社 一區 八大金剛童子社 一區

日岡神社 一區 古一野連社 一區 千野立大人社 一區

森崎社 一區 津々美女社 一區 筥之宮人社 一區

八尾峰連社 一區 篠之大人社 一區 仙仁原野神社 一區

劍之社 三座 九之岡社 二區 岡本社 七座

今宮 一區 廣座社 一區 松尾野社 七座

阿射賀大明神三座 稻穗五所大明神 伊那宮

高野氏社 一區 小田神 一區 玉造神社 一區

星河神社 一區 多社 一區 大矢知神社 三區

部栗宮 一區 藤井連氏社 一區 藤懸社 五座

豐明社 二座 多高 一區 窪田社 一區

田口社 一區 西御前社 一區 山神社 五座

神明社 二區 船井神社 三座 杉峯社 二座

岡島社 二座 八龍明神社 一區 船付明神社 一區

福島新田社 三座 愛宕以下並多度末社

按、多度村に坐す、兩大神宮を除くの外、國內の大神本社を最とす。しかるに天正の兵燹に罹り、舊記失亡の後、或は他の社傳に残り、或は土俗の口碑にあるものを以、其一二を考るのみ、遺憾と云へし。姑く時綱・延佳・正直等、考ふる處を並へあけて、後の定説を俟つ。且本殿以下、慶長十年、本多忠政朝臣領主たりし時修造、元和年中、神領寄附の舊案あり。年中の祭祀は、正朔上巳、是を御戸開と云。

端午流鏝馬の大祭、五月酉日御田植の神事、八月十五日、九月九日常例の神事、十一月朔日八講神事、杏形の餅を供す。別宮一目連社、本社の前南面に坐し、扉なし、國民甚だ其靈異を崇め貴ふ。自餘新宮、内母の祠、伊津久之御前、一拳祠、愛宥祠等の數區あつて、振古の大神とみゑたり。

○尾野神社 按、東方村字尾野山に坐す、俗舟着社と云。祭神詳ならず

○深江神社 按、下深谷部村に坐す、俗縣明神と稱す。祭神詳ならず。

○額田神社 按、額田村に坐す。祭神詳ならず。蓋【姓氏錄】云、額田部天津彦根命孫、意富伊秘都命之後也、云

○宇賀神社 ○中臣神社 ○長谷神社

○立坂神社 按、宇賀以下四座、今所在詳ならず。已上十五座【延喜神祇式】に出たり。

三國地志卷之九終

三國地志卷之十

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國桑名郡

山川名區附

- 横山 【風土記】曰、桑名郡横山、此山東西險、而南平夷也、多出松栢及狐兔、諸木森々焉。
- 野上山
- 中村山 【風土記】曰、桑名郡中村山、此山竹木繁蔓、而爲國用。
- 玉置山 【風土記】曰、桑名郡玉置山、此山沙石類而已、樹木希而無禽獸、按、以上の諸山、今詳ならず。
- 藤澤山 【風土記】曰、桑名郡藤澤山、此山多諸島、按、深谷部村、富士山とよぶあり、恐は是ならん。
- 永山 【風土記】曰、桑名郡永山、此山有松竹不多。
- 多度山 【續日本紀】曰、元正天皇養老元年九月丙辰、美濃國幸當郡多度山美泉、又云、同年十一月癸丑、天皇臨軒、詔曰、朕以今年九月到美濃國不破行宮、留連數日、因覽當者

郡多度山美泉、自鹽手面皮膚如滑、亦洗痛處無不除愈、在朕之躬其驗、按、多度山は多度神社の坐す地にして、本郡の名山なり。幽谷深林、凡九里ばかり。美濃國に隣る。其山の後に養老の瀑布あり。古へ當郡今故に【續日本紀】に多度山的美泉と云る歟。

- 愛宕山 按、山上に小祠をたつ、殊絶の佳景なり。
- 銅山 按、中古生銅を出す、故に此名あり。
- 龜尾山 ○神守峯 ○頂拜峯
- 西御前 ○矢霽谷 ○御池
- 按、共に多度社の上方にあつて、各本社の所由を傳ふ。
- 富士山 按、溝野村にあり。是日本武尊、駿州富士野にて、夷を平け、凱旋の日、此の地に御遊息ましゝて、此名ありと云。
- 御砂山 按、上深谷部村にあり。五色の名砂を出す。是日本武尊溝野に御遊息のとき、其頓宮の御庭にまきし砂礫なりと云。
- 神戸岡 按、所在詳ならず、考下にあり。
- 白山谷 ○高座谷 ○以登坂
- 於須女谷 ○御公家谷
- 按、共に深谷部村の地にありて、日本武尊の事を傳ふ。
- 八劍御洗井 按、溝野村にあり。其水米汁の如し。

- 鈴之谷 按、八劍宮の上にある。
- 式部泉 按、北別所村にあり。泉式部、硯水に用ゆと云。寶生山の下なり。
- 多度御洗水 按、元祿年中領主より、多度社の爲に鑿る所也。至て清水なり。
- 亥鼻野 按、今所在詳ならず。
- 尾津濱 按、今邑里となる。戸津村是なり。古昔是を大津と云。多度の船つきなり。今田畝の中に、船着の祠、碇塚等の名あり。又船を繋けると云、憶の古樹あり。
- 溝野濱 【夫木集】曰「伊勢島やみその、濱の松がえに、年へてたてし太刀もかしこし」按、今の溝野村是なり。古昔尾津と、御衣野の間、潮水至ると云。
- 蜆濱 【風土記】曰、桑名郡蜆濱、去永山一里餘。
- 田鶴濱 ○市部磯

按、蜆濱以下并今所在詳ならず。

- 伊尾河 【萬葉集】曰、大伴宿禰家持作歌一首、田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾、按、源濃州に出て、木曾・長柄等の大河と會し、東海に入。斯に謂ゆる田跡河是なり。今云多度川にはあらず。
- 多度川 按、多度山より出て、柚井・香取の中間を流れ、伊尾川に注ぐ。

- 町屋河 按、源は員辨郡の諸山より出て、裔は東海に入る。北勢第一の大河なり。
- 矢田河原 【太閤記】曰、天正十二年十月廿日、信雄卿と秀吉卿と、於矢田河原御對面有て、互疎意有ましきなと被仰合。秀吉卿は上方へ打納給ふ。尾州表取出之勢引取かへ仕置等之儀、堀尾茂助・一柳市介、次第にいたし、引拂ひ可申旨被仰遣けり。按、此地今諸士の宅地となり矢田と云。

關梁

- 桑名驛 【名所方角】曰、「桑名よりくはて來れば星川の、朝氣は過ぬ日永なりけり」桑名といふも名所也。日永の宿を三里なり。桑名の宿も海渥也。按、五十三驛の一にして、慶長六年の公案あり。【天武紀】に所謂桑名郡家は、古へ東方西方の中間、益田莊にありと云。
- 加古の渡 【八雲御抄】曰、かこの渡、伊勢と尾張の中也。
- 【あづまの道の記】廣光曰、廿一日辰刻舟に乗、風はかたほにうけてひらきなり。桑名より熱田東すこし北によりみゆ。是そこの伊勢・尾張のあはひの海つらなりと見るになつかし。【春の曙】曰、桑名につきぬ、城のあるし、やかたうちたるあけのそほ舟、よそおひたてられて、やかてめしうつりぬ。

伊勢・尾張のあはひの海づら、ほのくくと霞める月のえんなるに、浪は所々しろくたちて、かこのよび聲も、いかめしく舟くらへしてうたふ。月もやうく入かたちかくなれば、人をしづめて、「はるく」と過にしかたの人やあらぬ、浪はむかしの伊勢の海づら【黄葉和歌集】曰、伊勢・尾張のうみつらをゆく、「都おもふいせやおはりのうみつらに、むかしおほえてかへる浪かな【東海道紀行】曰、桑名につく、此渡りをこして、人皆東路の難儀遁れたる心地しぬ、くはなをかへして、「東かたいく海山もこゝよりは、うきくはなしにかへるみやこ路」見わたせば伊勢や尾張の海づらを、ふりあけてゆくまほの上風」按、桑名より熱田に至る七里の渡を云。加古乃渡と云即これなり。加賀同 名あり

【夫木集】曰

今日の日はいかりそへよと舟人の、津島のわたり風もこ

中務みこ

そたて

【長明海道記】曰、七日市腋を立て、津島の渡と云所を、舟にて下れば、昔の若葉のあをみわたりて、つながぬ駒も立はなれず、菱の浮葉に浪はかくれども、難面かは津は、さほく氣もなし、とりこすさほの雫、袖にかゝりければ、「さして物を思ふとなしにみなれさほ、はなれぬ波に袖はぬらしつ」渡りはつれば、おはりの國にうつりぬ。

【名寄】曰

長明

伊勢人はひかことしけり津島より、かひ河行は泉野の原按、此歌京へのほるもの、尾張の津島より河曲郡長太村へ渡海し、夫より甲斐川錦川を渡り、泉村へ出る、路程をよみしと云。

【續草菴集】曰、伊勢のかた修行し侍しとき、同行の僧、つしまのわたりいせにこそきけ

と申し侍しに、

やましろのこまにありしはいづみ河

【名所方角】曰、いせより尾張へ行は、桑名より北につしまの渡りと云所あり。名所なり。尾張のつしまにてはなし。津島より下津の宿へあがりて、あつたへ行也。東海道也。つしまとおりつの間四里也。おりつよりあつたへ五里也。按、津島渡は、桑名湊より尾張國津島に至る、舟路の川なり。尾州

の地名といへども、勢州長島の内、大島と霞ヶ須との間を舟行し、川上三里尾州佐屋の川を経て、それより半里許上りて、津島につく。津島の川向ひ長島の地なり。古へ津島渡は、伊勢にありと云。津島より下津古は驛に至り、熱田へ出る。古云下津海道是古への東海道なり。中古桑名より直に熱田へ渡海し、又鍋田を佐屋へ越ゆへ、津島渡の名亡ぶ。今佐屋の川筋右に泉新田あり其東二里許に追考す又外佐屋及西保を通路す。是を津島渡と云と云。

○町屋板橋 按、桑名驛路にあり。

○板橋 按、桑名市中にあり。

梵刹

○大福田寺 按、額田部實澄建る所にして、永正九年廳宣文龜・永祿の舊記今尙存す。古は大門村にあり。承應年中今の地へ移すと云。

○淨土寺 按、永承四己丑年創造。三崎の社域にあるを以て、俗呼て三崎の本地堂とも、亦三崎の神宮寺とも云。寶治年中贗左京入道日阿、芦野を以て寄附すと云。(堂地本崎三)

○法盛寺 按、寛永元甲子年創建。

○本統寺 按、寛永十八年創建。

○西龍寺

○光明寺

○光徳寺

- 十念寺
- 顯本寺
- 輪崇寺
- 海藏寺
- 桃林寺大福田寺以下並桑名町
- 專明寺方村
- 勸學寺 按、本尊千手觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
- 圓通寺勸學寺以下並江場村
- 徳元寺東金井村
- 源龍寺増田村
- 飛鳥寺 按、本尊十一面觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
- 安養寺
- 光生寺
- 中堂並野村 按、本尊觀音、惡七兵衛景清草創なりと云。
- 淨教寺並野村
- 徳蓮寺並野村 按、本尊虚空藏、俗示現に依て、空海此處に來り作ると云。
- 祐泉寺今島村
- 圓壽寺中津村
- 立勝寺
- 了女菴小山村
- 壽量寺
- 最勝寺
- 常信寺
- 天祥寺
- 照源寺
- 佛眼院
- 願生寺
- 光明寺
- 地福院
- 圓妙寺
- 了願寺矢田村
- 了願菴並桑名
- 了巖寺西次上村
- 妙光寺上深谷部村
- 南樂寺
- 教祐菴飛鳥寺以下並下深谷部村
- 因領寺
- 法泉寺
- 常音寺
- 西念菴並大鳥居村

- 法雲寺多度村 按、本尊千手觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
- 空念寺柚井村
- 正覺寺上ノ江村
- 願琳寺東平賀村
- 萬傳寺福永村

三國地志卷之十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國桑名郡

古蹟

○尾津一松 按、【古事記】【日本紀】に出て、日本武尊の事實を傳ふ。近世戸津村に、俗劍かけ松と稱する古木あり、是一つ松の餘根なりと云。又御衣かけ松と云古木あり。共に朽て今は亡。

○桑名頓宮 【天武紀】曰、元年六月辛酉朔丙戌、天皇宿于桑名郡家、丁亥高市皇子、遣使於桑名郡家、以奏言、遠居御所行政不便、宜御近處、即日天皇留皇后而入不破、比及郡家尾張國司守小子部連鉤、率二萬衆歸之、九月己丑朔丙申、車駕還宿伊勢桑名【桑華紀年】曰、天武云、至伊賀國、國中軍士數百人、聚越伊勢、天武于高市皇子、大津皇子皆在近州、會于天武于伊勢、村國男依催帥兵三千來、天武、持統、憩伊勢桑名、持統留桑名、天武赴不破、云、【丙辰紀行】曰、熱田より海路七里渡りて、伊勢國桑名にいたる。むかし清見原天皇

三國地志卷之十終

吉野より潛幸ありし時、皇后も伴なひたまひて、天皇は此所より美濃國不破關に赴かせ行ひ、皇后は此地にと、まり給ふ。天皇大伴の王子と位をあらそひ、不破の關にて東西の兵相戦しに、天皇利を得させたまひて、位につかせ給ふ。天武天皇是なり。皇后は天智天皇の娘大伴王子と連枝にてまします女主にて、持統天皇と申し、なり。桑名におはせし頓宮、今はいづれの所なる事を人にとへとも、しれる者なし。又聖武天皇時、藤原廣繼西國にて野心をおこすと聞へければ、官軍をつかはし退治し給ふ。天皇は伊勢大神宮に參詣しまして祈らせ給ひ、それより此桑名に渡御ありて、美濃にかかり近江路をへて還幸なりぬ。その間に、廣繼伏誅のよし捷書を馳て奏しける。【日本紀】【續日本紀】を見侍りし事を、聊爰にしるしける。

會聞二帝此停車、憾在吾邦未見書、今問先蹤人不識、誰廣風土補方輿、
按、所在詳ならず。江場或は小貝須にありと云。林道春來往のときより、今の鍋屋町に小祠をたて、崇め祀ると云。

○石占頓宮 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十二年十一月戊申、至桑名郡石占頓宮、按、廣嗣謀反のとき、一志の關宮より朝明を経て此に至り給ふ。今春日祭に石取の神事あり、

是石占の遺風なるか。

○千子村正宅址 按、桑名東方村にあり。

○廢法雲寺 【續日本後紀】曰、仁明天皇承和六年春正月己卯、以伊勢國桑名郡多度大神宮寺、爲天台一院、又云、同七年十二月己酉、先是伊勢國桑名郡多度神宮寺爲天台別院、今停之、又曰、嘉祥二年春正月辛巳、傳燈大法師位壽龍言、以伊勢國多度大神宮法雲寺、爲眞言別院、即爲護國家、兼奉饒大神者、依請許之、【延喜式】曰、凡伊勢國多度神宮寺僧十口、度緣戒牒、准國分寺僧、勸納國庫補替之日、副解文進官、按、多度村にあり。土俗相傳ふ、古昔四大寺のあと、て東光院など云存す。其邊に數千の石佛あつて、土石に等し、俗是を多度千體佛と云。此地古跡なるへし。今の法雲寺は、名を冒して古には非ず。

- 廢莊嚴院 ○廢寂光寺 按、共に柚井村にあり。
- 廢聖修寺 按、北別所村にあり。
- 廢阿彌陀寺 ○廢德蓮寺
- 廢西道院 ○廢藥師寺 按、共に野代村にあり。
- 廢阿彌陀寺 按、深谷部村にあり。洛下泉涌寺の末派にして、元弘の亂に肉身の舍利及び蜀錦の袂帛等、こゝにきたりしが、天正の亂に、又泉涌寺へをくると云。
- 三崎堡 宗碩【さの、わたりの日記】曰、桑名といふ濱に

つきぬ。浦のやどりは、矢部五郎兵衛主繁宿所なり。此旅の日記は、三輪かさきの雨の氣色の、かたきによりしるし侍れば、さの、わたりとや申へからん。按、主繁後右馬允と云、元龜年中の人なり。其男右馬允名二代居守。

○東堡 按、伊藤右近居守。一説武左衛門實倫七兵衛景清の末兵部少輔實房男。

○西堡 按、樋口内藏助居守、一説樋口右衛門云。以上を桑名(桑名三の城)の三城と云。城墟詳ならず。

○中江堡 按、福島村にあり。【太閤記】に出る是なり。森江中 小市郎其男清十郎居守。

○片岡堡 【信長記】元龜四年長島合戦曰、片岡に楯籠る一揆等は、柴田瀧川攻め破て、無伐にこそしてけれ。按、上深谷部村字堺にあり。片岡掃部居守。又一所松田右馬允居守の地あり。

○柳筒島堡 按、安藤左京居守。

○北廻堡 按、近藤右京居守。共に深谷部村にあり。

○大鳥居堡 【信長記】天正三年長島征伐曰、大鳥居への寄手には、柴田修理亮、稻葉伊豫守、蜂屋兵庫頭也。按、水谷與三兵衛盈吉居守。

○桑部堡 【太閤記】天正十二年秀吉出勢曰、十月六日桑部の城に、蜂須賀彦右衛門尉を城守と定らる。按、毛利次郎左衛門居守、後峰須賀氏居城となる。

○別所堡 【信長記】元龜四年長島合戦曰、北口西別所と云所に、一揆の奴原要害を拵へ楯籠たるを、佐久間・木下・丹羽・蜂屋押寄取卷、片時の間に攻破り、男女共に一人も不洩切捨たり。按、後藤彌五郎基成居守。

○糠田堡 按、後藤太郎左衛門基則居守。

○猪飼堡 按、次郎左衛門尉小串詮通・詮行等に至り六代居守。

○小山堡 按、高井民部少輔居守。

○柚井堡 按、西松要人居守。

○溝野堡 按、草薙川或説出雲守居守。

○矢田堡 按、山内主計俊頼、其男助解由左衛門俊行、其男半右衛門俊元居守。

○江場堡 按、佐藤奎之助居守。

土産

○鰯 【風土記】曰、桑名郡市部磯海上、多口女、而商民賣之、中古以來有夢想之事、而備熱田之神膳、其魚大者如鯉、細鱗而長口、其味美也。按、口女は、天子の供御には用ひず。夢中のことあるを以、熱田の神膳に供するとみゑたり。【神代卷】口女魚を進御せざることあり。夫口女は鰯の種類にし

て一物にあらず。今赤目名吉ナギ、又めなづ、又本邦伊勢鯉と云是なり。鰯は鯉に似長口細鱗にはあらず。頭蛇ヘビに似て。口圓に、首太く、鱗鱗し。俗云名吉又腹太小な赤目名吉は、頭長く、胴太く、尾の本太く、目赤く、背小黄色なり、鱗重りて細なり。切て筒の如、形状鯉に等し、味も相似たり。極て長口細鱗にあらざれとも、鰯に比すれば長口細鱗にして、全體鰯よりは大なり。雌雄離れずして子多し。

○雜魚 【風土記】曰、桑名郡蜆濱出雜魚、

○小鮒出香

○蛤 【室町殿日記】曰、伊勢の國司より御進上ありける。御使は侍所にて馳走被仰付候。御進上には三寸七分の大蛤五拾、大生鯛十被上候。御使者は下澤監物、御羽織被下候以上。【浪合記】曰、永享七年十二月二十九日、良王瑞泉寺津島の神主が家に渡御、七名字の者共神樂を奏す。此吉例末代まで用べしと也。同八年正月元旦、雜煎を良王に上る、魚なし、伊勢蛤を羹シヤにす。御飯は米白米也。汁物は尾張大根の輪切。鱈は小鯛の干たるに、大根の削を入て上る。此年より御流勞なし云。按、今桑名及富田の海邊より出るを、桑名蛤と名付尤賞す。【延喜式】には尾張の内に載す。今尾張の地にもとる處あれとも、鹽からくして味桑名に及はず、故に伊勢を第一とす。又樞江川條にも多く生ず。

○松・栢 【風土記】曰、桑名郡楨山、此山出松栢、

○粟 【風土記】曰、桑名郡粟畑在市部北、土民植五穀難熟、但粟而已大熟焉、故名之、

○名竹 【風土記】曰、桑名郡土地出名竹、又云、薦生野多異竹、

○桃・梅・糯 【風土記】曰、桑名郡亥鼻野、此野多桃梅、(餘木イ)出餅米、

又曰、桑名郡神戸岡、此山多出桃、花少而其實大如鷄卵、土民食之無病、又商之、按、深谷部村字神戸谷に桃樹多、桃谷・桃木谷の地名あり。是古へ春日の社領にして祭禮の具を出すと云。蓋此あたりならん。今尚深谷部多度等の村に桃を出す。

○野上石 【風土記】曰、桑名郡野上山、此山諸木希而狸毛之類多、民以之爲用、堀山中之地、則多出美石、其石美恰疑珠玉者也、

製造

○太刀千子村正及正重 【和朝古今鍛冶之次第】慶長十四年升屋惟長與書の古寫本曰、伊勢國東海村正勢州桑名住村正と打只村正と計も打正俊口傳正重子弟正家同藤正同按、村正三世にして亡ぶ、其族正重續て今に至る。

○小刀
 ○燧木片
 ○小机
 ○時雨蛤
 ○青苔
 ○尾津君
 ○藤原行村

○菜刀
 ○盆並桑
 ○厨刀
 ○粕漬蘿蔔
 ○益並桑

○神鳳鈔曰、桑名郡多度、小机、按、今此製絶たり。
 按、今は七。
 十月より十一月の間にとり、其肉を煮浸て乾し用ゆ。
 【風土記】曰、桑名郡田鶴濱、有民戸海苔、色青而連綿五尺餘、土民食之濟飢、總而當國海上多有之、按、民戸海苔は、今青苔と云ものはならん。青苔は此地多出、又本國所々に出す、味佳にして尤功能あり。

氏族

○桑名首 【姓氏錄】曰、桑名首天津彦根命男天久之比乃命之後也、【拾芥抄】曰、桑名君、又首
 ○尾津君 【舊事本紀】曰、日本武彥命尾津君等祖【古事記】曰、倭建命之御子足鏡別王者、鎌倉之別小津石代之別津田之別祖也【拾芥抄】曰、尾津直、按、尾津村に貫す。
 ○藤原行村 【東鑑】曰、嘉禎四年戊戌二月十六日壬辰、天霽、從五位下行隱岐守藤原朝臣行村法師法名行西卒、年八十四于時在伊勢國益田庄、此間向彼所云、按、乙磨公七代二階堂爲

憲、八代三郎白尾行政大將家政所執事從五位下男、
 ○藤原元行 按、行村男、壤島二郎左衛門と號す。建保七年正月廿七日、父子一所に出家行阿と號す。仁治元年十月廿五日卒、四十二。
 ○藤原行氏 按、元行男、壤島三郎判官と號す。弘長三年十月朔日出家、道智と號す。文永八年六月七日卒す、五十一。
 ○藤原行景 按、行氏男、三良左衛門從五位下隱岐守に任す。弘安七年四月四日出家、道願と號す。同八年十一月十七日誅せらる、卅四。
 ○藤原泰行 按、行景男、三郎左衛門。
 ○藤原行雄 按、泰行男、三郎左衛門。
 ○藤原行久 按、行雄男、四郎左衛門、紀伊權守、伊世國深矢部郷地頭、以上【大系圖】を以て記す。元行より行雄まで五代、本郡に居守するや否所見なしといへとも、行村は益田莊にて卒し、行久は深矢部郷地頭となれば、五代共に其の所由なきにあらず。故に爰に記して後の考に備ふ。
 ○藤原行名 按、【諸家紋様】云、二番三深矢部次郎左衛門尉行名、是上に記すものと、同系とみへたり。
 ○草薙出雲守 按、溝野村より出る。是日本武尊の裔孫なりと云。又後世此處の里長此稱號を冒して、其所由を傳ふ。其詳なるをしらす。

○小泉甚六 按【太閤記】【將軍譜】等に出る。

三國地志卷之十二

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國桑名郡

長島

【織田真記】曰、永祿三年秋八月十五日、齋藤義龍懇乞哀憐、退於河内・長島、故濃州定一、又云、元龜二年夏五月十二日、信長帥諸軍、略勢之河内・長島兩地、又云、秋七月二十七日託云、河内・長島賊徒蜂起、尾州・濃州路塞、軍士疲勞、又云、元龜四年冬十月八日、信長軍于北伊勢東別所、云云、河内長島一揆又半亡、又曰、天正二年秋七月十三日、伐河内・長島凶徒、信長與信忠共發岐阜、帥諸軍、陣于津島、河内・長島兩地本願寺屬城也、此地東西北有川、從濃州流出、所謂岩手川・大瀧川・今洲川・市瀨川・久瀨川・山口川・飛驒川・木曾川・養老瀧也、數川湊爲洪流、迴長島、其南滄海渺茫焉、凶惡僧徒據是要害地、賊徒奸民群聚居之、而廢僧律耽遊宴、築數壘以扞禦、

按、長島の地、東西二里有餘、南北或一里或半里にして、

三國地志卷之十一 終

大河四方を環り、巽は東海勢・尾の交會にして、桑名を隔こと纒に八丁、船を以他境に便し、運漕自由を得たり。魚鳥蛤蜊尤多、城邊池沼平田藁葭連川、至て堅固也。其地尾張の西伊勢の北也。押付村の橋を界ひ西中川村東殿名村に至るまで北の方尾州海西郡の内と稱す 故に中古尾州西方と稱す。【信長記】等亦然り。近世伊勢の地とのみ云て郡名をしらす、或は尾州海西郡と云ひ、或は勢州横郡と云。小寺氏説云、蓋伊勢國者、南北二日路、或二日路半、東西一日路、或半日路也、乃桑名郡勢北地、傍橫其郡皆陸堅也、疑身俗以是謂郡名歟 寛文四年の夏、公裁に依て桑名郡に屬す、今之を思ふによく古にかなふと云つへし。【風土記】本郡に河内野の地名ありて、【真記】に河内長島と記し、今其名の存するあれば古より桑名郡なること必せり。

城邑

○長島城 【信長記】永祿十日、尾州西方長島城に、北伊勢五郡を相添、瀧河左近將監に下したまふ。【太閤記】曰瀧川左近將監一益は、去年まで北伊勢五郡を領し、長島の城主として有しか、柴田滅亡之後は、遊客の身と成て、於江州南郡、堪忍分五千石を領し有し也。因之長島の城をば、信雄卿領し給ふてましくけり。【秀吉譜】曰、天正十二年春、信雄有欲滅秀吉之志、三月信雄殺其家臣松島城主津川立蕃允、星

崎城主岡田長門守、苅安賀城主淺井田宮丸於長島城、此三人皆有勇名、秀吉稱之眷遇頗渥、信雄侍臣諫之、故信雄疑而殺之。【家忠日記】云、天正十二年甲申三月三日、勢州松島の城主津川立蕃允、尾州星崎の城主岡田長門守、同國苅安の城主淺井田宮丸三臣を、尾州長島の城に於て北畠信雄是を殺す、云、又曰、慶長五年八月、長島の城は福島掃部助、野州小山より歸て是を守る。掃部助微勢たるに依て、山岡道阿彌援兵として是に加る。按、長島城或松筒島と稱す、文明年中、伊藤四郎重晴藤原家四十家之一居守し、押附・殿名・竹橋の三處に堡寨を置て此地を押領す。其頃一向の門徒凶暴を起し、賊徒を集め、重晴か居城をぬき、それより本城の主となり、自ら長島殿と稱し、威を近國に振ふ。天正二年、織田家之を伐て後北伊勢五郡を加へ瀧川一益に賜る。同十一年、豊臣家より一益か領を除かれ、悉く信雄の有となる。信雄尾州清須に在城して、其臣關彌平次をして長島を監守せしむ。其後周防守天野居守。又小牧の役、信雄より生駒八右衛門家長を居らしむ。同十二年、津川立蕃允居守、女蕃横死の後、下總守瀧川信親主となる。同十三年、地震に依て城郭破壊。同十八年、信雄の舊領悉く羽柴秀次の有となり、吉田修理亮居守。同十九年、原隠岐守居守。慶長五年、掃部頭福島正頼秩二主となる。同六年、織部正菅治定秩二、同九年、其

男志摩守定仍、同十年、定仍男織部正定芳、三代主として十五年居城。元和元年、隱岐守松平定勝、桑名に在城して當城七千を兼領。寛永二年、美作守松平定房、定勝こゝに移る。同十二年、能登守松平定政、定勝こゝに移る。共秩七慶安二年、佐渡守松平良尙、秩一元祿十五年兵部少輔増山正彌、共秩七こゝに移る。

村里

- 長島町 按、上下の二町あり。
- 大島 按、【信長記】に出る。
- 駒江新田 ○松筒島 ○又木
- 殿名 按、【織田真記】に出る。
- 三屋 ○小屋 ○垣
- 高座 ○中川 ○西川
- 新所 ○杉江 ○松、木
- 上坂手 ○下坂手 按、豊太閤朝鮮攻の時、國々に命して巨艦を造らしむ。下逆手村にて造作するを阿寶丸と名づく。其中に三十間の馬場あり。是に乗るに七段の階子を三つ續きて用と云。其階子今尚本邑仁了寺にあり。書して云香取郷下逆手村平野三平成浦と。安藝國廣島に長六尺阿寶丸の礎とて今に傳ふと云

- 千倉 ○泥脇支郷
- 西外面或邊邊又作西郷 ○北島
- 加路戸新田又作唐郷 按、【信長記】に出る。
- 五明信長記作五妙
- 十日新田 ○嶺御前新田 ○大新田
- 見入新田 ○福原新田 ○鎌筒地新田
- 川中島彦作新田 ○川原闕新田 ○善太山新田
- 三郎次中地新田 ○東新田一云三郎次 ○泉新田
- 小泉新田 ○東對海地新田 ○西對海地新田
- 外平喜新田 ○小林新田 ○近江島新田
- 藤九郎新田 ○田代新田 ○葎賀須新田
- 十日附新田 ○前山新田 ○雁筒地新田
- 加稻新田 ○加稻附新田 ○長地新田
- 中泉新田 ○六百赤地新田 ○遠淺附新田
- 三好新田 ○福崎新田 ○富島新田
- 松永白鷺新田 ○福井新田 ○豊松新田
- 者筒地 ○加稻九八郎新田
- 松永附彌三左衛門新田

神祠

按、十日新田以下、竝寛永十四年以來新開する所なり。

○平岡神社 【風土記】曰、桑名郡河内野、此野廣方二里、平岡神社奉崇、時代難知矣、按、河内國に平岡神社あり、本郡河内野に又平岡社あること、如何なるゆへを知らず。中古長島市中に土俗生土神として尊崇し、日宮と稱する神祠あり、是平岡の舊跡なる歟否しらず。此社地年々に流潰して今は亡と云。

○八幡祠西外面村 按、舊領主織部正菅沼定盈、社領寄附の舊案あり、それより以來の領主又然り、佐渡守松平良尙朝臣、承應元年、此地に誕生ありしより、生土の神として尊敬あり、社の封域をひろめ、延寶八年、吉川惟足をして神體勸請あり、攝末祠に至るまで悉く修營なさしむ。

○稻荷祠 按、郭内後門の南に坐す、初は字杉峠にあり、舊領主能登守松平定政朝臣、今の地に遷坐なさしむ。佐渡守忠充朝臣の時、貞享三年、拜殿等を營修し尤尊敬あり。

○八幡祠西川村 八劍祠中川村
○日宮伊勢郡今 廢社不詳

山川

○河内野 按、【風土記】に此名あつて今野はなし。長島及一江島七村をさして川内と云。古往願證寺を川内御堂と號

○長島古佛の背面に伊勢國旗 或長島御堂とよぶ。川内は河内にして郡川内某村某寺某と云。長島の一郷四方河にして中に包む、故に此名ありとみえたり。多年の洪水に流失して地名も亦失す。

○五明川 於多井川
○加路戸川 鎌箇地川
○二江川 押附川
按、五明以下皆其村名による。

關梁

○松木渡 【織田真記】曰、天正二年秋七月云、蜂屋頼隆等從西賀鳥口、至松之木渡、民兵來距於此、

梵刹

○華林禪院 按、寛永年中、隱岐守定行朝臣の本願にして、圓徹寺と云、慶安四年、革名して華林院と號す。

○光岳教寺 按、傳通院の冥福の爲に、慶安年中、良尙朝臣

の本願なり。故に柳營奕世の靈牌を安す。
○大智教院 按、舊領主菅沼定盈崇建寺を建る其の廢地を興して、能登守定政朝臣の建る所なり。

○正教寺華林院以下
○妙長教寺 按、承應年中建る。
○崇泉寺 誓來寺
○長禪寺杉江村 按、天正年中、徳永法印寺領寄附の舊案あり。

○長圓寺 善宗寺並大島村 樂圓寺
○慈帆寺並千倉村 信行寺西川村 寶林寺中川村
○仁了寺 聞光寺並下坂手村 淨福寺新所村
○阿彌陀堂平方村

故蹟

○廢願證寺 【甲陽軍鑑】曰、元龜四西年正月四日に、伊勢三瀬の大御所より、とやのお石見と申侍を使者として、天下に御旗立らるゝに付ては、御舟を進上申べしと、かたく誓紙をなされ、國司より仰らるゝ、長島の一向宗も、長遠寺をもつて申いるゝに付、此衆何も信玄公へ心をよせ奉る。又云、同年の秋、伊勢長島へ信長取つむる、信玄公御他界ゆへ、

長島もお、く力なき故、終には長島をあげ渡し、一向宗なる故大坂へ立退、【信長譜】曰、元龜二年五月、尾州長島一向宗蜂起、信長率大兵攻撃之、既而諸軍退去、柴田勝家伊賀伊賀守爲殿、敵要於難所而擊之、勝家伊賀皆蒙疵、氏家常陸入道ト全戦死、又曰、天正元年九月、信長赴尾州攻撃長島一揆、屠別所・片岡兩城而還、時會風雨甚烈、而一揆遮路、林新三郎爲殿、與一揆力戦而死、信長憐惜之、又曰、天正二年七月、信長・信忠率大軍發向尾州西方、攻撃長島一向宗一揆、一揆等連年憑險而屢爲暴故也、信長向一方、信忠向一江口、佐久間・柴田・稻葉・蜂屋向賀鳥口、信雄將舟師自桑名進焉、一揆屢戰屢敗、信長分兵圍篠橋・大島居・唐戸島・大島・中江等壘、八月陷大島居城、斬首二千人、贈其耳鼻於城中、既而篠橋城降、九月廿九日、長島渠魁等乞降、避城退去、信長設伏兵於堤邊、故鐵炮射矢如雨、一揆半死、其免者大怒、直進馳入信長一族陣中、力戦而遁走、此時信長兄津田大隅守信廣・弟半左衛門秀成・從弟津田市介信成等、數輩戰死、信長使瀧川左近將監一益守長島城、且以北伊勢五郡授之、按、杉江村にあり、天文年中、蓮淳建る。天正二年、織田家の爲に廢すこと【信長記】に見るたり。豊太閤のとき、准惠又再興して御坊となる。今桑名驛にあり。

○廢淨土寺 道善坊 龜坊樂師

○篠橋堡 【信長記】曰、篠橋城【織田眞記】曰、天正二年秋七月、信長、信忠抵殿名陣伊東氏宅、設備定頓、篠橋・大島居・屋長島・中江・長島五城凶賊守焉、津田信廣・信成・信次・氏家元政・伊賀範俊・飯沼勘平・淺井新八・水野信元・横井雅樂助攻篠橋云、桑名軍勢州大船數百艘從南大島口、攻大島居・篠橋兩城、放大島銃以毀塙櫓、戊者不堪防禦、請降不聽、曰、將襲圍城以散宿憤、八月二日夜風雨甚、凶徒出大島居城逃、時殺男女千許、十二日戊篠橋城僧某、請降爲内應云、按、太田修理居守、

○加路戸堡 【信長記】曰、かろと島の寄手には、織田上野介殿・林佐渡守・島田所助云、按、伊藤縫殿助居守、或太田自仙居守す。

○大島堡 【信長記】曰、大島の寄手には、二男御曹子、三男神戸三七郎殿云、按、大島新左衛門居守。

○押附堡 按、伊藤藏人居守。

○殿名堡 按、伊藤修理居守。

○竹橋堡 按、伊藤與三右衛門居守、或伊藤自徳云、

土産

○茜染絹 ハチマキ 【庭訓往來】曰、尾張八丈、按、此絹昔歲加路戸島

より、をり出したるよし云傳ふ。古は加路戸千軒とて、富饒の地にて、工商尤多かりしが、天正十三年の地震に、河水溢して民人諸所へ流冗し、織工の裔は今岐阜にありとも云、【新猿樂記】には、美濃八丈とあれば、此地初は美濃にして、後尾張に屬せしゆへ、庭訓を編の日、尾張としるせしか、美濃・尾張・伊勢三國へかゝりたる地域なれば、其時々之屬隸によつて、稱を異にするるべし。

女流

○如惠 按、僧兼譽の孫、兼盛の嫡女、願證寺教幸の室なり。

○於國方 【太閤記】秀次切腹曰、お國の御方、廿二才、尾州大島新左衛門尉息女。

君ゆへになみたかはらの白川屋、思ひの淵ぞしつむかなし。

按、大島新左衛門尉は、長島の屬城大島を守る。初は尾州の處士にして海西郡前ヶ須村に住す。妻は同國愛智郡中村彌助昌吉か嫡女にして、秀次の叔母也。於國方は大島の産なり。

僧侶

○兼譽 按、杉江願證寺開基なり。親鸞九世の孫權大僧都蓮如十二男なり。三位法印權大僧都蓮淳と號す、河州にて寂す。是よりして後長島の御堂と云、

○兼幸 按、兼譽男、兵衛督權律師實惠と號す。

○教幸 按、兼幸男、權大僧都證惠と號す。

○佐立 按、教幸の男にして證意と號す。元龜二年六月六日寂す。

○佐堯 按、佐立の男早世。

○顯忍 按、佐立の男、織田家と合戦敗亡して、駒江野田脇にて自殺。

○准惠 按、顯忍の男、願證寺再興院家となり、御坊と稱す。

○准意 按、准惠の男。

○寂意 按、准意の男、常榮と號す。

以上願證寺の傳記にて記す。【大系圖】には兼譽に三人、兼幸に五人の子を載す。

三國地志卷之十一終

三國地志卷之十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國員辨郡

郷名

○野摩 和名也未 按、今所在詳ならず。

○笠間 和名加佐 萬今廢 【神鳳抄】曰、員辨郡笠間郷、按、今村名に存す。

○石加 和名以之 加今廢 按、石河村是なり。石加・石河相通す、石河は【神鳳抄】皇字沙汰文に載せて古邑なり。又飯倉村に石神社あり、石加・石神相通して飯倉・石河隣里なれば、古は共に石加の郷内なるにや、記して後の考を俟つ。

○美耶 和名三也 今廢 【神鳳抄】曰、員辨郡宮郷、又宮郷司職田、按、今所在詳ならず。

○久米 和名久女 今廢 【神鳳抄】曰、員辨郡久米郷、又同郷用永又久米郷司職田

按、今赤尾村に此の郷名存すと云。已上【和名抄】に出る所なり。

謹言、

二月十五日

内宮禰宜判

按、御厨【神鳳抄】に見はる、石加郷名の下并せみるへし。

○東前寺神鳳抄作東禰寺 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○東野尻 〇西野尻 〇河合

○日内 〇永尾 〇向平

○畑毛神鳳抄作高島 〇古原一色 〇二ノ瀬

○田邊 〇鹽崎 〇米野

○河原 〇上山田 〇白瀬

○本郷 〇市場 〇阪本

○山口本郷以下並白瀬支郷 〇大貝戸 〇篠立

○古田 〇清司原 〇深尾

神祠

○鴨神社 【神鳳抄】曰、員辨郡鴨大明神社、神田並幣料田、大井田村に坐す、祭神詳ならず。

○石神社 按、飯倉村に坐す神社歟、未だ詳ならず。

○平群神社 【神鳳抄】曰、員辨郡平栗神田、按、志知山城村に坐す、祭神平群木兎宿禰命ならん。【三代實錄】に味酒文雄は木兎宿禰の後にして、本國に貫かると云ふこと、こゝに合す。

○多奈間神社 按、田邊の中上村に坐す。【姓氏錄】に、田邊宿禰神魂命五世孫、天日鷲之後也云々、日鷲命は本國の國造なればこゝに祀る歟。

○猪名部神社 【清和實錄】曰、貞觀元年五月廿六日辛巳、授伊勢國從五位下員辨大神正五位下、又、同八年閏三月十三日戊午、伊勢國正五位下員辨神授從四位下、又、同十五年九月九日辛未、掌侍從五位上春澄朝臣高子、奉幣氏神、向伊勢國、勅賜稻一千五百束、以爲行旅之資。【神鳳抄】曰、員辨郡氏神社神田、按、春澄朝臣は、本郡の人也。當社を氏神とするものは、【姓氏錄】によると、猪名部造伊賀我色男命之後也。色男命は、饒速日命六世孫にて、穗積臣も、同氏なるときは共に此あたりに本貫して、祖先を祭るとみるたり。土俗相傳ふ、當社は古町屋川上七里、瀬木村の猪毛利谷に在りしが、洪水に漂盪して、員辨橋の上一里、増田糖田の村中南の大河の濱に留る。即其處に鎮め増田明神と稱し、或舟着の春日とも云。舟着とは長瀬村の北の地名にして古の水脈なるを以て云。其後社を、糠田村の北の山に遷し、春日大明神と云。瀬木の古宮に近世まで鰐口あり、銘員辨大明神と云。

○鳥取山田神社 〇鳥取神社 按、二座共に南山田村に坐す、祭神詳ならず。【姓氏錄】云、鳥取部連角擬魂命孫、天湯河桁命之後也云。祖神を祭れる歟。

○大谷神社 按、大泉村に坐す。【神鳳抄】に、大谷御厨、又大泉大谷と云是なり。祭神詳ならず。

○星川神社 【神鳳抄】曰、員辨郡星川大明神神田反。【姓氏錄】曰、星川朝臣石川朝臣同祖、武内宿禰之後也、敏達天皇御世、依居改賜姓星川臣。【日本紀】合、按、星川村に坐す。

今神明・天王の二座を祀ると云は謬ならん。地名天河の意に近し、然れとも祭神詳ならず。此社星河の城郭内に坐すことは、城主春日部某紀氏の族にして、星川氏と同系なれば、祖先固有の所由あつて然る歟。

○賀毛神社 按、今所在詳ならず。【神鳳抄】に、本郡長毛神田あり、是上略していふもの歟。

已上十座、竝小、【延喜神祇式】に出たり。

山川

○龍箇嶽 按、宇賀村の上方にあり。

○丹生川山 按、丹生川村の上方にあり。

○銀山

○治田山 按、共に治田郷の上方にあり。

○藤原嶽 銀山 按、西野尻村・大貝戸村・阪木村等の上方にあり。

○扇兀

○三國嶽一名扇兀 按、共に篠立村の上方にあり。

○諸羽山 【風土記】曰、員辨郡諸羽山、此山樹木繁多、而民戸富矣、出小竹又多禽獸、按、今所在詳ならず。

○水無瀬山 【風土記】曰、員辨郡水無瀬山、此山出名材、當郡神社有破壊、則用此材、又禽獸繁多也。按、上木村にあり、上木とは良材を出すの名稱なりと云。古昔大震動のとき、山谷村居悉く滅して平地となる、故に今良材の出る地なし。偶井泉を鑿るに、土中より朽木を得る。是古説の一證なりと云。

○杉田山 【風土記】曰、員辨郡杉田山、諸木不少又出名石、大者如大象、深堀則出美沙、月讀神坐山之尾、按、今所在詳ならず。

○和田嶽 【風土記】曰、員辨郡和田嶽、此山少樹木猿兎多焉、按、石川村にあり。

○佐陀野 【風土記】曰、員辨郡佐陀野、在阿波野北。

○阿波野 【風土記】曰、員辨郡阿波野。

○荻野 【風土記】曰、員辨郡荻野、此野多諸鳥、又有名竹、按、今佐陀野以下共に所在詳ならず。

○井戸野 【風土記】曰、員辨郡井戸野、在水無瀬河東、竹木繁蔓多諸草、按、上木村の邊乎、今河名亡ぶ。

○玉手森 【風土記】曰、員辨郡玉手森、此森出名草、又多諸鳥

○光森 【風土記】曰、員辨郡光森、此森多鳥獸、一作類 按、今共に所在詳ならず。

○員辨溪 按、源は本郡の諸山より出て、裔は東海に入る。

○宇賀川 按、源は宇賀の山谷より出て、員辨溪に入る。

○星川 【名所名寄】曰、鴨長明

○笠田大樋 按、本郡一の用水なり。

關梁

○春川橋 按、丹生川上村より治田郷への道路にあり。

○足下川橋 按、東禪寺村にあり。

三國地志卷之十三終

三國地志卷之十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國員辨郡

梵刹

- 正西菴 赤尾村
- 善教寺 鳥田村
- 淨心菴 山城村
- 女光菴 穴太村
- 瑞應寺 按、長深の城主筑後守富春本願にして、四代の牌子を安す。
- 善正寺 瑞應寺以下並長深村
- 欣淨寺 南大社村
- 蓮成寺 並梅戸村
- 明法寺 並大木村
- 圓願寺 並西方村
- 眞養寺 並原村
- 了圓寺 並高柳村
- 圓授寺 阪井村
- 來遊寺
- 教願寺 森忠村
- 福泉寺 世古泉村
- 長傳寺 北大社村
- 光蓮寺
- 光明寺 大井田村
- 西泉寺 大泉村
- 常誓寺
- 雲納寺 宇野村
- 西岸寺 平塚村
- 照順寺 友村
- 蓮教寺 並志知村
- 傳西寺 五反田村
- 遍崇寺 中上村
- 德善寺
- 信教寺
- 妙光寺
- 萬福寺 並一色村
- 宗泉寺
- 正善寺 宇賀村

古蹟

○拔穂之地 【日本後紀纂】曰、平城天皇大同二歲三月辛酉、將有大嘗會之事、伊勢國爲由貴、備前國爲須貴、同略 【文德實錄】曰、仁壽元年夏四月癸丑、定悠紀主基等國、伊勢國爲悠紀、播磨國爲主基、竝下之所食也、【西宮記】曰、仁壽元年四月八日、召神祇陰陽寮等、令卜大嘗會國、以伊勢國爲悠紀、以幡萬爲主基、云、【扶桑略記】曰、小松天皇嘉祥二年一本作最和五年十一月廿二日己卯、大嘗會悠紀伊勢員辨郡、主基備前和氣郡、【陽成實錄】曰、元慶八年三月廿二日癸未、卜定大嘗會國、悠紀伊勢國員辨郡、主基備前和氣郡、竝下食是賑給東西京飢民、【光孝實錄】曰、仁和元年二月廿一日丁未、免除伊勢備前兩國百姓去年調庸、以供大嘗會年事多費也、其卜食郡免田租、諸家諸神寺封戶庸物充正稅穀焉、又曰、十二月廿一日辛未、免除伊勢備前兩國百姓去年庸、以供大嘗會年事多費也、其卜食郡免田租、諸國神社封戶庸物充正稅穀焉、

【古今和歌集】曰、大歌所御歌
 君か世はかきりもあらしながはまの、眞砂の数は
 よみつくすとも
 これは、仁和の御門の、いせのくにのうた。

- 照光寺 按、天正十二年、寺領寄附の舊案あり。
- 常滿寺
- 教樂寺 片種村
- 善了菴
- 萬笑院 按、文華女郁開基なり。
- 繪所 萬笑院以下並藤生田村
- 通念寺 市野原村
- 勝泉寺 西貝野村
- 淨念寺
- 祐正菴 並上木村
- 教存菴 並東前寺村
- 教西菴 二瀬村
- 明正寺 上相場村
- 誓願寺 大貝戸村
- 聖寶寺 按、本尊千手觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
- 敬善寺 聖寶寺以下並坂本村
- 善長寺 並山口村
- 善行寺 古田村
- 唯照寺
- 圓長寺
- 眞正寺
- 乘專菴 並丹生川村
- 西願寺 古野村
- 行願寺 南中津原
- 西念寺
- 佛念寺
- 西教寺
- 春光寺 向平村
- 眞正寺 田邊村
- 養泉寺 河原村
- 圓正寺 美鹿村
- 法林寺 南貝野村
- 相願寺
- 見性寺
- 明源寺
- 教樂寺 畑毛村
- 福樂寺
- 圓琳寺 本郷村
- 圓光寺
- 長樂寺 並藤立村
- 安顯寺 並清司原村
- 淨圓菴 並西野尻村

兼爲攝津權介、三年遷兼但馬介、九年春加從五位上、秋七月嵯峨太上天皇崩、皇太子見廢、善繩以學士左遷周防權守、十年遷文章博士、於大學講范晔後漢書、解釋流通、無所淹礙、諸生質疑者、皆洩汰累惑、嘉祥元年進正五位下、三年授從四位下、仁壽二年遷爲但馬守、四年遷刑部大輔、齊衡四年正月爲伊豫守、同年十一月兼爲右京大夫、天安二年授從四位上、貞觀二年拜參議、三年爲式部大輔、四年加授正四位下、五年兼播磨權守、六年遷兼近江守、先是、奉詔撰修日本後記二十卷、迄于十一年、筆削甫就、詣闕獻之、藏之太政官、是年春初、病發加劇、二月七日授從三位、薨於東京里第、時年七十四、善繩性周慎謹朴、不以己所長加人、昔者爲文章博士之時、諸博士每各名家、更以相輕、短長在口、亦弟子異門、互有分爭、善繩謝遣門徒、恬退自守、終不爲謗議所及、爲人信陰陽、多所拘忌、每有物恠、杜門齋禁、不令人通、乃至一月之中門扉十閉、亦其家宅不治垣屋、口罕言死、甲聞遂絕、及登公位、齋忌稍簡、雖年齡頗暮、而聰明轉倍、文章之美、晚路加麗、貞觀年中追改策判、進爲乙策、唯子姪之外、家稀嘉客、賓筵不展、風月長閑、有子、男女四人、具瞻、魚水並爵至五品、然无繼家風者、長女治子爲正四位下典侍、按、永尾村に本貫す、

○清原峯成 【公卿補任】曰、清和天皇貞觀元年、從四位上清原真人峯成云云、又云、貞觀二年庚辰、從四位上清峯成、正

月十六日任太宰大貳伊世國員辨郡少領、從八位下猪名豐雄一男、按、猪名は猪名部の省語、

○猪名部文丸 【續日本紀】曰、稱德天皇神護景雲三年五月癸未、伊勢國員辨郡人猪名部文丸、

○星川朝臣 【拾芥抄】曰、星川朝臣、按、本郡星川神社に合す、

○員部家綱 【東鑑】曰、文治三年六月廿九日己亥、雜色正光爲御使、帶劍御書赴伊勢國、是當國沼田御尉者、畠山二郎重忠所領地頭職也、而重忠眼代内別當眞正、令追捕員部大領家綱所從等宅、又云、同年十月十三日庚辰、依大神宮神人等訴、被召放畠山次郎重忠所領伊勢國沼田御尉、被充行吉見次郎賴綱、仍於重忠者、雖召禁其身、申不知子細之由、頗有陳謝歎之間、厚免已畢、至當御尉者、賜他人之旨、被仰神宮之上員部大領家綱所領資財等、任員數可沙汰付木主、雖向後、於彼邊可停止武士狼藉之趣、令下知山城介久兼給云云、

○員辨行綱 【東鑑】曰、建仁三年十二月廿五日己未、夜討人亂入伊勢國守護、其張本爲進士行綱之由、義盛申之、又云、四年二月十日甲辰、伊勢國員辨郡司進士行綱、爲囚人被召置、依義盛之訴也、又云、元久元年五月八日、伊勢國員辨郡司進士行綱、依有夜討之疑、雖爲囚人、彼夜討者、爲伊勢平氏若菜五郎等所行之由、從類白狀出來之間、無行綱過之旨有其沙

三國地志卷之十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國朝明郡

郷名

- 田光和名多比加 按、今村名に存す。
- 杖部和名鉢世加 按、羽津村に長谷神社あり。皆是杖部の省語にして其遺郷なるべし。
- 額田和名沼加 按、今村名に存す。
- 大金和名於保加 按、今村名に存す。
- 豊田和名止與多 按、今村名に存す。
- 訓霸和名久留倍 按、今大矢智村の字にくるべ垣内の名あり、是なり。
- 已上【和名鈔】に出る所なり。
- 小向郷 按、【異本親元日記】に出つ、今村名に存す。
- 金綱郷一作歌撫又撫 【神鳳抄】曰、朝明郡金綱御尉、【藻鹽草】曰、歌撫郷伊勢國右旅人のまとひ、
- 羽津郷 按、金綱以下今あり、古今の廢置考る所なし。

次、今日蒙厚免、剩可安堵本所之趣、遠州加下知給云云

○梅戸高實 按、左近大夫に任す、實は從四位下大膳大夫佐々木高頼四男、田光城主梅戸家を繼ぐ、依て梅戸と號す、永祿四年四月十日、江州高宮にて頓死す。

○梅戸高宗 按、高實男刑部少輔に任す、天文廿三年十一月十日卒す。

○梅戸實秀 按、高宗弟、初め次郎高資と云、永祿十一年三月戰死。

女流

- 春澄治子 【光孝實錄】曰、仁和三年春正月八日壬午、授春澄朝臣治子從四位下、
- 春澄高子 【清和實錄】曰、貞觀十年春三月八日癸卯、授春澄朝臣高子從五位下、十三年春正月八日乙卯、授女御從四位下藤原朝臣高子從三位、男一人女十三人 【陽成實錄】曰、元慶元年二月廿二日甲子、掌侍從五位上春澄朝臣高子、改名治子、以觸中宮諱也、【公卿補任】曰、陽成天皇元慶六年壬寅正月日、立中宮高子爲皇太后、

三國地志卷之十四 終

村里

- 南福崎
- 北福崎
- 豊田
- 豊田一色 【東鑑】曰、伊勢國豊田莊地頭加藤太光貞 按、【異本親元日記】にも、朝明郡内豊田庄云
- 當新田
- 繩生秀吉諸作名起生舊名 按、【太閤記】家忠日記に出る。
- 小向舊郷名 按、御厨【神鳳抄】以來今の村名をあぐ。
- 梯 按、神田【神鳳抄】に見はる。
- 高松
- 天賀須加
- 松原
- 蒔田
- 松寺
- 東富田
- 西富田
- 富田一色
- 北村 【東鑑】曰、富田庄院御領工藤左衛門尉助經知行
- 北村 按、茂福神鳳抄作茂福名 新家
- 羽津 按、【太閤記】に出る。
- 吉澤 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 別名
- 別名
- 北カ 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 白須賀支郷 按、吉澤以下を合して羽津七郷と云。

- 會下
- 阿下
- 阿志加
- 金場
- 田市會下以下並羽津支郷
- 大矢智 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 山添
- 下宮 【神鳳抄】曰、朝明郡下宮神續廿町 又曰上下宮四至已上神田
- 川北
- 埋繩
- 糠田和名抄作糠田
- 廣永神鳳抄作弘永
- 山村 按、廣永以下御厨【神鳳抄】に見はる。
- 伊坂
- 千代田
- 平津
- 垂坂
- 萱生
- 中村萱生支郷 按、延元論旨に御厨あり【神鳳抄】には見へず。
- 東大鐘和名抄作大金
- 西大鐘
- 下野舊名岩田或作露野
- 北山
- 中里
- 札場
- 山城北山以下下野支郷
- 山保 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 小牧
- 中野
- 市場
- 西村小牧以下並保々支郷
- 永井神鳳抄作長井 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 竹成
- 小島 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

- 中脇
- 田光神名帳作多比鹿
- 田口
- 切畑

○馬場

○杉谷

○田口新田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

神祠

- 伊賀留我神社 按、鶴村に坐す、祭神詳ならず。
- 伎留大神社 按、切畑村の地に坐す、祭神詳ならず。
- 大神社 按、大鐘村に坐す、祭神詳ならず。
- 多比鹿神社 按、田光村に坐す、俗天白明神と稱す、祭神詳ならず。
- 鳥出神社 按、東富田村に坐す、飛鳥祠若一權現と稱す。
- 八十積椋神社 按、豊田村に坐す、祭神詳ならず。
- 志氏神社 按、羽津村に坐す、俗高御前と稱す、祭神二座(前御高)相殿一坐、伊弉諾尊、末社牛頭天王祠・春日祠・諏訪祠・御山御前・八幡祠・熊野祠是皆社域にあり、慶長三年、雲龍軒森景宗造營の梁棟文あり。
- 移田神社 按、埋繩村に坐す、俗牛玉神と稱す、祭神詳ならず。
- 榎田神社 按、島田村に坐す、祭神詳ならず。

(神宿)

- 井手神社 按、長井村に坐す、俗神明と稱す。
- 殖栗神社 按、保々郷千栗に坐す、【姓氏錄】云、殖栗連出自天兒屋根命也と、子孫これを祭る歟。
- 布自神社 按、大矢智村に坐す、俗富士權現と稱す。
- 穗積神社 按、保々村に坐す、祭神詳ならず、【姓氏錄】云、穗積臣神饒速日命五世孫、伊香色雄命蓋これを祭る歟。
- 櫻神社 按、下野村に坐す、祭神詳ならず。
- 長谷神社 按、羽津別名村に坐す、俗宿神と稱す、祭神詳ならず。
- 能原神社 【日本紀略】曰、朱雀天皇天慶三年九月四日、奉授伊勢國從五位上能原神正五位下。
- 耳利神社
- 耳常神社
- 井後神社
- 長倉神社
- 苗代神社
- 石部神社
- 菟上神社
- 按、石部以下二座今員辨郡に屬す。
- 朝明山 【建保百首】曰、朝明山

山川

定 家

このねぬるあさけの山のはる風に、霞を分て花そ敷ける

【名寄】曰、朝明山

行連法師

さ、わくるあさけの山の下路に、ぬれてす、しき夏衣哉

按、處在詳ならず。

○糠塚山 按、鶴村にあり、事下に出す。

○福之山 按、田光田口村にあり、南北一里杉の太木生ず。

○岡山 按、羽津村の上方にあり。

○杉谷 【風土記】曰、員辨郡杉田山、此山諸木不少、又出名石、大者如大家、一作深掘則出美沙、

【名寄】曰、

實仁法師

すぎ谷のふる巢にやどる鶯の、鳴こそ春のしるし成けれ

按、杉谷村にあり、俗福の山と云。諸木繁茂して良財を出す、杉田杉谷相通ず、【風土記】員辨郡に屬す、今更て本郡に移載す

○四泥野 按、羽津村の西にあり。

○四泥能崎 【萬葉集】天平十二年 曰、丹比屋主真人歌一首

後爾之人乎思久四泥能崎木綿取之泥而將住跡其念

【新六帖】曰、

正三位知家

けふはまた誰かみそきをしでの崎、ゆふとりして浪もこすらん

【更科記】曰、しでの崎、有禪【八雲御抄】曰、しでの崎、或禪

【藻籬草】曰、しでの崎、伊勢をくれにし人を思はしでのさきゆふとりして、すまんとぞ思ふ、御祓八雲御説に可憚、

按、羽津より茂福に至るの海濱に松原あり、俗して崎と云是なり。

○高松浦 ○白須賀浦 ○富田浦

按、高松浦以下竝一面の東海なり。

○朝明川 按、源は田光・小島・杉谷より出で、東海に在る。本郡一の巨川なり

○米洗川 【天武紀】曰、元年六月辛酉朔、丙戌、且於朝明郡迹太川邊、望拜天照大神、【釋日本紀】引私記曰、案、斗智德日記云、二十六日辰時、於朝明郡迹太川上、而拜禮天照大神、

【扶桑略記】曰、天武天皇元年六月十日、步行入東國、路遇縣大養、大伴鞍馬、駕御之、皇后載輿從之、從者草壁・忍壁二皇子舍人廿餘人、女孺十有餘人、即日到勉田吐、孺者廿餘人從之、又米駄卅疋糞米、令騎步行者、夜半至伊賀國、國司并數人從之、明日高市皇子、自鹿深越過之、越大山、到伊世鈴鹿、於朝明郡大川邊、望拜天照大神、伊世國司發五百軍、塞鈴鹿關、大津皇子六七人男相具、率三千人軍參來、塞美乃不破之道云云、

三國地志卷之十六

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國朝明郡

陵墓

○朝倉詮眞墓 按、保々大樹寺域内にあり、長祿元年丁丑十月二日卒す、大樹寺前備州太守俊翁英公と號す。

梵刹

- | | | |
|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| ○眞光寺 | ○金光寺 <small>並彌生村</small> | ○淨泉坊 <small>小向村</small> |
| ○西光寺 <small>柿村</small> | ○善養寺 | ○光輪寺 <small>並高松村</small> |
| ○流泉寺 <small>富田一色</small> | ○淨西坊 <small>松寺村</small> | ○長福寺 <small>西富田村</small> |
| ○連光寺 | ○照泉寺 <small>並東富田村</small> | ○正圓寺 |
| ○常照寺 | ○善教寺 <small>並茂福村</small> | ○光明寺 |
| ○正法寺 <small>並羽津村</small> | 按、會下山にあり、舊領主赤堀氏六代の牌子を安す。 | |
| ○明圓寺 <small>吉澤村</small> | ○淨恩寺 <small>鶴村</small> | ○眞西寺 |

三國地志卷之十五 終

按、鶴村と別名との、中間にあり、是謂ゆる迹太川なるべし。

【略記】には鈴鹿郡【正統記】には、飯高郡などあれども、正史の説に據て本郡に載す。土俗云、糠塚山は、天皇駐蹕の地にして、神宮へ奉幣の處なり。其山の半腹に、天皇の祠あり。之を以て之を思ふに、ぬかづかは、額衝にして、御神拜の地ならん。其下流をよなひ川と云、是洗米して以て神を祭り玉ふ處歟。此川のほとりに齋宮の小祠あり。彼地に古松あり、俗御松さまと云ひ、甚だ尊敬す。彼是事實の存するあれば、實に 天皇御遊息の地とみえたり。

○十四川 按、十四川以下共に此邊にあり。

○照恩寺並大矢智村 ○教西坊下宮村 ○法段寺川北村
 ○善正寺 ○圓覺寺並埋繩村 ○淨泉寺廣永村
 ○壽伯坊山村 ○繪所伊坂村 ○圓光寺千代田村
 ○善哲坊平津村
 ○觀音寺【東大寺古文書】弘安八年日、顛倒諸末寺云、伊勢國觀音寺、朝明郡、按、慈惠結界の地にして、舟木躬恒草創なり。本尊千手觀音慈惠作る、本國の土俗巡禮佛の一。
 ○安養寺置生村 ○淨圓坊東大鐘村 ○信明寺下野村
 ○圓覺寺小牧村 ○行圓寺中野村 ○敬滿寺
 ○大樹寺 按、桃隱立朔の開基、舊領主朝倉詮真本願なり。保福山と號す。朝倉氏五世の牌子を安し、又文明十四年、下野守平朝臣維俊、下野前司沙彌宗棟、寄附の大般若經あり。天正十五年・同十九年・文祿五年・慶長五年域内を復する舊案あり。
 ○淨蓮寺敬滿寺以下並保々村 ○願行寺竹成村 ○金藏寺
 ○比沙門堂並小島村 ○翠岩寺 ○寶國寺
 ○觀音寺 按、本尊十一面觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
 ○引接寺翠岩寺以下並下杉谷村 按、本尊千手觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
 ○乘得寺 ○九品寺 ○乘念坊並田井村
 ○善教寺

古蹟

○朝明行宮【萬葉集】天平十二年春日、朝明行宮、【續日本紀】日、聖武天皇天平十二年十一月丙午、從赤坂發到朝明郡、按、今詳ならず。
 ○榎撫廢驛【延喜式】日、伊勢國驛朝明傳馬、朝明郡、古昔四日市より桑名に至るの間、即今の繩生村に此驛ありと云。今猶金綱郷繩生村と呼ぶ。其北に流る、を町屋川と云。
 ○朝明戰場【南朝紀傳】日、南朝文中元年、北朝應安五年にあたる春三月、南方の官軍伊勢の國司發向、仁木と合戰、國司打勝朝明郡を取給ふ。
 ○羽津營【家忠日記】日、天正十二年甲申十月廿三日、秀吉師を帥て勢州羽津に出張するの由、信雄より清洲に至て是を告るの間、酒井忠次使を馳て是を大神君に註進す。
 ○富田營【太閤記】日、天正十二年五月朔日、富田の寺内に御陣を居られ、二日加賀野井彌八郎か居城をとり卷給ふ。
 ○秀吉譜【日、天正十二年五月、秀吉使堀秀政守樂田、加藤遠江守守犬山、而秀吉赴美濃、陣于富田寺内、攻加賀野井彌八郎所守之城】家忠日記】日、天正十二年五月三日、松平主殿

助家忠、小牧山之陣營に參候して大神君に謁す。秀吉陣を引退くに依て、信雄小牧山より勢州河内城に歸る。此日秀吉富田の寺に陣す。
 ○繩生城【太閤記】天正十二年日、十月六日勢州羽津御着陣有て、なおふの城を拵へ、蒲生忠三郎を城主と定らる。【秀吉譜】天正十年日、秀吉又赴伊勢陣于羽津、使蒲生忠三郎氏郷守名德生城、【家忠日記】日、天正十二年十一月十一日、秀吉先日より繩生に要害を築て、蒲生忠三郎氏郷を籠め置。按、町屋川の南にあり。俗羽根城と云。天正年間栗田監物秀景居守。
 ○萱生城【家忠日記】日、天正十二年甲申六月十二日、大神君清洲の城に御陣座あり、信雄は勢州長島之城に在て、同國萱生地に要害を築かつか爲め、佐久間駿河守正勝をして萱生地に遣し、是を監せしむ。是に依て正勝、前田與十郎を蟹江之城に留て、是を守らしめ、正勝萱生地に赴くと云。
 (下城) 按、中村の西にあり、俗城下と云、北勢一の要害なり。隼人正春日部宗方初て之を築き、數世居守、大膳亮或伊與守俊家世に當て、天正六年九月織田氏に廢せらる。
 ○大矢智堡 按、大矢智遠江守居守、是越前柴田黨にして、萱生の與族なり。
 ○下野堡 按、山城にあり、藤七郎江見名季宗居守。是建武年中、足利氏に功あつて此地を領し數代住す。萱生の與族

なり。
 ○伊坂堡 按、萱生一族春日部太郎左衛門尉居守。
 ○廣永堡 按、横瀬荒次郎直行居守。永正四年秋澤若狹守が爲に戰死。其男監物越前に流寓、三男修理亮民間に降る。
 ○中野堡 按、備前守朝倉或保詮真居守、數世住す。
 ○西野堡 按、堀名居守。
 ○田光堡 按、梅戸左衛門尉居守。
 ○富田堡 按、南部にあり、進士基度家資以下南部頼武居守。
 ○茂福堡 按、下野守朝倉盈盛より掃部助盈豐まで、數世居守。是余五將軍維茂末葉にして、中野の親族なり。
 ○柿堡 按、小向にあり、澤木入道宗治或作宗喜居守。
 ○羽津堡 按、字阿下にあり、赤堀右衛門大夫一作掃部初て之を築き、右京亮國虎まで六世居守。
 ○雲龍宅址 按、國虎堡の南にあり、俗雲龍屋敷と云、森雲龍軒景宗居。
 ○吉澤堡 按、長松與三左衛門之に據る。
 ○切畑堡 按、畑與九郎之に據る。
 ○杉谷堡 按、萩原善住坊居守。坊は織田氏千種越のとき、鳥銃を放ち、後日とらはれしこと、【信長記】に詳なり。
 ○廢洪恩寺【異本親元日記】日、文明十五年癸卯、伊勢國朝

明郡洪恩寺雜掌文明十五 同郡内豊田庄の内、宇佐美新右衛門入道門阿名田、朝倉下野入道令買得、當寺仁寄附已來卅年、當知行之帶度々御下知、康正三六廿一之處、云云文明四十二廿五

土產

- 蘿蔔羽津村出 ○蕪菁高松村出 ○葱繩生村出
- 燧石小向村出 ○礪石田光村福王山出

製造附

- 麴垂坂村出 ○乾麴條魚谷云目則 ○乾海老
- 燒文蛤並富田村出 ○燒餅松寺村出 ○漂布小向村出
- 鍋 ○石臼並田光村出

氏族

○六人部津根麻呂【清和實錄】曰、伊勢國朝明郡人六人部津根麻呂、【姓氏錄】云、六人部尾張連同祖、火明命五世孫武礪目命之後也、又云、六人部連百濟公同、祖酒王之後也、【拾芥鈔】曰、六人部宿禰、又連、按、本郡鷓村の人にして、鷓

神祠は其の祖先を祀ると云、詳ならず。

○朝明史【姓氏錄】未定 曰、朝明史、高麗帶方國主氏韓法史之後也、拾芥抄云【薩戒記】曰、應永卅三年三月廿九日、太政官謹奏、伊勢國目從七位上朝明史寬政、尾張國權大目從七位上朝明史光敏。

○穗積朝臣【姓氏錄】曰、穗積朝臣、神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也、又云、穗積臣、伊香色雄男、大水口宿禰之後也、【拾芥抄】曰、積積臣、又朝臣 按、【神名帳】穗積神社を載せ、【東鑑】に穗積庄を載す、蓋本郡の産ならん。

○船木直【古事記】曰、神八井耳命者、伊勢船木直之祖也【參考太平記】引【舟木氏系圖】曰、從五位下右近將監源賴重者、鎮守府將軍攝津守賴光十代之後胤、土岐隱岐守光貞之男、母者平貞時女也、少名號隱岐孫三郎、是舟木祖也、幕紋丸中桔梗也、花園院御宇、北條家執權之時、於濃州・江州等、賜領知、且命伊勢國守護職、按、兵部少輔舟木躬常と云人、本國の守護職にして、本郡下宮村木の稱號存すに住し、天台の理仙遷化の後、慈悲を厚く信じ、垂坂山を建立して、招て住しむと云、是所見なしといへども、船木の稱號あるを以て、こゝに記し後の考を俟つ。

○富田基度【東鑑】曰、元久元年四月廿一日、武藏守朝政飛脚到着、申云、去月廿三日出京、爰伊勢平氏等、塞鈴鹿關所、

索險阻之際、縱雖不遂合戰、人馬依難通之、廻美濃國、同廿七日入伊勢國、擬計議、自今月十日同十二日合戰、先襲進士三郎基度朝明郡富田之館、挑戰移刻、誅基度、并舍弟松本三郎盛光・同四郎・同九郎等、又曰、元曆元甲辰八月二日、大内冠者飛脚重參着、申云、去十九日西冠、與本家餘黨等合戰、逆徒敗北討亡者九十餘人、其内張本四人、富田進士家助・前兵衛尉家能・家清入道・平田太郎家繼入道等也、前出羽守信兼子息等、并忠清法師等者、逃亡于山中畢云、按、富田村に住す、本國の軍記に見はる。

○伊勢與一貞弘【神作鞍鉦相承系圖】伊勢家 曰、伊勢上野介貞安子貞安上野介貞安貞弘、初云與一左衛門尉、按、小向の領主にして、歷世此に居住する歟、其本貫詳ならずといへども、伊勢を以て稱するもの、本國に所由あること必せり、又新九郎早雲は、射和村より出ると云、并せ考へし。

○源兼綱 按、富田村別名南部に住す、故に南部治部少輔と云、土俗相傳ふ、古昔肥前守中原名本郷の領主たりしが、女の嫉妬にて子孫斷絶し、其後南部大夫頼武か祖父頼村、信州より來て住す、兼綱まで五代相續すと云、【北畠物語】に、朝明郡南部家、これ新羅三郎義光の後胤、まくの紋藤の丸鶴の丸なりと云是なり、【明智軍記】に、南部治部加用監物を以て先隊とすと云。

○朝倉益盛 按、古老相傳ふ、壽永元年木曾義仲、越前國に入るとき、彼國の平氏敗し、越後守助永病死、助光北國に安堵ならず、當國へ來り、茂福村に住す、助光より十代相續して、本邑を領すと云、又一説は元弘・建武の役、足利家に屬して功あり、故に此地を領し、城を築き持福家と號すと云、(家福持)

○朝倉宗棟 按、茂福城主なり、保々大樹寺藏文明十四年大般若書軸云、願主下野前司沙彌宗棟、又【異本親元日記】文明十五年伊勢國朝明郡朝倉下野入道云、

○朝倉維俊 按、大樹寺藏大般若文明十四年書軸云、大願主下野守平朝臣維俊、是宗棟の男とみゑたり。

○朝倉備前守 按、長祿元年十月二日卒す、大樹寺殿俊翁英公と號す。

○朝倉兵部 按、卒去年月詳ならず、龍雲院全翁吾公と號す。

○朝倉備前守 按、卒去年月詳ならず、長學院先天稟公と號す。

○朝倉兵部 按、卒去年月詳ならず、久隱長公と號す。

備前守以下四代、保々の城主にして、俗中野殿と稱す、大樹禪寺に牌子あり。

○愛洲宗實洲或【南朝紀傳】曰、延元四年四月五日、南方にて愛洲宗實に、伊勢國朝明郡の地頭職を給ふ、【太平記】江軍

曰、今は君の御憑有ける方とては、備後の櫻山、備中の那須五郎、備前の兒島・今木・大富か兵船を汰へて近日上洛の由申けると、伊勢の愛洲か、當國の敵を退治して、江州へ發向すべしと、注進したりしとや。按、南帝の繪旨に、萱生御厨地頭職愛洲三郎左衛門尉宗實、勳功の賞と云、是萱生の祖先にして、繪旨今尙家に崇秘す。

○愛會伊勢守 【難太平記】曰、終日兩所合戦に、仁木が手退く間、相坂の手より、伊勢國愛會と云大力の者、只一騎後より來けるを、前の戦の隙なきに是を知給はず、故殿の御跡に控られたる、安藝入道殿の頭盛の鏝を切落しければ落馬なり。竝て控へたる範氏の三十六指たる大征矢を拂切にしてけり。其時故殿馬を立直して、先太刀をおられしに、愛會兜の鉢をわられて馬の平首にひらみて、太刀にて拂けるに、左の御籠手の二の板を切て、前なる敵の中に分入にけり。其時此戦も止にけり。後故殿の家人殿村平三と云者、愛會か知音にて、此冑の鉢と半首を取出して見せて、今川殿は如何なる劍を持給ひてか、随分某か試たる冑と半首を割給ひて、鉢巻切て頭に少し創を被りき、眼暗成しかば、引退しと語き。【参考太平記】光明寺合戦曰、去程に八幡より、石堂右馬權頭を大將にて、愛會伊勢守、毛利孝西源院本作伊勢守、金藤院本云名邊充、矢野遠江守以下五千餘騎云。

○春日部隼人正宗方 按、萱生に居城するを以て、萱生家と稱す、多氣國司に屬す。
○春日部大膳亮俊家 按、宗方の裔、天正六年九月、織田氏に没せらる。是より先、伊豫守左衛門佐治部少輔等のことこゝに略す。

僧侶

○玄朔 【本朝高僧傳】曰、勢州大樹寺沙門玄朔、字桃隱、京兆人云、往勢之保々郷、郡守朝倉氏某建大樹寺、請朔爲開山祖、緇白歸禪者衆矣。【延寶傳燈錄】曰、勢州大樹寺桃隱玄朔禪師、往勢之保々郷、郡守朝倉氏某、建大樹寺延請而居云、
○宗隆 【本朝高僧傳】曰、京兆妙心寺沙門宗隆、號景川、姓平氏、勢州人、往讚州慈明菴、問桃隱朔公曰、如何是佛法的々大意、隱曰、我宗無語句、又無一法與人、隆曰、滿把驪珠撒向人、隱曰、識這般事便休、隆依止不倦、追隨勢之大樹、提保福喫茶、去因緣、久之不契、隆心口憤排、造洛之龍安、再參義天、復訪大樹、勢洛往來至三四回云、
○玄雄 【異本親元日記】曰、御料所、伊勢國小向郷内御願所正治寺住持、玄雄、今朝於蔭涼軒、公方様懸御目、仍貴殿江被參千疋折紙御對而。

三國地志卷之十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國三重郡

城邑

○薦野城 按、天正十一年、土方河内守雄久鉄二城主となり、其男河内守雄次以降今に至る。

郷名

○采女和名采女、和名采女 【大安寺資財流記】天正十一年、伊勢國三重郡采女郷十四町開二町五段、未開田代十二町五段、四至東公田、南岡山、西百姓宅、北三重河之隈、按、今存す、天文年中、火宮梁棟文に采女郷と云、采女・杖突・古市場・清水・小松・羽木・貝家七女采是を采女七郷と云。

○河後和名加賀之、和名今殿 【神鳳抄】曰、三重郡河後郷二宮方神田、同郷中村名、同民福名郡司職田、大神宮諸雜事記藤宮内侍託宣曰、長曆三年七月廿九日、被下宣旨召返流人佐國、賜位記已了、抑佐

三國地志卷之十六 終

國被送配所國之間、老病難堪、途中三重郡河後郷數日逗留之間、依件詔宣被召返也、按、今村名に存す。

○葦田和名安之美多、今廢、神祇式及神鳳抄作足見田 按、式足見田社水澤村にあり。

○柴田和名之波、今廢 【神鳳抄】曰、三重郡柴田郷司職田、按、【朝野群載】にも三重郡司柴田郷專當云、

○形部和名佐加、今廢 按、村名に存す。

已上【和名鈔】に、出る所なり。

村里

○濱田伊勢記作濱村 【蓮胤伊勢記】曰、濱村といふ所を過侍けるに、此路はあさけ郡と云、濱の行さきに見ゆるは、日永と云所也と、人のいふをき、てよめる、

行詫ぬいさ濱村に立よらん、朝氣過れば日永なり

同所海の方に、松一むらあり、 西 行

見わたせは與佐の海ともいひつへし、汀の方の松

の一むら

○濱一色 ○末永

○東阿倉川神鳳抄作鮎良河 ○西阿倉川 ○三屋阿倉川支郷

按、御厨【神鳳抄】に見はる、村民祭主藤浪家の本職を受、太

々神樂と稱して、風流の夷曲をなし、國郡を經過す。

○小杉

○野田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○東生桑 ○西生桑 ○山一色

○東坂部 ○西坂部 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○御館 ○上海老原神鳳抄作衣比原

○下海老原 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○尾平

○會井 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○高角 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○寺方 ○西野 ○平尾

○赤水 ○江村 ○下鶴川原

○上鶴川原神鳳抄及本邑福林寺堂板作大強原

按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○北野 ○黒田

○吉澤 ○池底 ○潤田

按、吉澤以下御厨【神鳳抄】に見はる。

○音羽 ○千草 ○岡千草支郷

○知積 ○佐倉神鳳抄作櫻 ○櫻一色

按、知積以下御厨【神鳳抄】に見はる。

○森 ○神田 ○福村

○宿野神鳳抄作須久野 按、御厨【神鳳抄】に見はる、【大安寺資財

流記】宿野原云、

○東薦野 ○中薦野 ○西薦野

○谷東薦野支郷 按、菰野川に於て、六月十六日大神宮御贄の鯨

魚を捕る古例あり、【神鳳抄】に薦野御厨と云是なり。

○山坊 按、此谷の紅機、俗鹿子もみぢと云、本郡の佳觀

なり。

○水澤

○下河内 按、【大安寺資財流記】三重郡河内原云、

○堂筒山 ○六名一名中村

○山田神鳳抄作南山田 ○小山神鳳抄作小山田 按、山

田以下御厨【神鳳抄】に見はる。

○小生 ○伊倉神鳳抄作飯倉 按、大井手以下御厨【神鳳

抄】に見はる。

○久保田 ○堀木

○柴田 ○小柴田

按、【神鳳抄】曰、三重郡柴田郷弘永名、同郷用永名、同郷

千富名

○中川原

○赤堀舊名栗原 按、天正年中栗棟文、吉田莊芝田郷栗原村云、

○松本 按、赤堀以下御厨【神鳳抄】に見はる。

○東日野 ○西日野 ○室山

○八王子 ○杖突 ○古市場

○采女 ○杖突 ○古市場

○清水杖突以下並采女の支郷 【あつまの記】光廣曰、杖つきの里と云にい

たりて、

くたひれてかちより通る旅人は、みな杖つきの里

とこそ見れ

按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○羽木 ○貝家

○南小松神鳳抄作小松 ○北小松

○小古倉

【あつまの道の記】曰、おこさうなと云所にて、もしと云

布敷おほく見へければ、

文に見るもしも何せんおこさうな、人に夕けの時

分とは、や

按、小松以下御厨【神鳳抄】に見はる。

○泊舊名岡本 ○追分泊支郷

按、追分は東海道と伊勢路との岐傍なり、故に此名あり。

○日永神鳳抄作日長 【春の曙】曰、日永といふ所を通りけるに、召

くせし人、けふよりひかんに、入よといふをき、て、
不識何方善法堂、是非好惡没心量、闇王執筆書吾事、
時正遇逢過日長、

- 六呂見一作四足八鳥
- 小治田神鳳抄作治田東鑑作小橋 按、御厨神鳳抄に見はる。
- 川尻和名抄神鳳抄神宮雜事記等作河後 【異本親元日記】曰、文明十九十七、北野實持房領、伊勢國三重郡北河尻事、帶手續證文、去長祿二年買得相傳之處、河尻將監、并北野楊林院押妨云、
- 鹽濱
- 山
- 馳出
- 内堀
- 川原田
- 今宿
- 中川原田
- 北川原田今宿以下川原田支郷
- 貝塚
- 楠
- 北一色
- 南五味塚
- 北五味塚
- 瓜生一名南川、本郷以下云之楠
- 小倉
- 大里山以下鹽濱別名
- 芝原

三國地志卷之十七終

村に坐す、俗八郷明神又夜後明神と稱す。天御柱、國御柱を
祭ると云。
○椿岸神社 按、智積村に坐すとも云、所在詳ならず。
已上六座竝小、【延喜神祇式】に出たり。

- 諏訪祠
- 八幡祠並四日市驛
- 牛頭天王祠山一色村
- 神明祠
- 大宮明神祠
- 天王祠並東坂部村
- 神明祠
- 若宮八幡祠並下海老原村
- 風宮祠
- 神明祠
- 高御前祠
- 牛頭天王祠
- 天神祠並曾井村
- 正八幡祠並尾平村
- 牛頭天王祠
- 天神祠並高角村
- 八幡祠寺方村
- 稻荷祠
- 神明祠並高角村
- 八幡祠寺方村
- 春日祠並平尾村
- 天神祠西野村
- 天王祠
- 春日祠赤木村
- 牛頭天王祠江村
- 縣明神祠
- 神明祠
- 高達御前祠
- 若宮八幡祠
- 天神祠並下郷川原村
- 春日祠
- 春日祠
- 神明祠中鷹野村
- 八幡祠並佐倉村
- 天王祠櫻一色村
- 神明祠中鷹野村
- 春日祠
- 正八幡祠
- 諏訪祠
- 不之無奈祠並西鷹野村
- 牛頭天王祠大井手村
- 神明祠
- 神明祠
- 祇園祠伊倉村
- 祇園祠久保田村
- 神明祠
- 天王祠並松本村
- 八王子祠
- 神明祠

三國地志卷之十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國三重郡

神祠

- 江田神社 按、西坂部村字江田にあり。古來梁棟文、江田大明神と書す。俗春日と稱す。祭神詳ならず。
- 加富神社 按、羽木村に坐す。采女七郷の惣社とす。祭神詳ならず。俗火宮明神と稱す。本社梁棟文云、奉修造三重郡采女郷火宮大明神御社頭御遷宮、天文五年丙申八月十一日亥尅、願主藤原朝臣後藤方綱、神主秦五位綱安、又云、奉成御遷宮永祿拾參庚午年臘月二十四日午尅、願主藤原朝臣後藤藤勝。
- 神前神社 按、高角村字神前に坐す。俗牛頭天王と稱す。是也。又御山出社社六呂見是なりと云。いづれか是なることをしらす、記して後の考を俟つ。
- 小許會神社 按、小古會村に坐す。祭神詳ならず。
- 足見田神社 【神鳳抄】曰、三重郡足見田社神田、按、水澤

- 天王祠
- 若宮八幡祠並川原田村
- 白髮祠
- 諏訪祠
- 天神祠並沼村
- 牛頭天王祠
- 八將神祠
- 五社並貝塚村

山川

- 鎌嶽 按、水澤・薦野の上方にあり。
- 御在所嶽
- 國見山
- 會宇利山
- 按、右の三山薦野の上方にあり。北勢の大山なり。
- 湯山
- 羅漢山
- 由那毛理山
- 三瀧山
- 雲母峯
- 止知谷峯
- 一谷 按、右の六山は湯山にあり。
- 多都久多山三番按、昔役小角、護摩を修法せし處なりと云。
- 寺谷佳敷之地 夫婦石 按、竝に湯山に附屬する處なり。
- 鉛山 按、千草村の上方にあり。
- 水無峯
- 切畑山又云八風山 按、北勢一の大山なり。
- 杖衝坂 【古事記】征美濃國伊曰、倭建命到當藝野上之時、詔者吾心恒念、自虛翔行、然今吾足不得步、成當藝斯形目當下、昔故號其地謂當藝也、自其地差少幸行、固甚疲、衝御杖稍步、故號其地謂杖衝坂也、按、采女村にあり。

○宮原 【大安寺資財流記】曰、地盤田伊勢國三重郡宮原肆拾町、開十三町、未開田代二十七町、四至東至東河、北至大河、西至山、南無按、處在詳ならず。

○赤松原 【大安寺資財流記】曰、伊勢國三重郡赤松原百町、開八町、未開田代九十二町、四至東至東河、北至大河、西至山、南無按、薦野村の上方にあり。金谷、赤松原、赤茶園と云。又字寺坂と云古蹟あり。

○河内原 【大安寺資財流記】曰、伊勢國三重郡河内原六十町、開六町、未開田代五十四町、四至東至東河、北至大河、西至山、南無按、下河内村あり、此邊なるへし。

○薦野温泉 按、薦野村より山に入ること二里二町あり。能百病を治す。故に他邦より來て浴す。相傳ふ養老年中、僧淨訓夢の告あつて之を開き、慶長年中より今の如しと云。

○添清水 按、曾井村にあり。俗呼て濯井又美女水と云。
○楠浦 按、鹽濱浦 按、馳出浦

○四日市浦 按、楠浦以下竝に一面の東海なり。
○采女川 按、源は水澤より出て、裔は東海に入る。
○屋棟川 按、泊村の官道にあり。
○水澤溪 按、采女川の上流なり。

○御瀧川 按、薦野溪より出つ、其處に瀧あり、青瀧と號す。四日市の北を流れ東海へ入る。

あづさ弓春の日永の水の面に、月すみわたる天白はし

按、日永村の官道にあり。

○思案橋 按、川原町橋 按、俱に四日市驛にあり。

○三屋土橋 按、官道三屋村にあり。

陸墓

○血塚 按、杖突坂にあり。日本武尊、御脚やぶれ血流る、其の血を封せし處なりと云。

○伊勢三郎義盛墓 按、川島村西福寺境内にあり。

○赤堀朴月齋墓 按、赤堀村にあり。朴月齋は藤太秀郷廿一代の孫にして、赤堀の城主なり。

○藤原重綱墓 按、四日市驛建福禪寺の境内にあり。是濱田城主依某、新豐院洞巖仙公と號す。是より先三代は牌子のみ此寺にあり。

梵刹

○建福禪寺 按、古は一華菴・新豐軒・東陽院・三女菴・芳春軒・惠林菴・笑江軒・浦雪軒・洞仙軒・窓雪軒・招月軒・流泉軒

○金谷川 之屋宇邊川名舟川 按、薦野村にあり。

○千種川原

【夫木集】曰、

我た、む三重の河原にいくしたて、遊ふかたかけて夏祓しつ

按、此歌都の霞に、平兼盛の歌とし、此集には正治百首を引、季經の歌とす。名所集多く伊勢國とす。三重川は、今云御瀧川のことならん。

○尉之池 按、福村にあり。毎年四月二十日、此池にて群螢あらそひをなす、俗螢合戦と云一奇事なり。

關梁

○四日市驛 【篠枕】曰、三日竟夜雨荒して、明行空もいとくらきに出ける。四日市は名におは、明日にこそ立へきを、旅次の路も程近ければ、今日ぞ過ける。【春の曙】曰、四日市場は、けふはその折ならねと、中へにきは、し。【家忠日記】曰、天正十九年十月十六日、日、大神君四日市場着御、按、五十三驛の一として、慶長六年の公案あり。

○采女板橋 按、采女村にあり。

○天白板橋 【夫木集】曰、

西行

等の子院あり、今悉く廢す。

○光雲寺

○常徳寺建福寺以下並四日市驛

○崇顯寺

○東漸寺並濱田村 按、濱村山梅養寺と云天台の一院なり。

○持光寺村杉 按、西六條派下の一本寺なり。

○遍照院

○浮光坊

○明林寺

○觀音堂並下海老原村

○圓勝寺

○道場

○金剛寺並高角村 按、本尊藥師傳教作る。

○大日寺

○光徳寺並寺方村

○蓮行寺江村

○福泉寺平尾村

○禪林寺 按、天文乙未十月、能藏主施入雲板銘に、大強原禪林寺住持玄東云、

○大圓寺

○淨願寺禪林寺以下並下村

○西勝寺知積村

○知積寺佐倉村

○全福寺並櫻一色村

○源長寺

○見性禪寺 按、領主代々の牌子を安す。

○了願寺並宿野村

○正源寺

○金剛寺

○瑞龍寺

○延長寺

○正念寺

○櫻堂見性寺以下並薦野村

○妙福寺

○正覺寺 淨願寺水瀨村

- 遠生寺堂簡山村
- 安正寺山田村
- 西福寺
- 曆明寺並川島村
- 淨蓮寺大井手村
- 蓮光寺久保田村
- 南道場
- 北道場並松本村
- 西光寺
- 道場並東日野村
- 顯正寺西日野村
- 法藏寺
- 西光寺
- 本性寺
- 藥師堂
- 道場並八王子村
- 上品寺貝家村
- 光宅寺北小松村
- 中山寺
- 光壽寺南小松村
- 松山寺
- 常滿寺
- 大日堂並采女村
- 大蓮寺
- 道場並小古村
- 光福寺
- 道場並泊村
- 光正寺日永村
- 觀音寺六呂見村
- 按、本尊四足八鳥に乗り玉ふ。四足八鳥ろくろみと訓す、故に村名とす。四足八鳥のこと【延喜式】に出す。鎌倉光明寺良忠開基なり。本尊の背面に久安元年十一月十八日、海中出現尊像云云。
- 道場小泊田村
- 善正寺
- 正久寺並川尻村
- 榮信寺
- 西願寺並國瀨村
- 西福寺
- 福泉寺
- 大慈寺
- 寶山寺
- 金光寺
- 常超院並川原田村
- 法藏寺貝塚村
- 正覺寺
- 阿彌陀寺
- 來教寺楠本郷村
- 南元寺北五味郷村
- 聖洞寺
- 眞忠寺山生村

三國地志卷之十八終

三國地志卷之十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國三重郡

古蹟

- 三重郡家 【天武紀】曰、元年夏六月辛酉、到川曲坂下而日暮也、以皇后疲之暫留輿而息、然夜曉欲雨、不得淹息而進行、於是寒之雷雨已甚、從駕者衣裳濕以不堪寒、及到三重郡家、焚屋一間而令燼寒、按、今所在詳ならず。
- 廢安國寺 【和漢合運圖】曰、曆應二已卯每州立安國寺、【本朝高僧傳】曰、曆應二年大將軍尊氏源公、管天下兵馬之權、嘗謂安國利民莫如佛乘、乃令各州立安國寺、按、日野村にあり。
- 廢永代寺 按、尾平村にあり、天正十年の兵火に廢すと云。行基入定の處として荒墳あり。俗行基塚と云詳ならず。
- 伊勢三郎義盛宅址 按、福村にあり、凡方二十歩ばかりの環堵あり、其門蹤として井の側に古松あり、俗殿原松と云。
- 瀆田堡 【太閤記】曰、信雄卿は中江に御對陣有て、瀆田

の城に瀧川三郎兵衛在城たり。按、瀆田村字橋の杜にあり、美作守田原忠秀初て之を築き、其男紀伊守藤綱、藤綱男遠江守元綱、元綱男某重綱にいたり、四代居守。天正十二年廢す、其後瀧川勝雅初號三郎兵衛後任下總守居守、其後廢す。

○赤堀堡 按、肥前守田原景信、初て之を築き七代居守、天正十二年廢す。

○日永堡 按、【東鑑】に若菜五郎城郭日永云云。

- 楠堡 按、本郷にあり、楠家數代居守。
- 采女堡 按、羽木村にあり、後藤氏數代居守。
- 山田堡 按、矢田監物居守。
- 水澤堡 按、本郷にあり、加地或森清十郎居守。
- 宿野堡 按、居守人名闕く。
- 千種城 按、千種氏歴世居守。
- 音羽堡 按、大久保城之助居守。
- 高角堡 按、【東鑑】に若菜五郎居守云云。
- 阿倉川堡 按、館薩摩守居守。

土産

- 西瓜日永村
- 甜瓜赤堀村
- 蘿蔔阿倉川村
- 糖丁臺湯山
- 蕪菜瀆田村及瀆田村
- 土筆

製造附

- 牛旁
- 粟水澤村
- 菘瀆田郷
- 製餅日永及新莊村
- 萬金丹
- 赤藥共日永村
- 割刀小刀類 四日市郷 瀆伊勢守
- 黃乾饅共瀆野湯山
- 饅頭杖突及追分村
- 燒餅日永及新莊村
- 茶尾平海老原 平尾等村
- 稻草席尾平村
- 艾葉
- 乾溫飽
- 山石榴炭千草村

氏族

- 刑部君 【先代舊事本紀】曰、五十功彥命、伊勢刑部君三本郡に刑部郷あり。今は坂部と云是也。
- 葦田首 【新撰姓氏錄】曰、葦田首、天麻比止津乃命之後也、按、葦田は今の水澤村なり。
- 藤原實基 按、魚名公十五世左衛門尉後藤實遠男左兵衛尉に任す。是後藤の祖なり。

○藤原基清 按、實基男實佐藤仲清男左衛門尉に任す。
 ○藤原基綱 按、基清男、從五位下に叙し、左蕃頭佐渡守左衛門尉に任す、應永十一年卒。
 ○藤原基隆 按、基綱男、六波羅評定衆從五位下伊勢守に任す。太平記中殿御會、後藤伊勢守云云。
 ○藤原基秀 按、基隆男、讚岐守に任す、山田郷地頭。
 ○藤原基秋 按、基秀男、已上【諸家大系圖】を以て記す。
 ○藤原方綱 按、永正十三年丙子生。
 ○藤原藤勝 按、天文十三年甲辰生、已上采女郷火宮の梁棟文を以て記す。
 ○後藤彈正名【參考太平記】曰、宇野部金勝院本無部字、天正彈正云、北條家、金勝院、南都本不出。按、此に所謂宇野部は采女のことにして、後藤氏數代采女郷羽木に居住、七郷を領す。【大系圖】に山田郷地頭とあるものは、羽木の隣里山田のこと、みゑたり。或説に右馬允又良部實重は、後藤兵衛尉實基か嫡子、右馬允實貞か末葉也と云、世系詳ならず、記して後の考を俟つ。
 ○日野十郎 【平家物語】曰、いか、したりけむ伊賀・伊勢兩國の官兵等、馬筏をしやふられつ、六百餘騎こそ流れ。萌黄火威赤威色々の鎧の浮ぬしつみぬゆられけるは、神南備山の紅葉はの、峯の嵐におそはれて、龍田河の秋の暮、るせきに埋て、なかれもやらぬにことならず。其中に火

威鎧着たる武者三人、網代に流か、つて、浮ぬ沈ぬゆられけるを、伊豆守見給て、かくそ詠し給ひける。
 伊勢武者はみなひおとしのよるひきて、宇治のあしるにか、りぬるかな
 黒田の後平四郎、日野の十郎、乙部の彌七とて、是等は皆伊勢國の住人也。中にも日野の十郎は、ふる兵にてありければ、弓の弭を岩のはさまにねちたて、かきあかり、二人の者共をも、ひきあげたすけたるとを聞へし。
 按、日野氏は本郡日野村に貫せり。
 ○黒田後平四郎 按、【平家物語】の文上に出す。本郡濱田氏の臣に、黒田帶刀左衛門・黒田千助・黒田無邊など云者あり、此氏族ならん。
 ○河尻將監 【異本親元日記】曰、伊勢三重郡北河尻云、河尻將監。
 ○伊藤武者次郎 【東鑑】曰、治承四年十月廿日、云云、飯田五郎家義、同子息太郎等、渡河追奔平氏從軍之間、伊勢國住人伊藤武者次郎返合相戰、飯田太郎忽被射取、家義又討伊藤云、按、本國に伊藤の氏族あること、【保元・平治】【平家物語】にも載せたり。本郡山田邑に此稱號あること久し、處々に分散するもの多く此邑より出つ。
 ○館太郎貞保盛衰記、作貞康 【東鑑】曰、館太郎貞保、【源平盛衰記】

曰、伊勢國住人館太郎貞康、八十餘騎にて扣へたり、貞康か叔父小坂三郎宗綱と云者あり、名を得たる兵也。按、平貞盛の子孫にして、阿倉川村に居住。
 ○千種忠治 按、常陸介に任す、北勢四十八家の一にして一千騎の將也。北畠・長野・關・千草・神戸・萱生俗是を三家三士六人衆と云。相傳ふ、祖先は、村上源氏千種頭中將忠顯にして、忠顯元弘の頃、南帝の勅を奉て本郡三重を領し、千草に目代を置く、この人必其支族ならん。其後城を築き居守、二十四郷を領すと云。
 ○千種三郎左衛門尉基忠 按、忠治男、實は六角家臣但馬守後藤名弟、天正十二年五月、加賀野井合戰の時、討死のこと。【太閤記】【家忠日記】【秀吉譜】等に詳なり。
 ○千種顯理 按、忠治男又三郎と號す。
 ○赤堀又太郎名 按、藤太秀郷十二世佐野小二郎景綱八世孫、太良景信後田原肥前守と云。初て赤堀に居住。嫡を羽津にをき、二男を赤堀にをき、三男を濱田にをき、各數世居住すと云。系統詳ならず、記して後の考を俟つ。
 ○赤堀刑部大輔名 按、秀郷廿一世と云。
 ○赤堀朴月齋名 按、秀郷廿一世と云。
 ○赤堀左太郎秀定 按、已上赤堀村社頭、梁棟の文に出る。自餘口碑の疑しきは缺て記さす。

○俵忠秀 按、美作守に任す、是濱田の祖なりと云。陽林院東溪春公と號す。
 ○俵藤綱 按、忠秀男、紀伊守に任す、勝幢院天啓倫公と號す。
 ○俵元綱 按、藤綱男、楞嚴院發光海印大居士と號す。
 ○俵重綱 按、元綱男、濱田某と云もの、天正十二年五月、加賀野井合戰にうち死のこと。【太閤記】【家忠日記】【秀吉譜】等に詳なり。新豐院洞巖仙公と號す、已上四代の牌子、四日市建福禪寺にあり。
 ○河嶋二郎俊盛 按、【異本義經記】に出たり。
 ○楠十郎名 按、【太閤記】等に出るものは、天正十二年五月、月戰死のこと也。【一説攝津守主水など云者あり、系統詳ならず。
 女流
 ○三重妹 【古事記】曰、雄略天皇、坐長谷之百枝槻下、爲豐樂之時、伊勢國之三重妹、指舉大御蓋以獻、爾其百枝槻葉落、浮於大御蓋、其妹不知落葉浮於蓋、猶獻大御酒、天皇看行其浮蓋之葉、打伏其妹、以刀刺充其頸、將斬之時、其妹白天皇曰、莫殺吾身、有應白事、即歌曰略此三歌者、天語歌也、故於此

豊樂譽其三重妹而給多祿也、按、妹は所謂三重の采女なり。

僧侶

○師鍊 【本朝高僧傳】曰、正慶元年勢州西明寺茶僧、革教利請鍊住持、扁曰神贊、後改安衆萬指、後醍醐帝陞爲官寺、秋九月丞相藤公聘請住東福云、【延寶傳燈錄】云、京兆南禪虎關師鍊國師、京兆人、藤左金吾校尉某弟、三子云、文保二年勢州師亨居士創本覺院迎請云、正慶元年任勢州神贊、後改安衆萬指云、

○霞峰 延寶傳燈錄 【本朝高僧傳】曰、勢州安國二、霞峰心淳禪師、初學顯密教、在勢州西明寺講從盈七百、皆虎關和尚住本覺寺、禪道熾唱、師屢往問難、遂回心禪法、率從屬歸鏈下、因革所住教寺、關爲第一世、初號神贊、後醍醐帝陞爲官寺、改今額云、休老安國之總持菴、

○儀雲 【延寶傳燈錄】曰、京兆東福儀雲示教禪師住勢之安國、

三國地志卷之十九 終

三國地志卷之二十

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國河曲郡

城邑

○神戸城 【信長記】曰、神戸城に五萬石相添三七殿に被遣、【甲陽軍監】曰、信長父子をうちてとる、上一萬あまりの衆、屏ほりをとひこへみなにけて、城介殿をも手もとらすうたするなり、三番めの子息三七殿は、四國迄もさらすて、伊勢の居城へ早々かけ入云、【家忠日記】曰、神戸城は、逆徒羽柴下總守是を守る。又曰、羽柴下總守神戸の城に在て是を守る、山岡道阿彌師を帥て城を圍む、守將下總守、道阿彌に降て城を避け渡す、道阿彌是を請取、警衛の兵を城に入をく、又慶長五年十一月十八日、勢州神戸は一柳監物直盛、按、神戸城は、弘治元年藏人神戸友盛初て築く、天正三年三七信孝友盛養子、實信長男城主となる。同八年五重の殿守を建る、同十年兵部少輔小島名關信孝、異母弟同十一年林與五郎城主となる。同十二年雅樂頭生駒親正城主となる。同十三年下總守瀧川勝

雅城主となる。同十八年水野惣兵衛城主となる。同年下總守勝雅豊太閤の命を奉して、又城主たり、慶長六年監物一柳直盛城主となる、秩五萬石、寛永十三年豫州西條へ移る。其後佐野平兵衛これを典り、

郷名

○神戸 按、今存す。
○驛家 今廢 按、【兵部式】に所謂河曲驛是也、處在詳ならず、説古蹟の部に見はる。
○中跡 和名奈加 按、今村名に存す、東大寺尊勝院領康曆の舊案云、伊勢國中臣號河曲、【神鳳抄】云、永藤の類、或は省語清濁の異なるを以、其文字を異にすといへども、俱に奈加等郷のこと也。
○海部 和名阿末 按、玉垣の村里、海邊にありしときの舊名なりと、【古事記】云、應神天皇之御世、定賜海部・山部・山守部・伊勢部也と、本郡に海部・川部・山部・野部等の名、所々に遺れり。
○川部 今廢 按、今詳ならず。
○賀美 和名加美 按、今上箕田、下箕田の村あり、恐は是ならん。

村里

○深田 和名布加 按、今の北若松村の古名にして、式の深田社此處なりと云。
○池田 按、【神鳳抄】御厨をのす、【東鑑】に、池田の別府とあり、今別府の名亡ぶ。
○中戸 神祇式作奈加等(和名抄) 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
○多加岡 式作高岡 〇岡本 多加岡支郷 〇須賀 神鳳抄作須可
○十宮 〇木田 式作鬼田 〇國分
○小谷 國分支郷 按、國分大寺今廢して村名獨存す。
○山邊 按、御園及御厨【神鳳抄】に見はる。
○河田 神鳳抄作 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
○野邊 神鳳抄 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
○甲斐 東鑑作野
○竹野 安富名
○安塚
○南長太 〇北南太 東鑑作 按、【神鳳抄】長用御厨を載す、用は田の誤なる歟。
○三日市 〇西條
○天田部 神戸屬邑 〇寺家 神戸屬邑

○矢橋或作矢崎 ○肥田
 ○林崎神鳳抄 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 ○上箕田 ○中箕田 ○下箕田
 按、御厨【神鳳抄】に見はる、今三邑合して杉本莊と云。
 ○南堀江東鑑及神鳳抄 【東鑑】曰、堀殖加納、伊豫守【神鳳抄】河曲郡南堀殖永恒名、按、【東鑑】【神鳳抄】に載る處の加納・永恒等の村名、今亡て詳ならず。
 ○南若松 ○中若松 ○北若松
 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 ○土師 按、御園【神鳳抄】に見はる、本邑上古土師部居住の地にして、今土中に殘缺の陶器のこれりと云。
 ○柳神鳳抄 ○中島柳支 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 ○玉垣都加伎 【東鑑】曰、文治二年丙午八月廿七日、土佐守國基二品御一族也、殊有斷金契約、仍伊勢國玉垣御厨領主職已下、多令示付之給云、【宗祇名所方角】曰、玉垣と云里有名所也、美濃・尾張より參宮の道は、此所を通るなり。按、御厨【神鳳抄】に見はる、今に至て神宮へ新穀以錢を貢獻す。古は御厨の十人衆と云ものありしか、今は亡と云。
 ○岸岡或作貴志伊勢軍記伊勢神岡 按、御厨【神鳳抄】に見はる、白子町、奄藝・河曲の郡界にして、川南は奄藝に隸き江島は本郡に屬す。
 ○江島奄藝郡白子の別名

神祠
 ○彌都加伎神社 按、玉垣村に坐す、祭神詳ならず。俗土神前と稱す。
 ○貴志神社 按、岸岡村に坐す、祭神詳ならず。俗十九社權現と云。
 ○鬼田神社 按、木田村に坐す、俗若宮八幡と稱す。
 ○矢橋神社 按、矢橋村に坐す、祭神詳ならず。俗八王子と稱す。
 ○奈加等神社 【舊事本紀】曰、天樞野命中跡直等祖、按、中戸村に坐す、今都波岐社を混合し、祭神詳ならず。獅子二口貝多羅葉宋史云日本東大寺大朝法濟大師賜紫沙門實然表云云、就三藏而撰、巡の數寺而傳遊、遂使蓮華迴文神筆、出於北關之北、貝葉印字佛認傳於東海東の神物あり。
 ○都波岐神社 【諸國一宮神名帳】曰、椿宮伊勢國河曲郡 按、南長太村字老翁山の地是にして、長太は狹長田の略、猿田彦命御鎮坐地なりと云。又一宮のこと、椿都波岐の兩説ありて詳ならず、故に傳聞のまゝを記す。
 ○大鹿三宅神社 按、神戸町に坐す、大鹿三宅は、大神屯倉にして皇大神宮神稅收納の殿倉也。古是を掌るもの、子孫其職名を姓として、或は大鹿と稱し、或は三宅と稱する【朝野

群載】に河曲神戸預大鹿と云の類是なり。すべて神戸には、皇大神宮を奉齋し、且つ伊勢へ遷幸の行宮となりて、それより神戸となる村もあり。其地には皇館の俗稱あり。本社にも此稱あり。今飯野神社を以、皇館の事跡とするもの、恐は非ならん。
 (神明住禰)
 ○久々志禰神社 按、下箕田村に坐す、菊理媛・神明・八幡・春日を併せ祭ると云。俗福住明神と稱す。天正八年舊領主織田信孝造營、其後羽柴勝雅・二柳直盛修造あり。正保四年我先君大通廟御再營あり、神物獅子一口あり。
 ○高岡神社 按、多加岡村に坐す、祭神詳ならず。
 ○須伎神社 按、南長太村に坐す、祭神天王・八王子の二座と云、俗杉野明神と稱す。賊火の難あつて、元祿三年今の社地を經營す、舊社地は田園として、大木の楠一本存す。
 ○深田神社 按、北若松村に坐す、俗神明と稱す是なりと云。
 (王天寶大)
 ○土師神社 按、土師村に坐す、俗大寶天王と稱す。祭神詳ならず。
 ○高市神社 ○川神社 ○小川神社
 ○飯野神社 ○阿自賀神社
 按、高市以下五座、今所在詳ならず。
 ○岡太神社 ○大木神社 ○夜夫多神社

按、岡太以下三座、今鈴鹿郡に屬す。
 己上二十座竝小、【延喜神祇式】に出たり。
 ○大井神社二座 按、山邊村に坐す、俗天王と稱す。大井・御井相通ず、此地五十師御井あり、故に社號とする歟。【神名帳頭注】大和國宇陀郡御井、素戔嗚子也、母稻羽八上姫とあるに據れば、此の二神を祭るとみえたり。
 右二座【神祇式】鈴鹿郡に屬す、今更て本郡に移載す。
 ○牛頭天王祠 ○八王子祠二 ○土宮
 ○福權現祠 ○天白祠並北長太村 ○日天八王子祠
 ○天満祠 ○稻荷祠並池田村 ○若王子祠中戸村
 ○熊野祠多加岡村
 ○八幡祠須賀 按、康曆、應永の舊案に據れば、須賀村は東大寺八幡宮領なり。然れば本社も彼寺の八幡宮を勸請したるものなる歟。根くすべ園子祭など云神事も、古代の遺風とみえたり。
 ○牛頭天王祠 ○白山祠 ○山王祠
 ○春日祠 ○神明祠 ○八幡祠
 ○熱田祠 ○天神祠 ○八王子祠
 ○八劍祠並一宮村 ○八王子祠木田村 ○天神祠國分村
 ○八王子祠河曲村 ○神明祠 ○八幡祠
 ○春日祠並野邊村 ○八幡祠竹野村 ○六山明神祠三日市村

- 八王子祠肥田村 ○燦明神祠並林崎村
- 八王子祠 ○辨天祠八王子未社 ○天神祠並上箕田村
- 八王子祠 ○天神祠 ○山神祠天神以下八王子未社並中箕田村
- 八王子祠南堀江村 ○八王子祠北堀江村 ○白山祠
- 金澤明神祠或稱箕子神並南若松村 ○八劔天王祠土師村
- 王子權現祠 ○大梵天王祠 ○八王子祠
- 牛頭天王祠 ○天神祠並柳村 ○八王子祠
- 牛頭天王祠 ○十二社權現祠 ○天白天神祠
- 正八幡祠並玉垣村 ○十九社權現祠岸岡村
- 大寶天王祠 ○八幡祠 ○愛宕祠
- 稻荷祠 ○風宮並江島村

山川

- 岸岡山 ○打越山 按、岸岡村の前後にあり。
- 多加岡山或云三本松 按、多加岡村の上方にあり。
- 小濱 【齋宮貝合】曰、をとたかくをはまの波そきこゆなる、かひうちよする風はふくらし
- 【藻鹽草】曰、小濱伊勢 按、江島、別名、字星山に小濱名 宅址あるを以てみれば、小濱は江島町の浦とみえたり。

- 岸岡浦 ○若松浦 ○箕田浦
- 長田浦 按、岸岡以下並一面の東海濱なり。
- 甲斐川 此鈴鹿川の條下に出ず。
- 多加岡川 按、鈴鹿川の裔なり。
- 百々川 按、神戸の北にあり。【紹巴が記】に伊勢の川曲の邊にて、山川のめぐり田かへすすそわかかと云句あり、此邊にて云る乎。
- 吾乃松原 【萬葉集】天平十二年辛伊勢國 曰、天皇御製歌一首、妹爾戀吾乃松原見渡者潮干乃瀨爾多頭鳴渡新古今 【八雲御抄】曰、わか松原、伊勢國なきたた 光明峯寺入道前攝政左大臣
- 【續古今集】曰、伊勢島やわか松原みわたせは、夕しほかけて秋風そ吹
- 【風雅集】曰、題すらす 後鳥羽院御歌、伊勢島や鹽ひのかたの朝なきに、霞にまかふわかの松原
- 按、【萬葉集古注】に吾松原在三重郡、御在朝明行宮之時、所製御歌歟と云、今考るに、吾松原は、本郡にして三重郡に非ず、神戸の異海濱一里、若松村是なり。
- 山邊乃御井又曰五師 【萬葉集】曰、和銅五年壬子夏四月、遣伊

勢齋宮時、山邊御井作歌、一本邊之下在長田乃 山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見鶴鴨仙鶴也云御井

又曰、雜歌
八隅知之和期大皇高照日之皇子之聞食御食都國神風之伊勢乃國者國見者之毛山見者高貴之河見者左夜氣久清之水門成海毛廣之見渡島名高之已許乎志毛間細美香母柱卷毛文爾恐山邊乃五十師乃原爾内日刺大宮都可倍朝日奈須目細毛暮日奈須浦細毛春山之四名比盛而秋山之色名付思吉百磯城之大宮人者天地與日月共萬代爾母我

反歌

- 山乃邊乃五十師乃御井者自然成錦乎張流山可母 此歌入道殿下令讀出給。
- 【八雲御抄】曰、いそしの御井伊勢山 爲 家
- 【夫木集】曰、いそしのしみつ、伊勢 爲 家
- 五月雨は晴間も見へす山のへの、いそしの三井も水増りつ、 家 隆

神風やいせの乙女の夏衣、涼しくむすふ山のへの三井
【歌枕】曰、

(松水御)

をのつからいそしの三井やくもるらん、をれる錦をはるの山風
按、山邊村の上方、田間溝渠の側に老松あり、俗呼て御水松と云。此處に清泉あり、大神宮の御井なりと云。古此水を以て、毎年天子御試筆の爲に上貢すと云。五十師原は甲斐村の地にありと云へとも、其處詳ならず。

關梁

○神戸驛 按、神宮の官道なり。十日市場・小山・石橋・新町・茅町・地子町・川町・西條是を呼て神戸の町と云。天正三年五月、織田信孝地子を許して初て驛を置。信孝以降生駒關名羽柴勝雅・水野忠重・一柳直盛等の舊案あり。

三國地志卷之二十 終

三國地志卷之二十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國河曲郡

殿舎

○玉垣公館 按、延寶八年吾先侯の置玉ふ處、寛延二年廢す。

陵墓

○藤原忠澄墓 按、甲斐村田間にあり。俗藤が森と稱す。委(森が)は鈴鹿郡氏族の條下に出す。

○神戸氏墓 按、西條村にあり。【龍光禪寺舊鬼簿】に龍光寺栢岩松公大禪定門、寶徳元年四月十八日、神戸殿、當寺旦那靈供半齋と云。

○神戸正成墓 按、神戸龍光禪寺の疆内にあり。【舊鬼簿】に無菴道本居士、寛永六年十月十日、神戸佐左父外記正成と云。

○一柳直盛墓 按、神戸龍光禪寺の境内にあり。寛永十三年八月十九日卒、多寶院城門即心空思齋居士と號す。直盛朝臣は本郡の舊領主にして、一柳直末の弟監物と稱す。

梵刹

○聖眼寺

○高山寺

○三誓寺

○專流寺

○東光寺並長太村

○慶雲寺

按、開山は東福三世大用興禪師永徳二年壬戌正月十一日示寂。本尊は永正十年癸酉十月十四日入寺すと云。

○養元寺

○瑞光寺慶雲寺以下並池田村

○大福田寺

○神宮寺

○眞永寺並中戸村

○寶珠寺並多加岡村

○禪逝寺

○念聲寺

○本淨寺

○林昌寺

○藥師堂並須賀村

○光明寺本田村

○釋迦堂

○地藏堂並十官村

○國分大寺のこと故蹟の下に出す。

○國分寺國分村

○勝光寺

○藥師堂並山邊村

○本立寺河曲村

按、本尊彌陀畫像は、奄藝郡秋永村長橋中將信太長者護持佛にして、恵心僧郡の筆跡なり。背面背面云天正七年十月三日住侶某云。法印眞忠小松村に流寓の時、當院の住侶普門開眼を法印に請ひ、此寺を創建すと云。

○觀音堂

○淨土菴並中若松村

○西蓮寺

○佛教寺

○弘善寺

○大日堂並北若松村

○福善寺土師村

○妙法寺

○慶因寺

○西因寺

○地藏堂並柳村

○金光寺

○正信寺

○清淨院

○東安寺

○蓮花寺並玉垣村

○配德寺

○普濟寺

○光勝寺並岸岡村

按、本尊無量壽佛、白河法皇の勅願にして、蛭田備中守建立すと云。

○壽善寺江島町

○觀音寺

○淨土菴

○西蓮寺

○佛教寺

○弘善寺

○大日堂

○福善寺土師村

○妙法寺

○慶因寺

○西因寺

○地藏堂

○金光寺

○正信寺

○清淨院

○東安寺

○蓮花寺

○配德寺

○普濟寺

○光勝寺

按、本尊無量壽佛、白河法皇の勅願にして、蛭田備中守建立すと云。

○壽善寺

○觀音寺

○淨土菴

○西蓮寺

○佛教寺

○弘善寺

○大日堂

○福善寺

○妙法寺

○慶因寺

○西因寺

○地藏堂

○金光寺

○正信寺

○清淨院

○東安寺

○蓮花寺

○配德寺

○普濟寺

○光勝寺

按、本尊無量壽佛、白河法皇の勅願にして、蛭田備中守建立すと云。

○壽善寺

○觀音寺

○淨土菴

○西蓮寺

○佛教寺

○弘善寺

○大日堂

○福善寺

○妙法寺

○慶因寺

○西因寺

○地藏堂

○金光寺

○正信寺

○清淨院

○東安寺

○蓮花寺

○配德寺

○普濟寺

○光勝寺

按、本尊無量壽佛、白河法皇の勅願にして、蛭田備中守建立すと云。

○壽善寺

○觀音寺

○淨土菴

○西蓮寺

○佛教寺

○弘善寺

○大日堂

○福善寺

○妙法寺

○慶因寺

○西因寺

○地藏堂

○金光寺

○正信寺

○清淨院

○東安寺

○蓮花寺

○配德寺

○普濟寺

○光勝寺

按、本尊無量壽佛、白河法皇の勅願にして、蛭田備中守建立すと云。

○壽善寺

○觀音寺

○西蓮寺

○佛教寺

○弘善寺

○大日堂

- 法林寺野邊村
- 良珠院
- 心乘院並三日市村
- 妙昌寺
- 龍光寺 按、天澤山と云。萬部西條村字邊にあり俗寺の後と云。應永廿九年瑞現(後の寺)ありて、明年北畠滿雅卿、勅をうけて建立し玉ふと云。聖一國師七世悅叟祈開祖。後花園帝永享二年勅願寺となる。天文年中諸塔灰燼。故に後奈良帝天文廿三年、再び繪旨を賜はると云。
- 觀音寺
- 林光寺 按、本尊千手觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
- 花藏院
- 淨願寺
- 欣念寺安藤村
- 普願寺
- 高田道場並林崎村
- 安養寺
- 超善寺南堀江村
- 信福寺觀音寺以下並下箕田村
- 心海寺
- 臺蓮寺
- 正蓮寺竹野村
- 壽福院
- 攝取院
- 光雲寺
- 心覺寺並西條村
- 神福寺
- 瑞龍院
- 清光院
- 福泉院龍光寺以下並神戸町
- 萬日寺矢橋村
- 道場肥田村
- 信行寺
- 照榮寺
- 法林寺
- 傳善寺
- 藥師堂並上箕田村
- 觀音寺
- 正行寺並中箕田村
- 光照寺
- 高田道場南堀江村
- 高田道場北堀江村
- 寶譯寺
- 見潮寺並南若松村
- 綠芳寺
- 多寶寺

日、至心發願、欲使國家永固聖法恒修、遍詔天下諸國、國別令造金光明寺、法花寺、其金光明寺各造七重塔一區、中略、其僧寺・尼寺水田者、除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司墾開應施、普告國郡、知朕意焉。【類聚國史】云、延曆廿四年二月己未、令諸國國分寺行樂師悔過、以聖躬未平也。【延喜式】女蕃寮云、凡諸國國分二寺、依僧尼見數、每寺起正月八日迄十四日、轉讀金光明最勝王經、其施物用當處正稅、又云、凡諸國金光明寺安居、講說最勝王經、其布施用當處官物、又民部上云、凡諸國春秋二仲月各一七日、於金光明寺請部內衆僧、轉讀金剛般若經、又云、諸國出舉正稅公廩雜稻、伊勢國國分寺料四萬束。【類聚三代格】云、太政官符、應令國分並定額寺僧勤六時修行事、右彼右大臣宣、佛先帝創造國分二寺、分號諸國滅罪之寺。【元亨釋書】云、聖武帝造國分寺東大寺、皆后之勸發也、又云、天平九年三月、詔每州造丈六釋迦及菩薩像、竝寫大般若經一部六百卷、是國分寺之權輿也、又云、天平十三年正月、藤太師遺命返討五千戶、帝割二千戶賜其家、三千戶分納國分寺、充丈六像費也。按、國分村、南に方三百歩はかり、荒曠の地、礎石破壊散在せる、實に大寺のあとと、みゑたり。

○王城櫻 按、國分村の東南にあり。

○腕貫椿 按、山邊村の南にあり。蒲冠者箱頼のさし玉ふ

木なりと云。

○駒之淵 按、山邊村の西南にあり。里長春日部某靈夢によつて良馬を買得、鎌倉右大將家へ進獻す。【源平盛衰記】云、生暖とは、黒栗毛の馬、高さ八寸、太く逞しきが、尾の前ちと白かりけり、當時五歳、猶いて馬也、是も陸奥國七戸立の馬鹿笛を金焼にあてたれば、少も紛へくもなし、馬をも人も食ければ、生暖と名けたり、其賞として右馬左衛門の呼名を賜はる。世に生暖と云名馬これなり。其馬を洗し處なりと云。右馬左衛門歴世此村に住す、後伊坂と稱號す、延喜年中略。

○笠掛松 按、玉垣村字善應寺にあり。古老相傳て猿田彦命の神木なりと云。

○山部赤人故居 【和歌二聖傳】曰、山のへのあか人といふありけり、うたにあやしくたへなりとかける。しかはあれとも、そのかぞいゝさたかならぬやうにつたへものすれとも、村上のみかと、儒門にみことのみましく、ゆうそくのはかせに、とはせたまふて、かんかへとていはく、しかく、その傳のあらましを、こゝにしるすなるへし。天武のすへらきの白鳳三年二月、みかとのおもと人、伊賀のうねめ山邊の峯子のはらに、みこまれましたますためしあるとなから、あさましき、夫田見こをなし、時に、もろこにうまれたまふ。中略、赤人はうまれ給ふすかた、まことにあかうましま

(歌屋人赤)

せは、かく御名下したまはりぬとや。山邊は山邊の直豊名かむすめ、峯子かはらにいて給ふにて、則姓とせしとかや。按、山邊村産社の後山にあり。佳景の地なり。俗呼て赤人屋敷と云。赤人のこと大和・上總・出羽・越前・近江・筑紫等其事跡ありて、諸書に散見するもの勝て計ふべからず。然れども其本貫の詳なることをきかず。本文伊賀の文字、伊勢に近し。故に口碑傳聞に合して此に記し、後の君子を俟つ。

○馬入道宅址 按、柳村にあり。馬入道の稱【源平盛衰記】に出づ。【諸家大系圖】云、南家武智麻呂九代二階堂爲憲男工藤時理、時理の男時信、時信の男維清、從五位下入道馬光驍馬大夫又大系圖作入江右馬

○野邊堡 按、野邊村にあり。堡主姓名闕く。

○澤堡 按、西條村にあり。神戸氏歴世守る。

○須賀堡 按、須賀村にあり。成田隼人居守【北畠分限帳】に出たり。

○多加岡堡 按、高岡村の上方にあり。神戸氏の家臣山路彈正直次居守、元龜二年直次横死の後、小島兵部少輔居守。其後廢す。【北畠分限帳】に、多加岡城主高瀬左近將監、又山路彈正大弼、同立蕃允云。

○木田堡 按、木田村にあり。山路氏一族名居守。

○若松砦 按、若松村にあり。織田信孝の築く處。

土産

○甜瓜 野邊村

製造附

○麴玉垣村 ○土器 三日市村 ○瓦 平田村 ○稻草蓆 須賀村

氏族

○中跡直 按、【舊事紀】に天樞野命中跡直等祖とあり。本郡奈加等の社、中跡村に存在す。

○中跡連 【拾芥抄】曰、中跡連、按、説上に見はる。

○山邊安麻呂 【天武紀】曰、山邊君安麻呂從之、天皇大喜。按、本郡山邊の人。

○川安利 【薩戒記】曰、永享五年三月廿九日、伊勢權掾川安利内監、按、本郡川神社あり。故に記して後の考を俟つ。

○藤原景貞 【源平盛衰記】曰、加藤太光胤・加藤次景廉とて兄弟二人あり。是は「都をは霞と共に出しかと秋風の吹

白川のせき」と云秀歌讀たりし、能因入道には四代の孫子也。彼能因が子息に、月竝の藏人と云ける者、伊勢國に下て、柳の馬入道が掣に成て、儲たりし子を、加藤五景貞と云き。後には使の宣を蒙て、加藤判官とぞ云ける。其子共也ければ、加藤太加藤次と云。本伊勢國に住けるが、父景貞に敵あり、平家の侍に伊藤と云者也、彼敵を殺して本國には不安堵、東國に落して、中略 佐殿へ参云。按、柳村に事跡を傳ふ、本國加藤氏は皆その滋蔓なるへし。

○藤原光貞 按、【諸家大系圖】に、景廉が弟伊勢國住人伊勢守云。

○藤原景長 【東鑑】曰、伊勢加藤左衛門尉、【諸家大系圖】云、景廉男左衛門尉景長。

○藤原光定 按、【承久記】に加藤伊勢前司光貞云。

○平盛澄 按、盛澄は關四郎實治か嫡子たるを以て、關太郎と號す。神戸に住するを以て、神戸を稱號とす、詳ならず。

○神戸具盛 按、下總守に任す、實北島材親の子、養て嗣とし、樂三と號す。

○神戸長盛 按、具盛の男藏人と云、常三と號す。

○神戸利盛 按、長盛の男下總守に任す、宗清と號す。

○神戸友盛 按、利盛の男藏人と云、實は利盛の弟也。及元龜二年の春、織田信長の爲に浸收せられ、天正年中阿濃津

に卒す。

○大鹿武則 【神宮雜事記】曰、河曲神戸預大鹿武則【東鑑】曰、惣大判官代散位大鹿國忠、散位大鹿兼重、介大鹿俊光。

○平信孝 【信長記】曰、神部三七殿、按、信孝は贈太政大臣信長公の三男從四位侍從を拜す、天正十一年五月二日、尾張國野間の大御堂寺にて自殺。是よりさき、永祿十一年、信長と神戸友盛と和睦、三七丸を養子とし、神戸信孝と號す。幸田彦右衛門に、岡本太郎右衛門、坂仙齋、三宅權右衛門、坂口縫殿介、山下三右衛門、末松吉左衛門等を相副へ、之をまもらしむること、本國の軍記に詳なり。

流寓

○山邊春日逃隱 【日本後紀纂】曰、桓武天皇延曆十二歲八月丁卯夜、内舍人山邊真人春日・春宮坊帶刀舍人紀朝臣國共謀殺帶刀舍人佐伯宿禰成人、明日事覺、春日等即逃隱。帝大怒、募求天下、後伊勢國捕之以聞、遣左衛士佐從五位上巨勢朝臣島人格殺、或曰、春日等承皇太子密旨、按、春日は本郡山邊の人なるを以て、爰に寓する乎。

○廣忠公寓居 【家忠日記】曰、天文四年乙未十二月五日、織田信秀軍に利無して、兵を引て尾州に歸るの間、内膳正信

三國地志卷之二十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

城邑

定謀を失ひ、長親君に交親を深くし、亦岡崎御家門の歴々、累世の老臣等と睦して、信定自然と岡崎の城を押領せんと謀る。是に依て御一族の面々譜代の老臣等、其心區々にして諸士疑をなし、皆己か館に引籠て志を立んと欲す。故に岡崎の老臣等、攻急にして少き事を慮て、若君に供奉して三州を去て、勢州に走る。安部大藏少輔は、其子彌七郎不義にして、清康君を弑し奉ると云へとも、大藏少輔に於て二心なく、忠義の志深きに依て若君に供奉して勢州に赴く。若君勢州神戸に寓居し給ひ、此所にして御越年あり云。又曰、天文五年三月十七日、老臣等群議し、若君勢州を御出船、遠州欠塚に至て御着岸あり。

○瀧川一益流寓 【豊臣秀吉譜】曰、瀧川左近將監一益者、柴田滅亡之後、潜居于越前、秀吉惜其武名、使居伊勢神戸云。

三國地志卷之二十一 終

○龜山城 【太閤記】曰、佐治新助が籠りし龜山の城をば、秀吉之先勢として取巻かせ給ふ。惣構も柵逆茂木引、用心きひしかりしと云。去壬正月廿六日の朝、押詰柵を引破堀を乗山下を燒拂ひ、日々夜々に仕寄たゆみもなければ、日を経て今は城中の旗の塵と、味方のまねぎと、結び違ふ斗にぞ見へにける。夜に入ば鐵炮をつるへ立、鯨波を上、攻鼓をうち、隙透間もなく攻、金堀を入、坤の矢くらを掘崩、堀も倒れしかば、其より込入んとしころを傾け進め共、城中一命をすて防ぎ戦ふに依て、其夜は空しく明にけり。哀乎似于轍跡之魚吻淤泥之水、此旨瀧川聞及、佐治には方便て退候へと、密通しければ、即降人に成城を渡し、長島へ退にけり。かくて龜山の城をば、信雄卿へ奉進之、【家忠日記】曰、慶長五年九月、岡本下野守龜山の城を守る。道阿彌兵を龜山に發し

て城を圍む、岡本降て城を退散す。道阿彌番兵を城に入置
き是を守らしめ、近境に武威を震ふ。又曰、慶長十五年十二
月、松平下總守忠朝に、三州作手を轉して勢州龜山城食邑
五萬石を賜る。按、龜山城は、舊關故城を移し築く者也。安
藝守關宗一萬石 初て築く。天正元年宗一織田家の命に背き
國除かれ、蒲生家よりこれを監守す。天正十年赦に遇て再
び本城の主となる。其男長門守一政繼て主たりしが、瀧川
一益これを攻とり、其臣佐治新助に典どらしむ。天正十一
年正月豊臣家に奪はれ、信雄の有となる。其後下野守岡本
良勝峯城を轉して本城を再營す。同年八月一政豊臣氏の命
を奉して又これを典とりしが、慶長十五年七月伯州黒坂へ
移る。秩五 同時下總守松平忠朝 代る。秩五 元和元年六
月越後守三宅康信、三州古呂毛よりこゝに移る。其男大膳
亮康盛繼て守る、薄祿一萬二保ち難きを以て、又古呂毛に移
る。寛永十三年下總守本多俊次、三州西尾よりこゝに移る。
秩五萬石額 慶安四年主殿頭石川昌勝、江州膳所よりこゝに移
る。寛文九年隱岐守板倉重常、總州關宿よりこゝに移る。其
男周防守重冬、重冬の男近江守重治三代主として四十二年
居城す。寶永七年和泉守松平乘邑、志州鳥羽よりこゝに移
る。享保二年重治鳥羽よりこゝに移り再領す。重治の男周
防守勝澄繼て主たり。延享元年主殿頭石川總慶備州松山よ

りこゝに移る。

郷名

- 英多和名安加多 按、川崎村別名に縣の名存し、縣主の式社あり。
- 高宮和名多加美 按、今村名に存す。
- 長瀬和名奈加世 按、今菅内村に長瀬の式社あり、其舊跡を長瀬沖と云。古へ其邊を長瀬郷と云傳説あり。
- 鈴鹿和名須々加 按、今鈴鹿社・鈴鹿山・鈴鹿峯・鈴鹿川の名、坂下驛に存す。
- 枚田和名比良多 按、今平田村に存す。
- 神戸今廢 按、今野尻村古昔行宮の地にして、皇館の遺址あり。神戸七郷の名存す、恐は神戸此地にあるべし。
- 驛家今廢 【神宮雜事記】曰、天喜六年今廢幣馬之中一疋、於鈴川驛家俄病煩云、按、今古馬屋村と云。
- 己上和名鈔 に出る所なり。按、今郷を以稱する晝生七郷・加太郷・畑三郷・莊内七郷・岡田郷・國府郷等の名あり。其沿革存亡更に考る所なし。

村里

- 國府 【和名鈔】曰、伊勢國國府在鈴鹿郡、朝野群載拾芥抄並同 按、古昔國守の所居、所謂國衙なり。
 - 八野又作蜂野 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 - 下之莊無民戸 ○上小屋下莊支郷 ○中之莊
 - 三寺 ○田茂 ○阿知本同無民戸
 - 按、下之莊以下阿知本まで、是をひる谷とも又晝生七郷とも云。
 - 阿濃田神鳳抄作阿乃田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
 - 和賀 ○山下 ○木下
 - 古馬屋 ○久我 ○越川
 - 本郷市場 ○板屋 ○北在家
 - 中在家 ○神部 ○牛谷
 - 鍛冶坂又提坂 ○向 ○鐘鑄場
 - 大谷 ○平地
- (谷太加) 按、越川以下十二村、是加太谷とも、又加太の郷とも云。○沓掛 光廣【あつまの道の記】曰、くつかけ一の瀬となどいふ在所を過て、關の地藏へ至る。按、鈴鹿の頓宮へ國司より祇承して入らんとする時、人馬の沓を新たにかけかへたる處、故に名くと云。關氏以來龜山城主、此村にて若干の神田を寄附あること故ありと云。
- 一之瀬 ○新茶屋一之瀬支郷 按、天正年中關宗一書軸あり。

古老云、鈴鹿川の一の瀬より起るの名なり。

- 新所 ○木崎並關郡邑 ○小野
- 古小野 按、【東鑑】に三浦盛時か子姪等、關小野に城郭を構ることあり、故蹟の條下に辨す。
- 大岡寺 按、大岡大寺今廢して村名獨存す。
- 落針 ○野尻 ○能古茶店
- 野村 ○東荻野野村以下關山郡邑 ○井尻
- 小美澤井尻支郷 【東鑑】曰、承久三年八月七日戊午、世上屬無爲、是符合二品禪尼夢想、仍奉寄所於二所大神宮、所謂内宮御料後院領伊勢國安示村・井後村、外宮御分同國領葉若・西園兩村也、祭主神祇大副隆宗朝臣・藤原朝臣定帶、彼寄附狀等、重爲報賽使節云、按、御厨【神鳳抄】に出て、承久神領の内とす。
- 和田 【園太曆】曰、貞和四年正月、右大辨宰相藤長卿與右大臣家政所、相論伊勢國和田莊事云、按、【神鳳抄】高和田御厨あり、此地ならん。
- 河合 ○小田
- 開前寺 按、開前大寺今廢して村名獨存す。
- 泉 ○西富田 ○中富田
- 森下茶店 ○汲川原 ○古莊野
- 高宮 ○高宮茶店 【上月記】曰、論旨并御内書

等、當方御頂戴の間、中村彈正忠貞友被仰付之處、於兩宮御退治之事者、可棄一命上者、爭不達御本意乎、雖然至神璽出現之儀者、罷入于吉野山、人數二度不可歸洛之條、神璽出現之事不申領掌之、奉返御内書等、然其以後三條殿御内書石見太郎左衛門尉、就惣別申合、彼御本所様具依申子細、故三福寺相共被仰談、重而被成下御内書、御文言之事、致忠節者、富樫次郎成春跡、加賀國半國石河兩郡、并備前國新田莊、出雲國宇賀莊、伊勢國高宮保等、爲御恩賞、可被下之由蒙仰、替地候之間、彼御判以下堀兵庫助・佐藤彌三郎爲御使、入眼之後可賜之由申定、三福寺、預置申之云、神璽出現之計略、小寺藤兵衛入道性説罷下和州、小河中務少輔、相共廻種々調略、重而奉執返訖、終翌年長祿二年八月晦日、奉成神璽入洛畢、然條々忠節、依無比類、如御約諾、加賀半國、并備前國新田莊、伊勢國高宮保等、應御成敗云、

○津賀 按、名串一名名越と云、御贄川の北にあり、毎年六月十七日より廿一日に至て、御贄川にて鮎をとり、神宮の供御とす。此川の中に一小洲あり、此の洲洪水に流潰せずして、往古のまゝ、損益なしと云。其處へ神主等集會して、幣をたて、以て祭事をなす。是名越祓之餘風にして、村名是より起ると云。又【神鳳抄】桑名郡原御厨内名越御田あり。彼郡内共村名なく、是本郡の地名

○廣瀬

○田村

○名串支郷 按、名串一名名越と云、御贄川の北にあり、毎年六月十七日より廿一日に至て、御贄川にて鮎をとり、神宮の供御とす。此川の中に一小洲あり、此の洲洪水に流潰せずして、往古のまゝ、損益なしと云。其處へ神主等集會して、幣をたて、以て祭事をなす。是名越祓之餘風にして、村名是より起ると云。又【神鳳抄】桑名郡原御厨内名越御田あり。彼郡内共村名なく、是本郡の地名

にあり、御厨【神鳳抄】に見はる。

○池山

○阪本 按、村居野登の山下にあり。故に村名とす。

○上野

○原 按、【大原氏系圖】に出、御厨【神鳳抄】に見はる。

○伊舟

○小社

○山本新田

○水澤野田三重郡水澤の支郷

案莊家にあり。

○長澤

○深溝

○岸田

○鹿間神鳳抄作志賀原

郡界の邑なるを以て謬るか。按、御厨【神鳳抄】に見れ、三重郡に屬。豈

○下大久保

○大谷河曲郡木田支郷

○上野

按、古昔此村より内宮の神供料を貢すること、莊家所藏の古文書に見はる。

○上田

○山筒原

○生柳並上田支郷

に近し、故こゝに記して後の攷に備ふ。

○長明寺

○椿世

○龜田

○羽若東遷作葉若

○岩森

○太田

○川崎

○森

○一色

○徳原

○柴崎森以下川崎の支郷

○邊法寺東遷作邊法寺

按、邊法大寺今廢して村名獨存す。

○住山

○鷺山 按、鷺山正法寺の事、宗長及紹巴か道の記に見えたり。

○會下

按、萬松山永明禪寺あり。故に此名存し、近世一邑となる。

○白木

○上白木

○本郷

○中里

○岡

○押尾

○階下

○一色上白木以下白木の支郷

○小川

○原尾

○平尾 【家忠日記】曰、慶長八年癸卯正月十五日、松下石見守重綱、遠州久野の城を轉して常州筑波郡小張村に於て、食邑一萬石を賜る。内千石は勢州平尾村・蔵村にして、舊の如く賜て常州に移る。

○安樂

【東大寺古文書】曰、弘安七年伊勢國安樂御園爲地頭被寄籠云、【東鑑】曰、後院御莊内安樂寺村、按、安樂大寺今廢して村名獨存す。【太閤記】に云、安樂越は本邑の上方

○甲斐東遷作無民戸

○岡田神名本

○弓削

○平田順の和作故田

按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○算所

○岡山新田一名道伯

○平野 【東鑑】曰、後院御莊内平野村云、按、此村古昔より今に至て、平野御厨と稱して外宮の神供料を貢す。然れども【神鳳抄】此事を脱す。【神鳳抄】は内宮料の主に記したるものにして、自外此例多し。

三國地志卷之二十一終

三國地志卷之二十三

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

神祠

○川俣神社 按、和泉川と鈴鹿川の會流川俣に坐す、祭神詳ならず。【續日本後紀】に、枚田郷川俣縣造は、即本社所由なり。

○眞木尾神社 按、阿濃田村に坐す。祭神詳ならず。俗神社と云。

○縣主神社 按、川崎村に坐す。俗縣大明神と稱す。縣は川崎也【姓氏錄】云、縣主日本武尊之後也。

○天一蹴田神社 按、原村に坐す。俗天一蹴田八島大明神と稱す。祭神伊弉諾尊。

○椿太神社 【清和實錄】曰、貞觀七年夏四月十五日乙丑授伊勢國從五位上勳七等椿神正五位下、【卜部一宮記】曰、椿宮、按、山本村に坐す。俗椿大明神と稱す。垂仁天皇御宇內宮と云く、御舟の石坐あり。祭神猿田彦大神、相

宿、按、野尻村に坐す。俗皇館大神宮と稱す、布氣は止由氣の轉語にして祭神豐受大神なり。此社古は野村忍山の邊にありしが、衰弊せしゆへ館との森今皇館に遷し、跡は田園とす。故に今布氣林の名のこれりと云。皇館、大神伊賀國穴穗宮より、本國山邊の宮に遷るの行宮なり。但遷幸路次疑なきに非ず、姑くこゝに闕く。

○石神社 按、小岐須村の上方巍然たる奇巖あり、高さ數十丈俗石大神と云。【小岸社傳】に金山彦を祭て末社とす。此山十三郷の入會する處也。其郷は小岐須・小社・伊舟・伊舟野田・上野・南畑・北畑・川崎四名・太田・邊法寺等是なり。

○長瀬神社 【熱田緣起】略曰、日本武尊體中不豫欲歸尾張、便移伊勢、到尾津濱、中略既而過鈴鹿山、病痛危迫、故歌曰、「遠登賣能登許能辨爾、和賀於岐斯都留岐能多知波夜、渡鈴鹿河中瀬忽隨逝水、時年三十、仍號其瀬、曰能知瀬能知者命今改終之詞也」子八爲長瀬訛也、按、菅内村に坐す。祀とて二座、俗八王子と云。一座は日本武尊なること明けし、一座は若宮と云、祭神詳ならず。竊意ふに、長瀬は長背にして尊の長大を以て稱するなるべし。緣起の説未瑩ならざるに似たり。

○忍山神社 【元々集】曰、大和姫命、覓天照大神宮處于諸州、垂仁帝十四年、到伊勢鈴鹿奈具波志忍山、造神宮祭六月、【經國家集】曰、

殿天津彦火瓊々杵尊・栲幡千千姫命、社地東西凡百五十步、南北二百七十步、背に椿か嶽・鞠倉の大山ありて、實に振古の靈蹤とみえたり。【大安寺資財流記】天平廿年撰に椿社と載たるものは、古語拾遺に所謂天平の神簿にして式に先たつの證文ならん。又下椿の地に坐す椿岸明神は、天鈿女命・天兒屋根命・太玉命の三神を祭り、本社の攝社にして、祭祀のとき此地へ神輿を遷す。三重郡に椿岸式あり、末社、神明社、外宮祠、熊野祠、八幡祠、天白祠、多度祠、市尾祠、神集祠、松陰靈祠正徳二年卜氏の神宣にて舊領主板倉重常朝臣の靈を祭る、是社中にあり。又八王子祠、牛頭天王祠、富士祠、愛宕祠、山神祠是社外にあり。天正の兵火に悉く回祿して典故亡ぶ。寛永十四年舊領主本多俊次朝臣、修營あつて若干の神領を附し、其後の領主増加あり。本國の一宮と稱し、郡の一大社なり。毎歲八朔より三日に至て大祭あり。又相嘗新嘗の神事あり。古物の獅子一頭俗明神あり、處々歷舞のこと、稻生社の下に辨す。

○小岸大明神 按、小岐須村に坐す。俗神明と稱す。舊社地今里中にある祭神一座高皇產靈尊、上古靈夢ありて神宮館麻呂齋き祭る年月又八王子祠、大己貴命正八幡祠、稻荷神稻荷祠、天神祠、春日祠、熊野祠並に左右別殿に坐す、又八幡姫大神祠、辨才天女祠、白髮祠、石大神祠、山神祠並に里巷にあり。

○布氣神社 【御鎮座本記】正由氣大曰、伊勢國鈴鹿神戶御一

す、かなるおしの神垣た、いのれ、ふるかひあり

そかんたちの袖

按、今野村に坐す。俗白髮大明神と稱す。所謂鈴鹿郡神戶忍山村是なり。祭神猿田彦命、又兩大神宮を祭る。【儀式帳】忍山を小山に作る、然れば古は於也、麻と訓るに、ま、社傳に、天照大神の御遷坐なるを以て、豐受大神遠を追て、此地に御遷坐なされ、御同殿に並せ坐すと云、しかれども式既に布氣・忍山の兩社を載られたれば、口碑を以て穿ちがたし、疑らくは忍山の社は、猿田彦命にして、布氣社に兩宮ましましたしを、兩社とも忍山の地なるを以て、混合せしものによ、後の考を俟つ。

○片山神社 按、鈴鹿社と并せ祭ると云。片山とは今の三子山にして、此社彼の山腹にあり。古回祿す。故に遷坐すと云。詳ならず。記して後の考を俟つ。

○江神社 按、下之莊村に坐す。俗井出大明神と稱す。白山權現二社まします。祭神詳ならず。社地方廿步、古松の大木あり。

○彌牟居神社 按、平尾村に坐す。俗天王と稱す。祭神詳ならず。

○那久志理神社 ○倭文神社 ○志婆加支神社 按、那久志理以下三座今所在詳ならず。

○大井神社 按、今河曲郡に屬す。
 ○三宅神社 按、今奄藝郡に屬す。
 已上十九座竝小【延喜神祇式】に出たり。
 ○岡田神社 按、岡田村に坐す、俗六社大明神と稱す。祭神詳ならず。
 (神明社六)

○大木神社 按、石藥師驛に坐す、社地今上野村に屬す。俗大日と稱す。社地に憶あり。大きき五圍許、此地名をあふきと云。其下に小祠あり今は亡し。俗大日と呼ものは大日靈の習合にや。しかれば文祿の檢地簿に、神明領云とあるは、此神田なる歟。此社地、古より驛長小澤某が莊園の地域にして、威靈今に存すと云。其傳聞口碑を以て、本社の左券とす。青木・大木國音通す。

- 夜夫多神社 按、甲斐村一名藪田に坐す、祭神詳ならず。以上三座【神祇式】河曲郡に屬す。今更に本郡に移載。
 ○天神祠 ○飛瀧權現祠 ○八王子祠
 ○天王祠 ○權現祠並國府村 ○棧明神祠
 ○牛頭天王祠 ○御靈八王子社 ○富士祠
 ○太白祠 ○神明祠 ○聖宮
 ○天神祠並八野村 ○神明祠 ○山王祠
 ○白山祠 ○若宮祠 ○石神
 ○聖宮並菅田村 ○大寶天王祠神明同殿 ○山王祠

- 八王子祠 ○鈴明神祠 ○白山祠並下之莊村
 ○於々奈氣明神祠 ○神明祠 ○八王子祠
 ○稻荷祠 ○若宮祠並中之莊村 ○神明祠
 ○山王祠

○比々留明神祠 按、比々留明神は、社地凡百八十歩に七十二歩ある舊社地也。下之莊より阿知本に至て是を畫生七郷と云。此郷の惣社とす。
 ○春日祠八幡同殿 ○八幡祠並田茂村 ○横倉明神祠
 ○正八幡祠横倉末社 ○藏王祠
 ○市河原明神祠 按、市河原明神を以て、畫生郷の産社とす。

○稻荷祠藏王以下並阿知本村 ○天神祠阿禮田村 ○天王祠
 ○八王子祠並山下村 ○牛頭天王祠木下村 ○天王祠
 ○八王子祠
 ○御厩祠並古馬 按、御厩は大神宮遷幸の時、此の地に御馬を繋かせ給ふ、故に此名ありと云。
 ○宇佐八幡祠村久我 ○八王子祠越川村 ○若宮八幡祠
 ○神明祠並中在家 ○平野明神祠太村
 ○鈴鹿神祠 【弘安元年勅使記】曰、鈴鹿山、鈴鹿姫坐路頭之北邊、【東海道紀行】曰、宿坂下、詣鈴鹿御前、鈴鹿明神古地深、靈燈一點月懸岑、聽消業障盡煩惱、溪水山風神樂音、

(現權鹿鈴) 按、坂下驛に坐す、俗鈴鹿權現と稱す。【林氏紀行】に、老翁大弟に逢ひ、靈女田丸に見ると云こと、古老の傳説にして、古記のあるに非ず。【堯孝伊勢參詣紀行】に、鈴鹿山坂の下照姫つ、じとよまれしを以てみれば、鈴鹿姫は下照姫を祭る歟。古案には、多く鈴鹿明神と記して、權現とはなし。社家傳に云、鈴鹿は片山神社とて、三子の嶺にあり。三子とは鈴鹿嶽・武名嶽・高幡嶽是也。瀬織津姫・伊吹戸主・速佐須良姫此三神を祭ると云。三子山回録の後、寛永十六年此地に遷し祭る。三神出現ゆへ、三子の名あり、鈴鹿社は倭姫命を祭る。今四神合して一社とす。龜山舊領主關氏より以來、高八石の神田を附す。三月八日土祭とて赤飯を獻じ、里俗蒜葉鱈膾を作り會飲す。故に土俗是を蒜祭と云。末社伊弉册祠・愛宕祠・

(祭蒜) 大山祇祠・稻荷祠・翁神祠一名白鹿神祠・身曾貴殿、又有與山或與山・白雲三向山・白砂寄雄崎・兵治雄嶽・名鹿出合山・名鹿峯・多鹿端坂・遠山・魂屋田村祠・鏡岩・三躍峠或還御・駒反・魔谷・數士平・番屋平古・多津加美坂・堀切川・有與川・名鹿出合河・稜谷川・東川或吾・河原谷川・龜井谷川・絲谷川・琴瑟橋等、本社所由の名蹟ありと云へども、皆後人の稱呼に出て、其由縁を照檢する所なし。

○田村祠鈴鹿以下並坂下驛 按、此に坂上田村麻呂、弓箭を納て、文屋の綿麻呂、祠を建ると、其地を麻呂と云へり。

(幡八けや) ○神明祠香掛村 ○牛頭天王祠 ○辨天祠並一之瀨村
 ○笛吹明神祠 ○田中明神祠並新所村 ○熊野權現祠木崎村
 ○天王祠瑞光寺内 ○富士祠並吹以下關驛 ○八幡祠小野村
 ○平家宮大岡寺内
 ○八幡祠村計 按、古老云、朝鮮攻の役、落針の邑里より三人の夫を出す。歸郷の日、路次より八幡宮の神體をとり來て、此の地に祭る。後日宮中より火出て、社焚蕩す、其後修造するに、又自燬、故に今神體ばかりを置て社を建す。俗是をやけ八幡と云。

○牛頭天王祠 ○愛宕祠 ○稻荷祠
 ○天神祠並野村 ○龜山權現 ○八幡祠
 ○片角明神或云角宮並龜山驛 ○神明祠 ○八幡祠
 ○天王祠 ○山王祠 ○太白祠
 ○八王子祠並井尻村
 ○新熊野權現 北條時頼書軸曰、永奉寄進、石上寺新熊野權現、不斷御油島竝荒野等事、合壹所者、在所萩野、四至、東限大道、西限堀越、南限矢知川、北限赤坂・瓜生、右件島地者、關東御所石上寺權現、不斷御燈油島寄附之、且爲武運長久莊民安全、莊家宜承知、敢勿違失、仍寄進書狀如件、正元々年六月日、按、和田村に坐す、祭神熊野に同じ、延曆十五年勸請すと云。又和泉式部參籠して、歌詠するの口碑あり。正

元以來將士數通の書軸存すれば古は本社なること必せり。
 ○大寶天王祠 ○落神祠並川合村 ○若王子祠海善寺村
 ○大寶天王祠小田 ○天王祠八王子同殿○泉村 ○八王子祠
 ○八上明神祠 ○正八幡祠並西富田村 ○八王子祠中富田村
 ○八王子祠波川原村 ○賀茂明神祠 ○八王子祠土御前八幡同殿
 ○貴船祠並野莊 按、貴船明神の社中、天文四年以來上梁文存す。

- 熊野權現祠高宮村 ○春日祠津賀村 ○高野神祠
- 八幡祠 ○富士祠 ○天王祠並廣瀬村
- 富士祠名越村 ○八王子祠 ○八幡祠
- 富士祠並田村 ○神明祠 ○八幡祠
- 天王祠 ○富士祠並長明寺村 ○天王祠權世村
- 稻荷祠龜田村 ○神明祠 ○八幡祠
- 八王子祠羽若村 ○神明祠天王八王子同殿 ○富士祠並岩森村
- 太白祠 ○南宮 ○天王祠
- 神明祠 ○八王子祠 ○愛宕祠並大田村
- 八幡祠 ○天王祠 ○愛宕祠
- 伊蘇宮 ○神明祠八王子同殿 ○御贄明神並川崎村
- 正八幡祠 ○若宮八幡祠 ○熊野祠
- 天満祠並邊法寺村 ○白山祠住山村 ○八王子祠
- 羽黒權現祠並山莊 按、羽黒は羽州より影向にして、式内の舊

社地也と云、郡の一名岳なり、然れども其事實詳ならず、記して後の考をまつ。

- 天王祠八王子同殿 ○神明祠 ○熊野祠
- 鈴鹿祠並白木村 ○惣社明神本郷 ○堅木明神一色村
- 熊野祠 ○八王子祠 ○辨天祠並小川村
- 山王祠 ○白山祠 ○太白祠
- 山祇祠並原尾村 ○太白祠平尾村 ○若宮八幡祠安樂村
- 神明祠 ○春日祠 ○正八幡祠
- 宇佐八幡祠 ○牛頭天王祠並池山村 ○熊野權現祠
- 愛宕祠上野村 ○神明祠 ○天王祠
- 八幡祠 ○天王祠 ○富士祠
- 鏡宮 ○愛宕祠 ○山祇祠並原村
- 天神祠神明春日左右 ○八幡祠並伊丹村 ○神明祠伊丹野田村
- 神明祠 ○八王子祠 ○天神祠
- 八幡祠 ○稻荷祠並小社村 ○神明祠
- 天神祠 ○八王子祠 ○天王祠
- 愛宕祠 ○愛宕祠 ○辨天祠並大久保村
- 神明祠 按、神明祠を以て【式】の長瀬神社とし、武日塚に祠を建て、熊襲野の墓とし、共に日本武尊を祭ること、皆後人附會の造言に起て、未だ實録をみす。故に今其説をと

三國地志卷之二十四

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

山川

- 神明祠長瀬新田 ○神明祠五
- 山祇祠俗云比佐禮山 ○八王子祠 ○神明祠
- 八幡祠 神並深澤村 ○土御前祠 ○神明祠
- 八幡祠 ○伊弉諾祠 ○伊弉冉祠並和無田村
- 神明祠 ○八幡祠 ○春日祠
- 天王祠並鹿間村 ○荒神祠 ○八王子祠
- 神明祠並下久保村 ○神明祠小谷村 ○若宮八幡祠大谷村
- 牛頭天王祠八幡八王子同殿 ○山祇祠並石藥師驛
- 若宮八幡祠上野村 ○春日祠 ○八王子祠並上田村
- 八幡祠甲斐村 ○太白祠 ○天神祠並岡田村
- 御靈祠岡田村弓削 ○八幡祠算所村 ○神明祠八王子同殿
- 石神並平田村 ○神明祠道伯村 ○加茂明神祠
- 八王子祠 ○天王祠 ○若宮並平野村

○鈴鹿山 【拾遺集】曰、圓融院御時、齋宮にくだり侍けるに、母の前齋宮もるともみえ侍りて、齋宮女御世にふれば又も越けりす、かやま、昔の今になるにやあるらん

【新古今集】曰、伊勢にまかりける時よめる。

鈴鹿山うき世をよそにふり捨て、いかに成行我身なるらん 西行法師

【續千載集】曰、す、か山明かたちかき天の戸を、ふりいて、なく時鳥かな 雅 有

【風雅集】曰、長月の頃す、か山の紅葉を見て、能宣朝臣

三國地志卷之二十三終

下紅葉いろくになるす、かやま、しくれのいたくふれはなるへし

【新千載集】曰、

藤原朝村

す、か山今關こゑて思ふ事、なりもならずも神に祈らん

【新續古今集】曰、

祖月法師

す、か山驛傳ひに關越て、いくかになりぬふるさとの空

【風葉集】曰、伊勢のみてくらの使にて下りける時、す、か山にてよみ侍りける、

よそのおもひの關白

またき秋の時雨ふりぬるす、か山、ならはぬ袖に色そうつらふ

【拾遺愚草】曰、

定家

秋は來て露はまかふとす、か山、ふる紅葉はに袖そうつらふ

【拾玉集】曰、

慈鎮

うき身かなふりぬる上に猶ふりぬ、す、かの山の鈴蟲の聲

【新六帖】曰、

爲家

道ほそき關のむまやのす、か山、ふりかへすくる

友よはふなり

【文應元年百首】曰、

爲家

ほと、きす聲ふり立てす、か山、今そ關路を越て鳴なり

【黃葉和歌集】曰、三月十六日鈴鹿山をこへ侍るふしに、雨のふり出ければ、花のかけに立とまりて、

す、か山ふる春雨にぬれくす、あるとも花の陰をたのまん

按、今東海の官道にして、咽喉の要區、阪路四百八十歩はかり、俗是を八町九折と云。【萬葉】に須受我禰のとよむ是也。【廿一代集】及【百家】に歌詠するもの擧るにいとまあらず。只其經過にあつかるものを抄す。

○三箇山 【蓮胤伊勢記】曰、二見音無の山に、人々登りて遙に浦山をみる。乾にたどの山・鈴鹿山・みつ、山云云。【東鑑】曰、寛喜三年六月廿二日、高野法印貞曉、去二月廿二日被入滅訖、其遺跡中伊勢國三箇山・山田野莊等也。按、【東鑑】又常陸三郎給領ともあり、今坂下驛西に三子山と云あり、三峯を竝べて此地の勝區とす、此山なる歟。記して考を俟つ。

○中津子山 按、山勢回轉して、西は江州油日山の東谷に距り、東南大岡寺加太山を界ふ。

鈴鹿なる關の山の端高けれと、越て過ゆくあきの夜の月

按、關驛上方にあり。關山・關雄山強ちに分つにもあらずるへし。雄は助字なり。舊領主關一政、慶長十七年の古案に、關山とあり、一面連亘の總號なり。

○羽黒山 按、鷲山村にあり。佳絶の怪巖なり。

○明星嶽 按、白木山とも云、白木村の上方にあり。一色童子の口碑あり

○三高山

○鷄足山一名野登 按、山足に上野・阪本の二邑あり。上野より登れば嶮路にして鳩胸丘、山婆石等の嶮巖あり。阪本より登るは又是か次なり。本郡一の峻嶺にして、毎年四月八日に群參す、事梵刹の下に出す。

○仙家嶽 按、鷄足山の背に續く。甚幽隱の地なり。俗奥院と稱す、開山仙朝入定の處とす。

○中山 按、鷄足山の前にあり。

○向山 按、鷄足山の北、石大神の前にあり。

○石大神 按、小岐須村の上方巍然たる奇巖あり、高さ數十丈、俗石大神と稱す。此山皓々たる白石の一罹鬼にして、連亘方一里許り、闔山土を見ず、其截崖峭峻の所を以、石大神と云のみ。本一磐踞の山勢をなすものなり。

(道海東の古)

○加太山 【源平盛衰記】曰、加太山にそ懸ける。此山の爲體峯高く峙ち、上る巖嶮して身を側て傳ひ、谷深くして漲落る水早ければ、足を危して渡る、河を渡りては山路に上り、山を越ては河瀬に浸る、輿を催す所もあり、心を摧く砌もあり。按、大和路の官道古の東海道なり。其山の最大なるもの○房留嶽○熊くら嶽○ほとろうが嶽一名大國寺山○大澤峯○大とか山○柳のだけ○柚木峠○牛谷峠○蝙蝠峠○乗物岩と云。加太山、加太溪は惣名なり。【伊賀風土記】家富唐岡とあるは、國の分界を擧たるものにして、今の一つ屋の邊ならん。

○關山又關雄山

讀人不知

君をこふ道のなかくは越かたみ、關のをやまのなからましかは

輔親

○屏風巖 按、其形屏風を立るか如し。

○祓除山

○瀧山 按、屏風岩以下共に石大神の西にあり。

○御贄山 按、瀧山、瀧谷の北にあり。俗大嘗野とも云、此處にて御贄の苞茅を刈る、故に此名あり。

○波志賀瓜一名小波山 按、御贄山の北、小岐須村の西にあり。

○入道嶽 按、東は山本村、西南は小岐須村、北は大久保村に跨る。相傳ふ役小角か、後大峯本山方の入峯中絶し、聖寶僧正、當山方の入峯創めしまで、諸州の修験者、本州の四十八岳に登り、入峯の式をなすのとき、此山に於て小童新發意傳法し、柴燈護摩をなす、故に此名ありと云。

○椿嶽 按、山本村の上方にあり。南面椿社坐す、北は大久保村に距る。

○鞠倉一名馬氣 按、椿嶽の頂にあり。相傳ふ猿田彦命、鞠鹿野原にて蹴鞠の御遊あり。其坪跡とて村より東十二町去て、方四十八間の古跡あり。再按、蹴鞠者流、猿田彦命を鞠の神とし、精大明神と稱し、初秋の會に申の日を用ひ、八人詰をなすこと、皆此命の天の八衢の故實より事起ると云こと、爰に符合す。然れとも實録をしらす、記して後の考を俟つ。

○鈴鹿溪 【萬葉集】曰、鈴鹿河八十瀨渡而誰故加、夜越爾將越妻毛不在君

【詞花集】曰、題しらす

皇嘉門院治部卿

五月雨の日をふるまゝに鈴鹿川、やそせの浪に音まさりける

【續拾遺集】曰、す、か河にてよみ侍ける、

前大僧正隆辨

七十のとしふるまゝにす、か河、老の波なるかけそ戀しき

【新後拾遺集】曰、

橘遠村

す、か河あらぬなかれも落そひて、八十瀨にあまる五月雨の頃

【建保三年名所百首】曰、鈴鹿

順徳院

底きよきす、か川原のしき波の、まなく時なくたのみてそふる

【新葉集】曰、

後村上院

別れつる袖にかけけり鈴鹿川、八十瀨の瀧に落るしらす

【梁塵抄】曰、催馬樂、呂、鈴の川、す、か河、やそす、か河、やそせのたき、をこな人のめくるもしる、やとよきにあつき時かあへるかも。

按、此川源鈴鹿山より出て、關驛の西にて加太川と合し東海に入る。其流六里ばかり、其中に關川・甲斐川等、所

在の名を稱すれども、實は鈴鹿川なり。坂下より關に至るの溪流を、八十瀨の瀧とも、鈴鹿瀧ともかゝる鈴鹿瀧、八十瀨浪とも、八十瀨渡るとも云。然るに【東の道の記】に、八十瀨河を渡ると云。【丙辰紀行】に關の地蔵より坂の下まで、あまたの川あり、八十瀨の河と云なりとあれど、鈴鹿の溪流は、社の側より發源して坂下・杵掛の東の山下を歴、一の瀨の間にて西流し、關の地にて東北へ流る。その發源より杵掛村までの間、東流の中へ處々より流注する溪水あまたあり、縉紳家の詠、都て是を鈴鹿川と云。八十瀨川と云は、近世の俗習にて古に非ず。

○關河 【新勅撰集】曰、

元良親王

淺くこそ人は見るとも關河の、絶る心はあらしと

そおもふ

同返し

關河の岩間をくゝる水を淺み、たへぬへらのみ見ゆる心を

按、近江に同名あれども、岩間をくゝるとあるは、本州の關河とみるなり。關家の舊臣に岩間の稱號、是又ゆへある歟。【堀川百首】に、俊頼、つらゝるて守る岩間の關と、よみ玉へるも前の歌の一助ならん歟。

○一之瀨溪 按、中津子の山溪より出て、關河に注ぐ。

(川關石)

○加太溪 按、神部溪・中在家溪・北在家溪・越知溪・蛇谷・北谷、是皆加太山の谷々に發源し、一流の加太溪となる。

○南邊溪一名神川 按、山本村の上方入道嶽の溪澗より出る。

○御贄溪 按、小岐須山より出て和泉川に會す。毎六月此川にて年魚をとり、大神宮へ獻し、元日の神供に充つ。故に此名あり。【大安寺資財流記】に、石間川とあるも此川にして、石大神の石間より出るを以て、名つくる歟。又伊舟川と云も、此流にして別派にあらず。

○安樂川 按、安樂谷より出て、裔は和泉川となる。

○泉川 【あつまの道の記】曰、泉といふ河あり、すな川二十間ばかりなり。按、東海道泉村の下富田村の上にあり。裔は鈴鹿川に會ふ。

○椎山川 按、高宮村字椎山より出て、裔は鈴鹿川に注ぐ。

○蒲川 按、上田石薬師のうちより出て、裔は鈴鹿川に會ふ。此邊蒲塚・蒲櫻・蒲川の三名皆同ことの所由とみえたり。

○大谷川 按、石薬師驛の下にあり。裔は鈴鹿川に會ふ。

○甲斐川 按、鈴鹿川のことにして、甲斐村の西にあり。故に名く、長明、甲斐川ゆけはいつみ野とよみし、則此川なりと云。

○下之莊川 按、下之莊村の南にあり。越知川より落る。

○多都我美坂 【夫木集】云、

秋なれはおもほゆるかな鈴鹿なる、鹿と霧との
たつかみの坂

按、鈴鹿社の前とも、又一之瀬と沓掛の街道にありとも
云、二説詳ならず。

○關之原 【夫木集】曰、

鈴鹿山關の原なる花すゝき、袖ふりはへてたれま
ねくらん

按、關驛の地、今原野なし、故に所在詳ならず。

○泉野原 【歌枕名寄】曰

伊勢人はひかことしけり津島より、かひ川行はい
つみの、原 長 明

按、古へ尾張の津島より、長太浦へ渡海し、それより柳矢
橋・西條・野邊・竹野・甲斐・弓削・平田を経て、泉邑の大路
へいで、京へのほりしと云。今に其舊路あり。又長島の
地域に此歌詠に合するの地名あり。二説孰か是なる事を
しらす。

○能煩野 又曰

【樋河上天淵記】曰、日本武尊東夷退治後、
於尾州熱田宮寶妃許、御心移久留時、劍掛松木給、出靈火、木
木倒田中爲熱水、故號熱田也、此尊上洛時、江州伊布貴山麓、
光八岐劍靈、出黑雲爲恐、欲奪寶劍也、尊舉御足躰殺給、仍

○花川井 按、下大久保の南、岸田の下にあり。所由許なら
ず。然れども古より名水と云傳て、所在を失はず。故に記し
て後の考を俟つ。

○都追美井 【萬葉集】曰、須受我禰乃波由馬宇馬夜能都追
美井乃、美都乎多麻倍奈伊毛我多大手欲

【同仙覺抄】曰、津々三井とは、人馬なともおちいらせじ、
不淨のものをもいれしとして、いほりをつくりおほへる井也。
按、古馬屋村の西にある清水是なり。古老相傳ふ、大神宮遷
幸のとき、御馬をあらひし御井也と云。

○川上古池 關驛 ○古小野池 小野村 ○鹿有池 鷺山村

○原池 原村 ○龍之池 伊丹村 ○伊丹野田池

○津賀池 津賀村 ○高宮池 高宮村 ○松寺池

○大澤池 並上田村 ○入道澤池 ○法正坊池 並石藥師驛

○寺井池 【萬葉集】曰、

物部能八十乃媾婦等之搦亂、寺井之於乃堅香子之花

【新撰六帖】曰、

いもかくむ寺井の上のかたかこの、花さく程に春
そなりぬる

按、下大久保村にあり。古老相傳ふ、國分大寺の用水なり、
故に寺井の稱ありと云。【歌枕】【名寄】【松葉集】等、寺井
を以て未勸とす。今古名の存するを以て、引用して一證

毒氣止而惱以冷水醒給、其所名醒井、雖然終惱重而崩、褒野
原、後化白鳥消遙、依斯名白鳥也、【大安寺資財流記】廿年曰、
伊勢國鈴鹿郡大野、百町、四至、東、北野、西、高山、南、石間河
之限、按、北は三重郡を限り、南は安樂川を限り、西は飯盛及
野登山を限り、東は石藥師を限り、その中に圍するの惣名な
り。今石藥師より上野・上田・高宮・山本・大久保迄は、鞠鹿
野とも、又鞠鹿野原とも云。津賀廣瀬原までを廣瀬野と云。
東西三里、南北二里計りの曠野なり。古老の傳に、天武・聖武
の二帝此國に巡幸のとき、此野を以て禁闕となさんと、右
司に議し玉ふに、一條より八條までの地域有て、九條をを
く地なしとて、遂に其議を止め玉ふと云。【景行紀】に曠野
と云ひ、【流記】に大野と云。皆此野のこと也。能褒野とは、
建尊御足疲し玉ふよりの名にして、【古事記】能煩野の字を
以て其意を含む歟。【天淵記】には是を褒野原と云。

○鞠鹿野 【あつまの道の記】曰、まりか野を行とて、
出立て露はらひする鞠か野に、先いそかる、かへ
り足かな

按、石藥師の西にあり、所由上にみるたり。

○丸岡野 按、北畑村の上にあり。古老相傳ふ、源賴朝上洛
のとき、此野にて遊獵ありし處と云。

○和無田池 和無田村 ○岸田池 岸田村 ○小社池 小社村

○小谷池 小谷村 ○算所池 算所村 ○平田池

○花會路池 並平田村 ○奈良池 平野村 ○國府池

○石神池 並國府村 ○八野池 八野村 ○下之莊池 下之莊村

○田茂池 田茂村 ○阿知本池 阿知本村 ○古馬屋池 古馬屋村

○木下池 木下村 ○高津古池 落針村 ○野村池

○安場池 ○櫻谷池 ○野村池 ○柴戸池 並和田村

○櫻田池 ○戸妻池 並川合村

○大岡寺噉 按、宮道、小野・落針兩邑の間にあり。婉延千
九百四十餘歩。

とす。

○和無田池 和無田村 ○岸田池 岸田村 ○小社池 小社村

○小谷池 小谷村 ○算所池 算所村 ○平田池

○花會路池 並平田村 ○奈良池 平野村 ○國府池

○石神池 並國府村 ○八野池 八野村 ○下之莊池 下之莊村

○田茂池 田茂村 ○阿知本池 阿知本村 ○古馬屋池 古馬屋村

○木下池 木下村 ○高津古池 落針村 ○野村池

○安場池 ○櫻谷池 ○野村池 ○柴戸池 並和田村

○櫻田池 ○戸妻池 並川合村

○大岡寺噉 按、宮道、小野・落針兩邑の間にあり。婉延千
九百四十餘歩。

三國地志卷之二十四 終

三國地志卷之二十五

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

關梁

○坂下驛 按、所謂五十三驛の一也。慶長六年の公案あり。俗御駒の慶安三年九月の洪水に流潰せしゆへ、八町許り退て今の驛家となる。

○關驛 【長明海道記】曰、薄暮に鈴鹿の關屋にとまる。鈴鹿山さしてふる郷思ひねの、ゆめちのすえに都をそ思ふ

【光廣東紀行】曰、はるく、行方は、關の地藏とか云。按、五十三驛の一なり。新處中町木崎是を關の地藏とも關町とも云。慶長六年公案^事上^出あり。古は關谷とも關屋野とも云。天正十一年八月舊領主安藝守關盛信、其家臣岩間某に命して今の中町を建と云。

○加太驛 按、町あり、北在家と云。慶長十一年二月舊領主民部織田^名の古案あり。板屋^{加太}一名上^{加太}寛永廿年建つ、關の地域

より柘植の地域まで、竝松を植ること寛文十一年なりと云。○龜山驛 【拾遺和歌集】曰、みちのくにのかみこれとも、まかりくたりけるに、彈正のみこのかうやくつかはしけるに、
戒秀法師

龜山にいく、すりのみありけれど、と、むる方もなき別哉

【新六帖】曰、いかにして行て尋むかめ山に、しなぬくすりのありといふなり

【雅康關東海道記】曰、明應八年五月關民部大輔盛貞在所につきて、先近所の寺にと、まりけるに、今宵は菖蒲の枕してぬる夜なりとてしき侍て、
宮古にも思ひはいつやかりねして、あやめのまくら獨しく夜を

七日、依雨逗留し侍りしに、民部大輔もとよりよみておこせ侍し、
宮古人さこそ心のうかるらん、いふせきさとに雨やとりして、かえし

さみたれば心ありけり雨やとり、たよりしなくはことのほもなし
八日今日宿所にまかりて、歌鞠張行し侍しに、十五首題を

さくりて、松、
名にしおへは龜のうへなる山かせも、松にこたふる萬代のころ、此在所龜山といふ也。

按、五十三驛の一なり、來由詳ならず。丹波に同名あり、日羅が俗言あり、今野村・西町・東町是を龜山町と云。

○莊野驛 【神鳳抄】曰、鈴鹿郡庄野御園、【丙辰紀行】曰、石藥師の曲龜山の東に庄野あり。按、五十三驛の一なり、寛永元年肆亭となる。^{古邑川の東にあり}

○石藥師驛 【丙辰紀行】曰、四日市場より、三里はかり西に藥師の石像ある所を、石藥師と名つく。【光廣あつまの道の記】曰、石藥師に至りて汗をほすとて、

名にしおは、いさこと、はん石藥師、わか思ふ人のかみはかたしや

【神鳳抄】曰、河曲郡高富御厨、按、五十三驛の一也、元和二年高富村を轉して驛家とす。驛名石藥師佛に依る、古は字野すみに村里あり。【神鳳抄】河曲郡とするもの符合す。其後字東條に邑す、是本郡の地なるを以て、文祿檢地の時、鈴鹿郡高富^飛村と記したるものならん。今の驛亭は寛永三年鞠鹿野を披棘めなる處なり。

○坂下板橋 按、坂下驛路にあり。

○辨天板橋 【紹巴道記】云、鈴鹿の御前より、一里斗過て、

辨財天川をへたて、あり。俊成卿桐の古木の丸木橋、妙音に故ある事おもひあはす。按、紹巴かくいへるは風人のすさみのみ。此の地丸木橋の事跡にはあらず。

○一之瀬板橋 按、俱に官道一之瀬村にあり。
○琴橋^{一名} 【文治六年歌合】曰、俊成

鈴鹿川桐の古木の丸木橋、是もや琴の音にかよふらん此歌は、むかし鈴鹿川の丸木橋、人馬の行往のあし音、いかなる調子にかそなはりけん、内よりめされて、琴につくらせ給に、是を鈴鹿琴といへり。此事をよめるとなん。

【金葉集】曰、郁芳門院、伊勢におはしましける時、あからさまにくたりけるに、鈴鹿川を渡たりけるときよめる、
六條右大臣北方

はやくより頼み渡りし鈴鹿川、思ふことなる音こそ聞ゆる

【雪玉集】曰、關越てわたるや桐の丸木橋、ふるきす、かの山の通路

【源平盛衰記】曰、吳竹の夜、ことにもか思はれて、音のみ泣れて琴の音の、伊勢の國鈴鹿の山の心して、何と成へき我身やらんと。【梁塵秘抄】曰、鈴鹿者神教之悠音、之是橋板之時響妙律、按、關地藏堂、東南百二十歩はかりを経て、田

間名を桐木畑と云。今に至て桐自然に生ず。其れより二十歩はかり南に小川あり、是に架する橋なり。此川源唐福祖山より流出此に至る俗 此古の大路なり。和琴鈴鹿は、此橋板を以て造りたるものにして、立上と同く、累代帝王の寶器なること、【禁秘抄】にみえたり。自餘【名目抄】【江談抄】【年中行事】【兵節記】【山槐記】【百練鈔】【江家次第】【同鈔】【安元行幸記】【體源抄】【古今著聞集】等、擧るにいとまあらず。

- 落針板橋
- 川合土橋
- 泉板橋
- 高宮土橋
- 生柳土橋
- 上野土橋
- 石藥師板橋
- 大溪土橋

按、落針より石藥師迄の官道にあり。

殿舎

○石藥師宮亭址 按、東福門院御入内の時の御旅館にして、元和三年監物一柳直盛建る處なり。其後將軍家御上洛の時、三度とも御駐駕の亭にして、御膳の料魚は、若松浦より奉す。番士等も元祿九年故あつて廢すと云。其廢址東西四十五歩、南北三十五歩、俗御殿山と稱す。

○關官亭址 按、關驛市中にあり。天正廿年東照宮御休駕の亭、其後度々御停駕ありしが、寛永年中廢す。

○古馬屋公館址 按、我先侯置玉ふ處、貞享三年正月廢す。
○加太公館 按、板屋にあり。寛永廿一年三月我先侯の置玉ふ處。

陵墓

○白鳥陵又曰能 【景行紀】曰、日本武尊、移伊勢而到尾津、昔日本武尊、向東之歲、停尾津濱而進食、是時解一劍置於松下、遂忘而去、今至於此劍獨存、故歌曰、烏波利理多陀理霧伽幣流比苦菟麻菟阿波例比等菟麻菟比苦耳阿利勢摩岐農岐勢摩之塙多知波開摩之塙、逮于能褒野而痛甚之、則以所俘蝦夷等獻於神宮、因遣吉備武彦、奏之於天皇曰、臣受命天朝、遠征東夷、則被神恩、賴皇威、而叛者伏罪、荒神自調、是以卷甲戢戈、愷梯還之、冀曷日曷時、復命天朝、然天命忽至、隙驪難停、是以獨臥曠野、無誰語之、豈惜身亡、唯愁不面、既而崩于能褒野、時年三十、天皇聞之、寢不安席、食不甘味、晝夜喉咽、泣悲擗、因以大歎之曰、我子小碓王、昔熊襲叛之日、未及總角、久煩征伐、既而恒在左右、補朕不及、然東夷騷動、勿使討者、忍愛以入賊境、一日之無不顧、是以朝夕進退、佇待還日、何禍兮、何罪兮、不意之間、倏亡我子、自今以後、與誰人之經綸鴻業耶、即詔群卿、命百寮、仍葬於伊勢國能褒野陵、時日本武尊化白鳥從

陵出之、指倭國而飛之、羣臣等因以開其棺櫃而視之、明衣空留而屍骨無之、於是遣使者追尋白鳥、則停於倭琴彈原、仍於其處造陵焉、白鳥更飛至河内、留舊市邑、亦其處作陵、故時人號是三陵曰白鳥陵、然遂高翔上天、徒葬衣冠、因欲錄功名、即定武部也、是歲天皇踐祚四十二年焉。古事記 【延喜式】曰、能褒野墓、日本武尊、在伊勢國鈴鹿郡兆域東西二町、南北二町、守戸三烟、凡每年十二月奉幣、按、鞠鹿野の中、石藥師・上田・高宮の界、俗茶白山又鴨塚と云、儼然たる山陵あり、これ則白鳥陵なり。俗稱といへとも、白山・鳥塚の所由あり。後世長澤村のたけひ塚を以て、能褒野陵として、牽強附會の説をなし、【武備神社記】あり、除外度會延佳【舊事紀標注】等皆誤ると云へし。

○武日塚 按、日本武尊の侍臣、大伴連遠祖武日墓なり。説前にあり。
○車塚 按、武日塚の後にあり。
○二子塚 按、武日塚より西南にあり。共に所由詳ならず。

○山本氏墓 按、山本村にあり。刑部某家室の墓と云。
○藤原元綱墓 按、山本村本郷にあり。俗濱田殿塚とも、又田原藤太の墓とも云、古老相傳ふ、遠江守元綱後秀郷の濱田落城のとき、此地まで退去して自殺すと云。土俗白箭を獻して病患を禱る驗しあり。

○小岐須名墓 按、小岐須邑にあり。俗常陸殿塚と云。
○源繼白墓 按、石藥師驛上方にあり。俗蒲殿塚とも、御曹子塚とも云。本郡平野里長伊東某か系譜に、源繼白は範頼の男、七歳の時叔父讚岐法印繼季坊官が子となり、讚岐法眼源繼と號す、射術を能す、承久三年閏三月罪あつて本國員辨郡へ流さる、其後此地に住して歿すと云。土俗弓矢を奉して、病患を禱る驗あり。

○源忠總墓 按、龜山の府下本久寺にあり。日向守石川家成の男四品主殿頭、慶安三年十二月廿四日卒す、忠總院日觀大居士と號す。
○三子塚 按、【盛衰記】に出る、所在詳ならず。
○尼塚 按、國府村にあり。白比丘尼此地に住し、八百歳にて死しこゝに葬ると云。白比丘尼のこと 諸州に口碑あり
○荒墳 按、石藥師驛宇東山にあり。其形多く馬髭封に築き、環りに池あり、墳上に埴輪あり、陵夷廢壞の甚しきは石槨をあらはし、或は陶器刀劍の類を出すあり。實に振古大人の墳墓とみえしと、墓表姓氏の明なるものなし。除外隣里に散在するもの許多なりといへとも、此地の如く百數を連ねたるはなし。

三國地志卷之二十五 終

三國地志卷之二十六

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

梵刹

○無量壽寺 按、今阿濃津府下觀音寺の一坊、大寶院内に安する、國府の阿彌陀と稱するは、此寺の本佛なりしか、天正の兵亂に彼地へ移すと云。

○府南寺一名上等 按、本尊千手觀音、本國の土俗巡禮佛の一。

○西樂寺 按、本尊藥師三體、空海作ると云。

○龍福寺八野村 要泉寺無量壽寺以下並國府村 榮仙寺

○弘法寺 按、本尊藥師三體、空海作ると云。

○誓德寺 西蓮寺西岸寺以下並之莊村 西正寺

○正法寺 法泉寺並中之莊村 三寶寺

○養覺寺 久道寺並三寺村 法敬寺田茂村

○善德寺 法善寺並安知本村 正覺寺

○蓮光寺 慈眼寺並阿濃田村 福萬寺

○本覺寺並山下村 西念寺木下村 光圓寺

○久學寺並久我村

○神福寺 【宗長道之記】曰、何似齋の館、龜山より三里計山に入て、三町隔て新福寺と云律院の内成就院旅宿。

八十瀬の水高し秋の聲

なかれの霧のおくふかき山

同廿九日新福寺にて

おなる香は花橘の五月哉

按、新福禪寺は、東福寺大慈菴の別院にして、佛通禪師の開基鹿伏兔氏の本願なり。應永元年三月比丘惠方大檀那左京亮貞俊上棟文、應永八年十二月大檀那充英寄附の大般若經、文明十五年右修補の書軸、又鹿伏兔氏所藏の陶器の類今尙存す。

○龍淵寺 護神寺 常光寺

○聽泉寺 淨泉寺 天祥寺

○福藏寺 西圓寺 德運寺神福寺以下並加太村

○金藏院 按、鈴鹿坂下にあり、鈴鹿山護國寺と云。本尊阿彌陀佛は、善光寺一體分身の像と云。護摩堂・金比羅祠・天神祠・辨天祠あり。文祿年中長門若林正家と云ふもの、龜山關氏の屬徒にして此地に居宅す。或時一人の僧、此像を負來て其邊の石上に休す、暫くあつて起んとすれともたす、依て此處に安す。正家彼像を信して我居宅を寺院とし、彼

僧を置く、後正家か庶子を僧とし、正盛法印と號し、終に一精舎となす。是より三世定盛法印南光坊と親昵、故に東叡の派流となる。寛永十一年猷廟上洛の日入御あり、それより官亭に准して、領主寺領を附す、今に至りて然り。

○法安寺 按、慶長年中祐傳開基。

○岩窟石像並下驛 按、萬治年中法安寺住侶實山開基、阿彌陀觀音、地藏の三像を安す。

○超泉寺番掛村 西岸寺一之瀬村

○地藏院 【紹巴道之記】曰、關の地藏とて行基菩薩の作、堂のうしろにえぞさくらと云古木あり、是や鈴鹿の關ならんか、定家卿の歌ゆへの名るといへり。

○宗長道之記曰、行脚のついでに、關の地藏といふ所にまかりしに、庭の橘の花さかりなれば、

橘のかにせ、られてねぬ夜かな

【光廣あつまの道の記】曰、沓かけ、一の瀬となといふ在所を過て、關の地藏に出る。是は一休開眼せしといへり。もちまへる錫杖は、六道輪回の衆生を、みちひかむためなり、といふことをおもひ出て。

まよひ行道とをくとも六の輪の、杖にかゝりてい

ては出なん

又【東紀行】云、鈴鹿山をこへ行に、伊勢の海ちかく見えわ

たり、八十瀬の浪に猶袖しほる、旅衣のはるく行かたは、關の地藏とかや。

【澤菴東海道記行】曰、拜關地藏。

關之地藏大悲深、酒肆魚房錫杖音、誰見高天一輪月、清光昨夜在蹄沓。

按、一名寶藏寺と云、九關山と號す、天平年中裳瘡の流行を止んか爲、應宣僧都の開基なり。相傳ふ一休和尚開眼し玉ふと云。中古賦難に此像を失す、住侶大息し斷食して之を祈る、佛示して曰く白子の海底にありと、彼浦の人民云、毎夜海中光を發す此事ならん時に網繩を下して百計これを撈して、再び安置すと云。

○福聚寺 按、本尊木像十一面觀音、此寺關氏歴代の祈願所にして、舊新所南の方にあり。正保二年唐櫃岨山に移し、寛文五年今の處に移し、關西山觀音院と號す。

○誓正寺 善德寺 千光寺

○福藏寺 按、清淨山福藏寺無量壽院と云、織田信孝法名龍嚴徳公冥福の爲、其臣大塚某建る所なり。

○淨安寺 延命寺 三光寺

○瑞光寺 按、關萬鐵齋本願なり、事天正十七年宗一及豊一寺料寄附狀にみえたり。舊は關より北五町計り、宇古川上にあり、故に河上山瑞光院と號す。天正年中今の處へ移

す、永明廢寺の別院たるを以て、其寺料若干の殘田を領す。天正廿年東照宮の命により、人地を増附し玉ふ、今尙然り。

- 弘善寺 ○寶林寺地蔵院以下並關驛 ○眞善寺
- 正念寺並小野村 ○四王院 ○龍光院
- 極樂寺並大岡寺村 ○清福寺 ○淨土菴並落針村
- 善性寺 ○淨土菴並野尻村 ○照光寺
- 慈恩寺 ○心光寺 ○永信寺
- 光明寺 ○法壽寺
- 木久寺 按、是領主石川氏の本領、木久は母堂の法號也。
- 善導寺 ○法岡寺 ○福泉寺
- 遍照寺 ○誓昌院照光寺以下並關驛 ○正覺寺
- 西德寺 ○圓光寺並井尻村
- 石上寺 按、那智山と號す、延曆年中開基、新熊野祠の別當なり。武家祈願の書軸あり、中古廢す、近世寺號を追ひ小堂を建つ。古老相傳ふ、和泉式部こゝに參籠すと、今之を考ふるに恐は是なり。式部もと濃州の産にして、彼地に舊跡あり、桑名郡に所由の清泉あり、共に郷里來往の路程たるゆへならん。
- 福善寺 ○幸福寺石上寺以下並和田村 ○正福寺
- 佛勝寺 ○廣徳寺 ○西信寺並河合村
- 海善寺海善寺村

とす。本尊不動王も亦弘法造ると云。景清當郡司たるの時、深く信して莊園を附す。慶安三年領主本多俊次其舊事を追ひ、若干の寺料寄附の書軸あり。

- 心光寺 ○常信寺不動院以下並邊法寺村 ○大巖寺
- 國福寺大巖寺以下住山
- 國分寺 按、白木明星山腹にあり、至て勝地なり。開基時世詳ならず、一色童子示現の事を傳ふのみ、寺號は後人の作する所なり。
- 誓信寺 ○大善寺 ○常春寺國分寺以下並白木村
- 萬壽寺 ○藥師寺並小川村
- 宗福寺 按、本尊千手觀音、本國三十三所の一なり。
- 千藏寺 ○東光寺宗福寺以下並原尾村 ○教安寺
- 慈眼寺並平尾村 ○安樂寺
- 野登寺 按、堂舎鷄足山上にあり。本尊千手觀音、延喜六年仙朝上人開基なり。先候大通廟の時まで、此地我封内にあり。寛永九年寺料を附せられし遺蹟等尙存す。又舊領主本多氏の書軸等存す。鎮守善女・龍王・雨壺の三祠あり、山上に池あり、東西三十歩、南北四十歩ばかり、是を鏡が池と云。又内外宮の杉向とて、大木二本あり、長さ十三間ばかり、圍み五丈ばかり、此木永正・承應・貞享の三度自燒す、今纔餘根存す。自餘國見石・被川等の名跡あり。三十五町麓

- 地福寺小田村 ○泉福寺泉村 ○盛福寺
- 常照寺 ○正法寺並西宮田村 按、近衛殿下舊領の時、建立し玉ふと云。
- 常念寺 ○清光寺 ○平吉寺並中富田村
- 藥王院 ○眞福寺並汲川原村
- 妙法寺 按、平田舊領主平田隼人名本願なりと云。
- 長壽寺 ○善生寺 ○常樂寺妙法寺以下並莊野驛
- 釋迦堂 ○正蓮寺
- 淨安寺並高宮村 按、津賀箭御長者本願にして、勝譽上人開基なり。上人永祿三年寂すること古鬼簿にみるたり。
- 高宮寺 按、鞠鹿野にあり。本尊十一面觀音、春日局本願なり。本國三十三所の一にして紅葉山と號す、俗くうち山(山ちうく)と云、毎四月觀音會あり。
- 來教寺 ○觀音院高宮寺以下並津賀村 ○西光寺
- 東光寺並廣瀬村 ○福壽寺 ○光明寺
- 願正寺並田村 ○長明寺長明寺村 ○光照寺
- 清淨寺並清世村 ○法藏寺龜田村 ○西光寺羽若村
- 阿彌陀寺岩森村 ○西法寺太田村 ○一心院
- 長善寺 ○西性寺 ○西願寺
- 林昌寺 ○唯願寺並川崎村
- 不動院 按、延曆十五年弘法開基、唐の清瀧に擬して山號

池山村に、僧坊を置いて、常に勤行す、是山鬼の難を恐てなり。

- 永源寺安樂寺以下並池山村 ○明願寺坂下村 ○正福寺
- 西福寺 ○興隆寺 ○常徳寺並南畑村
- 本然寺 ○清泉寺並北畑村
- 金光寺 按、大原林無量山と云、脾州應叡開基、舊領主峯氏の本願にして、峯三代の牌子あり。
- 金龍寺 ○養福寺 ○蓮乘寺金光寺以下並原村
- 養泉寺 ○乘願寺並伊丹村 ○泰應寺伊丹野田村
- 洞水寺 ○玉泉寺並小畑村
- 桃林寺 按、舊領主小岐須氏の本願なり。
- 遍照寺並小畑須村
- 西岸寺山本村 按、寛正二年高田眞惠上人の草創なり。上人自筆綴題【顯正流義抄】あり、世に流布するは此寫本なり。又上人七十五歳の時、佛號及畫贊本末不易の書軸今尙存す。
- 法雲寺 ○玉蓮寺並大久保村
- 深廣寺 按、恵心僧都開基。
- 圓滿寺 ○眞福寺深廣寺以下並長瀬村 ○江西寺
- 普化寺並深溝村 ○眞念寺片田村 ○光善寺
- 觀音寺並和無田村 ○海善寺關間村 ○光赫寺
- 壽源寺並下大久保村
- 石藥師寺又云西福寺 【身延のみちの記】曰、石藥師をば西福寺

といふ、瓦ふける堂うづたかし、纒過莊野郵、有寺聳高樓、西福門前景、東方世界殺、百疴無自性、四大一淨瀛、刻石藥師佛、此言須點頭、按、高富山は、石藥師驛の舊名、西福寺は一名也。本尊藥師、弘法の作と云。土中より吼立する大石像にして甚だ威靈あり、世風塵の警あれば、其體に汗し、且沉疴は禱りて驗ありと云。舊領主監物一柳直盛、寛永三年造營、其男直頼及虎之助、自餘出羽守植村家貞、左衛門佐有馬永紀等の書馬今尙存す。

○法雲寺 按、舊會下山善福寺と云、寛永年中今の地へ移し、瑞龍山法雲寺と云。

○淨福寺 按、舊大日寺と云、永正年中開基。

○福壽寺 西福寺以下並石藥師驛 ○淨國寺 上野村 ○西照寺 並上田村

○宗徳寺 村 按、舊高山寺と云、天台の一院なり、廢して高田宗となる。此地岡部忠澄が宅址なりと云。

○來明寺 ○西福寺 並岡田村 ○隨念寺 ○淨照寺 並吉創村 ○西光寺 ○正樂寺

○金剛寺 並平田村 ○佛光寺 ○圓道寺 ○玉法寺 並平野村

三國地志卷之二十六 終

陰看督近衛等救火、不能撲滅、【神宮雜事記】曰、鈴河頓宮、女別當雜色、與寮頭雜色打合天、各頓血流出、

【新勅撰集】曰、齋宮群行鈴鹿の頓宮にて、旅歌よみ侍りける。 權中納言通俊

いそくともけふはとまらん旅ねする、昔のかり庵に紅葉ちりけり

按、頓宮は鈴鹿坂下にあり。其宮墟に今祠を建て、祓の四神を祭る。又山上に田村丸祠あり、其あたり上古頓宮の地なりとも云。

○鈴鹿關 【拾芥抄】曰、三關勢多 近江國鈴鹿伊勢國不破美濃國栗太郡 鈴鹿 伊勢國不破美濃國栗太郡 不破 美濃國栗太郡

【令義解】云、其三關者、設鼓吹軍器國司分當守固、

【名目抄】曰、固關 有天下吉凶之事、固三關、開關固關有日數、關會坂、鈴鹿、不破也。 又云、開關 固關有日數、關之儀也。

【江家次第】曰、太政官符、伊勢國司使官位姓名、内舍人位姓名責勅符一通、驛鈴二口、近衛二人、從各一人、右爲固守彼國差件等人給、契發遣、國宣承知、准固關使、依例施行、符到奉行、辨位姓名、史位姓名、年月日、

【天武紀】曰、鈴鹿關司遣使奏言、山部王・石川王竝來歸之、故置關焉。

【續日本紀】曰、桓武天皇延曆八年夏四月乙酉、先是伊勢・美濃等關例、上下飛驒函、關司必開見、至是勅、自今以後不得輒開焉、又曰秋七月甲寅、勅伊勢・美濃・越前等國曰、置關之

三國地志卷之二十七

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

古蹟

○赤坂頓宮 【續日本紀】曰、聖武天皇天平十二年十一月丁酉、進至鈴鹿郡赤坂頓宮、按、關市中瑞光禪寺の後園にあり、字赤坂又御所と云。

○鈴鹿頓宮 【延喜齋宮式】曰、凡頓宮者、近江國國府・甲賀・垂水・伊勢國鈴鹿・壹志・總五所、竝國司依例營造、所須稻、近江一萬五千束、伊勢二萬三千束、鋪設雜器及供給、總用此内、又曰、六處堺川供奉御禊、山城近江勢多川甲賀川伊勢川、凡齋内親王、在路每至山城・近江・伊勢等堺・勢多・鈴鹿・下種・多氣川等、遣神部卜部各二人、在前鎮祓之、【光孝實錄】曰、仁和二年丙午九月卅日乙巳、奉送伊勢齋内親王、使中納言藤原朝臣山陰、二十八日奏狀、今日申時到來、傳、今日巳時、王輿出自近江國垂水頓宮、西時到伊勢國鈴鹿頓宮、戊時西垣之外一借屋火、内親王乘更衣滋野朝臣直子車、出於頓宮、即遣守藤原朝臣繼

設、本備非常、【日本紀略】云、延曆八年七月甲寅、勅伊勢・美濃・越前等國廢關、

【類聚國史】曰、大同五年九月丁未、緣遷都事、人心騷動、仍遣使、鎮固伊勢・近江・美濃等三國府竝故關、【日本後紀纂】曰、大同五歲九月丁未、緣遷都事、人心騷動、仍遣使鎮固伊勢・近江・美濃等三國府并故關、繫右兵衛督從四位上藤原朝臣仲成於右兵衛府、又曰、戊申太上天皇今日早朝自河口道、入於東國、凡其諸司并宿衛之兵皆從焉、于時遣大納言正三位坂上大宿禰田村麻呂奏請、綿麻呂武藝之人頻經邊戰、冀將同行即授正四位上、拜參議以遣之、歡喜踊躍、即駕兵馬、【賀茂皇大神宮祭祀】云、弘仁元年平城天皇寶祚の御心ありて、軍勢を牽し南の都を御立あつて、東國に臨幸のとき、嵯峨天皇これを防ぎとめ奉るへき旨、田村丸に勅ありしかば、田村賀茂の社にまうて、身の大事究りぬとて念ふかく爰にいのり申て、ぬささ、け奉る。其後鈴鹿に關をかまへて、先帝の御幸をおしと、む、茲にして兩陣いとみた、かひけるに、御めくみふかく神力をくわへ、數萬の軍兵に現し、山も動搖するはかりして、終に敵軍を追なびけ、藤原の仲成とて先帝の大將軍も討れにき。

【日本紀畧】曰、醍醐天皇延喜六年九月廿日、鈴鹿山群盜十六人、令進過狀、誅殺之、【日本事蹟考】云、伊勢國鈴鹿山、昔

有賊出沒、如鬼將軍坂上田村丸、奉勅討滅之、以其溢故置關、
【異制庭訓】云、於本朝者鈴鹿山立烏帽子、後一條院御宇山
城守保昌舍弟保輔爲強盜張本、蒙追討之宣旨廿五箇度也、
【前太平記】云、不敵の海賊共なりしかば是を不悅、我々は
去る延喜年中に伊勢國鈴鹿山にて、官軍に討れし山賊の首
領、伊賀壽丸と申者の孫にて候と云、【癸未記行】云、俗
傳靈女見田村、【あつまの道の紀】云、峠にかゝる、その上
に茶屋あり、是をさかひて、南は伊勢、北は近江なり、鈴鹿
山をみるに、此山はむかし鬼神の住し所といふも理りに、
峨々と聳て外に似ず、おもひなしにやあらん。

按、關路山重り、人家遠きを以、古來妖賊こゝにかくれて、
旅客を剽掠す、【今昔物語】に、古鈴鹿山の女盗人と云は、
所謂立烏帽子かことなるへし、幻術を行ひしにや、野史に
坂上朝臣田村五郎利成、勅を奉して鈴鹿山の鬼女をうつ
と云、因て田村磨夷を平鎮するの功を觀世音に祈り、
凱旋の後、延曆十七年清水寺を建立するを以、俗傳風謠
利成のことに傳會して、妄誕の説をなす、田村磨のこゝ、
に兵を用るは、大同五年鎮國の役にして、妖賊の爲には
あらず、【事蹟考】の説は恐くは是にあらず。

【新拾遺集】曰、題しらす 荒木田氏忠
ふり捨て誰かは越んす、か山、關屋は夜半の月守

りけり

【月清集】曰、
鈴鹿山關の戸明るしの、めに、猶道たゆる峯のし
ら雲

【夫木集】曰、

紅葉はの關はず、かのいせの山、にしきをぬすむ
風をとをすな

【長明家集】曰、伊勢へ下りけるに、す、か山を出て、關屋を
見れば、人もるすあれにけり、都の方には、散果にし萩の、
所々残りたるを見てよめる。

小萩原花にそ秋はとまりける、關屋は風のもる名
のみして

【信長記】永祿十年曰、勢州平均に打したがへ給ひしかば、且政
道可取行とて、宗従の人々を召集めて、仰せけるは、當國關
役所、悉く可停止と思ふはいかに、往還の費のみならず、殊
更參宮の輩も過半せり、萬人を安んずる事は、國家を保つ者
の樂とする所也、中略十一月十日千種越に掛り、急かせ給
ふ程に、翌日上京有て、今度於勢州凶徒等悉攻亡し、萬民撫
育の功を立、諸關令停止、往還の累無き様に、致沙汰つる趣
被申上云。

按、鈴鹿山は本國の西極にして近江に隣る、關門、古は山

尾にあり、其後だん／＼下て坂の驛にをき、それよりの
ち今の關驛にをきしまで、九たび遷徙せしゆへ、地藏堂

に九關山の號ありと云、又關驛の市中關柵を設て、人別
に五錢をとり、來往せし處とて、新所と云あたりに、一の
關・二の關の名遺り、其關門の儀鎗一柄今ありとも云、
【信長記】に擧るところ蓋新關なり。

○蝦夷櫻 按、關市中にあり、花樣常に異なりと云、然れと
も今朽てなし、只其名を傳ふるのみ、蝦夷を以名つくるは、
蝦夷人のゆかりなるや、又は【新後撰】定家卿のゑぞすきぬ
の歌より、名とせるや、其所由は詳ならざれとも、其名の存
するを以、こゝにあくるのみ。

○蒲櫻一名 按、石藥師驛上方にあり、古老相傳ふ、源範賴
諸平氏追討の役、此地を過るの日、其鞭を以て逆に地にた
て、恙なく凱旋のことを藥師佛に祈る、故に逆櫻とも云。

○平資盛宅址 按、久我村にあり。

○景清宅址 按、邊法寺村にあり、不動院より異五町計去
て、方三十歩はかりの環堵あり、其門蹤とて堆き處に楠の
大木あり、俗景清屋鋪と云。

○箭卸長者宅址 按、津賀村にあり、域内廣大にして敗瓦
地に布く、尤所由あるへし。

○岡部忠澄宅址 按、甲斐村にあり。

(山おこか)

○御所谷 按、鷄足山の幽谷にあり、江州に近し、古老相傳
ふ、多氣國司名 此處に退隱あり。
○吉尾道場址 按、北畑村にあり、高田眞惠法師誓く流寓
の地、是より三重郡小松へ移居あると云。
○安禪寺宮 【山かつの記】曰、五十あまり二とせの御よは
ひ、いまた御行末もはるかなる御事の、おもひあへず雲か
くれたまへは、君も臣もた、あきれまとへるはかりなり。
廿七日の曉ほとちかき、聖壽寺といふ禪家へ、御輿にて忍
ひていたしたてまつる、陣中の事に侍れば、なにのきしき
にもおよはず、いつしかかはる御事ともそあはれにみへ
し、御それいは正月三日、ひてん院にて、有へきよしなど
きこゆ、御中陰は聖壽寺にて、をこなはるへきにこそ、院の
姫宮安禪寺殿、かの寺にかりそめながら、うつりすませた
まへは、かた／＼たよりも侍るや、このたひのみたれより、
都をとをくふりすて、伊勢にくたり、す、か川のはとちか
き、山里にすみわたり給ひしに、かしこく上りあひかゝる
御世にあひ給へること、孝行のいたりとおほえ侍り。

按、後花園上皇、文明二年十二月廿七日崩御の事をしる
す、安禪寺殿は、後花園上皇の皇女、後土御門帝の御姊な
り、本郡原村に尼御所の遺址とて、かこち山と云へる處
あり、其下流をかこち川と云、この宮の都をかこち玉ふ

より、名つくとなん。

○廢聖壽寺 【親長記】曰、文明十年八月十九日、右大辨宰相兼顯祇候仰曰、伊勢國聖壽寺福家住持可着紫衣・香衣之間由望申、東洞院殿被執申、可存如何哉、可申所存云、

按、悲田院の末寺なること、亦【親長記】に見はる、遺址今詳ならず。【山の霞】後花園帝云、聖壽寺に安禪寺殿をほしましけるによつて、廿七日先かの寺へ出し奉る、悲田院にて御葬送の儀ありと。此聖壽寺は京師今出川に遺址あり。然れば京にあるは本坊にして、伊勢にあるものは住侶退隱の寺院なれば、其ま、本坊の名を命して竝に悲田院の子院なるべし。後安禪寺の宮のわたらせ給ふも、此寺院なるべし。今かこち山の所縁によつて、こゝに竝へあく、後の考に備ふ。

○廢正光院 按、山下村にあり。

○廢大善寺 按、共に白木村にあり。

○廢無量大聖寺 按、小岐須村にあり。

○廢阿彌陀寺 按、小岐須村にあり。

○廢玉傳寺 按、共に山本村にあり。

○廢國照寺 按、共に山本村にあり。

○廢東光寺

○關城 按、關驛新所にあり。四郎關某初て築くと云、一説新所は盛信の城塞にして、龜山の本城と云。

○小野堡 【東鑑】曰、元久元年五月六日朝政飛脚重到來、去月廿九日到伊勢國、平氏雅樂介三浦盛時并子姪等構城郭於當國六箇山、數日雖相支、朝政勵武勇之間、彼等防戰失利敗北、凡張本若菜五郎、城郭構處、謂伊勢國日永・若松・南村・高角・關・小野等也、遂於關小野亡其命云。

按、小野村の西にあり。關氏家臣小野筑前居守。

○白木堡 按、郭方二十歩に十八歩ばかり、俗白木殿屋鋪と云。

○住山堡 按、住山其左衛門居守。

○小川堡 按、小川圖書一説關氏家臣居守居守。

○平尾堡 按、二處あり、一は城殿屋鋪と云、一は大藏殿屋鋪と云。

○邊法寺堡 按、鶴村彈正居守。

○嶺城 【太閤記】曰、羽柴小一郎殿・三好孫七郎殿は、一益甥瀧川義大夫か楯籠ぬる嶺之城に押寄、幾重共なく打圍み攻にけり。

又曰、峯城關地藏の要害をば、堀柵を幾重共なく付廻し、鳥の外通ふものとは、嘯奕如き物斗也。如此丈夫に被仰付、攻手の勢を相定め給ふ。

按、川崎村にあり、東西凡七十五歩、南北百四十歩ばかり、峯越前守初て築き數代居守。秩三萬石 領邑廿四 天正二年峯八郎四郎長島にて戰死、弟與八郎幼なるゆへ、岡本良勝城主となり、後龜山へ移りて此城廢す。

○原堡 按、峯氏家臣堀内帶刀居守。

○南畑堡 按、俗修理殿垣内と云。

○北畑堡 按、頼朝卿の行營なり。地名丸岡又鷹場と云。

○小岐須堡 按、關の側室小岐須常陸介居守。

○山本堡 按、村の南西岸寺の後にあり。外郭東西百十歩、南北九十歩、内郭東西廿歩、南北十五歩ばかり、山本刑部少輔居守。天正の亂に嫡彌七郎二男極樂寺濃州岐阜にて戰死、其時刑部病死、此城廢す。

○大久保堡 按、大久保伊豆守居守。

○高宮堡 按、居主姓名闕く。

○上田堡 按、字ひの坪と云、織田信孝の臣古川九兵衛居守。古老傳説に、嶋津薩州關原敗北の時、此處に三日流寓。

○高富堡 按、石藥師驛字東條にあり。織田信孝の臣將監片岡則宗、其子則高、其子彌八郎則正居守、采地五千貫と云。

○莊野堡 按、神戸氏家臣越後守小澤吉次居守。

○岡田堡 按、俗岡田殿屋鋪と云。

○平野堡 按、神戸氏家臣伊東茂右衛門居守。

○國府城 【雅康關東海道記】曰、明應六年五月十三日、國府佐渡入道誠泰在所にまかりて兩道あり。

都をはきかて出にしほと、きす、伊勢まてたれか待と思はん

按、國府村の西の方にあり。外郭東西百八十歩、南北百歩ばかり、佐渡守初て築き九代居守。秩三 萬石 次郎四郎に至て廢す。

○阿知本堡 按、白井某居守。

○阿濃田堡 按、豊田越後居守。

○山下堡 按、田名瀬某居守。

○鹿伏兔城 按、下加太村字市場の上方にあり。西郭東西二十五歩、南北二十歩、東郭東西廿五歩、南北二十歩ばかり、加太氏數代居守。又下の城とて東西三十歩、南北三十二歩、濠四十八歩、全郭周壘方六十歩ばかり、是居主詳ならず。

○和田堡 按、和田以下俱に堡主詳ならず。

○泉堡

土産

○著 按、龜山にあり。又安樂谷に生すと云、未だ詳ならず【本草綱目】載對向言、龜千歲而靈著、百年而一本生百莖也。

褚先生云、蒼兩百莖、其下有神龜守之、其上常有青雲覆之、此説をみれば龜山の地に生ずると云もの、尤所由あるへし、惜哉事實を逸すること。

- 葦トコノ 蘇並香掛村出 早米菅内村出
- 芋 牛蒡並山本村出 柿長瀬村出
- 蘿蔔 栗並石藥師村出 甜瓜甲斐村出
- 西瓜高宮村出 年魚御賀川 胡蘿蔔關驛出
- 薯蕷一之瀬村出 杉加太谷出
- 河鹿 按、加太溪及び鈴鹿溪に生ず。一名河ふぐと云。鳴聲清亮尤賞愛にたへたり。
- 石小岐須、小社、上野、一之瀬等村柱礎等表津梁石白礪碣之類多出石工亦良

製造附

○弦 【尺素往來】曰、作懸坂弦關弦、都合百張、
 【源平盛衰記】曰、重藤弓に關弦かけて、七もぢり成る眞弓に塗弦かけて云。
 【職人盡歌合】曰、十六番つるうり、つるめし候へ、ふせつるも候、せきつるも候、
 ひきはへてなかき夜なからなかめはや、かけも白木のゆみはりの月

ゆふくれの山の端みればまつさかや、つるくとこそ月は出けれ
 左本まゆみの心ひきあひけり
 右まつ坂やつるとは、つきたれと、つるくの詞た、こと葉也。以左爲勝。
 按、關、坂の兩邑より出ず、今は亡ぶ。後世軍中の用弦、漆を以製するを關弦と稱し、或樂又上芋を横に巻くに、諸卷、片卷の差あり、是を諸せき・片せきと云も、製造の地名を以、遂に名目とするなるへし。且關の豪姓に眞弓氏あり、蓋古弓工をこ、にあつむる歟。
 ○加太鷹 【將軍家譜】曰、天文十八年十月、伊勢國人加太獻良鷹、前將軍家自愛之、屢放鷹於江州滋賀山中、彦部雅樂頭晴直爲鷹師著狩衣
 按、加太村、古老云古本邑より良鷹を將軍家へ獻すれば云。放撃せしむれとも一禽を獲す、加太の民をめてこれを語る、對て曰く、此鷹嘗て吾曹ワラ小人の手に飼養す、今俄に官家に升り、さだめてめなれぬ美服に恐てならんと、因其服を假粧して是を放つ、疾撃群を拔す。是より鷹師の服は起れりと云。本文姓名を脱するは賤者なるへし。
 ○糯米註野 【丙辰紀行】曰、石藥師の西龜山の東に莊野あり、此所の民家に、火米をちいさき俵に入れて、毎戸ならへて

三國地志卷之二十八

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國鈴鹿郡

氏族

をく、其俵の大きこふしのことく、又は槌のことくなるもあり、輪子の勢いに包み縛へてあるを、旅人買とりて、家つとにすといふ。

- 櫛坂下驛製 鯖鮮 草鞋並一之瀬村
- 火繩 昆蕪並關驛 豆腐龜山驛
- 林香 椒皮 茶並安樂谷
- 唐茶圓福寺 簸箕上野村 苦南畑村
- 柴山本小岐須小社 炭加太村

○忍山宿禰 【舊事本紀】曰、日本武尊妃穗積氏祖忍山宿禰女弟橘媛、生一男兒稚武彥王命尾津君・揮田君・武部君等祖、按、武尊凱旋の日、本郡能褒野經歷の路程といへとも、此地に外舍忍山氏の所由あるを以て、暫く寄寓し終に神去玉ふ歟。
 ○大比古命 【倭姫命世記】曰、川俣縣造祖大比古命參相支、汝國名何問賜、白久、味酒鈴鹿國奈具波志忍山止 白支、按、本郡川俣式社あり。又【續日本後紀】枚田郷川俣、共に鈴鹿水脈の地とみゑて、其域詳ならず。忍山は大彥命固有の地、故に大神宮遷幸の時、出仕して以てみあへし玉ふならん。
 ○縣主 【姓氏錄】曰、縣主蓋景行皇子、日本武尊之後也、按、【式】に縣の社、川崎一名縣にあり、是能褒野の南につ

三國地志卷之二十七 終

づく武尊後裔の本居むへなり。

○味酒首文雄【舊事紀】曰、大内記味酒首文雄、歎稱木兎宿禰之後、賜味酒臣姓被貫伊勢國、按、味酒は本郡の諷詞なり。

○鈴鹿王【續日本紀】曰、聖武天皇天平十七年九月戊午、知太政官事兼式部卿從二位鈴鹿王薨、【公卿補任】曰、天平十七年乙酉、知太政官事從二位鈴鹿王、太政大臣高市皇子也、天平三年八月叙正四位上、任參議、四年五月叙從三位、十年正月叙正三位、知太政官事、十二年二月兼式部卿、十五年五月叙從二位、十七年九月薨、在官九年、【官職難義】曰、聖武天皇天平九年に、鈴鹿王を以又准大臣、同十七年に鈴鹿王薨て以後久絶。

按、鈴鹿王は、天武帝の御子高市皇子の御子長屋王の弟なり。鈴鹿を以て稱すること、本居の地名による歟、又外戚の所由歟、其事詳ならず。竊按、鈴鹿社中此王の靈神を祭るべけれど、逸て此傳なし、故に記して後の考を俟つ。

○上總忠清【東鑑】曰、元暦二年五月十日壬辰、於志摩國麻生浦、加藤太光員郎從等、擲取平氏家人上總介忠清法師、傳京師云、同十六日戊戌、忠清法師於六條河原泉首、【源平盛衰記】曰、元暦二年五月十日、上總入道忠清を、姊小路川原にして、河越小太郎茂房首斬遂に遁さりける、命を惜

名乗玉ふ。判官は如何に、三浦・佐々木はなきか、熊谷・平山は無歟。

按、景清事跡、本國にも處々に口碑のこれり、然れども或加藤景清、或梶原景清などを混するあり。相傳ふ攝州川邊郡三室寺に、景清伯父大日坊住す、景清これを害す、故惡七兵衛の號あり。又一説大日宋朝に在り、佛照徳光禪師に謁して歸朝す、平族滅後、景清此僧を訪ふ、大日酒を出して饗せんと門を出る、景清謂く此僧我事を源家へ訴るならんと、是を殺害すと云。景清墳墓城州八幡山七曲正法寺にあり。又日州宮崎に祠あり、建保二年八月十五日卒すと云。忠清・忠光・景清三代の牌子、邊法寺村不動院に安置、且景清宅地見に存すれば、此土の人とみえたり。

○關一黨【南朝紀傳】曰、正平廿二年閏六月十七日、平一揆伊勢國へにけて上る、此子孫龜山に住す、關の一黨是也。【應仁記】曰、三條殿をば、伊勢關と、備前の勝田次郎左衛門尉と、兩人の勢わつか五百計にて相圍む。【足利紋様】曰、伊勢平氏關上羽蝶【中古日本治亂記】曰、建仁四年の夏、盛國か嫡子左近將監實忠か代に成て、初て勢州鈴鹿郡關谷を賜り、號關左近將監實忠、幕紋には上羽蝶を付てけり、是清盛の紋とかや。其後時政か舅となり、鎌倉に居住せり。其弟平の三郎左衛門尉盛綱は、北條か執權す。北條天下執事と

みて降人になりて斬られにけるこそ無慚なれ。

【平家物語】曰、侍大將には上總守忠清其子上總太郎判官忠總、飛驒守景家其子飛驒太郎判官景高云、又曰、上總守忠清・飛驒守景家は、去々年入道相國薨せられぬる時、二人ともに出家したりけるか、今度北國にて、子とも皆うたれぬと聞て、其思ひのつもりや、遂になけきしに死にける。

按、忠清上總を以て稱することは、父祖の任國を襲稱するなり。實は本國の人にして伊藤を稱號とす。然れども其父祖系屬詳ならず。物語に上總守といへるは介の誤なるべし。

○上總忠光【東鑑】曰、建久三年壬子二月廿四日丁卯、於武藏國六連海邊、囚人上總五郎兵衛尉忠光泉首、義盛奉之、日來斷漿水云。

【平家物語】曰、侍大將には、越中次郎兵衛盛次・上總五郎兵衛忠光・惡七兵衛景清・伊賀平内左衛門家長をさきとして、都合其勢二萬餘人、小船共に取乘て、播磨國におしわたり、室山に陣をとる。【源平盛衰記】曰、侍大將には、越中前司盛俊子息太郎判官盛綱・同次郎兵衛盛次・上總守忠清子息五郎兵衛尉忠光・七郎兵衛景清云。

按、忠光上總を以て稱するは、父の受領を通稱するのみ。

○伊藤景清【源平盛衰記】曰、今日此頃童部までも沙汰すなる、上總惡七兵衛景清、我と思はん人は落合々大將軍と

號して、恣に政道を執行ひ、武威逞しく成し時、彼盛綱も始て關を改て、長崎平左衛門尉と名乗けり。北條高時入道崇鑑か時に至つて、長崎新左衛門尉高資と云しは、此盛綱か末葉なり。關と長崎とは兄弟たるに依て、共に鎌倉に居住して、北條に奉仕しける。元弘三年五月高時入道滅亡の時、左近實忠六世の孫、關四郎盛政と云者、關東より勢州に上り、關谷龜山に住しけるに、彼所の者共は、元來主君の好みに依て、盛政を賞翫せり。其後盛政足利尊氏將軍に相屬し、關谷を安堵して、子息餘多を儲けたり。嫡子關太郎盛澄とて、神戸に置、盛澄入道して柏巖と申けり。二男は置國府、國府次郎盛門と云。三男を置龜山、三郎盛繁と云。四男置鹿伏、鹿伏兎四郎左衛門尉盛宗と云。五男は置峯、峯五郎政實と云。是皆尊氏の味方として忠戦し、鈴鹿・河曲等の諸郡の中に、賜所領、子孫大に繁昌せり。去れば河曲・神戸・峯此三家の領地凡四郷、軍兵六百人、馬上百騎、小人四百人合一千人の大將なり。又國府・鹿伏兎兩家の領地十二郷、其内國府の一郷は奄藝郡白子にあり、又鹿伏兎家の一郷は朝明郡富田にあり、兩家の軍兵三百人、内騎馬五十騎、小人二百人、合五百の大將也。其外五家與力合千人、關家の軍勢合二千人也。按、關一黨の事【紀傳】には、正平廿二年と記し、【伊勢軍記】【北畠物語】【治亂記】等には、元弘三年とす、其統系

も説々ありて詳ならず。實忠實忠 實賴實忠 實治實忠 盛繁等野史口碑のみにて其實を知らず、故今古證あるものを下條に擧て後の考を俟つ。

○關左馬助 按、關家の統、應仁廿一年云の事、【南朝紀傳】にみえたり。

○平盛貞 按、關家の統、民部大輔に任ず、明應八年云の事【關東海道記】にみえたり。

○平盛政 按、關家の統、四郎と號す、天正二年八月七日卒す、玉堂宗鳳と云、宗一の遺牌及【永明寺舊鬼簿】にのす。

○平宗一 按、關家の統、盛政の男從五位下に叙し安藝守に任ず、本郡内にて三萬石を領す。後萬鐵齋と號す、新所に退隱す。【多氣分限帳】に御幕下云と記し、【太閤記】に入道萬鐵齋とある是也。文祿二年六月廿八日卒す、天應宗一と號す。【永明禪寺舊鬼簿】にのす、瑞光禪寺に牌子を安す。

○平種盛 按、宗一の遺腹に見えたり、【永明禪寺舊鬼簿】に壽身保國童子天正三年卯月三日關殿子息とのす、是歟。一説天正十二年七月廿九日長島にて討死。

○平豐一政一 按、關家の統、宗一の男、初右兵衛尉後長門守に任ず、本領を受けて龜山に居す。天正書軸瑞光寺に藏す。

○平誠泰 按、國府家の統、佐渡入道と號す。明應八年云の事、【關東海道記】に出る、又國府家の系脈次郎盛門佐渡盛門に見えたり。

○平名關名 按、彌三郎と云、天正四年二月四日卒す、雲岳公と號す。實親以下皆加太家の統なり。共に永明禪寺の舊鬼簿に見えたり。

○平名盛名 按、峯家の統、越前守に任ず。某年月十五日卒す、高嶺忠公と號す。是より先き五郎政實實治五男 大和守、但馬守、主水佐等の名ありといへとも、其系統詳ならず。

○平名盛名 按、越前守の男、大和守に任ず。天正十二年五月六日卒す、秀嶺宗高と號す。

○平名清信 按、大和守の男、與八郎と云、天正六年三月五日卒す、廿一歳、雲嶺基公と號す。越前守以下峯家の統なり。此三代原村金光禪寺の舊鬼簿にのせ、并に牌子を安す。

○小野正信 按、關家の族、文安元年十二月三日卒す、玉岩道珍と號す。

○小野俊信 按、應仁二年六月十八日卒す、林谷宗茂と號す。

○小野景信 按、延徳三年八月十五日歿す、月光壽桂と號す。

○小野久信 按、永正八年十二月朔日歿す、雲岳盛貞と號す。

○小野光信 按、天文三年七月十二日歿す、薰庭道香と號す。正信以下永明禪寺の舊鬼簿にのせたり。

男武藏守、名武藏守男山城守勝盛、勝盛男佐渡守勝清、勝清男佐渡守、名出羽守盛直、佐渡守盛邑初友之進實 次郎四郎盛種盛邑 天正十二年五月六日加賀野井夜戰に敗北、是時廿代にして滅すと云、系統詳ならず。口碑傳聞、擧て後の考を俟つ。

○平實親 按、鹿伏兎家の統、讚岐守に任ず。永徳元年八月廿七日卒す、永巖哲公と號す。是より先八郎實信關實治四男 四郎左衛門尉盛宗、宮内少輔盛秀、近江守秀清等の名ありといへとも、其系統詳ならず。

○平貞俊 按、實親の男左京亮に任ず。應永十七年七月六日卒す、以應善公と號す。

○平名關名 按、貞俊の男孫太郎と云、正長元年三月晦日卒す、涼澤心公と號す。

○平名秀宗 按、豐前守に任ず。或舊記云、加太家所領は、加太・楠原・林・楠・平尾・八能八能今作安清清當 一圓、自餘西富田・與河原河原今作 窪田・今井・黒田・府中國府 已外、關雲林院兩家領と雜入して、二萬石餘ありと云。天正元年八月十日卒す、月窓宗心と號す。一説豐州越中國にて戰死。其子右馬助、織田信雄・小出吉政・前田利長等に歴仕、關原の役功あり。後池田輝政に仕へ病死すと云。又二男六郎四郎盛氏は、天正十二年七月廿九日長島戰場にて死す。

○藤原忠澄 按、南家の末岡部權守泰綱男六彌太と云、薩摩守忠度を討たる賞として、忠度本領の莊園五箇所を給はると【盛衰記】に出たり。本國は平氏の舊領多ければ、甲斐村又五箇莊の一にして忠澄領せる歟。【東鑑】に、粥安富岡部六野太とのせたり。古老云、忠澄此地にして歿せしと、居宅墳墓の舊跡、及び陣幕など、今秘在すれば、是亦證とすへし。

○木下織部 按、木下村の人、峯氏の從騎。本邑宗徳寺に藏む幕地圖布紋丸の内に十萬と云文字を藍染に又藤原古雅爲物にあらずといへとも、後世の修補なきにあらず。

○野間喜兵衛 按、下之莊村の人、峯氏の從騎。一云宮本藤原

○坂仙齋入道 按、加太村の人、國司の侍醫。本藤原

○木下以下【多氣分限帳】に出てたり。

流寓

○平資盛 按、小松内府の男、嘉應二年十二月十六日、松殿下犯乘の罪にて本郡へ配流のこと【平家談】にもみえたり。

○平盛久 按、【源平盛衰記補闕】に、【平家談長門本】を引て曰、主馬入道盛國が末子に八郎左衛門盛久云。本領紀州にあり、資盛流罪のとき隨從して、久我村に流寓するとみえたり。

○平國俊 按、助次郎と云、盛久流寓の時出生すと、山室

氏の系圖にみえたり。是平氏の近臣たるを以て、資盛に附屬して此地にをくこと、所見詳ならずといへとも、時體恐くはしからん。

女流

○弟橘媛 按、忍山宿禰女なり、事上に出ず。

三國地志卷之二十八 終

○磯山 【塵塚物語】曰、伊勢の國に、いそ山といへるむらあり。そのあたりに松のはやしあり。此所の松は、生ひ立よりすくなるはなし、土の上一寸ばかりの頃より、大小にいたりて、皆風流に曲折ありて、いと興ありといへり。是則當所の名物なりとかや。いづれも曲直をも、わざとならずして、いとえならぬ松にて侍る。すべてむかしより、名物は草木にかぎらず、皆やんことなく、覺へ侍るとしるしけり。按、磯山根上り等の松、其形他に異なり。

- 稗田 ○木鎌
- 稻生神祇式作伊奈富 ○鹽屋鹽屋以下稻生別名
- 按、稻生三郷と云、西村御園【神鳳抄】に見はる。
- 德田神鳳抄作得田 ○磯 ○畑
- 横知或作横道磯以下德田郷 ○秋永 ○圓應寺
- 中瀬古 ○郡山 ○下越知
- 山越知 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 御園 按、【神鳳抄】に玉野御園、又玉野村御園あらはる、今村を御園と云ひ、園を玉野と云ふ。
- 德居勝定院義持舊案作德未名 按、應永卅一年、文明元年東大寺八幡宮舊案あり。
- 長法寺 按、長法大寺今廢して村名獨存す。
- 三宅 ○三行 ○久智野

三國地志卷之二十九

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國奄藝郡

郷名

- 奄藝和名安無木今廢 按、今郡名に存す、古へ一身田の邊なりと云。
- 田井和名多井今廢 按、今山田井村存す。
- 鹽屋和名之保家今廢 按、今稻生村支郷に存す。
- 服部和名八止利今廢 按、式に服部社あり、郡山神領舊案に服部郷七尾崎と云、ことありと云、今所在詳ならず。
- 黒田和名久呂多今廢 按、今村名に存す。
- 窪田和名久保多今廢 按、今村名に存す、今窪田の庄と云。已上【和名抄】に出る所なり。

村里

- 栗間 ○寺家 【親長日記】曰、文明五年二月十二日伊勢國栗間の莊、禁裏御所也。
- 大別保 ○一色 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 影重一色以下大別保支郷 ○中瀬 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 濱田 按、御厨或新瀨田【神鳳抄】に見はる。
- 赤部 ○北黒田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 高佐 ○小川或粉川
- 中山 按、延文六年・應永四年・同廿年、圓光寺領寄附の舊案に栗真莊中山云。
- 白塚 ○町屋 ○田畑
- 今井 ○今井谷
- 一身田町 【日本後紀纂】曰、賜繼子寮田、其一身之役收爲寮田、事詳本部女流條下 按、御厨【神鳳抄】に見はる、或東一身田の身田 號此地に限るべからず。婦人繼嗣なきを以賜田、其一身に止るの謂なり。たま、繼子の事蹟を以、本邑の名とするのみ。【政事要略】云、采女田一身之後、爲無主田と、云ものはなり。
- 平野 ○上津部田 按、御厨【神鳳抄】に見はる。
- 大古會或作大乃己所 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

- 窪田 ○坂部窪田支郷
- 山田井 ○野崎
- 山室 ○野田
- 川北 ○小野田
- 高野尾 ○森又云森川大古會支郷
- 楠平尾 ○按、野
- 林 ○御厨神鳳抄に見はる。或小林御厨
- 楠原 ○神鳳抄に、本郡に入て鈴鹿郡楠原と云。今親見するに、鈴鹿郡の境にして本郡に屬す。
- 萩原 ○福德

神祠

○伊奈富神社 【朝野群載】曰、政所御下文、攝政右大臣家政所、下伊勢國稻生社並栗真御莊、可早任年來例、且停止彼此非論、且召遣濫行下手人事、稻生社四至、西限國府東祓河、東限白子濱、南限井手橋南畔、北限奄藝、川曲郡堺、栗真庄四至限下脱簡、右以彼御庄解狀、令問社家之所、陳狀云、吉田大明神依無指封戶田島、敢無守護神民、因茲年來件社、爲末社、以其地利、所勤仕時節供祭也、是亦諸社一同之例也、而御庄住人耕作神田、旁構謀計、猥所押取也、爲觸子細、神民等度々

行向之所、助任所從等、帶弓箭去長治三年十一月頃、神人五人、所打損也、件下主人可召進之由雖被仰下、未被決斷之間、濫行彌甚云云者、早任年來例、停止非論、兼可令召進、下主人之狀、所仰如件、禰宜並庄司宜承知依件行之、不可違失故下、嘉承二年十二月日、案主記、別當式部大輔藤原朝臣、大從主計允佐伯、散位高階朝臣、知家事大膳屬大神、右大辨兼近江守平朝臣、左京屬中原、前常陸介高階朝臣、大炊屬笠、太皇太后宮權亮源朝臣、左兵衛志宗岡、前淡路守源朝臣、左衛門府生清原下脱、

【神宮雜事記】曰、昌泰三年十二月日、左衛門尉平季衡科上祓、使神祇大祐大中臣維經、卜部權大副兼懷等也、事發者、今年三月三日菴藝郡坐稻生社乃祭日也、而檢非違使河內常重、駿河前司平惟盛朝臣乃從者、又件左衛門尉乃從者共、口舌之間、恒重並男子從者總三人、被射損已、其中從者男矢庭死去了、常重父子僅存命、件下主人等、三重郡宇衣比原御厨住人也、仍祭主永輔年來蒙勅勘、此九ヶ年之間、雖不下向、仍祭主下文、令追捕之間、御厨内住人二百餘家、内外共損亡、仍主人各依宣旨科祓勤仕、又被殺害之神民、以替人天被令辨替已、是則河曲神戶預大鹿武則被殺害之時、故越前々司正度朝臣依宣旨令辨替也、仍任其例、且任式條、所辨替已了、

【夫木集】曰、

あふ事をたのみたのます伊勢路なる、いなつの神のき、もなさはや

【本社縁起】引風土記曰、大宮那江大國道命、西宮地主姫神、三大神宮雷電神是也、昔天若國若之時、天照大神並大國道命、共計而曰、吾等天降瑞穗國可王、人民令豊、是時保食神腹中生稻、天照人取持云而奉進之、于時天照大神喜之、是物者則顯見蒼生可食而活也云、

按、稻生村の乾の杉山神路の岡に座す。俗稻生明神と稱す、十一代崇神天皇御宇、靈夢の告に依て祀る所なりと云。祭神本文に見えたり。大宮・西宮・三大神と稱して三の神殿あり、封内廣く古く、大宮に七所の別宮、五基の鳥居、五重の寶塔、七島の御池雲海城あり。西宮に三所別宮御池あり。三大神に八所の別宮あり。又菩薩堂と云一字あり、三社の本地堂と稱して、一寸八分の菩薩を安す、故菩薩淨瑠璃の號ありと云。又東岡明神大宮より、西相去こと十八町、本社の内院と稱して神祕の地とす。其外花木明神、浦岐橋、神樂岳等の地、皆本社の所由を傳へ、實に大社の靈地とみえたり。御獅子土俗四頭を秘在す、古老相傳行基弘法春日安阿彌所作丑辰未戌三月朔日三日大祭あり、俗之を三年一度の稻生祭と云。郡山今除・山本・別保・大古會・箕田・中戸是等の祠官吾社の御獅子を警衛して爰に集り舞踏す、俗之を十二頭

の舞退と云。是より先正月七日、四頭の御獅子、三社の廣前にて舞初、九日より郡縣を歴舞して、二月廿八日に本社へ歸坐す。餘社の御獅子其社の式あり是同からず又南宮八幡・御崎祠・八王子祠・南八王子祠・本丸牛頭天王祠・齋宮司一祠・富士權現祠並に里巷にあり。

- 加和良神社 按、徳居村川邊に坐す、俗に八王子と稱す。或云、長法寺村稻荷祠是なりと云、孰れが是なることをしらす。
- 多爲神社 按、【和名抄】田井の郷あり、山田井村のこと、みえたり、此の村に坐すか。
- 大乃巳所神社 按、大古會村に坐す、大乃巳所・大古會訓相通ず、俗大梵天王と稱し、天王・神明・稻荷・八幡の四座を祀る。
- 酒井神社 按、郡山村に坐す、祭神三座、稻生の新宮と稱す。
- 尾前神社 按、大別保村に坐す、俗正一位明神と稱す、祭神詳ならず。舊社地は、今の社より八町ばかり、西字中尾前にあり。
- 彌尾布理神社 按、北黒田村の北山上に坐す、俗稻降明神と稱す、三の神殿あり、稻生同徳の神を祀る乎。末社八幡・春日同殿祠・聖祠なり。

○服織神社 【雄略紀】曰、吳所獻手未才伎漢織吳織及衣縫是伊勢國衣縫之先也、按、【和名抄】に服部の御名あり、所在詳ならず。

○横道下神社 按、横地村に坐す、俗に天王・春日と稱す、是か。

○久留真神社 按、白子町栗間に坐す、俗春日と稱す、是歟、【式】淡路國津名郡伊勢久留麻神社云、祭神つまびらかならず。

○事忌神社 ○石積神社 ○比佐豆知神社

按、事忌以下三座今所在詳ならず、已上十三座竝小、【延喜神祇式】に出たり。

○三宅神社 按、三宅村に坐す、俗正一位手力明神と稱す、手力雄神を祀ると云、一説稻生同徳の神とも云、亦詳ならず、末社三、宇佐八幡の祠・春日祠・劍神今祠なり。

右一座【神祇式】鈴鹿郡に屬す、今更て本郡に移載す。

- 牛頭天王祠勝手相殿 ○福徳天王祠 ○愛宕祠並白子町
- 勝手明神祠野町村 ○木立明神祠 ○熊野祠
- 八王子祠 ○天神祠 ○正八幡祠
- 辨才天祠 ○神明祠並寺家村 ○正八幡祠磯山村
- 正八幡祠 ○熊野祠 ○牛頭天王祠五

- 神明祠八王子同殿 ○天神祠並徳田村三郷 ○辨才天祠
- 牛頭天王祠並秋木村 ○春日祠圓應寺村 ○愛宕祠
- 居木天王祠 ○富士祠並瀬古村 ○八王子祠神田村
- 春日祠下越知村 ○正一位明神祠 ○白山祠
- 牛頭天王祠 ○八王子祠並郡山村 ○正八幡祠天照大神春日同殿
- 山王祠 ○熊野祠 ○牛頭天王祠
- 八王子祠三 ○鎮守祠 ○稻荷祠
- 大日祠所祭大日靈貴乎 ○天王祠八王子同殿 ○諏訪祠正八幡以下並磯田村
- 八幡祠 ○雨竇童子祠八幡以下八王子末社 ○八王子祠
- 社宮司祠 ○愛宕祠 ○若宮八幡祠
- 羽黒祠八王子以下並三宅村 ○正一位八王子祠牛頭天王神明同殿 ○富士祠並三行村
- 若宮八幡祠 ○住吉祠 ○熊野祠並久知野村 ○正八幡祠
- 牛頭天王祠 ○熊野祠並若宮同殿 ○春日祠若宮同殿 ○天満祠
- 稻生祠八王子同殿 ○若王子祠 ○十二社祠 ○牛頭天王祠
- 梵天王祠 ○白山祠並上野村 ○牛頭天王祠一色村
- 大寶天王祠稻荷同殿 ○波利權現祠並重村 ○牛頭天王祠中別保村
- 宇佐八幡祠二 ○天満祠 ○天神祠並赤部村 ○土御前祠並濱田村
- 牛頭天王祠八王子同殿 ○天神祠 ○六所明神祠
- 住吉祠 ○山王祠 ○天満祠

山川

○八王子祠 ○若宮權現祠並款原村 ○熊野祠福徳村
○大梵天王祠神明春日八幡同殿獅子一頭 ○八王子祠神明稻荷同殿並中野村

○栗真山 【藻籬草】曰、くるまの山。伊勢按、今所在つまびらかならず。

○赤元山 按、上野町の上方にあり。
○石山洞 按、楠原村の西南にあり、巖洞に觀音大士の像を刻し、本郡の壯觀なり。

○豊久野國野 【神鳳抄】曰、奄藝郡豊久野御厨 按、鷹野尾村と野崎村との中間にある曠野是なり。十日通る豊國野、七日通る長野繩手、三日に渉る三渡の俗談を傳ふ。

○誕生水 按、三宅村にあり、古老相傳ふ、僧夢窓牛誕の日に浴す、故に名く。
○春日神水 按、徳居村春日の社地にあり。
○白子濱 【長久元年歌合】曰 躬 恒 月影もしろこの濱のしら貝は、浪もひとつに見へ分ぬ哉
按、【朝野群載】に、東白子の濱を限ると云是なり。又此濱

- 八幡祠 ○稻荷祠 ○熊野祠
- 富士祠 ○愛宕祠並黒田村 ○牛頭天王祠
- 八王子祠 ○石神祠並高佐村 ○八王子祠祇園稻荷同殿
- 立藏權現祠 ○天神祠並粉川村 ○末木天王祠神宮同殿
- 大梵天王祠稻荷八王子同殿 ○天照大神祠熊野同殿並白塚村 ○八王子祠大梵天王鈴鹿御前同殿
- 末木天王祠權現八王子稻荷同殿 ○正一位天満祠川北 ○天王祠八王子同殿
- 今井 ○若宮八幡祠 ○天王祠並山室村
- 明神祠 ○八大王子祠平野村 ○大梵天王祠八王子同殿
- 山神三〇並大津部田村 ○牛頭天王祠八幡八王子石神神明同殿 ○一宮祠大神宮春並大古倉村 ○八幡祠
- 山神二〇並上津部田村 ○西宮祠八王子同殿 ○熊野祠
- 仁天八王子祠 ○熊野祠 ○若宮八幡祠愛宕同殿 ○一宮
- 富士祠 ○若宮八幡祠以下並羅田村 ○八王子祠並山田井村野田村小野田村共祀
- 天神祠 ○八王子祠 ○松齡八王子祠 ○若宮八王子祠
- 御厨八王子祠 ○八幡祠並山田井村 ○八王子祠權現同殿 ○八王子祠野田村
- 明神祠 ○若宮八幡祠 ○天王祠二
- 大梵天王祠三 ○天白天王祠三 ○殿宮二
- 天神祠並鷹野尾村 ○牛頭天王祠八王子同殿 ○若宮八幡祠
- 正八幡祠並桶平屋村 ○天満祠 ○八方天王祠並林村
- 威徳天神祠中羅村元和元年勅請 ○天満祠羅原村

(浦の鼓)

浪の音鼓を打に似たるとして、鼓の浦とも云。

○別保浦 【古今著聞集】曰、伊勢國別保といふ所へ、前刑部少輔忠盛朝臣くだりたりけるに、浦人日々に網を引けるに、ある日大成魚のかしらは人のやうにて有なから、ははこまかにてうをにたかはす、口さし出て猿ににたりけり、身はよのつねの魚にて有けるを、三喉ひきいたしたりけるを、二人してにひたりけるが、尾なをつちにおほくひかれてけり。人のちかくよりければ、たかくおめくこえ人のことし、又なみだをながすこと人にかはらす。おどろきあざみて、二喉をば忠盛朝臣のもとへもて行、一喉を浦人にかへしてければ、浦人みな切くらいてけり。され共あへてことなし。そのあぢはひことによりけりとぞ。人魚といふなるは、これていの物なるにや。按

○白塚浦 按、俱に一面の東海なり。

○越知川 按

○部田川 按

○祓川 按、【朝野群載】稻生の神領、西は國府の東祓川を限ると云。本社を去ること北七八町にあり、祭禮の時禰宜祠官今に至て此川に祓除す。今細流の末を堰て寺家・白子等の田に瀧く。

○井手川 按、【朝野群載】稻生の神領、南井手橋の南畔を

限ると云。本社を去ること南廿五町、徳田村の南に井手川あり是なり。

三國地志卷之二十九 終

三國地志卷之三十

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國奄藝郡

關梁

○白子驛 按、町あり旅店なし、客舟の輻湊する所也。

○上野驛 按、【神鳳抄】に上野御厨と云是なり。

○窪田驛 按、【神鳳抄】に御厨見はる。

○楠原驛 按、【神鳳抄】鈴鹿郡に載す、今更て本郡に移載す。已上四驛神宮參詣の小路なり、俗伊勢街道と云。

殿舎

○白子館 按、紀藩より置く、處。

陵墓

○分部光定 按、分部家の始祖若狹守に任す、永祿七年十

一月十九日卒す。一葦院月心自得と號す。

○分部光恒墓 按、與三左衛門尉に任す、某年卒去年八月十六日卒す、松雲院月江淨園と號す。

○分部光高墓 按、左京亮に任す、永祿十二年三月十六日卒す。聚寶院桃谷淨源と號す。

○分部光嘉墓 按、左京亮に任す、慶長六年十一月廿九日卒す。香徳院華林榮公と號す。

○分部光勝墓 按、忠兵衛と云、慶長三年四月廿九日卒す。桂芳院昌岩久公と號す。

○分部光宗墓 按、民部丞と云、文祿二年十一月十九日卒す。蕙岩壽芳と號す。光定の男

以上上野町圓光禪寺の境内にあり。

梵刹

○龍源寺

○青龍寺

○悟眞寺 眞又作心 並白子町

○子安觀音 【薩戒記】曰、應永卅三年十二月十五日甲戌、天晴、頭中將隆夏朝臣來臨、被示云、伊勢國白子觀音寺、可爲御祈願所之由、可遣御教書之由、以三條中納言公保卿被

○唯心寺

○道場三

○光明寺

○林昌寺

仰下、件書様依不審、相尋按察大納言資家卿之處、院宣之舊案被注送之旨如此、此内如了簡可注給者、件舊草云

甲斐國法善寺、宜爲御祈願所、奉禱寶祚無疆者、院宣如此、悉之以狀、

明德二年九月十日按察使判奉

寺僧等中

以右趣都護被斗示之旨如此、

伊勢國白子觀音寺、宜爲御祈願所、奉禱寶祚無疆者、天氣如此、悉之以狀、

應永卅三年十二月十三日左中將判奉

寺僧等中

予案、事理趣被仰下御祈願寺之條、如何、於院宣者可相違之事也、於公家御祈禱者、若可爲給旨歟、然而近日之儀、只可被存略儀之由、指南了、仍今度如右書遣之云、

當寺宜爲御祈願所、奉祈

玉體安穩者、於此句者可任人、也、或實許無疆歟、

年月日左中將判奉

伊勢國白子觀音寺供僧等中

若如此可書之歟、爲後者惣注之、

按、本尊白衣觀音、聖武天皇の御宇淡海公の建る所なりと云。本國の土俗巡禮佛の一にして或は子安觀音と稱して尊崇す。

- 西方寺
- 專照寺
- 神樂寺
- 成泉寺
- 福樂寺
- 南陽寺
- 慶岸寺
- 德善寺
- 眞昌寺
- 觀音堂並秋永村
- 道場並越知村
- 樂師堂
- 近縁寺
- 誓言寺
- 觀現寺
- 眞照寺
- 長善寺
- 福壽寺
- 正因寺觀音寺以下白子寺兼村
- 道場二並磯山村
- 慈恩寺
- 木照寺
- 善性庵
- 道場三並稻生村
- 榮正寺
- 地藏堂
- 安誓寺
- 了性寺中瀬吉村
- 盛田寺
- 正覺寺
- 春性寺
- 西念寺
- 講堂並御蘭村
- 光善寺並德居村
- 琳勝寺
- 蓮生寺並三岩村
- 安正寺
- 明福寺神田村
- 極樂寺
- 西光寺
- 福田寺
- 正念寺
- 西光寺
- 西庵並德田村
- 樂師堂
- 正覺寺
- 海端寺
- 大樂寺並郡山村
- 誓覺寺
- 眞藏寺
- 妙福寺
- 正樂寺長法寺村
- 西福寺
- 淨泉寺

- 淨見寺
- 福徳寺
- 圓光寺並山松
- 光勝寺
- 寂勝寺
- 道場二
- 正法寺
- 慈教寺
- 本昌寺景重村
- 慶運寺
- 觀音堂並深田村
- 西元寺
- 寶幢院並北黒田村
- 淨光寺
- 樂師堂
- 立福寺
- 眞福寺
- 西念寺並久知野村
- 長壽院並三行村
- 淨界寺
- 信光寺
- 本福寺
- 聖三寺並大別保村
- 松林寺中瀬村
- 松林寺中瀬村
- 意智院
- 淨光寺
- 高田道場
- 蓮徳寺
- 隨宅寺
- 妙光寺

○誓教寺並高佐村 ○善行寺 ○極樂寺
○道場 ○觀音堂並粉川村 ○大圓寺中山村
○長安寺 ○薩摩寺 ○東海寺
○樂師堂 ○信行寺 ○萬年寺並白塚村
○專稱寺町屋村 ○慈光寺 ○法藏寺並田畑村
○觀音寺今井村 按、本尊十一面觀音、本國の土俗巡禮佛の一。
○淨安寺今井谷村 ○金剛寺 ○久善寺並川北村
○專修寺 按、大永年中眞惠法印の建る所なり。法印は親鸞九世の孫、定顯の眞弟にして、下野國高田山の正統たりしが、法義を弘むるの志を起し、諸州經過して本國に移り、三重郡小松村に暫く居住ありしが、舊領主後藤氏と其間よからず、夫より鈴鹿郡原村に移り、此地もまた心に満ず、終に一身田村に寓して一宗の基を開き、文明十年後土御門院の勅を奉て祈願所となり、野州の高田と共に住職を兼尤規模とす、建治より元和年中に至て數章の舊案あり。

- 明覺寺
- 深正寺
- 勝久寺
- 成願寺
- 仲福寺
- 西源寺
- 一乘寺
- 光蓮寺
- 淨運寺並上津
- 勝樂寺並大古曾村
- 眞樂寺
- 昌禪寺
- 託緣寺
- 積善寺並大部田村
- 西信寺
- 正福寺
- 安親寺
- 正念寺並深田村

- 空也堂坂部村 按、空也異形の木像、八股の鹿角あり。
- 千福寺
- 常樂寺
- 實相寺
- 光明寺
- 道場並山田井村
- 長久寺小野田村
- 長泉寺
- 法流寺
- 大元寺
- 地藏堂並野田村
- 千福寺野崎村
- 福泉寺
- 願正寺
- 眞念寺並山室村
- 安樂寺
- 圓光寺
- 豐久寺錢掛山
- 西圓寺
- 林昌院
- 圓立寺
- 長泉寺並野尾村
- 盛福寺 按、眞盛筆跡の尊號あり。
- 慶雲寺
- 專念寺
- 西念寺
- 長福寺盛福寺以下並福平尾村
- 閑翁寺
- 眞善寺
- 林德寺 按、彌陀・大日・聖觀音・毘沙門・廣目の古佛あり。
- 觀音寺 按、觀音・彌陀・釋迦・大日・聖觀音・毘沙門・廣目の古佛あり。
- 藥師寺
- 普門寺閑翁寺以下並林村
- 新立寺中難村
- 淨蓮寺
- 蓮華寺
- 明林寺並福原村
- 光善寺蘇原村
- 常福寺
- 醫王寺並福徳村
- 慈眼寺
- 淨泉寺並中野村

古蹟

○不斷櫻 【手鑑】曰、春の頃白子といふ所に罷ける、彼所に不斷さくらと有ける元にて。 堯 惠
ときわかすつねに櫻のかとに來て、花になへてのなかもする春
又或記云、
冬咲は神代も聞ぬ櫻哉 宗 祇
花といへば葉さへ冬なき櫻哉 宗 長
後に見む春は外にも櫻哉 紹 巴
按、寺家觀音寺疆内にあり、四時花葉あり、故に名く。此寺上世回祿のとき、其灰中より此櫻生す。稱徳天皇叡聞あつて、禁闕の南庭に植させ玉ふ處に、一夜に枯木となる、あやしみ思しめし此土に還し玉ふに、舊の如く繁茂すと云。不斷櫻と云風謠あり是木工左衛門白子某が作る處なり今青龍寺に實生あり。當領主紀大守不時櫻と更名すといへり。
○夢窓櫻 按、三宅村にあり、國師愛する所の木、故に名く。
○錢掛松 按、鷹野尾村豐久野にあり、松の名によりて俗談あり。又松を以て豐國野尊となし、往人幣物を掛けて拜すと云。元古は朽て今存するものは、吾先侯大輪廟、放鷹野

の時、命ありて是を植る。

○腰掛松輪松 按、別保村の海邊にあり、樂阿彌と云狂人腰をかくる故に名く。一説一休薦僧となつて遍歴のとき、樂阿彌と革名してここに來り、此木にこしをかけ尺八を吹きしとも云。

○華林松 按、上野村田間にあり、華林は舊領主分部光嘉の法號にして是其火化地なりと云。

○土岐軍場 【南朝紀傳】曰、南朝正平廿四年北朝應安二年にあたる 秋九月、北畠内大臣顯能公の兵と、土岐大膳大夫か兵と、伊勢國に於て合戦、土岐か兵廢軍、顯能公三重郡所々の城をせめとる。

【椿葉記】曰、このしはすに、南方の御叛反、伊勢國司打出て、土岐の與安と、合戦する處に、國司打負て、やかてうたれぬ、其首宮こへのほりて四塚に懸らる。按、今野崎村の西に、俗土岐殿百塚と云古墳數多あり。相傳ふ昔濃州土岐某、當國へ亂入のとき、此野原戰場にて、軍兵百騎はかり討死し、其骸を埋みけると云。

○土岐殿塚 按、家所日向田村の地にあり、又淵あり、夫婦淵と云、是土岐夫婦家所氏を頼來しを、こゝにて殺すと、郷人言傳。歌「さしむかふひなたまはゆきめうとぶち深きちきりを底にのこして」亦云窪田村の西に松の古樹あり、此

塚なりと、孰か是なることをしらす。

○野中塚 【童蒙抄】曰、昔伊勢國あふきの郡にはへりける人の、深山に入て鹿まちはへりけるほとに、風吹雨ふり氣色た、ならすして來ものあり、形黒して長たかし、目はてれる星のことくして、いなつまの光に似たり。獵師是を射てあてつ、其後風雨やみてかへりぬ。夜のおくるま、に、血の跡につきて尋いたる、遙かなる山中に、すこしはなれて野中に塚あり、其内にいれり。其塚の前に神女ありて、此れうしをまねく、すなはちゆみにやをはけてす、みよる、神女をそる、氣しきなくていはく、汝かいたりつるものは、此つかにすむ鬼なり、われこのおににとられて、年來つかにすめり、汝此鬼をころすへし、こゝにれうし柴をかりて、其塚のくちにいれて、火をつけて焼ころしつ、其後この神女を具して家にかへりぬ。相任事三年になるに、れうしとみさかへぬ。又兒一人をうましめたり。其時此おとこ白地にあるきけり、其儘に此女うせぬ。歸來て見るに、女は無く兒一人あり、泣悲しむて尋行けと、行方を不知、しはらくありて此兒又うせぬ。彌泣悲しむほとに、此女の常にいたりけるところをみるに、三輪のやまもと、すきたてるかど、ばかり、かきつきたり。其によりて大和國に尋いたりて、みはの明神の社に參て、この女にあふへきよしを祈り申ほとに、その

やしろの御戸をおしひらきてみえ給ふ、兒も同みゆ。此おとこ志の切なる事を見て、其にちかひて神になれりと見へたり。これによりて、その神の祭をば、伊勢國あふきの郡の人のおこなふなり。それよりしるしのすぎとは云なるへし。諺にいはく、鬼に神とらるといふは是也。

按、三輪の事は舊史に詳にして、女神にあらず。【稻生社傳】に、西宮は三輪明神を祀り、地主姫神豊宇賀能女命同體なりと云。此説によりて考るに、稻生山より少し離れて三十歩ばかりの岡原あり、其地に小祠あり、俗呼て上墳祠と云。是往昔鬼の首を埋む處也と云ふ。蓋し此事歟。【綺語抄】云、或説むかし三輪の明神、すみよしの明神にすてられて、よみ給へる歌にいはく、戀しくはきてもみよかしちはやふる、三輪の山もと杉たてるかと、【袖中抄】云【童蒙抄】の説には、女神ときこゆきはめて不審なりといへり。

○廢六大院 【宗長道之記】曰、窪田六大院より發句所望に、す、か山いろくゝになる心かな。此院の御本尊觀音の心にやと云。

按、窪田村に遺址あり、天神の小祠を祀る。今津觀音寺の境内に移して、大法院と革名す、是なり。

○信田長者宅址 按、秋永村にあり、此長者護持佛とて、河

に大寺あり、今廢す。此ことなるか未だ詳ならず、記して後の考を俟つ。

土産

製造附

○麴線

○衣文模フシヤカ、並白子村

氏族

○白兒黨 【太平記】曰、平家方より、伊勢國の住人、古市の白兒黨と名乗て、眞先に進てよせ來る。

【源平盛衰記】曰、平家方より、伊勢國住人、古市の白兒黨とて、さゝめきて押寄たり。宮御方より、渡邊者共、省・授・與・列・競・唱・清・濯と、名乗合て散々に射る、白兒黨に先陣に進戦ける内に、三人共に赤威の鎧に、赤注付たりける武者、馬を射させて、川中へはね入られて、浮ぬ沉ぬ流て宇治の網代による、秋の紅葉の龍田川の浪に浮くに異ならず、網代に懸て弓管を岩のはさまにゆり立て、希有にしてこそあかりけれ、源氏これを見て、

白兒黨皆火威の鎧きて、宇治の網代に掛りけるかな

○白兒木工左衛門 【雜々拾遺】曰、白子木工左衛門といふ

曲郡河田村本立寺本尊とす。其添文に長橋中將信太長者と云。未だ其詳なることを知らず。

○夢窓宅址 按、三宅村にあり、俗國師屋敷と稱す。又兒童の時の居地とて、御曹子山と云處あり。

○上野城 【信長記】永祿十年曰、上野城に五萬石を指添、織田上野介殿に被遣。

按、上野介臣左京亮分部光嘉、中山の堡を轉して初て當城を築き居守す、其後廢す。

○中山堡 按、事上に見えたり。

○三宅堡 按、三宅駿河守居守。其男權左衛門繼て守る。

○林堡 按、林民部少輔居守。天正十二年上野介織田信兼領し、其男民部萬石其後廢す。

○廢延應寺 【親長記】曰、文明五年二月十二日、晴、伊勢國栗真莊内延應寺事、被成武家若公之祈願所畢、同者爲勸願寺之由、可被下勅裁之由、大房菴荆叟座元望畢、奏聞畢、爲御料所之内間、有限課役等、自然申請勸裁、有及難澁事歟、可尋云、仰之趣也、無其儀之趣出請文學、重奏覽仰之、此上者不可有相違云云、仰元長書遣勸裁畢、

按、栗真は白子の別名にして、其邊に今圓光寺あり。彼寺に藏す處の舊案に、寺料栗真莊云の文あり、しかれば、延應は圓光のことなる歟。亦圓應寺と云村あり、彼の處

もの、歌學に達して滑稽の利口者なり。天正年中織田信長公の三男三七信孝、めしよせられ、師としてあさゆふ狂歌をもてあそびたまふ。後白子は文武の道くからず、しかも辯説流水のことくにて、每席奇妙の句を作るゆへ、信孝別して不便利給へり。諸大名もてはやして、折々俳諧興行しけり。羽柴秀吉播州三木の城をかこみ、赤松か氏族別所長治を退治の悦として、白子播州へ下向す、秀吉はなはた感悦し、やがて對面し給ふに、白子かこまつて、

はりまなる三木赤松を切すて、

羽柴ぞ山の太木となる

秀吉をはしめ、數萬騎の士卒、喜感してははらく鳴りやまず、羽柴秀吉手つから酌して酒を給りぬ。逗留數日の後、さまくの引出物を得て、本國に歸る。此外白子木工左衛門か、滑稽のほまれあまた世間の人口にあり。

按、此事【良政が記】及【北畠物語】にも載たり、是白子の産にして、蓋し白兒黨の餘胤なる乎。

○稻生氏俊 按、因幡守に任す、稻生村より出る多氣國司に屬して安保攝津守・鳥屋尾石見守・津田小掃部助等連署の舊案あり。一説左衛門尉稻生兼顯・同雅樂頭・同勘解由左衛門尉・同五左衛門・同與四郎是弓削氏にして、守屋大連の末孫和田五郎兼通後胤なりと云。又稻生家傳説に、稻生氏

は功部氏にして和田豊前守末葉、稻生縣に住して稻生三郎兵衛盛貞と云。其男藏人貞光、信長伊勢發向の時、織田家に屬し戦功あり。其男對馬守貞直、次て織田家にあり、後蒲生家に仕へ、致仕して帶刀と更め、松平忠知に仕へ病死すと云。

僧侶

○夢窓 【五燈會元續略】曰、臨濟宗高峯日禪師法嗣、日本國兜率院夢窓疎石國師、姓源氏勢州人、宇多天皇九世孫、母禱觀音、夢吞金色光而孕、暨長給死屍九變相、獨座觀想、知色身不異空花、慨然有求道之意、十八爲僧、夢遊中國疎石石頭二刹、一麗眉僧持達磨像授之、既寤曰、洞明吾本心者、其唯禪觀乎、初謁無隱範、次謁一山寧于相州、曰、我宗無語句、亦無一法與人、師曰、願和尚慈悲方便開示、山曰、本來廓然清淨、雖慈悉方便亦無師、疑悶無聊、見佛國高峯日公、扣請如前、峯曰、一山云何、師述其問答、峰厲聲唱曰、汝何不道、和尚逗漏不少師於言下有省、辭歸舊隱、常牧山一夕坐久、偶倚壁忽然仆去、豁然大悟、有等閑擊碎虛空骨之句、求峰印可、峯曰、西來密意汝今已得、善自護持、卓菴濃州諸刹、國王命師領南禪天龍等處、王妃延入宮中、執弟子禮問道、賜號正覺加心宗普濟之

號、且遺以手書、其略曰、道振三朝、名飛四海、主天龍席、再轉法輪、乘佛祖權、數擢魔壘、師以年高隱退、尋示寂、按、夢窓三宅村より出る、初の名智囃後疎石と云、天龍寺を開基し、觀應二年九月晦寂す。

○眞惠 按、親鸞九世定顯眞弟、大僧都法印に任ず。專修寺を開基し、永正九年十月廿二日寂す、七十九。

○應眞 按、眞惠眞弟權僧正に任ず。母は加州富樫氏女、天文六年五月二十五日寂す、四十八。

○堯惠 按、應眞眞弟大僧正に任ず。實は飛鳥井雅綱卿男、慶長十四年正月廿一日寂、八十三。

○堯眞 按、堯惠の眞弟權僧正に任ず。近衛時嗣公猶子、母は兵庫介乙部藤政女、元和五年九月廿日寂す、七十三。

○堯秀 按、堯眞眞弟、前大僧正に任ず。近衛信基公猶子、母遠江守信清女。

○堯朝 按、堯秀眞弟、權僧正に任ず。近衛信尋公猶子、母兵部少輔古田重勝女、正保三年八月廿二日寂す、三十二。

三國地志卷之三十一 終

三國地志卷之三十一

伊州司城 藤堂元甫修

伊勢國阿濃郡

城邑

○安濃津城 按、弘治年中伊豆守細野藤充初て築き、永祿十一年其男九郎右衛門尉繼で此にあり。天正十一年上野介織田信包、包或作兼、信長弟、秩五萬石、未開記作、上野介信長、或穴津中將、或穴津少將。城主となり。同十二年信包長野氏の子となり、上野城へ移り、細野藤敦又此にあり。同年又信包、或左近、富田知信、秩七、に移る。其男信濃守信高幾くならずして、豫州宇和島へ得替し、慶長十三年東照宮の命に依て、吾先侯寒松廟豫州今治より、此に封じて城主となる。伊賀全州伊勢の地若干を食、台廟の世元和五年大和・山城の加封を受たまひ是より以降世襲。

郷名

○建部和名本介、倍今廢 【惣國風土記】曰、安濃郡建部郷、戸或竹、公穀六十三束、二字六毛田、假粟二百六十九三畝半園田。

【神鳳抄】曰、安西郡建部御廚。

按、今此名亡ぶ、【風土記】に、東は建部浦を限るといへるをみれば、八幡浦邊のこと、みゑたり。八幡の相殿に建部の神あり、是本郷の神なる歟、後世佳吉と稱、又溝淵の社の上、梁文に、武部郷雲林院村とあれば、是【神鳳抄】に云る安西の字義に合するか。

○村主和名須久、利今廢 【惣國風土記】曰、安濃郡村主郷、公穀三百四十三束三畝七字五毛田、假粟百九十三丸六園田。

【神鳳抄】曰、阿濃郡村主郷、按、今村名に存す。
○内田和名宇和、多今廢 【惣國風土記】曰、安濃郡内田郷、公穀三百六十束、假粟百九十二丸二園、按、今村名に存す。

○英太和名阿加、多今廢 按、所在詳ならず。
○跡部和名阿止、倍今廢 按、今村名に存す。
○長屋和名奈加、倍今廢 按、【神鳳抄】に安西郡長屋御園あり、所在詳ならず。

○石田和名伊波、多今廢 按、今村名に存す。

○驛家 按、阿濃驛是歟。

○點縣和名加、多々々 按、點縣は點々にして今片田に作る。
已上【和名鈔】に出る所なり

村里

○塔世神風抄 按、御園神鳳抄に見はる。
 ○津興 按、御厨神鳳抄に見はる。
 ○岩田和名抄 按、御厨神鳳抄に見はる。
 ○乙部 按、御園神鳳抄に見はる。
 ○中川原
 ○下部田神鳳抄 按、御厨神鳳抄に見はる、亦上津岡を載す。今岡あり峯路と云、部田三郷あり、二郷は奄藝に屬す、部田は濱にして共に海邊なり。
 ○古川 刑部神鳳抄 ○半田
 ○神戸 按、神鳳抄【延曆儀式帳】倭姫命世記等に出る。
 ○野田 按、御厨神鳳抄及神宮雜例集に見はる。
 ○南河路 ○北河路 ○神納
 ○納所 野府記曰、奉安濃郡大政官符民部省、應以伊勢國安濃郡奉加寄大神宮事、右内大臣宣奉勅件一郡、宜加寄彼大神宮者、省宜承知、依宣行之、仍須件安濃郡官物官舎之類、准弘仁八年十二月廿五日格行之、奉行之、權左中辨菅原史天祿四年九月十一

日

【安東郡支配沙汰文】曰、元徳元年己巳安東郡權專當方御田供用、御糶・大餅・小餅等收納、并宮中奉納以下、方々支配沙汰之次第、
 一當時宮中注進之分、本御田名付、丁部等、名字事、合宮中注進之分一町、但此内五段半供用御田也、餘四段半、新加半、坂丁部鶴三郎所、加半、丁部河路宮内、新加半、井與破、丁部中跡部半四郎、新加半、丁部河路右若四郎、新加半、森前一、丁部跡部宮内允、新加半、古神、丁部同、新加半、鳥加部大餅、丁部納所金次郎、新加半、鳥加部、丁部藤三郎、新加半、野、丁部納所若大夫入道、新加半、比津、丁部納所松三郎、新加半、本、丁部金輪乙石四郎、新加半、本、丁部金輪閑王六郎、新加半、導師、丁部納所勾當、新加半、深、丁部納所道海房、新加半、見、丁部納所乙四郎、新加半、平田、一名多毛、丁部押加部刑部入道、新加半、多毛石藏、丁部同刑部入道、新加半、古、丁部彦三郎、新加半、古、丁部文三郎、本加半、赤、丁部納所左近允、已上一町也、此内五段半、宮中供用備進之御田也、殘四段半、内一段半、漕、丁部船所料、田船賃用立之、又號直一段半、在地直會祓糶料所、又號兼一段半、宮中直會祓酒肴、并方々江所進酒肴料被置之、
 一除御田分、本加半、世古、丁部孫次郎、本加半、堀、丁部納所左近允、新加半、堀、丁部納所若大夫入道、新加半、堀、丁部押加部刑

部入道、本加半、藤、丁部金輪秋太郎、新加半、氣字志一、丁部納所忍阿彌陀佛、新加半、赤、丁部納所忍阿彌陀佛、新加半、靈森口開、丁部納所忍阿彌陀佛、已上四段、此内二段者、此外專當分田一段、新加半、井手新加半、兩所一段、御田前々專當が爲由來之間、相互爲無當職違亂、雖爲專當分田、彼由來德阿彌陀佛名五後家方、所避渡之也、若不慮彼由來爲當職之時者、彼分田一段者、當方可知行之由、亡父氏光神主被契約畢云云、
 一寄御田名字、并御糶員數丁部等名字事、合新加半、古河、氣字志御田、本田之役勤之、
 丁部納所忍阿彌陀佛、半九子、一、丁部同忍阿彌陀佛、新加半、堅田、
 守入道寄進之御糶時は子息職人入道許へ大餅寄進す一故也、
 丁部金輪次郎、半、靈森御糶三斗一升、彼是四斗二升、丁部幸徳、
 三郎、半、古神、御糶四斗、丁部結縁寺橋爪右衛門次郎、糶二斗、
 一、升、丁部土與熊大夫入道、一段、久津、糶六斗一升、丁部下、
 次郎、糶二斗四升、丁部か野垣内左近允、糶一斗一升、丁部結縁、
 寺右衛門入道圓覺、糶一斗一升、丁部同右衛門入道、半、糶木糶、
 二斗三升、丁部德阿彌陀佛後家、糶一斗、丁部津矢佐宇垣内、
 木糶半、
 糶一斗一升、丁部森鶴次郎、入道時垂見越中、糶二斗一升、丁部連、
 元徳二年岩田寺知行也、
 佛次郎、入道次男八郎、中田半、糶二斗一升、丁部千與石次郎、當時河、
 二郎知、蘆原半、代、糶二斗四升、丁部結縁寺大進房、
 一、神戶寄神田一町、字音木、別記但、音木、糶二斗一升、白米四升、神

斗二舛殘之、殘一俵余御器御倉五斗舛量之、號祓舛、前々此分無相違、又於公文所分之口舛、六斗者、或年舛量、或年以代錢沙汰上之、但代物之時米和市賣買を勸成之、

一宮中供用之御舛奉量之斗、與在郡御倉付奉納之舛高下量立事、

合以在地納俵一俵、宮中斗三斗合量也、在地納俵別三、宮中御舛納之斗、在郡御倉付御舛納之舛一斗一舛七合以、宮中斗量合之、一石量合之更無相違

一宮中御倉納御舛俵五斗俵也、斗量定以俵一俵者八合升定米四斗三升、出之云云、但有未進之時、以代錢沙汰之時、以彼勘定可致

一長御館納舛量之次第、但御館納舛以密御田、正納舛九斗、定也

一斗八舛彼是一舛八舛量之、但御舛俵四俵之内是家用舛、八合也

無相違、但彼量殘之時、自專當方酒肴送之、清酒二舛干魚一連也、無干魚之時、昔小海老四五具、用之長御館出納之先例也

一宮中供用御舛送文案、奉納日出納所大夫方進之厚紙一故書、進上、二

宮朝夕御饌料御舛事、合伍舛五斗者、私記依其年之既得、損亡員數可書載也

右安東郡權方、當年所當御舛進上如上、嘉曆參年十一月廿一日安東郡權專當守言上、

一常樂寺御田米、無牢籠之時、魚等所進之送文案、爲後日、長進分注之

進上、名吉十三隻、右任先例進上如上、

嘉元二年五月三日安東郡專當吉貞上、家子五段八殿并政所大夫方へ所進之分員數文章皆同前、後送文案進上、名吉參隻、右進上如上、

嘉元二年五月三日安東郡權專當吉貞上、關日記云、今日丁部字彌宜大郎名吉廿九隻持、來之間相前、後大郎於若菜女任送文案所進之了、

一每年正月專當之代官鑑取、職事又號、丁部每家令行之間、節餅居之、各二前宛居之云、一前別餅七、酒同盛之、

一每年十二月廿八日比、號節料鳥、但元三之響、山鳥雄一羽、長御館進之間、出納請取之云云、但近代檜垣東長官御時、依被

精好、雉雄一羽造之、儀也

一在地御倉付之時、御舛納之舛勢寸法事、弘六寸、深二寸五分也、鐵尺定中寸、高納在之舛上居程爲限、

按、右は元徳元年安東郡の神領權專當神主盛光、支配沙汰文也。是今の納所村の御田の古式なり。古所謂丁部今正方九人權方二十一人あり。古は正專當、權專當二人ありて、此事を掌り、常は山田に居住し、御神事の時本郡に來りつとむ。今に至て外宮檜垣家の支配なり。正專當の書は今絶て傳はらず。今沙汰文にあぐるところの名目、後世解しがたきものあり。且御田の字、今諸村の地名に遺るもの、十に七八、繁雜なるを以てこゝに略し、別に汰汰文解義作る。所謂毎年正月專當之代官云云の古式今亡ぶ。但し

例年十一月十二日の御田御神事に、檜垣家より長尾某を

禰宜代として、納所村に來らしむ、其下吏を鑑取と云。是古の遺式なるべし。今も御倉つけとて、霜月十三日御倉

堂にをいて御舛を量る、御米は十三日より十八日まで、これをはかる。御舛上貢の時、檜垣神主へ送文あり。御舛

は外宮子良館にて、朝夕の御饌とし、糯米は、兩宮元朝の御鏡餅となる。御米は檜垣家にて、年中の御供米とす。自

餘の故實、今存する者ありといへども、こゝに略す。

○安西郡御田 【安東郡支配沙汰文】曰、在閏月之歲、閏月舛代錢三百文、宮中出納所方進之、但此内正物二百五十文也、

殘五十文郡奉行之人長得分之、元應二年庚午閏六月之時三百箇口口、彼有秀渡之間五十文得分之云云

舛代者、西郡正權專當六百、文宛東郡正權六百、文宛出對之間、彼是一貫二百文之内、一貫爲正物、出納所、或時方進之、二

百文人長得分之云、件舛代錢、御田一段五十文宛、半二十五文宛、丁部之手專當取之、若對捍之時者、御舛納之時、納定一段之分一斗量取之、半五舛也、

按、安西郡の御田の字説亦上に同じ。今小舟・田端・粟加・分部・大塚・北河路・内田等の諸村、御饌米を以納所村へ

出舉し、あつめて檜垣家へ上貢すといへども、御田御神事の式にはあづからず。右六村の御田持の者、毎年霜月會聚の御田御事をつとむ。檜垣家より只太麻ををくるの

みにて、神官來ることなし。

○觀音寺 ○濫見或作志夫

○長岡 按、御厨【神鳳抄】に見はる。

○河邊 ○清水名泉出 ○跡部

○中跡部 按、舊郷名、

○一色 ○鹿毛神鳳抄作 按、御園【神鳳抄】に見はる。

○會根神鳳抄 【神鳳抄】曰、安西郡會根或會久松又云會禰

莊、

○太田 ○内田神鳳抄作 按、舊と郷名【神鳳抄】下内田御園又内田敷

地と云

○阿濃

【夫木集】曰 爲 家 宮人の花すり衣いそかなん、露に咲そふあの、萩

原

○栗原 ○荒木 ○岡本

○萩野 按、御園【神鳳抄】に見はる、【夫木集】の歌は此野

等のすさみにや。

○椋本 ○忍田 ○雲林院

○下川 ○中瀬古 ○勢野